

令和3年

会津美里町議会会議録

(含：決算特別委員会)

定例会 9月会議

9月1日開議～9月22日散会

会津美里町議会

令和3年会津美里町議会定例会 9月会議会議録目次

第1日 9月1日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開　　議　（午前10時00分）	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	6
○議案の上程及び提案理由の説明	7
○決算審査概要報告	11
○請願・陳情の常任委員会付託について	15
○決算特別委員会の設置について	16
○議案の決算特別委員会付託について	16
○散会の宣告	16
散　　会　（午前11時16分）	16

決算特別委員会第1日 9月1日（水曜日）

○出欠席委員	17
○説明のため出席した者	17
○事務局職員出席者	18
開　　会　（午前11時30分）	19
○開議の宣告	19
○認定第1号	19
○散会の宣告	19
散　　会　（午前11時52分）	19

第2日 9月2日（木曜日）

○議事日程	21
○本日の会議に付した事件	21

○出欠席議員	22
○説明のため出席した者	22
○事務局職員出席者	22
開議（午前10時00分）	23
○開議の宣告	23
○一般質問	23
堤信也君	23
根本謙一君	31
野中寿勝君	46
星次君	58
山内須加美君	69
佐治長一君	82
○延会の宣告	86
延会（午後4時36分）	87

第3日 9月3日（金曜日）

○議事日程	89
○本日の会議に付した事件	89
○出欠席議員	90
○説明のため出席した者	90
○事務局職員出席者	90
開議（午前10時00分）	91
○開議の宣告	91
○一般質問	91
石川栄子君	91
根本剛君	101
村松尚君	106
小島裕子君	115
横山知世志君	124
渋井清隆君	135
○散会の宣告	146
散会（午後3時57分）	147

第4日 9月6日（月曜日）

○議事日程	149
○本日の会議に付した事件	149
○出欠席議員	150
○説明のため出席した者	150
○事務局職員出席者	150
開　　議　（午前10時00分）	151
○開議の宣告	151
○報告第12号の議題、説明、質疑	151
○報告第13号の議題、説明、質疑	153
○報告第14号の議題、説明、質疑	153
○報告第15号の議題、説明、質疑	156
○報告第16号の議題、説明、質疑	162
○報告第17号の議題、説明、質疑	163
○報告第18号の議題、説明、質疑	166
○承認第10号の議題、説明、質疑、討論、採決	175
○議案第56号の議題、説明、質疑、討論、採決	178
○議案第57号の議題、説明、質疑、討論、採決	185
○議案第58号の議題、説明、質疑、討論、採決	186
○同意第6号の議題、質疑、討論、採決	204
○同意第7号～同意第13号の議題、質疑、討論、採決	206
○諮問第1号の議題、採決	210
○諮問第2号の議題、採決	210
○総括質疑	210
○議案の常任委員会付託について	214
○散会の宣告	215
散　　会　（午後　4時10分）	215

決算特別委員会第2日 9月7日（火曜日）

○出欠席委員	217
○説明のため出席した者	217
○事務局職員出席者	219
開　　議　（午前10時00分）	220

○開議の宣告	220
○認定第1号	220
○延会の宣告	277
延　　会　(午後　4時08分)	277

決算特別委員会第3日 9月8日（水曜日）

○出欠席委員	279
○説明のため出席した者	279
○事務局職員出席者	280
開　　議　(午前10時00分)	281
○開議の宣告	281
○認定第1号	281
○延会の宣告	303
延　　会　(午後　1時08分)	303

決算特別委員会第4日 9月15日（水曜日）

○出欠席委員	305
○説明のため出席した者	305
○事務局職員出席者	307
開　　議　(午前10時00分)	308
○開議の宣告	308
○認定第1号	308
○延会の宣告	349
延　　会　(午後　3時23分)	349

決算特別委員会第5日 9月17日（金曜日）

○出欠席委員	351
○説明のため出席した者	351
○事務局職員出席者	352
開　　議　(午前10時00分)	353
○開議の宣告	353
○認定第1号	353
○延会の宣告	369

延　　会　（午前11時27分） 369

決算特別委員会第6日 9月21日（火曜日）

○出席委員	371
○説明のため出席した者	371
○事務局職員出席者	372
開　　議　（午後　2時00分）	373
○開議の宣告	373
○認定第1号	373
○閉会の宣告	377
閉　　会　（午後　2時20分）	377

第5日 9月22日（水曜日）

○議事日程	379
○本日の会議に付した事件	379
○出席議員	381
○説明のため出席した者	381
○事務局職員出席者	381
開　　議　（午前10時00分）	382
○開議の宣告	382
○常任委員会委員長の報告	382
○決算特別委員会委員長の報告	386
○認定第1号の議題、討論、採決	386
○認定第2号の議題、討論、採決	387
○認定第3号の議題、討論、採決	387
○認定第4号の議題、討論、採決	388
○認定第5号の議題、討論、採決	388
○認定第6号の議題、討論、採決	389
○認定第7号の議題、討論、採決	390
○認定第8号の議題、討論、採決	390
○認定第9号の議題、討論、採決	391
○議案第54号の議題、討論、採決	391
○議案第55号の議題、討論、採決	392

○議案第 58 号の議題、討論、採決	392
○議案第 59 号の議題、討論、採決	395
○議案第 60 号の議題、討論、採決	396
○議案第 61 号の議題、討論、採決	396
○議案第 62 号の議題、討論、採決	397
○議案第 63 号の議題、討論、採決	397
○議案第 64 号の議題、討論、採決	398
○陳情第 4 号の議題、討論、採決	399
○日程の追加	399
○発議第 3 号の議題、説明、質疑、討論、採決	400
○発議第 4 号の議題、説明、質疑、討論、採決	401
○発議第 5 号の議題、説明、質疑、討論、採決	402
○発議第 6 号の議題、説明、質疑、討論、採決	403
○散会の宣告	404
散 会 (午前 11 時 35 分)	404

定例会 9月会議

(第 1 号)

令和3年会津美里町議会定例会9月会議

議事日程 第1号

令和3年9月1日（水）午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告（出席した会議等別紙のとおり）
- ②議長の提出物の報告（別紙のとおり）
- ③説明員の報告（別紙のとおり）
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案の上程及び提案理由の説明
 - 第3 決算審査概要報告
 - 第4 請願・陳情の常任委員会付託について
 - 第5 決算特別委員会の設置について
 - 第6 議案の決算特別委員会付託について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
4番	渋	井	清	隆	君	12番	根	本		剛	君
5番	堤		信	也	君	13番	山	内	須	加	美
6番	鹿	野	敏	子	君	14番	横	山	知	世	志
7番	鈴	木	繁	明	君	15番	石	川	栄	子	君
8番	星			次	君	16番	谷	澤	久	孝	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉	山	純	一	君
副町長	佐々木		吉	一	君
総務課長	國	分	利	則	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
会計管理者	原		克	彦	君
町民税務課長	児島		隆	昌	君
健康ふくし課長	平山		正	孝	君
産業振興課長	金子		吉	弘	君
建設水道課長	鈴木		明	利	君
教育長	歌川		哲	由	君
教育文化課長	松本		由佳里		君
教育文化課主幹	福田		富美代		君
代表監査委員	鈴木		英昭		君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和3年会津美里町議会定例会9月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を12番、根本剛君、報告願います。

根本剛君。

〔12番（根本 剛君）登壇〕

○12番（根本 剛君） おはようございます。会津若松地方広域市町村圏整備組合議会には、村松尚議員、佐治長一議員、私が選出されておりますが、報告は私のほうから6月定例会以降の議会報告を申し上げます。

去る令和3年7月21日午前10時より、臨時議会が開会されました。提出案件は、議案3件、報告3件であります。

まず、議案第9号 会津美里消防署新築工事（建築主体工事）の請負契約についてであります。これは、会津美里消防署新築工事に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。工事の概要は、会津美里消防署新築工事。工事場所、大沼郡会津美里町字宮里地内。工事内容、建築工事一式であります。契約の内容を申し上げます。契約の方法は制限付一般競争入札により、9社による指名競争入札であります。会津若松市の武田土建工業株式会社が契約金額5億5,352万7,700円で落札して、執行側提出のとおり、多少の質疑もありましたけれども、原案どおり可決承認されました。

続いて、議案第10号 会津美里消防署新築工事（電気設備工事）請負契約の締結についてであります。これも前議案9号と同様に、分離発注により電気設備工事を譲ったものであります。入札は制限付一般競争入札4社により執行され、落札者は株式会社目黒工業商会、請負金額は1億4,118万6,001円であります。これら等も質疑はなく、原案のとおり可決承認されました。

続いて、議案第11号 財産の取得についてであります。本契約においては、会津若松消防署城南分署配備の水槽付消防ポンプ車を購入するためであります。入札参加者は5名、落札者は会津消防用品株式会社であります。金額は7,183万円でございました。この議案についても質疑等なく、原案どおり可決されました。

次に、報告第2号であります。報告第2号は、令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般

会計継続費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、一般会計継続費繰越計算書について報告するものであります。中身については、令和元年度から令和3年度の磐梯町にございます沼平第3最終処分場整備事業についてでありますが、金額は20億5,811万5,600円であります。

続いて、報告第3号は、令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、一般会計繰越明許費計算書について報告するものであります。中身は、同じく最終処分場をやっている沼平第1浸出水処理施設北側法面積ブロック工事であります。金額は、2,879万8,000円でございます。もう一件は、新ごみ焼却施設整備・運営事業に係るアドバイザリー業務委託でございまして、金額は709万7,640円であります。

続いて、報告第4号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計継続費繰越計算書についてであります。地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、水道用水供給事業会計継続費繰越計算書について報告するものであります。中身については、令和2年度から令和3年度の随田・揚岐水管橋耐震工事事業であります。金額は、4,721万8,600円であります。

以上、報告3件は、報告どおり承認されました。

それで、別の報告であります。議会選出の件であります。去る6月3日、会津若松市選出の成田眞一議員の逝去に伴い、6月17日付で戸川稔朗議員が当組合の議会に提出されたという議長からの報告がありました。

以上で7月臨時会の会議の報告を終わらさせていただきます。

続きまして、令和3年8月17日午前10時より、8月定例会が本庁舎4階で開催されました。定例会の内容について申し上げます。

議会側提出案件で、選任第3号 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会常任委員会委員の選任についてであります。2年交代の申合せで常任委員会委員を改選するものであります。簡単に申し上げます。当町から選出された佐治長一議員、村松尚議員が総務消防委員会、環境衛生委員会には私、根本剛、さらに水道供給委員会、私、根本剛が選出されました。

選任第4号 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会運営委員会委員の選任についてであります。これについては当町より私が選任されたもので、報告申し上げます。

報告第5号は、監査の結果報告についてであります。これは例月監査の報告でございます。

報告第6号について申し上げます。報告第6号は、新ごみ焼却施設整備・運営事業等に係る事務の調査結果報告についてであります。皆様ご承知のとおり、この案件については議会の百条調査委員会が設置されたので、その調査報告をするものであります。詳しく申し上げますと、令和3年5月18日の臨時議会において、地方自治法で第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を委任され、付託された新ごみ焼却施設整備・運営事業等に係る百条調査委員会であります。報告書の中身

については、広域圏より当議会事務局にも報告書が提出されてありますが、私のほうから少々報告したいと思います。新ごみ焼却施設整備・運営事業について、会津若松地方広域市町村圏整備組合は令和3年5月18日に地方自治法の規定に基づく調査委員会を設置しました。本事業に係る調査委員会は、本事業に係る事業選定など、入札手続が中断するに至った理由、さらには各関係法令等に抵触するような行為、行動はなかったのか等、その真相究明に向けて調査してまいりました。執行側の整備組合によるさきの調査報告では、新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る事業者選定委員会委員の2名に対する石田議員の働きが認定されていたことが今般の委員会調査において分かり、さらにはその後の委員会調査において石田議員のさらなる働きが認定されたというものであります。また、石田議員と民間事業者2者による3者の一体性については、委員会の調査において石田議員は、会津若松市議会議員及び整備組合の複数の肩書の入った名刺を使用し、民間企業の営業活動に同行していた行動等による議員活動の範囲を逸脱しているのではないかという結論と、さらには入札等々のほうに施行者権限への侵害も認められるものであると認定されたものであります。以上のような調査結果が報告なされ、質疑応答が多少ありましたけれども、討論もなく、原案どおり報告は賛成多数により認定されたわけであります。以上であります。

次に、議案第12号 会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。これについては、さきの新型コロナウイルス感染症を指定感染症と定めておりましたが、今回の改正により、新たに新型インフルエンザ等感染症と改めるものであります。

続いて、議案第13号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出の予算総額を申し上げますけれども、補正額は9,283万5,000円で、補正後の額は87億4,878万4,000円でございます。歳入においては、前年度の決算上の剩余金から当初の予算額を差し引いた額、9,283万5,000円を繰越金に充てるものであります。歳出において申し上げます。歳出においては、地方自治法の規定に基づく決算上の剩余金の2分の1を下らない金額、8,000万を財政調整基金に積み立てるものであります。その他、職員人件費等の調整によって、多少の金額ありますけれども、主なものは8,000万円の積立金として設けるという事務局からの説明がありました。

議案第14号は、新ごみ焼却施設整備・運営事業建築工事請負契約の締結についてであります。本組合のごみ焼却の施設設備・運営等に係る資金を調達し、事業者が設計、建設工事及びその後の運営業務を一括して行うD B O方式によるものであります。契約金額を申し上げます。工事請負契約費であります、180億1,508万円であり、契約の相手方は川崎重工・フジタ・会津土建・梓・白井特定建設企業体であります。工期は、契約の日から令和8年3月2日までとするものであります。

それで、議案第12号及び13号については総務消防委員会に付託されまして、最終日の総務消防委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

先ほどの議案第14号は、新ごみ焼却施設整備・運営事業建築工事の請負契約についても環境衛生委員会に付託されまして、初日の午後に委員会が開催され、多少の質疑がありましたが、委員会は承諾

されまして、最終日に委員長報告のとおり、原案どおり可決されました。

続いて、議案第15号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業剩余金の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算に伴う剩余金を処分するものであります、金額は1億3,484万63円でございます。

さらに、報告第7号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算に基づく資金不足比率についてでありますが、資金不足については経営健全化基準を下回っておると監査委員からの審査意見書が提出されておりまして、資金不足がないという監査委員からの報告がございました。

以上、この議案第15号、報告第7号も水道供給委員会に付託されまして、最終日水道供給委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

続きまして、承認第2号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この承認は、先ほどと同様、消防総務委員会に付託されまして、最終日総務消防委員長の報告どおり、原案のとおり承認されました。

承認第3号 令和2年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算の認定についてでありますが、これらも水道供給委員会に付託されまして、最終日委員長報告のとおり、原案のとおり認定されました。

以上で定例会の議案を報告させていただきましたけれども、最後に追加議案がなされまして……すみません。追加議案の中身ですけれども、先ほど百条調査委員会の報告に関するものであります、決議案第1号 石田典男議員に対する辞職勧告決議がなされました。先ほど同様に、調査委員会の報告等により、追加議案として石田典男議員に対する決議案は、賛成多数により石田議員の辞職勧告決議案は採決されました。

以上で会津若松地方広域市町村圏整備組合の議会の結果報告をいたします。大変ありがとうございます。

○議長（谷澤久孝君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

13番 山内須加美君

14番 横山知世志君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君）　日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第12号から報告第18号まで、承認第10号、認定第1号から認定第9号まで、議案第54号から議案第64号まで、同意第6号から同意第13号まで、諮問第1号、諮問第2号の計38議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま宣言のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君）　おはようございます。本日、令和3年会津美里町議会定例会9月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告7件、承認1件、認定9件、議案11件、同意8件、諮問2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第12号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の公布に伴い、会津美里町個人情報保護条例及び会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、法律を引用する条項及び規定を整理する所定の改正を8月1日付で専決処分したものであります。

次の報告第13号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和3年5月31日に、町内字高田地内において、公用車を後進させる際に車両後方に駐輪していたオートバイに接触する自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金1万5,180円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第14号は、会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告についてであります。本件は、会津若松地方土地開発公社代表清算人から、令和2年度決算書、併せて同公社解散に伴う清算所の報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

次の報告第15号は、株式会社会津美里振興公社経営状況報告についてであります。本件は、株式会社会津美里振興公社代表取締役から、令和2年度事業報告及び決算、令和3年度事業計画及び予算に

ついて報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

次の報告第16号は、会津美里町一般会計継続費の精算報告についてであります。本件は、令和2年度に終了した新鶴小学校大規模改修事業に係る継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第17号は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてであります。本件は、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告するものであります。

次の報告第18号は、会津美里町教育委員会点検・評価の報告についてであります。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和2年度の会津美里町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果について報告するものであります。

次の承認第10号は、専決処分の承認を求めることがあります。本件は、財産の処分についてであります。令和3年7月28日に会津森林管理署において分収木の売買についての公売が行われ、その結果、分収金の額が1,297万1,200円となりました。700万円以上の財産の処分となり、議会の議決が必要となります。契約締結期限までに時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

次の認定第1号から認定第9号までは、令和2年度一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定についてであります。地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。なお、それぞれの会計の詳細につきましては、主要施策の成果に関する説明書のとおりであります。

まず、認定第1号は、令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額154億4,950万3,370円に対し、収入済額は151億5,062万8,955円、支出済額は147億1,179万2,257円であり、歳入歳出差引残額は4億3,883万6,698円であります。

次の認定第2号は、令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額24億8,335万6,000円に対し、収入済額は24億5,264万6,434円、支出済額は22億5,664万4,017円であり、歳入歳出差引残額は1億9,600万2,417円であります。

次の認定第3号は、令和2年度会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額30億9,850万9,000円に対し、収入済額は31億770万3,003円、支出済額は29億945万9,232円であり、歳入歳出差引残額は1億9,824万3,771円であります。

次の認定第4号は、令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額2億6,046万3,000円に対し、収入済額は2億5,901万8,216円、支出済額は2億5,857万9,935円であり、歳入歳出差引残額は43万8,281円であります。

次の認定第5号は、令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額2億2,735万7,000円に対し、収入済額は2億2,725万3,792円、支出済額は2億2,663万37円であり、歳入歳出差引残額は62万3,755円であります。

次の認定第6号は、令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額84万1,000円に対し、収入済額は83万9,568円、支出済額は68万3,328円であり、歳入歳出差引残額は15万6,240円であります。

次の認定第7号は、令和2年度会津美里町水道事業会計決算認定についてであります。収益的収入及び支出は、収入予算額が4億8,015万2,000円に対し、決算額は4億8,570万5,622円、支出予算額は4億3,782万2,000円に対し、決算額は4億954万4,917円であります。

次に、資本的収入及び支出は、収入予算額が1億1,062万9,000円に対し、決算額は1億1,049万6,127円、支出予算額は2億4,403万1,000円に対し、決算額は2億4,320万2,987円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,270万6,860円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の認定第8号は、令和2年度会津美里町下水道事業会計決算認定についてであります。収益的収入及び支出は、収入予算額が6億1,660万4,000円に対し、決算額は6億1,051万219円、支出予算額は6億1,508万5,000円に対し、決算額は6億575万4,567円であります。

次に、資本的収入及び支出は、収入予算額が3億4,355万円に対し、決算額は3億2,039万4,200円、支出予算額は4億5,700万1,000円に対し、決算額は4億2,884万6,098円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億845万1,898円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と引継未収金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の認定第9号は、令和2年度永井野財産区特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出予算現額18万円に対し、収入済額は17万7,647円、支出済額は15万1,400円であり、歳入歳出差引残額は2万6,247円であります。

次の議案第54号は、会津美里町立学校林設定に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、部分林の分収木売買に伴い契約の一部が終了したことから、所要の改正を行うものであります。

次の議案第55号は、会津美里町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例であります。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の公布に伴い、題名及び関係条文について所要の改正をするものであります。

次の議案第56号は、会津美里町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。本案は、会津美里町過疎地域自立促進計画が令和2年度で終了したため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする会津美里町過疎地域持続的発展計画について、活動地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第57号は、指定金融機関の指定についてであります。本案は、指定金融機関の契約期間が

9月30日で満了するため、会津よつば農業協同組合を指定したいので、地方自治法施行令第168条の第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第58号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,639万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億9,286万円とするものであります。

次の議案第59号は、令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,641万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,960万4,000円とするものであります。

次の議案第60号は、令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,776万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億3,806万7,000円とするものであります。

次の議案第61号は、令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,665万9,000円とするものであります。

次の議案第62号は、令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,004万2,000円とするものであります。

次の議案第63号は、令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,839万4,000円とするものであります。

次の議案第64号は、令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を160万3,000円減額し、収益的収入合計で5億9,580万3,000円とし、収益的支出の予定額を26万3,000円増額し、収益的支出合計で5億9,359万7,000円とするものであります。また、資本的収入の予定額を796万円減額し、資本的収入合計で3億1,191万9,000円とするものであります。

次の同意第6号は、会津美里町教育委員会委員の任命につき同意を求ることについてであります。本案は、本町教育委員会の委員の明田安弘氏が令和3年9月30日をもって任期満了となり、新たに山内一枝氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次の同意第7号から同意第13号までは、永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求ることについてであります。本案は、委員の任期満了に伴い、次期委員を選任したいので、地方自治法第296条の4第1項及び永井野財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

まず、同意第7号は、委員の任期満了に伴い、新たに東瀬和明氏を委員に選任したいので、永井野財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日までであります。

次の同意第8号から同意第13号までは、同意第7号と同様の理由により同意を求めるものでありますので、氏名のみを申し上げ、提案理由とさせていただきます。同意第8号、根本哲氏、同意第9号、蓮沼聰氏、同意第10号、齋藤仁氏、同意第11号、福田正伸氏、同意第12号、陽田和弘氏、同意第13号、星房吉氏を委員に選任したいので、永井野財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

次の諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本諮問は、現委員の斎藤雄一氏が令和3年12月31日をもって任期満了となることから、新たに赤井守氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次の諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本諮問は、現委員の菊地正人氏が令和3年12月31日をもって任期満了となります。引き続き、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

からは以上であります。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

○決算審査概要報告

○議長（谷澤久孝君）　日程第3、決算審査概要報告を議題といたします。

代表監査委員、鈴木英昭君、報告願います。

鈴木英昭君。

〔代表監査委員（鈴木英昭君）登壇〕

○代表監査委員（鈴木英昭君）　改めておはようございます。令和2年度の決算審査の概要報告を申し上げます。詳細につきましては配付されております各審査意見書のとおりであります。かいつまんでご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出決算及び基金の運用審査意見書をお開きください。1ページを御覧いただきたいと思いますが、決算審査につきましては7月29日から8月6日までの7日間実施いたしました。

審査の対象につきましてはここに記載されているとおりでございますが、従来の公共下水道事業、農業集落排水事業、個別合併処理浄化槽事業の各特別会計につきましては下水道事業会計に統合され、事業会計に令和2年度から移行をされております。

審査の手続につきましては2ページに記載されているとおりでございますが、審査の結果、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿、その他証書類等と照合精査した結果、誤りがないものと認

めます。

3ページを御覧ください。3ページは、審査意見の総括であります。（1）が一般会計及び特別会計の総決算額と前年度の比較、（2）は特別会計の各会計別の歳出決算と前年度の比較であります。おのおの説明をしてありますけれども、一般会計の歳入総額は前年度比31億6,768万1,000円増の151億5,062万8,000円であります。特別会計では、歳入で前年比6億4,011万5,000円の減、歳出でも6億5,344万8,000円の減となっております。冒頭申し上げましたように、従来の公共下水道関係の各特別会計が下水道事業会計に統合されたことによることが主要因であります。

4ページをお開きください。一般会計の決算状況でございますが、歳入歳出差引額は前年度比4,344万2,000円増の4億3,883万6,000円。実質収支は、前年度比5,554万3,000円増の4億551万8,000円。単年度収支につきましては、前年度比減でございます。3,251万4,000円減の5,554万3,000円。実質単年度収支については、前年度比3億5,066万2,000円増の6億1,914万6,000円ということでございます。経常収支比率については、前年度より2ポイント下がり、89.1%となっております。

5ページを御覧いただきたいと思います。一般会計の歳入歳出決算の状況でございます。まず、歳入の状況ですが、予算現額154億4,950万3,000円、調定額153万1,978万円に対しまして、収入済額は151億5,062万8,000円、予算現額に対する執行率は98.1%、調定額に対する収入率は98.9%となっております。

次に、一般会計の歳出の状況でございますけれども、予算現額に対して支出額は147億1,179万2,000円、95.2%、翌年度繰越額3億1,685万5,000円を加えた執行率修正してみると150億2,864万7,000円となりまして、97.3%となります。前年度は、96.8%でございました。

主な自主財源であります町税の収入済額は、前年度比7,440万9,000円増えまして17億414万7,000円。分担金、負担金については、1,384万2,000円ほど減りまして3,756万1,000円。使用料、手数料についても306万3,000円ほど減りまして、1億406万9,000円という状況であります。合わせますと1,696万5,000円ほど減少しております。

一方、不納欠損額でございます。前年度比685万8,000円減の166万6,000円。これは、過去5年間と比較しても大幅な減少となりました。2年度の決算で特筆すべきは、今年度初めて私債権であります住宅使用料7万6,800円につきまして時効の援用の申出があり、不納欠損処理を行ったことであります。

収入未済額につきましては、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入合わせて前年度比297万2,000円ほど減りまして、7,245万5,000円という状況になっております。

自主財源と依存財源の構成比率については、自主財源比率が前年度比7.4%ほど下がりまして、23.1%という結果でございます。

不用額につきましては、前年度比2,258万9,000円増えまして、4億2,085万6,000円。不用額につきましては、令和2年度特にコロナ禍の中で、結果として外部研修、会議等を含め、多くの事業活動が

縮小あるいは中止となるような例年にはない要因があり、そういうものも不用額の発生の一つの要因というか、原因というふうになっております。しかし、予算的には、毎年同じことを申し上げておりますけれども、減額補正を行わずに年度末まで持たざるを得ない性質のものもあります。しかし、基本的には、引き続き当初予算積算の精度向上に努めていただきたい、各施策の執行計画に基づいて効率、効果的な歳出に努めていただければと思います。

なお、後ほど調書で確認いただきたいと思いますが、性質別経費の状況、人件費、物件費、公債費、繰出金等で約41%近くを占めております。必ず支出しなければならない性質のものがどんどん増えていきますと、自由に使える余裕がどんどん少なくなっているということになります。

6ページをお開きいただきたいと思います。一般会計のまとめとして申し上げます。一部重複する点があるかと思いますが、歳入歳出差引額、実質収支は前年度を上回りました。単年度収支は黒字とはいえ、減少しております。また、経常収支比率は、前年度を下回ったとはいえ、高い水準にあります。一般的に経常収支比率は、町村では75%を超える場合は、その財政構造は弾力性を失いつつあると言われております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく財政健全化審査結果については意見書のとおりですが、実質公債費比率は単年度が4.97%と前年度を0.42%下回り、3か年平均も5.2%と0.3%下がりました。

将来負担比率は、昨年に引き続き将来負担額が充当可能額を下回ったため、算定されませんでした。主な要因としては、地方債の現在高は増加し、基準財政需要額算入見込額は減少しましたが、充当可能基金が増加、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額が減となり、結果、算定されませんでした。

公営企業会計経営健全化審査結果は意見書のとおりであり、各公営企業会計における資金不足は生じておりません。各比率とも基準を下回っておりますが、引き続き実数も意識しながら今後も健全な財政運営に努めていただきたいと思います。また、今年度は不納欠損額が大きく減少いたしましたが、今後も収入未済額の解消に努め、不納欠損額の発生防止に努めていただきたいと思います。

7ページからは、特別会計であります。主な特別会計と企業会計について申し上げます。国民健康保険については、不納欠損額、収入未済額とも前年比減少しております。ただ、まだ相当大きい金額でございますので、引き続き収入未済額、不納欠損額とも解消に努めていただきたいと思います。

住宅用地造成事業については、引き続き早期完売に努力をしていただきたい。

工業団地造成事業特別会計については、完売の見通しが立ったわけでございますが、今後さらに工場等の誘致を進めるというような方針に立つならば、新たな用地確保の検討が必要になるのではないかと思料いたします。

水道会計は、不納欠損額は前年比若干増えました。しかし、給水人口、配水量が減少する中で、有収水量が増加し、結果、有収率が80%台に乗りました。多分初めて80%台に乗ったのではないかと思

います。引き続き、給水人口、配水量が減少傾向にあること等の水道事業環境については楽観できない状況が続いていると思いますので、今後も有収率の向上を図りながら安定経営に努めていただきたいと思います。

下水道事業につきましては、さきに述べましたように一本化され、事業会計に移行されました。結果、トータルでは純利益は242万8,000円ほどの純利益となっております。

なお、申し忘れましたけれども、水道事業については当年度の純利益が7,345万3,000円。結果、当年度の未処分利益剰余金は1億8,323万1,000円という状況でございます。ただ、法定で認められるとはいながら、他会計補助金として毎年大きい金額をいただいているということも念頭に置いていただければと思います。

財務関係について申し上げます。3つの貸付基金を除く基金総額については2億1,028万2,000円ほど積み増しされまして、年度末残高は86億9,943万円となっております。今後も設置目的に従いまして、適切な積立て、かつ効率的な運用を図っていただければと思います。

最後に、現地審査について申し上げます。新しい学校給食センターの工事が進んでおりますが、この工事の進捗状況並びに本庁舎の1年目点検の修繕箇所及び2年目点検箇所等について実施をいたしました。学校給食センターの工事の進捗状況については、審査日時点で鉄骨の本締めが終了したということの説明を受け、工程表と比較しますと若干進んでいるという説明を受けました。引き続き、工程管理及び安全管理に万全を期して、予定どおり竣工できるよう努めていただきたい旨お話をしたところでございます。

本庁舎及び複合文化施設ということになりますが、1年目点検に伴う修繕箇所及び2年目点検箇所について、1年目経年検査報告書、2年目の経年検査報告書等に基づいて確認をさせていただきました。再度、修理、修繕をするもの、言葉きついですけれども、設計、施工が適切でなかったと思われるものが散見されました。保証基準に照らし合わせて、今後も適切な点検と点検結果の検証を行つていただいて、原因の究明と迅速な対応を行うとともに、関連する記録の作成と管理を徹底していただきたいと思います。

なお、関連して3点ほど確認をいたしましたが、結果として確認できなかっことについて報告をさせていただきます。工事変更に伴う協議を行ったことについて、令和3年5月14日、口頭により謝罪、安藤・間東北支店長、清水公夫研究所長からあったとされておりますが、記録がなく、誰がどのような権限で了としたか確認できませんでした。

喫煙所、駐輪所の設計変更について、費用や機能面など確認と精査を行い、問題ないと判断したとしておりますが、工事費総額に変更がなくても工事内容が変更になる場合は変更協議書の作成が必要であると考えます。これについても、誰が了としたか確認ができませんでした。

協議の内容変更について、内容確認後やむを得ないとした法律的理由について、庁舎や公民館において町民が使用しやすいことを前提とした内容を受けて、プランの変更や機能性の確保及びメンテナ

ンスなどを考慮したことの精査と確認ができ、問題がないと判断したとしている部分がございますが、これについても精査記録がなく、また誰が最終的に決裁したか審査時点では確認ができなかつたということについて申し添えをさせていただきます。町民の財産であるということを強く認識していただきまして、施工管理者、工事の施工業者に対し、適切な、また迅速な対応を求めていただきたいということを申し上げたいと思います。

若干労務管理関係について、付け加えて申し上げたいと思います。時間外勤務に関する調書を見ますと、令和2年度の時間外の総時間は1万8,525時間と例年に比べて少ないような結果になっております。月45時間を超える勤務の延べ月数も、例年に比べて少ない25か月。2か月連続超過者数名おられます、過去3か月連続超過者等の状況もあったわけですが、そういう事態は認められませんでした。引き続き適切な労務管理、特に時間外勤務の実態把握に努めていただければということを申し上げておきたいと思います。

休暇の取得状況でございますが、休暇の取得については1月から12月までの暦年での把握というふうになっております。夏季休暇につきましては取得率98.4%。ずっと見ておりますと100%になったことがないのですが、それから年次有給休暇については24%となっております。年次有給休暇の取得目標が、どの程度が適当なのかということについてはいろいろ議論があるところでございますが、特定事業主行動計画という計画がございます。これらを踏まえまして、夏季休暇については最低限100%取得できるように努めていただければと思います。

安全な車両の運行管理ということで、車の事故報告書を見させていただきました。事故報告件数は10件ということで前年から3件ほど増えているのですが、うち3件ほどはちょっと原因不明の傷が見つかったというようなことでございまして、なかなか事故として扱うべきなのかどうか迷うところでございますが、幸いにして人身事故ではなく、軽易なものだけでございましたので、引き続き安全運転の徹底を図っていただきたいと思います。小さい事故でも数多く発生しているといつかしら大きい事故につながるというふうに、安全運転管理者等の研修会でもくどく言われてきた自分自身の経験も踏まえて申し上げておきたいと思います。

最後に、課題いろいろ山積しております。また、新型コロナウイルスの感染収束の見通しが立たない状況下ではありますけれども、工夫を凝らしながら第3次総合計画後期計画の進捗管理を行って、実効性確保に努めていただくことをお願い申し上げまして、少し長くなりましたが、決算審査の概要報告とさせていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 以上で決算審査概要報告を終わります。

○請願・陳情の常任委員会付託について

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、請願・陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙請願・陳情等文書表のとおり常任委員会に付託したいと思います

が、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙請願・陳情等文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○決算特別委員会の設置について

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定については、議長と議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会を設置して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定については、決算特別委員会を設置して審議することに決しました。

お諮りいたします。決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第9条の規定により、委員会の互選による規定とされておりますが、議会運営委員会で協議済みの正副委員長のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 異議がないようですので、決算特別委員会委員長は5番、堤信也君、副委員長2番、村松尚君にお願いいたします。

○議案の決算特別委員会付託について

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、議案の決算特別委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり決算特別委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 (午前11時16分)

決 算 特 別 委 員 会

(第 1 日)

令和3年会津美里町議会（決算特別委員会）

第1日

令和3年9月1日（水）午前11時30分開会

委員長 堤 信也 君 副委員長 村 松 尚 君

○出席委員（14名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
5番	堤		信	也	君	12番	根	本		剛	君
6番	鹿	野	敏	子	君	13番	山	内	須	加	美
7番	鈴	木	繁	明	君	14番	横	山	知	世	志
8番	星			次	君	15番	石	川	栄	子	君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉	山	純	一	君
副町長	佐々木		吉	一	君
総務課長	國	分	利	則	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
町民税務課長	児	島	隆	昌	君
健康ふくし課長	平	山	正	孝	君
会計管理者	原		克	彦	君
選挙管理委員会書記長（兼）	國	分	利	則	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
建設水道課長	鈴	木	明	利	君
教育長	歌	川	哲	由	君
教育文化課長	松	本	由佳里		君

教育文化課主幹 福 田 富 美 代 君
農業委員會事務局長(兼) 金 子 吉 弘 君
代表監查委員 鈴 木 英 昭 君

○事務局職員出席者

事務局長 高 木 朋 子 君
總務係長 歌 川 和 仁 君

開 会 (午前 11 時 30 分)

○副委員長（村松 尚君） ただいまから令和3年会津美里町議会定例会9月会議決算特別委員会を開会いたします。

○委員長（堤 信也君） 皆様、お疲れさまです。決算特別委員会、村松副委員長とともに進行させていただきます。質疑、答弁の際は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。円滑な委員会の進行、慎重審議、皆様のご協力をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

これから本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号 令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についての1議案であります。

お諮りいたします。説明の方法については、説明員は着席のまま、歳入については事項別明細書により要点のみ説明を受け、歳出についてはあらかじめお手元に配付した資料をもって説明に代えたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣言のとおり議事を進めてまいります。

認定第1号 令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入について、政策財政課長、説明願います。

政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、認定第1号 令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

認定第1号 令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算書 岁入 (数字説明)

○委員長（堤 信也君） 説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。

散 会 (午前 11 時 52 分)

定例会 9月会議

(第 2 号)

令和 3 年会津美里町議会定例会 9 月会議

議事日程 第 2 号

令和 3 年 9 月 2 日 (木) 午前 10 時 00 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
4番	渋	井	清	隆	君	12番	根	本		剛	君
5番	堤		信	也	君	13番	山	内	須	加	美
6番	鹿	野	敏	子	君	14番	横	山	知	世	志
7番	鈴	木	繁	明	君	15番	石	川	栄	子	君
8番	星			次	君	16番	谷	澤	久	孝	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉	山	純	一	君
副町長	佐々木		吉	一	君
総務課長	國	分	利	則	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
会計管理者	原		克	彦	君
町民税務課長	児島		隆	昌	君
健康ふくし課長	平山		正	孝	君
産業振興課長	金子		吉	弘	君
建設水道課長	鈴木		明	利	君
教育長	歌川		哲	由	君
教育文化課長	松本		由佳里		君
教育文化課主幹	福田		富美代		君
代表監査委員	鈴木		英昭		君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前 10 時 00 分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、5番、堤信也君。

〔5番（堤 信也君）登壇〕

○5番（堤 信也君） おはようございます。通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目、観光行政について。①、観光資源の維持、コロナ収束後の対策について。我が町は、神社仏閣、本郷焼などに代表されるように数多くの貴重な歴史、文化資源、観光資源が豊富にあり、今後どのように生かしていくかが重要であります。この2年間は、コロナ禍の影響で開催の中止を余儀なくされている伝統の会津本郷せと市、番外札所を含めた11の札所が町内にある会津三十三観音巡りのツアーリーの提案など、アフターコロナにおいて今後どのような取組を行い、観光誘客につなげていくのか所見をお伺いいたします。

現在、まちおこしで継続している天海大僧正のさらなる事業展開はどのような取組を考えているのか所見をお伺いいたします。また、次年度以降解体が予定されている旧会津美里町公民館跡地に天海大僧正像が建造されておりますが、跡地の利活用、観光振興に向けた取組など考えがあれば所見をお伺いいたします。

②、JR只見線復旧に伴う観光振興について。令和4年度中に復旧工事が完了予定で、全線復旧するJR只見線。町長も長年にわたる県議時代に尽力なされた事案の一つであろうと認識しますが、全線復旧によるコロナ禍収束後の観光振興、インバウンド効果が向上するものと認識するところですが、只見線利活用計画アクションプログラムから只見線は福島県の重要な観光コンテンツとして効果を發揮する等の研究データもあります。只見線に係る費用を認識し、その上で只見線がもたらす利便性と観光振興というメリットを拡大できるよう、今後も努力していく必要があるのだろうと考えますが、所見をお伺いいたします。

大項目の2、過疎地域の現状について。本町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する措置法に基づく過疎地域に指定されております。町長も県会議員として、長年にわたり大沼郡の過疎町村の対策には尽力なされてきたことと認識しますが、本町が持続的発展を成し遂げるために地域の資源を最大限に利用しながら、人口減少、空き家対策、生活環境整備、人材育成などの過疎地域対策事業に重点的に取り組むことで、これまで人口減少の抑制、産業の振興、道路などの社会基盤整備の進展や各

種情報通信網の整備など、一定の改善が図られてきました。しかしながら、依然として人口減少、少子高齢化の進行は顕著であり、地域の担い手不足が続いているため、人口減少対策に継続して取り組むことで地域経済の停滞、集落の活力低下を抑制していくことが重要であります。過疎地域を取り巻く環境の変化や時代の潮流、さらには新型コロナ感染症の発生を機に地方への関心が高まっている機運を的確に捉え、若者の定住化、地域経済の活性化と地域住民が健康で快適な日常生活を営むことができるよう、引き続き過疎対策事業に取り組んでいく必要があり、長年県議として携わってきた経験や県内全域、そして大沼郡内の過疎町村を見て感じた経験から、本町に必要な過疎対策事業は何か、優先して施すべき事業は何か、所見をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。5番、堤議員の質問にお答えいたします。

初めに、観光行政についてであります。1点目の観光資源の維持、コロナ収束後の対策につきましては、今年度から開始した後期観光振興計画に基づき、これまでの活動成果を踏まえて新たな展開を図るため、リーディングプロジェクトとして先導的に取り組む3本の柱により進めてまいります。

1本目の柱は、観光資源をつないだモニターツアーを開発し、町内に点在する寺社仏閣、歴史文化財、伝統行事等をつないで観光の目玉にするべく育成していきます。

2本目の柱は、あやめ祭り、ワイン祭りなどの既存の集客イベントを見直すことにより、経済効果が持続的に波及していくよう再構築しています。

3本目の柱は、このように様々な新しい取組が効果的に伝わるように、インスタグラム等のSNSを活用した利用者目線による効果的な情報発信に注力していきます。

これを中心として、一般社団法人となりました会津美里町観光協会、関係事業者と連携をしながら、中長期的なスパンで段階的に取り組んでまいります。

2つ目のまちおこしで継続している天海大僧正のさらなる事業展開につきましては、今後も事業の継続を基本としますが、コロナ禍にあっては大々的な集客イベントの実施が困難であるため、当面は新しい生活様式にのっとった企画展の実施やガイドブック並びにデジタルコンテンツの整備など、観光協会を中心にソフト面からの充実を図ってまいります。

3つ目の旧会津美里町公民館跡地につきましては、今後の利活用方針が定まっておりませんので、検討の中で観光的要素が取り込まれた方針づけがなされれば、観光資源として最大限に利活用する方法を考えてまいります。

2点目のJR只見線復旧に伴う観光振興につきましては、JR只見線は当町はもとより周辺自治体においても観光、生活の両面から重要な路線であると認識をしております。コロナ禍以前においては会津の自然の美しさを車窓から見ることのできる唯一の列車として国内外に広く知られているのはご

承知のとおりです。今後におきましても、今まで開催されてきたイベント列車の運行やインバウンド需要を取り込む事業展開をしていくなど、福島県が主体となって実施する利用促進事業に本町も協力をしてまいります。

次の過疎地域の現状についてであります。1点目の本町に必要な過疎対策事業は何かにつきましては、いかに人口減少を抑制するか、人口減少が加速することなく減少の速度を緩やかにするかに尽きると思います。そのためには、町民の皆さん、また町外の方々が会津美里町に住みたい、住み続けたい、住んでよかったですと思っていただけるような事業展開が必要だと感じております。具体的には子育ての需要やニーズを踏まえた子供を産み育てやすい子育て支援、住環境の充実と少子化に対応した教育環境の充実であります。また、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の縮小、衰退が懸念されるため、地域で活躍する人材の確保やその活躍を推進するための支援が重要であると考えております。

2点目の優先して施すべき事業は何かにつきましては、人流の創出であります。国においては、地域おこし協力隊の推進に力を入れる方針であり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、地方移住への関心は高まりを見せているところであります。こうした状況を的確に捉え、毎年継続して受け入れる環境の整備や地域おこし協力隊の任期終了後の支援を行い、移住、定住の推進を図りたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） それでは、一定程度の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

1点目の観光行政についてですけれども、まず毎年開催されていた会津本郷せと市、コロナ禍での2年間は中止を余儀なくされております。毎年会津本郷せと市を楽しみにしていただいているお客様のために、従来の本郷せと市とは違う形で本郷焼窯元が案を出し合いながら、8月1日から8月15日までの2週間の期間でせと市WEEKと題して、会津本郷焼の各店舗でせと市価格での販売を行うこととなつたそうです。当然、町長も激励かたがた訪問したとは思いますが、私はこれもありかなと思ってはいるのですけれども、昨年も好評を得ていますし、町長も御覧になってどのように感じていらっしゃったか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） コロナウイルス感染症のコロナ禍の中で様々なイベント、行事がこういった形で縮小になっております。やはりこれ2年も続きますと、町内外の方々にとってもこういったものの存在意識も薄れてくるというふうに思っております。そういった中で何をすればいいのか、どういったことをすればいいのか、これは今年度そういった形で本郷せと市、ほかの行事も開催することになるかと思いますけれども、主催者となる方々、しっかり連携を取ったり、しっかり話し合いをしながら、今後のそういうイベントにつなげていって、にぎわいのある、そういうイベントになればい

いなというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 彼らも、本郷焼としても精いっぱいやれることをやって、ほかにもいろいろなイベント、ちょうど中間の8月8日なんかでもイベント開催していましたけれども、コロナ禍の影響で夜の部中止せざるを得なくなつたという部分ございます。それについても、とにかくコロナ禍の中でございますので、その辺は町としてもいろいろバックアップしながら、今後維持してやっていけるような形をぜひともやっていただきたいと思います。昨年も今頃の時期だったと思うのですけれども、観光協会において、町内の会津三十三観音巡りを土日に参加を募りながら実施していました。観光ガイドによる随所での説明等をいただきながら好評に終わったということは去年聞いております。左下り観音をはじめとして中田観音、法用寺など11の札所はございますが、会津三十三観音巡りということで、我が町単体では当然遂行することはできませんけれども、その辺について会津という一つの名前で売り込むことも重要ではないかと考えておりますが、アフターコロナにおいてのてこ入れ策として、その辺についての町でどのような企画を今後練っていけば誘客等々図れるのかという部分を考えているのか、それについて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについて説明させていただきたいと思います。

まず、昨年度コロナ禍におきまして実施いたしました美里の十一観音を巡るツアーというものが土日を中心に計5回、大体約100名弱のお客様をお迎えして実施できたというところで、大変議員おっしゃるとおり好評でございました。今年も一応そういった、好評だったというところも踏まえまして、もう少し十一観音だけではなくて、ほかにも寺社仏閣というものがいろいろ魅力あるものがたくさんございますので、そういうものを巡る、そういうツアーリングを今年度も企画はしておりますところでございますが、ただ今こういったコロナの状況なものですから、なかなかちょっと実際の開催というのが今のところは見通せないというふうなことになってございますが、収束後にはすぐに実施できるような形で準備をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） コロナ禍の中でございますので、アフターコロナの対策といいますか、スピード感を持った形で、やっぱりそういったのはいつでも実施できるような形で準備していただくと、それが町のPR等々も含めまして観光関係の方々にとってだったり、町内の経済にもつながっていくのだろうと思いますので、その辺をしっかりと行っていただきたいと思います。

それで、東北6県とJRによる大型企画、観光企画の東北デスティネーションは4月1日から9月末まで繰り広げられております。感染拡大による外出自粛などで首都圏や県内はもちろん、県内であっても誘客を制限せざるを得ない状況が続いております。会津全17市町村が加盟する極上の会津プロジェクト協議会として、コロナ禍でも会津三十三観音巡りと会津地方の古墳を巡るツアーなど、いに

しえの会津の文化を訪ねる趣深い企画等、行政の企画立案や民間感覚を取り入れ、斬新でスピード感のある取組などが必要であるのではないかと考えます。乗り遅れることなく取り組んでいただきたいところであります。美里の歴史と文化の発信を含め、今後の、先ほど答弁の中で、1本目の柱の中で町内に点在する寺社仏閣、歴史文化財、伝統行事等を観光の目玉にするべく育成していきますという答弁をいただきましたけれども、その中でも具体的にどういった形でどういったものを対策として展開していくのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてご説明申し上げます。

まず、極上の会津のプロジェクトにつきましては、議員おただしのとおり会津17市町村で連携してやっておるところでございます。会津は一つというふうな考え方の下に実施しておるわけでございますが、美里町、我が町といたしましても町の様々な魅力をそこの中でP R すべく、今事業のほうを進めているところではございます。

当然そういう東北デスティネーションキャンペーンという大きな器の中でいかにやっぱりアピールしていくかというところが重要だというふうに考えております。例えばそういう情報発信の方法についても、そういった今後につきましてはデジタルコンテンツ、いわゆる単体の写真とかではなくて、動画なんかを対応させていただけるものがあれば、そういったものを町のほうからどんどん売り込んでいきまして、美里の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ありがとうございます。

それで、2つ目の天海大僧正の事業展開に関してでございますけれども、観光協会で実績等は残しております。人の流れが変わりつつある今のこの時世の中で、元来の商店街のにぎわいを戻す一つの策として、天海大僧正像であったり、生誕の地を生かす策略として何か考えられないかと。つきましては、現在の会津美里町公民館跡地等の利活用も考えられないのかなと。今大型観光バス等で結構来ております。駐車場がないのですよね。あそこのぐらいの広さになるかという部分もあるのですけれども、トイレ等を併設して、地場産品の直売所だったり、町内の土産品、天海グッズ等の販売、そんなに大きいものでなくてもいいのですけれども、そういった部分で販売所などを設けることによって、一つの観光名所になるのではと、それに基づいて商店街のにぎわいを醸し出していくのではないかと私は思うのですけれども、そういう点で町長、一言何かございましたら。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたしたいと思います。

天海大僧正の生誕の地、これはほかの地域にはない貴重な、観光資源も含めて我が町をアピールするものだというふうに認識をしております。今堤議員のほうから様々提言をいただきました。公民館跡地の利用についてはまだ決まっておらない状況ですけれども、今議員からのご提言も含めて、しっ

かり検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ゼひともその辺は、それによって商店街今本当にもう死にかけておりますので、そういった部分の経済的な負担というか、プラスになるような形でやっていただければと。本当にメインストリートが今ちょっと車、人出も少ないですし、もう本当に6時以降になつたら車一台通つていませんので、その辺も踏まえながら考えていくいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、昨年大人気になりましたアニメ鬼滅の刃、もともとオブジェとして昔から向羽黒山の入り口付近にあった石がアニメに出てくる石に似ているということで話題になっているそうです。その辺の反響について何か発信する部分があれば、あとズームは去ったのでしょうかけれども、まだ新作の映画があるとかないとかということは伺って、ちらっとあるのかなというふうな部分もあるのですけれども、その映画上映に便乗しながら、去年の暮れから今年の春先、年越しで芦ノ牧温泉の大川荘、あそこもホールのところが鬼滅の刃のあれに出てくるということで、報道なんかでも取り上げられて、一躍もう人気になって、集客も多かったという話を聞いております。そういった部分も利用しながら、コラボ的な形もあるのでしょうかけれども、そういった部分を今後やっぱり発信していく、そういう部分も必要だと思うのですけれども、それについて、その反響等も含めましてお答えいただきたいと。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしでございますが、鬼滅の刃の反響についてということでございますが、これにつきましては向羽黒山城跡の資料館前に、あれは都市公園としまして町のほうで造ったものでございます。それが炭治郎が刀で切ったような形になっていますので、それが非常に受けておりまして、新聞報道、いっときあとユーチューブ、あとはテレビ等でも流されました。その直後の週末でございますが、1日200人強のファンの方がお越しいただいたなんていう情報もいただいておるところでございまして、町としましてもうれしい誤算といいますか、うれしい悲鳴を上げているというふうな状況でございます。今後の事業展開につきましても、やはり一つの観光資源であるというふうな認識を持ってございますので、そこを生かしたような誘客の方法というのを今現在考えているところでございますので、最大限活用させていただいて、しっかりとお客様をお迎えするというふうな形を取つてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） その辺はしっかりと早急にそういった部分でやっていただき、そこに見学に来ただけではなくて、ルート的に町内を回るようなルートもやはり早めに拡声していくといった部分も必要なのかなと思います。それによって経済効果等々にも影響してくるでしょうし、鬼滅の刃というのは結構な経済効果あったという話は聞いて、そこまでは、我が町で1つの石だけでそうなるとは思いませんけれども、そういった部分も利用できるものは全て利用していくといった形でしっかりと

やっていただければと思います。

それで、次にＪＲ只見線復旧に伴う観光振興についてでございますけれども、答弁にもございました。いろいろ只見線についてはイベントなりやっております。それで、只見線の定期列車でおもてなしですか、おもてなしを土日祝日の一部の運行時間において行われております。車内での特産品の販売、これは柳津地域だったり、あちらのほうが、どちらかと奥会津の部分が多いみたいです。その中で絶景のポイントもあります。それもこちらでなくて、どうしても奥会津のほうには偏ってはいるのですけれども、そこでの速度を低下させての運転とかやっております。その中の特産品等々の販売に、あと観光パンフレット等も配っているらしいです。その中で沿線自治体として、来年度中には全線開通するのだろうと思いますけれども、その際にしっかりと我が町の部分も、土産品であったりいろいろございますので、そういう部分をＰＲしながら、逆に只見線沿線沿いのそういう部分を、何せ無人駅でございますけれども、そういう部分を抜きにしても、あそこの駅を利用しながらとか、いろいろ対策というのは考えられるかと思います。商工会だったり観光協会だったり、そういう部分と一緒に併用、一緒に共同でやってみたりとか、そういう部分の策なんかもあると思います。それについて今後どういった形で、次年度以降全線開通復旧になった場合の展開をどういった形でもつていいくのかお考えがあれば、これは町長のほうがよろしいですか。只見線の復旧では、町長いろいろ尽力くださったでしょうから。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

堤議員ご存じのように、なかなか復旧に向けて様々なものがございました。県が主導となって上下分離方式という方式で復旧がなされ、来年には恐らく全線開通という運びになるというふうに思っております。これ我が町は幸いというとあれですけれども、沿線に入っています。支援の在り方は、全会津が協力をして只見線の復旧に関わっていて、未来永劫各町村からお金を出し合って、存続するという形になっています。そういう中で一番課題なのが乗客率だったりするわけですけれども、県も主体となって様々なイベントを今企画したりしております。開通になった暁には様々なものが県でも示されるでしょうし、そういう協議会と共に我が町も協力しながら、我が町のアピールも含めて取り組んでいかなければなというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 無人駅ですけれども、美里町には4つの駅ございますので、その分毎年の今後の負担は大きくなっています。その部分も考えながら、4つの駅はありますけれども、地域、地域でのいろいろ特色ある部分もあります。そういうのを十分に利用しながらやっていただきたいなとは思います。

それで、外国人が日本の魅力を紹介するテレビ番組で、アフターコロナに訪れたい場所として只見線が2位にランクインしたと紹介されました。川口駅を訪れた国別の訪日外国人観光客数が、金山町

観光物産協会が2019年5月以降訪れた訪日外国人観光客に、自分がどの国から来たかシールを貼ってもらい、調査したそうです。調査によりますと、SNS等々でよく挙がっている台湾人が最も多く、次に香港、タイと続き、上位5か国はアジアの国で占められていたと。しかし、その中でもオーストラリアやアメリカからも訪れる方がいらっしゃいます。そのほかにもスペイン、フランスなどから訪れている方もいらっしゃると。只見線復旧後、アフターコロナのインバウンド効果の今後の対応についてそういった部分、コロナに入る前からインバウンドに関して町のほうでもしっかりと取組をやっていたのですけれども、こういった状況になりました、インバウンド云々というのが尻すぼみになってきている現状でございます。そういった部分について今後もどのような形でインバウンド、只見線利用しながら、そういった部分もやはりうちの町としてもPRしながら、もうインバウンド効果を得れるような形を取っていかなければならぬと思います。その辺についてどういったふうにもつていこうとしているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問でございますが、只見線沿線の美しい自然、そういった景観に魅了されて、やっぱり外国人が会津においていただいているというのは間違いないところでございます。町としても、しっかりそういった需要をちゃんと認識いたしまして、美里にも例えば蓋沼から只見線を見下ろすような非常に風光明媚な景観スポットございます。そういったものをしっかりと生かさせていただいて、外国人の誘客を図ってまいりたいというふうに考えてございます。いずれにしても、これに関しましては情報発信の方法というのが非常に重要だというふうに認識しておりますので、いろんな手法、当然SNS、ツイッターですとかインスタですとか、そういった様々な手法を使いまして、魅力ある情報をしっかりと発信してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 本町の観光資源の魅力等を十分に發揮しながら、発信しながら、観光誘客等々に向けて頑張っていただきたいと、やはり今SNSですか、そういったのが主流で動いています。只見線に台湾人が多いと、台湾の中でも国内でそういった部分がかなり発信されているらしいので、そういったのは利用しながらいくべきだろうと思いますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、2点目の過疎地域の現状についてお伺いいたします。近隣の会津坂下町、湯川村が国からの財政支援を受けてきた指定自治体の対象から外れました。この件に関して、町長、率直にどのように受け止められているのか、その件について伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 坂下町、湯川が外れたということでございます。我が町は指定になっておりますけれども、これいろんな補助制度もあったり、過疎指定されればいいこともあるわけですけれど

も、過疎というイメージも含めて、これ外れた自治体が一番感じることだというふうに思いますけれども、これから対するその地域にとっての対応、対策必要になってくるのだろうと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 新法案の中では、過疎地域の持続的発展を理念とし、新型コロナウイルス拡大で過密リスクが顕在化した東京一極集中の是正と地方分散の加速を目指すとしております。本町としても地域の持続的発展を図りながら、過疎地域において特に深刻な人口減少、少子高齢化に対処するために、やはり人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しい国土と環境を形成し、未来の世代に引き継いでいくことも必要でございます。自立的な地域社会の構築、地域の自立促進に向けて挑戦を続けていかなければならぬと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 我が町、人口減が進んでおります。これ自然減も当然あるわけですけれども、これは人口が減っていくことに関してばかりはいられないというふうに思っています。減っていく中で抑制もしなければいけませんけれども、しっかり対応、対策をして人口減対策をしていく、それがやっぱり人流を起こすことによって町の発展につながってくるのだろうというふうに思っています。我が町は、幸いに観光資源、先ほども申し上げましたけれども、ありますから、そういうものを含め活用しながら人流の創出をして、人口増につなげていければなというふうに思っております。

○5番（堤 信也君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君） これで堤信也君の質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休憩 (午前10時39分)

再開 (午前10時50分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第2号、11番、根本謙一君。

[11番（根本謙一君）登壇]

○11番（根本謙一君） それでは、私の通告してあることにつきまして、これより質問を申し上げます。

まず、1番目であります。長期財政計画、令和3年度ローリングについて伺います。①、歳入において地方交付税が一本算定になり、地方税等は減少傾向としている一方で、繰入金、臨財債満額を含む地方債によって大きな財源づくりをしています。この傾向の想定期間について伺います。

②、歳出において健全化比率の推移は注視必須であります。総額を膨らましている要因は、普通建設事業費であります。公共施設等長寿命化計画事業の圧縮や物件費、維持補修費及び補助費等の圧縮

を図り、成り行き値と比較し、5年間の総額20.2億円の事業費圧縮を図るとしておりますけれども、可能とするならその根拠を伺います。

③、元利償還額の推移を見ると増加傾向です。後々ボディーブローとしてきつくなるおそれはないのか、償還額の交付税非算入額が留保財源内で収まっていく想定なのかを伺います。

④、積立金において将来を見据えた基金増強努力は評価をいたしたいと思います。一方で、公共施設等長寿命化計画事業を踏まえてとして、事業費は令和3年、4年、5年度に増大感があります。圧縮、平準化についての考え方を伺います。

次に、2番目の質問です。公共施設等長寿命化計画について。公共施設の統合、廃止は住民の納得感と合意が不可欠であります。真に民意が反映された計画でなければならないと考えます。このたび策定された公共施設長寿命化計画（個別施設計画）の中において、具体的施設について以下に質問をいたします。

その前に、会津美里町公共施設等総合管理計画に掲示された縮減目標で、縮減前と後の比較表について伺います。令和36年までに延べ床面積を約30%縮減し、9万1,000平米とするとしておりますが、1人当たりの延べ床面積4.23平米は間違いないのか。また、長寿命化計画の整備計画において、基準根拠はどのようにになっているのかを伺います。

次からは、具体的に施設の質問に入りますので、明快な答弁を求めたいと思います。①、本郷体育館解体について。1点目、なぜ解体除却か。10年前から雨漏りしていて、修繕しなかったのはなぜか。新鶴体育館のように耐震大規模改修のシミュレーションはしたのか。

2点目、現時点において、解体除却後に改築計画なしで本郷第二体育館と小中学校体育館の利活用で使用調整をしていくとしております。中学校の部活への影響は避けられないと考えます。大人の使用についても言うまでもありません。いかに考えているのか伺います。

3点目、本郷地域住民の理解と納得が肝要であります。住民の中には新築要望もあります。不公平感と不信感をどのように認識しているのか。そこで、私の一案ですが、借地問題を乗り越えて本郷体育館のみを残し、第二体育館を解体対象にする検討はできないものだろうか、所見を伺います。

②、旧本郷第一小学校跡地利活用について。本来の3つの理念を生かした具体策で住民合意を尽くすべきであります。町は、本年3月の町民懇談会において、本郷こども園の移転改築候補地として唐突的に提案されましたが、十分な理解には至っていません。広大な跡地利活用だけの計画ではなく、本郷地域づくりの核、拠点としてのビジョンを示しながら、住民に寄り添った真摯かつ丁寧な説明をもって話し合い、住民合意を尽くすべきではないでしょうか。それはまさに住民自治の歩みに資する取組であります。所見を伺います。

③、本郷庁舎大規模改修について。この件も本郷地域住民にはよく理解されて伝わっておりません。令和3年度に実施設計、4年度に大規模改修計画としているにもかかわらず、理解が進んでいない理由をどのように考えているのか。早急に説明会を開催すべきと思いますが、認識を伺います。

④、子育て支援センター大規模改修について。令和4年度設計、5年度工事としております。現在、移転候補場所はどこを検討しているのか。一つの候補場所として、本郷こども園の乳児部建物を改修最小にして利活用は一考に値すると考えますが、所見をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 11番、根本議員の一般質問にお答えをいたします。

なお、公共施設等長寿命化計画の1点目、本郷体育館解体及び4点目、子育て支援センター大規模改修につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、長期財政計画、令和3年度ローリングについてであります。1点目の財源づくりの想定期間につきましては、地方税及び地方交付税の減少や公共施設等長寿命化計画掲載事業の実施に伴う普通建設事業費の増加が見込まれる中で財政調整基金繰入額の抑制、公共施設等整備再生基金への積立てなど、後年度を見据えた財源調達を行うためには臨時財政対策債を最大限活用することが必要となります。そのため長期財政計画期間中は、地方財政制度の下、現行制度に沿った借入れを予定しております。

2点目の事業費圧縮の根拠につきましては、財政収支の見通しに当たり、現在の予算額と今後想定される事業費の積み上げにより経費を算出した場合、将来的に財政調整基金の残高が減少し、財源不足を補うことが厳しくなることが想定されます。そのため公共施設等長寿命化計画掲載事業につきましては、令和7年度までの総事業費57.4億円から優先的に実施する最重要事業を選定し、計画事業費を50.6億円とし、6.8億円の圧縮を見込んだものであります。また、物件費、維持修繕費及び補助費などの通常発生し得る事業費においては各種財源と財政調整基金の繰入れ可能額及び過去5年間の決算状況を考慮した上で事業実施可能額を見込み、各年度2.7億円程度、5年間で13.4億円の圧縮とし、公共施設等長寿命化計画掲載事業と通常事業費分を合わせて総額20.2億円の事業費圧縮を図ったものであります。

3点目の留保財源の想定につきましては、計画期間内の留保財源は人口減少などによる標準税収入見込額の減により減少傾向になると見込んでおります。また、実質公債費は公共施設等長寿命化計画掲載事業の実施により増加していくものと見込んでおります。その結果、令和6年度以降、実質公債費が留保財源を上回る見込みと試算しており、交付税算入率の高い地方債の活用や繰上償還を行うなど公債費負担額の圧縮を図る必要があると考えております。いずれにしましても、留保財源を有効に活用していくため、実質公債費の推移を注視しながら、将来を見据えた財政運営に努めてまいりたいと考えております。

4点目の事業費の圧縮、平準化の考えにつきましては、本計画の普通建設事業費は第3次総合計画後期基本計画の実施計画及び公共施設等長寿命化計画並びに各種個別計画等の事業費の概算額を基に

算出したところであります。事業実施に当たっては適正なコスト試算を行い、将来を見据えた持続可能な予算編成に取り組み、今後の社会経済情勢や財政状況等を考慮しながら、財政負担の軽減、平準化を図ってまいります。

次の公共施設等長寿命化計画についてであります、公共施設等総合管理計画に掲示された縮減目標につきましては、基準年度から40年後の令和36年度を目標年次として延べ床面積を約30%縮減し、9万1,000平米とする目標を掲げ、計画時の住民基本台帳人口を基に1人当たりの延べ床面積を4.23平米としたものであり、間違いはございません。

また、長寿命化計画の基準根拠につきましては、総合管理計画で掲げた目標を達成するために全建物の劣化状況を調査した上で国が示す資料に基づき、長期財政計画と連動した考えの下で改修、修繕に係る実施年度、費用、事業内容を記載したものであります。

2点目の旧本郷第一小学校跡地利活用につきましては、本年3月に実施した町民懇談会において、本郷こども園の移転候補地とする案をお示ししましたが、様々なご意見があったことは承知しております。改めて教育施設の配置計画について検討するよう私から指示したところであります。旧本郷第一小学校跡地についても検討会からの提言等これまでの経過を踏まえ、地域住民の方々と合意形成を図りながら、再度検討してまいりたいと考えております。

3点目の本郷庁舎大規模改修につきましては、これまで本郷庁舎の利活用計画として住民サービスの総合窓口、地域の福祉、健康づくりの支援及び生涯学習センター機能を有する地域交流の拠点施設とすることについて町民懇談会を開催し、説明してまいりました。さらに、昨年度策定した公共施設等長寿命化計画においても町民懇談会の開催及びパブリックコメントを実施し、町民の方々に周知を図ったところであります。その中で本郷庁舎改修の具体的なスケジュールもお示ししており、現在基本的な計画及び設計について進めているところであります。これまで必要とする機能等について利用団体等を中心に説明会を開催しており、それらをまとめた基本計画をお示しし、パブリックコメントを実施するとともに、9月23日に町民懇談会を開催する予定しております。よりよい施設となるよう丁寧な説明を行うとともに、町民の方々の意見をお聞きしながら、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 11番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

公共施設等長寿命化計画についてであります、1点目の本郷体育館解体の1つ目、解体除却の理由につきましては、令和3年4月に策定しました公共施設等長寿命化計画において、本郷体育館は老朽化が進んでおり、耐震性も確保できていないこと、借地解消を目指すこと、既存施設を活用することで将来見込まれる利用ニーズについて対応可能と判断したことから、令和7年度に解体する方針を示したところです。また、雨漏りの対応につきましては、専門業者によりますと雨漏りの位置が特定

できず、屋根全体の大規模改修となる見込みであったため、改修を見送りました。なお、耐震改修を含む大規模改修のシミュレーションにつきましては、実施しております。

2つ目の中学校の部活への影響につきましては、学校の施設内で十分対応できるものと考えております。

3つ目の本郷地域住民の不公平感と不信感につきましては、公共施設等長寿命化計画の説明会などにおいて様々なご意見をいただきしておりますが、町全体の社会体育施設の考え方として今後の人口減少を踏まえつつ、利用者にとっても安全で利便性の高い施設になるよう、町内の既存施設を効率的に活用することで利用ニーズに対応してまいりたいと考えております。このため教育委員会としましては、現在のところ本郷体育館のみを残し、本郷第二体育館を解体対象とするることは困難であると考えております。

4点目の子育て支援センター大規模改修につきましては、公共施設等長寿命化計画において令和5年度に他の施設を子育て支援センターとして大規模改造した上で移転することとしており、旧さくら保育所、あやめの湯、宮川児童クラブ館、本郷こども園乳児部棟など複数の移転先を検討しております。本郷こども園乳児部棟も候補の一つであり、新たな本郷こども園の建設後でなければ移転できないという課題はありますが、大規模改修費用の抑制や自由に遊べる広場も確保できるため、有望な移転先と考えているところであります。

○議長（谷澤久孝君） ここで暫時休憩します。

休憩 （午前11時09分）

再開 （午前11時10分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ありがとうございます。再質問に入る前に、私の質問の中で言い間違いがございますので、訂正させていただきます。

1番目の長期財政計画、令和3年度ローリングについての④番目で、事業費は「令和3年、4年、6年度」のところを「3年、4年、5年」というふうに申し上げたようになっておりますので、「3年、4年、6年度」というふうに言い換えさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、再質問に入りたいと思います。まず、質問の①ですけれども、長期財政計画の令和3年度ローリングの中で、この傾向の想定期間というのはどのくらいを見て財政計画としてつくられた10年間にしたのですかということを聞いているつもりなのです。想定期間の中での財源づくりの話を聞いたのではなくて、この計画をつくられた想定値が一定程度、だって長寿命化計画10年間つくっていますから、具体的な事業も上がっているわけです。当然財源の計算もされた、それでこれですから、10年なら10年いいです。その先は、20年なんて見えようないですから。そこはしっかり見た上でこの

計画ですかということを聞いたつもりです。よろしく。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいま町長答弁ありましたのは、この計画期間、5年間というところでございますが、今ほどのご質問にお答えいたしますと、5年間を抑えるために、要は令和22年度まで、これは相当先になりますので、20年後です。その中で70億円の標準財政規模を想定しまして、10%の財政調整基金をまず財政調整基金をどの程度抑えるべきかということを考えてございました。その中で、令和22年度末で7.9億円ほど試算したところでございます。7.9億円を試算することで、令和7年度末の残高を31億円といたしました。この間、要は令和8年から22年までの15年間において見込まれるのが広域のごみ処理施設の負担金、それから繰入れ不足額の繰入額、これは例年2.5億円ずつ繰り入れるというふうに記載しておりますので、さらに繰越金、これが通常今年は4億程度出ましたが、大体2億円程度は出てしまうのかということで、それを差し引きまして想定をしてございます。さらに、公共施設の長寿命化の事業費分を想定した上で7.9億円を確保するためには、少なくとも令和7年度には31億が必要だろうというふうに計算をしております。ということで、財政計画のシミュレーションの財政調整基金の残高の中では31億という数字を申し上げたところでございます。ということで、今後のいわゆるいろんな広域市町村圏のごみ処理の負担金でありますとか見込んだ上で、この7年までは31億の財政調整基金を残すというようなシミュレーションから、それまでは今の臨時財政対策債については十分制度活用させていただきたいということで組んだと。その後につきましては財政の状況もございまして、あくまで15年、令和22年といいましてもどれだけ、どのように推移するかも分かりませんから、最低考え方の中で想定したということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） おおむね理解はできますけれども、15年間まで見て、それから基金を22年度末で31億というふうにおっしゃいました。私はそこまでやれるかという、それこそ伺っていて思いました。これ相当ほかの事業費を圧縮していかないとまず難しいのではないかなどと。15年先です。今10年先だってなかなか難しい。ですから、この出された財政計画だって、これ令和7年度までしか出せなかった。私は当たり前だと思います。そんな先まで見通せるはずないです。ただし、最低限財政の所管としてはこれだけはきっちり流量的に持っていきますよ、職員の後輩たちにしっかりこの財政規律は委ねていきますよというものを持っているのと持っていないのと、その時その時で恣意的になって私はいけないのではないかという意味合いで確認させていただいている。そこはどんなふうに思われます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 財政側といたしましては今ほどおっしゃられたとおりだと思いますし、今後それを、毎年交付税も見直されたりいろいろございますから、正確に把握することができません。その中でも極力把握に努めたところでございます。今後それを引き継ぐに当たっても、将来を

見据えた財政調整基金の在り方ということで31億を想定しましたので、要は将来についてもその部分で取れる負担額についてはシミュレーションした上で引き継ぐことができるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） そういう決意的にお話しされたので、そのまま受け止めておきたいと思いますけれども、先進事例を見ますと、災害用として1割、10%は絶対手をつけてはならぬという考え方でも財調をしっかり押さえておくという、やっているところもございます。今どこで何があるか分からぬ時代ですので、そういうことも含めてしっかりそこは押させていっていただきたいなというふうに思います。

2点目に参ります。結局2点目で私がふつと思ったのは、この長寿命化計画、今後10年間の計画のせてあります。重点施策をやることによって、黒丸、ではほかのは何のためにこれ計画ってのせてあるのだというふうに私は思ったのです。黒丸は全て大規模です、ほとんどが。それやりたいのは分かります。こんなに膨らませていいのと。それよりも住民に密着した、やらなければならぬことも網羅されているわけです。所管としてやってほしいと。それを全部置いておいて、大きいのだけぼんぼん、ぼんぼん、ぼんぼんのせて、それで事業圧縮していますよという姿を見せるというのは、私はちょっとどうなのだろうというふうに思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 長寿命化計画につきましては、答弁でもございましたとおり、この7年間で必要な基本が57.4億円ということでございます。これはもう時期が来ているということで、改修でありますとか、部分修正でありますとかございます。その中でも極力抑えて、それでも50.6億円という形で計画を計上させていただいたところです。その中では、金額的に少ないものにつきましては、その年にもし余剰ができてくれば可能かもしれないというものもありますし、やはり財政上はやらなければならぬレールに、基準にあって、それで大きなお金がかかるものについては押させておかないと、後からそれこそ長期財政計画上、これは問題あるのかなということで、全部は見込めませんが、重点的な事業ということで長寿命化計画の黒丸ですか、それについては記載されておりました。そんなことで、やっぱり大きくかかる費用については財政計画の中で盛り込まないと今後の推移が変わってしまうということから、そのようにさせていただいたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 言わんとするところは分からなくはないのですけれども、いわゆるこのグラフを見ても、ワニの大きな口を開けたように右肩上がりで行くわけです。これをできるだけ抑えるということ、それから事業をやらなければならぬ期限の問題もありますけれども、そこをならすようになるべく緩やかにする努力というものは私はできると思うのです。耐用年数が30年、40年だから、その期限内に全てやらなければならぬという話ではないというふうに私は思っています。そこは、

皆さんのはうが知恵の出し方はこなれているわけですので、そこはしっかりとやっていただきたいなと。そのための圧縮縮減事業チョイスならば、私は理解できると思うのですけれども、この計画を見る限りは、そこがどうねという懸念があるわけです。だから、伺っているわけです。この右肩上がりの急勾配は、今までの財政の健全化の努力をまずないがしろにするおそれがあるという懸念も私はあります。そこはどんなふうに認識されますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 財政シミュレーションでもお示しいたしましたいわゆる実績、今回シミュレーションしている部分については成り行き値から、相当成り行き値の補正も描いてございました。そこを抑えるということでございます。通常のいわゆるサービスが落ちていくのかということになりますが、例えば物件費、維持補修費、補助費等で押さえているというところもございましたが、実際過去5年間の実績と今回のシミュレーションを置き換えて、やってきました。それについては物件費、それから補助費については、今までの過去5年間の中である程度同じような需要で見ている。ただ、維持補修費に関しては、今後除却される部分もございますので、そういう部分で減少していくというようなシミュレーションも行っております。それぞれ扶助費でありますとか、各課で見込んだものを全部積み上げでございますので、その点については問題ないのかなというふうに思っております。それと、ただあくまで長期財政シミュレーションです。5年間のシミュレーション、今考え得る中で計画をしてございました。ただ、今ウッドショックだという状況もございますし、例えば工事費が跳ね上がるということもあるかもしれません。今想定した金額以上にかかるものがあるかもしれません。または、下回るものもあるかもしれません。それについては、年度当初予算のクオリティーも関わってきますが、そこでの事業精査を行わせていただいて、万が一難しいということであれば、いわゆる継続費を設定するだとか、そういう工夫を行いながら、先送りになるかもしれませんが、そういう判断もしながら、例年きっちり当初予算の中でそこはシミュレーションさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 少し理解が、納得が進みましたけれども、この長寿命化計画のほかに今後大規模的事業を当然想定されるわけです。これで済むわけではないのです。それも想定、よくよく考えると、これからの中づくりを考えたときに、そこはしっかりとやっぱり共通理解、認識を持たないといけないのでないかなというところで、しっかりと押さえていっていただきたい。

次、3点目ですけれども、留保財源の想定。先ほど言いましたように、これまでの努力で本当に留保財源が余裕ある中でやってこれました。今回も資料請求で頂いたら、見ますと私ほつとしております。現時点ではほつです。これからが大変なところに、また合併当時と同じような緊張感を持って見ていく必要があるという数字だと思います。財政分析書、それからバランスシート、財務書類4表、これも2年度見ました。やはりじわじわっと来る予感を私は持ちました。だから、それも含めてしっ

かり所管として経過観察、それから先を見通す、それは過去に全て答えが私は出ていると思っていましたので、留保財源をやっぱり一つの大きなポイントとして押さえていっていただきたい。ここでもうこのことについては今後厳しくなるという認識をお持ちなので、再度確認させてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 留保財源につきましては、裁量度の部分で想定して、今も1億程度は残っているかと思いますが、町長答弁にありましたとおり令和6年、7年については非常に厳しくなってくるという見通しでございますが、先ほども申し上げましたとおり長期財政計画ではそういうシミュレーションいたしましたが、単年、単年予算をつくっていく中で、編成をしていく中でそれらについて後年度負担にならないような形を考えつつ行きたいと思っております。それは繰上償還もございますし、また実際のところ繰越金も2億円で見ておりますが、さらに今年は、令和2年度のは4億になってしまいました。その前は3億ございました。ですので、一応繰越財源としては2億をシミュレーション上を見ておりますが、さらにそれから出た分、もしくは上限分でそちらのほうに対応できるのかなというふうに思っております。そこを何とか精度を高めながら、きっちり留保財源については念頭に置いて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 臨財債は、この計画では3億4,000万円見てますよね。満額見てます。これどこから出た数字か、私には理解できません。これはまた別の機会伺います。

それから、次の4点目の財政負担の軽減、平準化ですけれども、先ほど説明の中でこのことにも触れられました。そういうことでやつてほしい、それはもう最低限の原則だと思いますので、そこはしっかりと抑えて、なるべく緩やかに、事業費も先送りだって私はもう十分大丈夫だと思っています。期限過ぎたから、あしたその建物がおかしくなる、そんなことはあり得ませんから、そこはしっかりとやつていただきたいなというふうに思います。

次に参ります。次に、2点目、公共施設等の長寿命化計画についての中の質問に入ります。答弁で間違ひございませんと。私は、間違っていると思っています。いいですか、この4.23平米という数字は施設の保有量目標、削減目標9万1,000円を平成25年の人口2万1,536で割った数字なのです。40年後にこの人口になっているはずがありません。計画の中では、その当時は1万人と見てます、人口が。1万で割ったら9.1平米です。全国平均が3.5前後。とんでもない数字の、これ差が出てくるわけです。私はそれを計算したから、これおかしいですね、いや国の指導に基づきと。国だって間違うことがあります。間違っているなと思ったら、こっちから言って確認しなければ。そこはどうなっていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまの4.23という数字でございますが、この数字につきましては答

弁にもありましたように、人口のその当時の計画策定時の人団と比較した場合、面積を9万1,000平米とする計画でございます。それを計画策定時の人団にとした場合、計算した場合4.23となるということでございますので、確かに表の読み方によってはその後の縮小した人団で出すべきという数字も確かにあるということを思っています。計画策定時にはあくまでもその計画策定時の人団で出したという数字ございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 見方によってはという、それは国のそういう回答なのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 実は今目標として、この計画で目標としておりますのは、公共施設の面積13万1,330平米を目標後に9万1,000平米とするというのを目標に掲げておりますので、ですからこの辺につきましては町の考え方として記載したところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） だから、町の考え方おかしくないですか。我々はそういうふうに絶対取れません、この数字。だって、試験して、そうしたらその当時はどのくらいの延べ床、1人当たりになるかという、当然計算しなくてはならないのではないですか。いや、国はそれでいいのだよという回答だというなら、それでいいのですけれども、それも確認しないで、いや、町の計算です。そんな話納得できません。お願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かに4.23という数字書いております。これはあくまでも、再度の説明になりますが、計画策定時の人団で比較しますと9万1,000平米にした場合、1人当たりはこのくらい減少になるのですという一つの数字でございますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 理解できません。そんな理屈おかしいです。詭弁とも言い難いです。だって、全国平均は3.5前後です。計画つくった当時は6.1です。それがこれ見たら、4.2になるのだと、全国並みになるのだなと思うではないですか。それこそおかしいでしょう。それはごまかしになりませんか。お願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ごまかしになるのではないかというおただしでございますが、確かに40年後の人口ビジョン、人口の推計を見ますと、大体美里町では1万人程度になる推測が出ております。そうしますと、当然1人当たり9.1という数字で、実際計画作成時よりも上がるという数字、議員おただしだと思います。ただし、ですから、あくまでもそいついた町としてはその人口計画策定時の人団をちょっと算出した結果でございますので、確かにそいついた40年後の人口シミュレーション出で

おりますので、そうした場合については例えばこれがこの数字になるよというのをお示しするという方向もあったのかなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） そんなのがあったのかなと思うって、そういう話ではないでしょう。おかしいですよ。だから、そのとおりになります、そうですねということを言えないのですかと言っているのです。いや、国がどうのこうのはもういいですから、そうですね、その数字は間違いありませんということを言えないのですかということを言っているのです。それを町民の皆さんにちゃんとお示しするのがあなたたちの仕事ではないですか。お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ですから、間違いということではございません。この表の例えばちょっと注釈のほうに少し表記が足りなかつたのかなと思っております。間違いとしては思っておりません。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 時間が限られていますので、この議論はもうやめます。

次に参ります。それでは、①の本郷体育館の解体について。残すという選択肢も検討はされてあつたはずです。それから、土地の購入も検討された経緯があります。ここで改修のシミュレーションもしたとあります。費用はどのくらい見られたのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本議員の質問にお答えいたします。

本郷体育館の大規模改修シミュレーションの結果、概算で2億6,000万円の改修が必要と見込んでおります。

〔「はつきり聞こえません。もう一度」と言う人あり〕

○教育文化課主幹（福田富美代君） 2億6,000万円の改修費が必要だと見込んでおります。概算でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 新鶴体育館は、3億超だったというふうに伺っております。そのぐらいはかかるのかなというふうに思いますけれども、あの状況をほっぽっておいて、それで安心、安全な施設を提供するという教育委員会の理念に基づけば、よくほっとけましたねと言うしかないです。専門家が見ても、どこが漏れているか分からないなんていうこと、そんなことはあり得ないと思います。何かそこにやっぱりありきが私はあるから、そういう答えの導き方しかできなかつたのではないですかということを言わざるを得ません。去年からもう新築の話がばんばん出ています。この後の使用調整については、同僚議員からこの後質問されますので、委ねたいと思いますけれども、いずれにしても調整だって、この説明会で出された資料を見ましても、まず私は不可能だと思っています。それは、窮屈な思いを今まで以上にさせることにつながりますし、中学生が使っているという実態がございま

す。校長先生の話ですと、美里町の子供たち恵まれていますよという話も伺いました。確かにそうかもりませんけれども、では我慢して3回を2回に減らして調整されていく、これは教育の在り方として私はあるべき姿ではないと思っています。まず大人が我慢して、子供たちに十分にそういう機会を与える、そういう施設を与えるというなら分かります。この強制の仕方は、物すごく無理があります。これ何度も読み直しました。数字のすり合わせでしかない、これ。ここは合併自治体です。広いのです。例えば本郷地域から高田地域の施設を使え、あるいは新鶴地域空いているから、そっちへ行って使ってください。はい、分かりました、分かりましたというふうに理解されるまでにやっぱり時間がかかります。そんなことをやっていくのが本当に望ましい、住んで住みたくなるようなまちづくりに向かえるのでしょうか。教育長、どう思われます。教育長だって生の声を伺っているわけですから、ぜひ伺いたい。これは政治の部分でのやっぱり捉まえ方、受け止め方、言葉の出し方もまたそこに関わってくると思います。お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに説明会、私も2回開催したものに臨ませていただきまして、本郷地域の皆様をはじめとして、高田地域でも同様でございますが、やはり既存施設の存続を望む声は多く伺っておりますし、そういう方々の喪失感や不安に寄り添っていく必要はあるというふうに考えております。ただ、今後の施設の在り方を考えた場合に、どの地域にも同じものがある、どこに行つてもあるという考え方から、よく整備されたものがその場所に行ったらあるという、そういう考え方には次第にシフトしていくかなければならないのは間違いないというふうに私は考えております。ですから、そういう喪失感にも寄り添いながら、代案も少し考えながら、緩やかに着地点に向かっていくべきだというふうにただいまは考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） いや、緩やかに、全くそれそのとおりだと思います。ただ、それにはやっぱり時間かかります。今使っている人たちの話するのでしょうか、調整するって。将来10年後、20年後の人たちにその当時の在り方、使い方は委ねていいですか。今使っている人たちの調整です。それを緩やかに将来に向けた在り方で仕切っていく、あるいは処していく、それあるべき姿ですか。さっき言ったように、ここは広域なのです。広くても、都市部みたいに公共機関が発達して、車使わなくても利便性があって、行ったり来たりできる、そういう地域でないのです。皆さん、それは言うまでもないですか。若松での話しているのではありません。美里町の話をしているのですから。この説明会での皆さんのお説明もそうですけれども、尋ねられたら1回回答して、それで終わり。そんな答弁あります。課長でさえ、教育長もありお話し、説明しないですか。本来ですとあなたたちがそれこそ寄り添って、しっかり受け止めたと、ここはこういうふうに今考えているけれど

も、しっかりと協議していきましょう、考えていきましょうと。そして、そのお返しはまた次、早い機会に説明会、懇談会開いてやっていくべきではないですか。それもやらないで、半年も置いて、またあのときたくさんいただきました。いろんな話なんて出でていません、あれだけの人数しかいらっしゃっていないのだから。思いませんか。私は見させていただいて、本当にづく悲しい思いになりました。だって、教育長だって一度も回答されなかつたではないですか。あんな切実な話を聞いて、そこはどんなふうに思われましたか。あえて恐縮ですけれども、お願ひしたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに私が発言する機会を逸しておりましたので、今回説明会での私の発言はございませんでした。議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、お聞きした意見を基に、これは6月議会でもお答えしておりますけれども、やはり本郷地域の皆様の喪失感や何かに寄り添いながら、それに対応した何らかの施策は打っていかなければならぬというふうにも申し上げましたし、今もそう考えております。今後、先ほど申しましたとおりソフトランディングを目指して、何らかの施策を打ち出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 私が提案した第二体育館はなくしても、本郷体育館は残して、改修でいけないですかというふうに思うに至りました。それは、やはり新たに造れ、なんてことは、私財政問題ずっとやってきたので、そんな大規模に10億絡めて使うお金で新しいの造つたらどうだなんていうこと、なかなか提案できないと思ったからなのです。利便性からしても、親しんだ平成の、それから現在も使っているあれを実態から見ても、子供たちに窮屈な思いさせたくない。これは当然なのですから。それから、本郷のテニスコートだって、将来もうなくそうという計画になっているではないですか。これびっくりします。絶対あり得ない。だから、合併問題でもって何のメリットあったのと、そこまでも住民の意思、気持ちいってしまっているのです。ぜひこれは重く受け止めてもらいたい。教育長、再度の答弁。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまお話しeidいたことは当然重く受け止めておりますし、先ほど来繰り返しておりますが、利用団体説明会での利用団体の皆様からのご意見も重く受け止めております。繰り返しになりますが、そういう想いに応えるために何らかの施策を打ち出していくように考えてまいります。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 次に参ります。

旧本郷一小跡地ですけれども、3月に開いた以降ずっと何もないのです。これが、このやり取りがないというのは一番私はまずいと思っています。それで、時間がないからと常套句で来られるのですけれども、これはいろいろもらって、そのとき対当したという認識かもしれないけれども、しっかり改めてお返しする機会は、やっぱり近々、そうしたらまたいろんな知恵やら意見やら、こうやつたらということを含めて出てくるのではないか。そうしたら、どんどん、どんどん取れんされていくというこのプロセスをどうしてあなたたちはつくれないのかなと、私は不思議でしようがない。すばらしいまちづくりは、そういうことをやるのです。これいつお話しする機会またつくられるのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、いつということでございます。先ほど町長答弁にありましたように、この本郷一小の跡地につきましては、町長より昨年度の3月に実施しました懇談会ですか、その内容を町長にも報告しております。その中で、こども園も含めた唐突であるというような話も町長に報告させていただきました。その中で町長がこの計画について、こども園についても見直してほしいと、見直せという指示がございましたので、現在こども園については、教育委員会になりますが、そちらのほうと話をしながら、再度プランの練り合わせをしているところでございます。ですので、早急に今ひとつ、説明会はいつなのだということにはちょっとお答えできないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 町長、そんなに時間をかける話ではないです、説明会ということに。早くやれたほうがいいですよ。どう思います、町長。いつでもと回答、今度やってほしいなと思っていますけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 今議員からそういうご指摘がございました。しっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 早急に計画するということでいいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） そういうことも含めて、庁舎内で検討させていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ちゃんと住民に寄り添った回答やると、住民だって納得するよね。ああいう回答しか出せないので反発を食らってしまうということだけは改めて申し上げておきたいと思います。

次ですけれども、3点目の本郷庁舎の大規模改修、これは9月23日に説明会やるということでいい

ですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） そのとおりでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 大まかなレイアウトも含めて、なるべく町民に分かりやすく出すということの理解でいいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 計画の趣旨、そういうのを説明いたしまして、さらに大まかなレイアウトということで大体このスペースをこういうふうに使うのだというレイアウトも含めて説明をしたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 当然いろんなことを想定しながら造られるでしょうから、十分にこれでいくのだみたいなところではなくて、そこで聞いたものに注視して、住民の声が反映されるようにぜひ図っていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 実は今回説明会にお出ししますプラン、計画につきましては、先ほど答弁でもございましたが、これまで利用団体を中心にある程度こういったスペース、こういったものが欲しい、こういったものにすべきというようなことも意見を踏まえた中でのレイアウトということでございますので、まだ確定したものではございません。こちらをプランをつくるための素案と申しますか、そういうものを提示をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、次、4点目行きます。

子育て支援センター、本郷のこども園乳児棟も検討の対象になっているということで、それもあり得るのかなと思いますけれども、それも本郷こども園の改築後というふうになりますので、再度それは確認、まだ決めていないのかどうなのかも含めて場所ですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

場所も含めて現在検討中でございます。できれば今年度中に検討を終えるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 (午前1時51分)

再開 (午後 1時00分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第3号、1番、野中寿勝君。

[1番（野中寿勝君）登壇]

○1番（野中寿勝君） それでは、通告により質問をいたします。

質問は1問です。本郷体育館解体方針の影響と対応について。町の公共施設長寿命化計画（個別施設計画）では、本郷体育館を令和7年度に解体する方針となっているが、本年6月開催の体育施設利用団体に対する社会体育施設あり方検討説明会の資料によれば、現在の本郷体育館の利用実績は部活及びイベント活動を除き、年間680団体、1万267人であり、町内の地域体育館、分館体育場及び学校開放を含めた全16施設中、利用団体数では1番、利用者数では2番目に多く、屋内体育施設全利用者数の16%を占める施設となっている。このような利用実績がある本郷体育館の解体は、本郷体育館の利用者だけでなく、町内の体育施設利用者全体に多くの影響を与えるものであり、その対応が重要であると考える。そこで、次のことについて見解を伺う。

1点目、令和7年度の町内体育施設の利用者数をどのように見込んでいるのか。施設の解体等の有無に関係なく、各施設の現状から見た場合に部活及びイベント活動を除く全施設の利用見込み数、団体数、人数について現状と令和7年度見込みの数値を伺う。

①として、本郷体育館及び体育館等（本郷体育館を含む地域体育館と分館体育場）全体での数値。

②、学校施設開放による全体での数値。

③、運動場等の屋外施設全体での数値及び体育施設全体での数値。

2点目、解体方針について、6月開催の説明会や諸会議等を含め、現在までに町民から出された質問や意見は何か。また、それらに対してどのように回答したのか伺う。

3点目、本郷体育館の解体によって、次の3つの観点からどのような影響があると想定しているのか、また、その影響に対し、どのような対応を行うのか伺う。

①として、生涯スポーツの充実の観点。

②、地域活動の推進の観点。

③、防災、消防体制の充実の観点。

4点目、本郷体育館の解体による町内体育施設利用者及び本郷地域住民にメリットがあるのか。メリットがあれば、それを伺う。

5点目、本郷体育館の解体に伴い、本郷体育館を廃止ではなく、町の方針を移転更新にすべきと考える。見解を伺う。

以上、よろしくお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 1番、野中議員の一般質問にお答えいたします。

本郷体育館解体方針の影響と対応であります。1点目の現状と令和7年度見込みの利用者数につきましては、令和元年度及び令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありますので、平成30年度を現状の利用者としております。このため本郷体育館の現状値は、利用団体数が延べ658団体、利用者数は延べ9,782人、町内の屋内体育施設全体の利用団体数が延べ1,972団体、利用者数は延べ3万7,331人、学校施設開放の利用団体数が延べ1,335団体、利用者数は延べ2万3,682人、屋外体育施設全体の利用団体数が延べ1,001団体、利用者数は延べ2万649人、学校施設開放を含む体育施設全体の利用団体数が延べ4,308団体、利用者数は延べ8万1,662人であります。

令和7年度における利用者の見込みにつきましては、本郷体育館の利用団体数が延べ579団体、利用者数は延べ8,603人、町内の屋内体育施設全体の利用団体数が延べ1,736団体、利用者数は延べ3万2,833人、学校施設開放の利用団体数が延べ1,192団体、利用者数は延べ2万5,525人、屋外体育施設全体の利用団体数が延べ879団体、利用者数は延べ1万8,159人、学校施設開放を含む体育館施設全体の利用団体数が延べ3,807団体、利用者数は延べ7万6,515人と見込んでおります。

2点目の、現在までに町民から出された質問や意見と回答につきましては、6月及び8月の説明会において廃止方針を示した施設の存続要望や、施設によって利用申請方法が異なることから、改善するようご意見やご質問をいただいております。ご意見等に対しまして、今後の人口減少を踏まえつつ、利用者にとっても安全で利便性の高い施設とすること、公平で効率的な利用申請などの仕組みづくりについて検討することなどを回答いたしました。

3点目の本郷体育館の解体の影響と対応につきましては、生涯スポーツの充実の観点から見れば、町全体での施設数は減少するという影響はありますが、学校体育施設と社会体育施設の効率的運営により利用促進を図ってまいる考えであります。また、町長部局に確認しましたところ、地域活動の推進の観点につきましては、既存施設を活用しての対応が可能であり、防災、消防体制の充実の観点からは、指定避難所の受入れ数は減少しますが、安全な親戚、知人の家に避難することや他の指定避難所への誘導などの方法で対応するとしております。

4点目の本郷体育館の解体による町内体育施設利用者及び本郷地域住民のメリットにつきましては、老朽化が進んだ施設を整理し、将来にわたり安全で快適な社会体育環境を持続的に提供していくことは、本郷地域の住民のみならず、全ての利用者にとってのメリットであり、町の責務と考えております。

5点目の本郷体育館は廃止ではなく、移転更新とすべきにつきましては、教育委員会といましましては、本郷体育館は老朽化が進んでおり、耐震性も確保できること、借地解消を目指すこと、既存施設を活用することで将来見込まれる利用ニーズについて対応可能と判断したことから、本郷体育館は廃止ではなく、移転更新に変更することは困難であると考えております。

大変失礼をいたしました。ただいまの答弁、1つ数字の読み違いがございましたので、おわびの上、訂正をさせていただきます。令和7年度の利用者数の見込みの中で、一番最後に述べました学校施設開放を含む体育施設全体の利用者数「延べ7万6,515人」と申し上げましたが、「7万6,517人」と見込んでおりますの誤りでございました。おわびして訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、利用者の見込みを出していただきました。この見込みをつくるに当たって、要素としては何を考慮してこのような見込みを出したのか、まずお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問にお答えいたします。

何を考慮してということでございますので、令和7年度における人口の予想を基に、平成30年度の利用団体からの推移ということで比較して求めておる数字だというふうに認識しています。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） では、見込み数の算出というかに当たっては人口減少を考慮してという計算になるわけですが、そもそも人口は減少するが、総合計画の中でも人口減少は抑えられないという状況の中で数字は出しています。ただ、総合計画の教育委員会の生涯スポーツにおいては、スポーツ施設の利用者を増加、少なくならないように増加を目標とするということを掲げています。そこに大きな矛盾があるのではないかと思うのです。やはり令和7年度については、教育委員会、町として施設利用者を増加させるのだという目標を掲げているのであれば、当然見込みも少なくとも現状維持を図るということを見込んで、この体育施設の在り方を考えるべきだと思うのですが、そこに施策とやっていることの矛盾があると思うので、その点どうお考えですか。

○議長（谷澤久孝君） 教育文化課主幹、福田富美代さん、答弁お願いします。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの野中議員さんの質問の答えといいますか、質問に対してなのですけれども、実際令和7年度の数値においては人口減少を見込んでといいますか、人口ビジョンに定めてある人口推計の基に現在の利用実質、実績を比較しまして、推計したものであります。ただし、計画においては確かに生涯スポーツの充実ということを掲げております。ただ、競技スポーツだけではなくて、健康のための運動、介護予防等の軽スポーツ等の運動習慣の充実も進めていくものであります。既存の体育施設だけではなくて、ここの複合文化施設のじげんホールであったり、この後本郷庁舎を改修しての本郷生涯学習センターの移転整備を計画しておりますので、そちらのほうにも軽スポーツが、軽運動ができるような施設にもしたいと考えております。その辺を踏まえまして、実際の今体育施設条例で定める体育施設、さらには生涯学習センターで定めております体育場につきましての利用者数は減少と見込んでいるところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 考え方は分かりました。ただし、今7年度の利用見込み数出してもらいました。学校開放だけは上がっています。そのほかには競技ではなくて、そういうしたものも含めれば増加というのを目標を掲げて進むのだということがあります。そうすると、ほかのものは伸ばすということですけれども、この体育施設の利用について減少を捉えているということは、競技をするスポーツについては活動を停滞というか、下げていないと、利用を下がってもいいのだという解釈で捉えているのか。ほかのスポーツは伸ばすけれども、競技スポーツ、体育施設を使っているバレー、ボールとかバドミントンとかバスケットボールとか、また屋内で用具を必要としないかもしれません、そういうしたものについても施設の利用は現状の中で減ってもいいという判断の下で見込んだのかどうかお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの野中議員の質問にお答えいたします。

競技人口スポーツの減少というよりは、実際今回学校開放施設も併せて体育利用の施設の在り方ということを検討しております。実際本郷地域でいいますと、本郷体育館を7年度廃止、解体するという方針を計画させていただいておりますが、実際学校開放におきましては、本郷小学校、本郷中学校につきましては、ほかの高田地域、新鶴地域の小中学校の利用から比較して、かなりまだ利用ができる状況があります。ただ、説明会においても利用者のほうから、鍵を事前に借りて、また次の日に返してというような不便さもあるということのお話、意見もいただいております。さらに、本郷体育館につきましては、年末年始以外については開放しているところなのですが、本郷体育館がなくなりますと、現在の条例でいいますと高田体育館、新鶴体育館、本郷第二体育館は全て月曜日休館日となってしまいます。そういうこともありますので、今後本郷体育館、今すぐではございませんが、そういう休館日を解消するということも念頭に踏まえながら、学校体育施設開放も利用調整を図りながらというところで、広くそちらのほうを使っていただくということを考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） すみません、ちょっとよく理解できないところあるのですが、要はここで私の考え方の違いはあるのでしょうかけれども、施設をなくすということについては、現在利用されている方の部分をいかに支障なく町民の方に不満というか、そういうことがないように移行できるという確証がなければ、なかなか理解は得られない。そういう意味で、数字を少なくなるからやつていけるのだという話ではなくて、現状のままどう移行できるのかということを想定した上で示すことが町民の方の安心と理解につながるのだと思うのです。単なる人口減少に合わせて、減っていくから使えるのでは、行政としてちょっと町民の方に説明する確たる、人口は必ずこれより減るのか、増えるのかもまだ分からぬですよね。推計上の話です。それは基本的な数字として捉えなければなりませんけれども、施設の廃止する場所、質問にありますように現在でも利用人数では2番目なのです、美里

町内で。その施設をなくすということは、相当影響があるというのは当然認識されていると思うのです。ですから、それを計画をつくっていく前提として、まず需要の見込み、活動の見込みというのは、教育委員会としては利用者を増やしていきたい。でも、人口も減るから、このぐらいは減ってくらうという中であっても、最大のスタートとしては現状の利用人口をどのように振り分けというか、ほかの施設で対応できるのかという、そのスタートで考えないと机上の空論になってしまいますのではないかということを私は危惧するので、再度やっぱりこのスタートの部分の押さえ方をきちっとしていたかないと数字の架空の話だけになってしまいますので、その認識をもう一回お願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問でございますけれども、私なりに考えますのは、結局今回お示しした数字については、野中議員ご指摘の利用者数を増やしていくべきだろうというところの観点は実は加味しておりませんので、純粹に将来の見込みとして人口が減少した場合にこのくらいの推移を見るのではないかというふうな、あくまでも想定値でございます。ですから、今後利用団体の調整等をしていく上にあっては、議員ご指摘のとおり利用団体の方々にご迷惑かけないように、そして少しでも多くの方にご利用いただけるような利用調整を図りながら体育施設の有効活用を考えていく、それが肝腎ではないかというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） スタートで大変大事なところなので、これから説明をして、調整をしながら理解を得れるというのですが、今現状の数字でこういう形でできますというのを示さなければ、さっきの想定の数字だけで話ししても、町民の方は肌で感じることはできません。今現在利用している状態で本郷体育館が使いたい。今日明日から、例えば極端に言うと使えないときに、ではどこを使って今の活動を維持してやっていけるかという最大の部分を想定しながら計画をつくっていくというのが大前提だと思うのです。ですから、その認識に立ってもらわなくて、後から調整します、ご理解をいただきますでは不安を募るだけであって、町民の方はなかなか話だけでは理解できないので、大事なスタンスですので、やはりここはきちんと現状値でスタートした、それでも十分振り分けられますよ、対応できますよというのを示していただかないと、減る見込みだけだと本当活動するなと言っているのと同じような捉え方もされてしまうので、基本的な認識は幾らやっても変わらないのかもしれないですが、再度その認識だけ、入り口の大事な考え方ですので、そこだけはえていただきたいのですが、再度お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご指摘にお答えしたいと思いますけれども、おっしゃるとおり私もやっぱり利用団体の方に十分な利用環境を提供しなければならないという認識には変わりありません。それで、シミュレーションを係等では、どの団体をどの体育館等に移した場合に、大体利用調

整で納得いただければ収まるだろうという、現在の使用状況から見たシミュレーションは担当レベルではしております。ただ、団体数も本郷体育館の場合に現在の利用団体数をちょっと見てみると、毎週定期的に利用している団体がおよそ7団体、それから冬期間だけ利用されるような団体が2団体と9団体、そこにイベントだけに入ってくるとかあると思いますが、日常的に利用されているのが冬期間を含めると9団体、人数にしますと、町外からいらっしゃる方なんかもいらっしゃると思うのですが、300人弱、二百何十人のレベルだというふうに思っています。その方々をほかの体育館に割り振りながら、利用調整で納得してもらしながら、活動場所を提供していくということはシミュレーションをちゃんとしながら、誠心誠意対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） ここだけやっていてもなので、入り口、スタートの部分、今の活動と現状をきっちり押さえた上で、教育委員会はやはり町民の方の活動を応援する立場なわけですから、そこをしっかりと押させて、今つくっている計画、私知りませんけれども、きっちり理解得られるように説明をしていただきたいと思います。

次に、2点目のほうで、施設の存続要望があったということですね。6月、8月の説明会、8月の説明会は分かりませんけれども、その存続要望についてはどのように回答されたのでしょうか。答弁はありますけれども、少しこう、あまりに網羅的な答弁なので、町民の方のストレートに存続してほしいということに対してどういうふうに答えられたのか、素直に教えていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの野中議員の質問にお答えいたします。

去る6月と8月に実際利用されている方を対象に説明会を行ってまいりました。やはり地域にある体育施設がなくなるというところの喪失感というものについてのご意見、いろんな形でいただきました。ただ、今回施設の老朽化、耐震化に耐えられない施設等々について、4月に長寿命化計画の中の個別計画のほうで、町としても7年度、本郷体育館について解体という方針を示させていただきましたので、今後町全体の体育施設の方針、在り方方針の中でもやはりそちらのほうについては本郷地域の方にご理解をいただきたいという旨でお答えさせていただきました。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 要は、すみません、聞き漏らしたかもしれないのですが、存続してほしいということに対して、存続はしないとはっきり答えたのかどうか。検討しますと言ったのか、ただ利用に支障がないようにしますということの説明は、存続はしないということを利用団体の方に回答したのですかということです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの野中議員さんの質問にお答えいたします。

本郷体育館については、存続しないということでご説明させていただきました。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 先ほども地域の喪失感とか、教育長さんも前の同僚議員の方の質問の中でもそれは言っていらっしゃいますけれども、利用団体の方々にしか説明はしていないのですよね。ですから、それをそこでもっても喪失感があるというふうに声が出ると、存続を求めるということなので、これは地域にとって地域活動する部分での、スポーツだけの話ではなくて、施設として重要だということは、教育長さんもそういう答弁されているのは認識はされていると思うのです。ですから、そうであれば、存続しないというもう教育委員会ご判断されているようですが、ちゃんと町民というか、地域住民にきちんとこれは説明をする機会を持つべきだと思うのですが、単純に個別の一つの計画だから、このままパブコメやって、しゃんしゃんと計画進めるのではなくて、それほど地域の方にとって大事な施設だという認識をお持ちであれば、きちんと町民の方に説明する、結局スポーツやって以外の方にも説明をきちんとして、ご理解いただくなり、そういう努力が必要だと思うのですが、説明会を早急にすべきと思うのですが、それについてお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問でございますけれども、今後の予定といたしましては、住民の皆様につきましては、今回利用団体向けに説明させていただきました整理計画についてパブリックコメントをいただくというふうな手法で対応するようにしているところであります。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） ですから、私が今言ったように、体育館を体育施設として利用している人だけではなくて、地域の中の活性化などの拠点でも、地域活動を今まで本郷地域の地域活動の重要な役割を担ってきた施設を、それについて利用している人だけではなくて、住民の人たちについても、これをなくしていく代わりにこうしますというのはきちんと住民に説明しないではしようがないだろうと。大変大事なことです。だから、地域の方にとっても喪失感を抱くでしょうということも認識されていることは、それを思っていることを実際に行動に表して、きちんと説明会をして、利用されていない方も広く声をかけていただいて、実際何人集まるか分かりませんけれども、そういうことをやった上で判断するのが重要だと思うのですが、再度やはり開催すべきだと思うのですが、パブコメの前に、いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今ほどの見解を求められた件でございますけれども、先ほど別の議員への答弁でもお答えいたしましたが、本郷地域の皆様の喪失感や不満に対応するよう、何らかの施策を、考えを打ち出していかなくてはならないだろうというふうに答弁させていただきましたが、その施策等と併せて当然セットで本郷体育館の除却等についても今後説明をしていく必要があるかなというふうに考えておりますので、適切な時期に町民の方にも説明するような機会を設定できればよろしいのかなというふうにただいまは考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 当然それはやっていただきたいと思います。ただ、今スケジュール的には、次パブコメをやろうとしています。パブコメは、町民の方の声を聞く手段として一つありますけれども、それでやる前に普通は住民の方に説明会とかそういうのをやって、意見を取り入れた上で計画づくりをして、素案が出来て、それから最終パブコメという流れなのです。パブコメやってしまった後もう規定路線、完全にがちがちに決まった中で住民の方に説明しますと言ったら、対案がどんな対案だか分かりませんけれども、逆にその対案を持って先にやった上で意見を持って計画をつくると、この後の部分でも聞きたいのですが、まず教育委員会が考えなければならないのは公共施設、この個別計画が上位ではなくて、総合計画と教育委員会振興計画が一番上にあるわけです。ですから、町民の方の活動をどうやって活性化させるかというところの視点で持っていく。ハードを先に持ってきて、それに合わせて活動してくださいでは、教育委員会としてはやはりちょっとおかしいのではないかと思うのです。ですから、説明会もいろんな代わりの対案というか、そういうこともきっちり押さえて幾つか出して、その中で解体、廃止というのも併せて町民の方に示していくかないと順番としておかしいと思う。ですから、パブコメの前にそれをきっちりやるべきだというのが普通行政としてもあるべき流れなのではないかと思うのですけれども、再度お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 野中議員の思い、受け止めさせていただきましたので、検討させていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） では、十分に住民、町民の立場に立って検討をお願いしたいと思います。

それでは、次、3点目です。3つの観点。1つ目の生涯スポーツについては、当然このように利用促進を図っていくと。ただ、話が何回も同じくなるかもしれないですが、一番は教育委員会としては生涯スポーツの中で活動する機会を増やしていくと、場を増やしていくということも教育委員会の役割だと思うのですけれども、そうしたときにやはり施設がなくなるということに対しては、それを残ったところをうまく活用するとかというのではなくて、ある意味町部局のほうの攻めと教育委員会の守り、同じ町民を考えたときに活動を応援しなければならない、活性化しなければならないということで、本来は教育委員会は存続なり新しく造るとかいうところをどんどん言って、町部局は財政もありますから、いやそうはいかないのだよというところでいろいろ中で議論してもらって、それが町民に分かる形にもって初めて方向性が出るわけです。ですから、利用促進を図っていくといつても、活動する場、実際にもう冒頭言ったように、1割以上の活動する人の場がなくなるわけですから、実際今延べ活動している中では1割ぐらいなくなるわけですから、そんな簡単な話ではないと思うので、あときさっき言った教育委員会に対して最上位計画は3総と教育振興計画、その次に公共施設なわけですから、やはりスタンスとしてもう少し充実をするためには場が必要だというスタンスに私は立って

ほしいと思うのですが、最後、教育委員会としてその点どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 私の認識いたしましては、野中議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。ですから、先ほど何らかの施策を打ち出さなければならないと考えていると申し上げましたが、そこも含めて利用団体の方々にできるだけご迷惑がかからないような方法を今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 半分ぐらいは理解したいと思います。

2つ目の地域活動の推進のところでは、既存施設を活用しての対応が可能だということで言っています。活動はいろんなところでできるので、それはそれなのですが、1つ私の思いとしては、体育館そのものも地域活動する上では、地域にとって大きな地域資源の一つだと思うのです。こうした観点で考えれば、今本郷地域に住んでいる方、若松の隣ですから、そこに住もうとしている人にとって、そういう地域の魅力としても失われてしまうのではないかと。本郷地域に住もうと思っているけれども、実際には隣の町、若松市の施設を使わないと運動ができない。わざわざ高田地域の、空いていればそれは使えるかもしれません、自分の住んでいるところですっと利用できるというか、それは望めば切りはないですけれども、地域の魅力が、体育施設がなくなるというところで、やはり地域の資源が失われてしまう、だから本郷地域の活性化にマイナスではないかという認識があるのですが、その点だけ再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 地域活動の推進という部分では、総計の政策6、魅力と個性のある地域づくり、6の1番で地域活動推進をうたってございます。一応ターゲットいたしましては、町民の方が地域活動へ積極的に参加していただける、集落といったまじて、集落機能が維持されるということを大きな目標としてございます。そういった中でいろんな地域ございますが、その中で拠点となる地域の集会所もありますれば、いろいろ場所はあろうかと思います。いろんな体育館、今体育館の話でございますが、基本的にこの政策の中では地域活動をする場所なり地域活動を推進していく上では、場所というよりかは、いわゆる活動自体をこの政策でうたっておりましたので、特段ほかの場所でも、要は集落活動というのは持続可能ですよねという町部局の書きぶりということになってございます。そこを理解していただいた上で、ただ地域としてのいわゆる施設がなくなっていくという話もございましたが、教育長の答弁にもありましたとおり、最終的には私は財政も預かっておりますので、財政の健全化という部分から見ても、ある程度負の財産を後世に残さないということは必要なのだろうと思います。そんなところで今ソフトランディングということも先ほど来てございましたので、地域の魅力の一つではあるかもしれません、第二体育館もございます。そういったことでいろいろ活用していくということでもありますので、私のほうからはいわゆる施設に関して、今の方針の

中で何とか地域活動をしていただければいいのかなというふうに思っておるところでございます。明確に何か体育館を位置づけて、地域活動の推進の中でうたっているということでございませんでしたので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） それでは、3つ目の防災、消防体制のほうで……

〔何事か言う人あり〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 失礼しました。今ちょっと発言の訂正を、後から入れさせていただきます。すみません。

○1番（野中寿勝君） 続けていいですか。

○議長（谷澤久孝君） どうぞ、続けていいですよ。

○1番（野中寿勝君） いろいろと対応、避難所としての部分は親戚、知人の家に誘導するとか、ほかの指定避難場所の誘導などの方法で対応するということになっていますという話なのですが、避難所について災害被害想定、今豪雨災害、いろいろあります。当然いろんな想定の中で避難所の配置、誘導等も想定されるのですが、本郷地域のハザードマップ見て0.5、50センチから3メートルの浸水位置に住んでいられる方、そういうこともいろんなことを想定して避難所運営とか、避難所のことについては考えていられると思うのですが、数字を把握しているでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁の前に、では政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 大変失礼しました。私の発言で負の遺産と申し上げましたが、今の体育館自体をそう申し上げたのではなくて、全体の資産の除却をしていかなければならないという部分で後世に向けてそれが残ってしまえば負の遺産になってしまうという意味で使わせていただきました。それをもってそのように私のほうで申し上げたものではございませんので、そこをご理解いただきたいと思います。大変失礼しました。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまの議員の質問でございますが、避難人数を想定して避難所を設置しているのかというご質問かと思っております。実際本郷地域の方が避難所として今の施設の中に、今指定している施設に避難できるのかということでございますが、基本的にこの避難所の人数、指定につきましては、現在町が持っております公共施設を全てを避難所と指定しております。例えば地震等の避難については耐震がない、耐震基準に満たさない施設におきましては、その分は外しております。実際今後減ったらどうなるのかということでございますが、先ほど答弁にもあったように現在コロナ禍ということでもあります。昨年度来、国または県のほうからいわゆる避難については避難所に避難するだけではなく、事前にある程度起こる前にそういった広域的な避難、例えば知人、親戚、そういうものを今推奨をしております。さらに、町としましてはそういった対応のためにもう一つ、昨年度、町の宿泊施設と協定を結びまして、そういった避難所として利用するという協

定も結んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 私が質問したのはちょっと違うのです。実際の対応はケース・バイ・ケースで確かにそうなのですが、結局ハザードマップがあって、今これだけ洪水被害とか出ているのに、本郷地域において今回本郷体育館の避難所の部分、今課長は耐震のないところは省いていると言ったけれども、防災計画上には本郷体育館もちゃんと指定避難所になっていますので、ちょっと認識違うのですが、要はハザードマップで水害、土砂災害も含めてですけれども、そこに住んでいる方はどのぐらいだということも把握しながら、避難所はその施設ごとの避難所で、起きたときにはどこに誘導するとか、そういうことはきっと把握されているのですか。そういう意味でハザードマップの部分を聞いたので、浸水地域、本郷だと3メートル以下なのですけれども、3メートル以下といったらほとんどかなり大変な面積になってしまいますので、人数も大変になるので、せめて50センチから3メートルの範囲の本郷地域での浸水域に住まわれている方がどのぐらいいるかぐらいは把握されているですかという質問をしたので、把握されているのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 現在手持ちはございませんが、把握についてもちょっと今把握しているかと、今私の手元にはございません。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 把握しているか、していないかぐらいは、担当なので、それは必要なことだと思います。時間もないでの、恐らくしていないでしょう。

仮です。私も正確な数字ではありません。ハザードマップ見ながら、行政区見ながら、最低でも本郷地域の場合、浸水区域、50センチ以上3メートルまでの中で大体120世帯、340人ぐらいはお住まいだと。これを50センチまでの部分でしまったら、本当1,000人、2,000人の話になる。ですから、そういう最大の部分も想定しながら、親戚や知人宅にとかというのではなくて、そういう急に決壊してなったとき、最悪を想定したことをもって考えれば、避難所が必要なのです、確保する。物理的な距離もある。そういうところでもってやはり本郷体育館というのはそれだけ必要だった。使うことはないですけれども、今までなかつたですけれども、そういう必要性もあるのだという認識を町はきっと持っていたのかなというところでお伺いしたので、把握されていないのを聞いてもしようがないので、場所としてほかの施設とか簡単に、今可能かもしれないのですが、やはり生活再建のために長期間になれば、なかなかほかの施設を占有するというのは難しいと思うので、やはりそういう意味でも避難所としての役割は大きかったかなと思います。この部分は答弁があれば。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 詳細な人数についてはちょっと把握してございませんが、1つだけ、避

難についてなのですが、あくまでも災害が、被害が起こってからでの避難というのは難しいわけでございます。今町が行っていますのは事前に、被害が起きる前に避難をしていただく、そういうたために町は避難所の設置、さらには情報の発信をしております。ですので、町民の方にも広報、さらにはいろいろな手段をもちまして、早め早めの避難をお願いするように周知活動を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 私は、本郷体育館のことで聞いているので、本郷体育館に関連して答弁していただけたと大変ありがたかったのですが、ちょっと残念です。

次、4点目のメリットについてです。答弁では、あくまでも通り一遍というのですか、結局全町民、全体的になくなれば、それは本郷住民にとってもメリットでしょうという言い方です。ちょっと言い方えれば、先ほどの説明会もそうですけれども、そのときにきちっと説明すべき内容ですよね。ですから、施設全体を持続的にほかの施設も使ってもらって、ちゃんと環境を整えますよということだけで本郷住民の方が納得するのかどうかというところです。だから、本郷体育館をなくしてメリットがあるのであれば、もう来年度でも再来年度でも早々と、本当に住民の方にとってメリットがあるのであれば、やつたらいかがですか。どうでしょうか、お答えください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまの認識でございますが、議員のおっしゃられた中身を受けますと、直接的な本郷地域の方へのメリットは、私はないと考えておりました。したがって、総合的な施策の中でメリットを享受していただくというふうな答弁をさせていただいております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） そこをはっきりとメリットがないならないとはっきり認識を持ってもらえば、それで現時点では理解するところです。

最後の5点目です。教育委員会としてはということで答弁いただきました。体育施設の設置改廃は、教育委員会には権限はありません。町長の権限です。ですから、最後に言うのも何ですが、教育委員会が廃止するとかという方針を決めるというのは、ちょっとどうなのかなと思います。あくまでもそれは町長の権限です。教育施設、学校、図書館、公民館は教育委員会が判断できます。ですが、公の施設として住民サービスをする施設としては、体育館は町長の権限です。そういうことを踏まえて、町長自身はこの解体に伴うことについて、私はやはり新たな場所、提案ではなくて、例として本郷中学校プール解体されます。そこに体育館を増築して、今の本郷体育館と同規模とまでは言いませんけれども、それである程度キャパを確保できる、そういったことも一つの方法だと思うのですが、それは私の思いの例ですが、あくまでも。そういうことも踏まえて、新たに更新していくのだということも方法論としてはあると思うのです。ですから、最後に町長として、先ほどから議論していた部分を踏まえて町長の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 野中議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私も就任させていただいてから、本郷地域の区長さん、そしてまた本郷地域の方々のお話も聞いてまいりました。その中で、本郷一小跡地の問題だったり、今の体育館の問題だったり、廃止も聞いてまいりました。当然本郷地域の方々の失望感といいますか、あるものがなくなるわけですから、そういったものに対しては重い思いを持っております。その中で、教育長といろいろ話をさせていただいております。答弁でも申し上げましたように、耐震性だったりの問題、そして借地の問題、総合的に含めますと、やはり私は解体をすべきなのかなというふうに思っています。その代わりに新しい体育館をという話も今野中議員からございましたけれども、利用人数だったり、できれば私は現在ある教育施設、社会施設を含めて、その中でやりくりができればいいのかなというふうに思っております、教育長のほうにも先ほどの根本議員の質問にもお答えしましたけれども、教育施設の配置計画を含めて検討をしたらどうだということでお話をさせていただいたところあります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 町長の今のお考え、現時点での部分は理解しました。それで、先ほど、ほかの議員の方の質問に上乗せしたら大変申し訳ないのですが、説明会の部分で、23日に本郷庁舎の分の説明会をされると言ったので、せっかくの機会なので、そのときにそれこそパブコメ前に別にやってくれれば一番いいのですけれども、そのときに併せて本郷体育館、やはり地域の中の長年親しんだ施設の部分ですので、併せてそこで説明会をきちっとしていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 23日は、本郷庁舎のことについての説明会ということにさせていただいております。ただ、やり取りの中でいろいろ出てくるのかなというふうに思っています。その部分では、今現時点でお話しできることについてはお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 以上で終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで野中寿勝君の質問は終わりました。

ここで2時10分まで休憩します。

休憩 (午後 1時54分)

再開 (午後 2時10分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第4号、8番、星次君。

[8番(星 次君)登壇]

○8番(星 次君) それでは、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目、新たな工業団地指定の計画についてであります。本町の工業団地は、ほぼ完売できる状況下にあると認識しております。町の総合計画、後期基本計画で現状及び課題については把握しているが、期間中の企業誘致の主な取組については「福島県の協力を得ながら工業団地への企業誘致を進めます」と記載しております。この意図するところは何なのか。これから企業進出をしようとしても、町はこれからどこの場所へ誘致を進めるのか伺います。早急に新たな土地を工業団地に指定して企業誘致を図らないと、企業は来てくれないと考えます。企業誘致は、雇用の拡大と町民所得の向上や、若者の首都圏への流出を防ぎ、定住促進も図られるため、町の最重要課題として取り組む必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、2点目でございます。自衛隊の募集に関する事務についてであります。自衛隊の募集に関する事務は、市町村の任務とされて、位置づけされております。現在までも募集はされてきたと思うが、毎年どれくらいの入隊があるのか示せ。この中には自衛隊協力会の協力や勧誘が効果をなし得た事例もあると聞いております。しかし、令和3年8月11日付の文書であります。自衛隊協力会の総会で解散することが決定いたしました。この団体の活動は、県内でも特に目立つ存在であったと思われております。この団体がなくなれば、町として今以上に募集に努力をしなければならないと考えるが、所見を伺います。また、自衛隊の誘致について、数年前に町から議会に報告があったが、その後どうなっているのか併せて伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長(谷澤久孝君) 答弁、町長、杉山純一君。

[町長(杉山純一君)登壇]

○町長(杉山純一君) 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新たな工業団地指定の計画についてであります。現在の工業団地の販売状況は高田工業団地の2区画が未売却となっており、1区画は既に購入申込みを受けており、もう1区画は来年度の売却に向けて交渉中となっております。当面の企業誘致につきましては、工業団地内の未利用地や町内の空き工場の跡地なども活用したいと考えております。本町の人口減少の抑制と経済の活性化を図るために、特に若い世代の雇用の場の確保が重要なことから、高田工業団地完売後の新たな工業団地の整備は有効な手段であると考えております。現段階では候補地の選定までには至っておりませんが、今後の社会情勢や県内自治体の動向、さらには新型コロナウイルス感染症収束後の新たな働き方なども含め、工業団地に対する企業のニーズ調査を行ってまいります。

次の自衛隊の募集に関する事務についてであります。本町における過去5年間の入隊者数は平成28年度が3名、平成29年度4名、平成30年度ゼロ名、令和元年度4名、令和2年度が1名となっております。自衛隊募集事務においては、これまで自衛隊福島地方協力本部からの依頼を受けて、町広報

紙への募集記事の掲載や募集ポスターの掲示、さらには福島地方協力本部長と町長の連名で自衛官募集相談員の委嘱を行ってまいりました。自衛隊協力会は解散されましたが、町としましてはこれまで同様、福島地方協力本部会津若松出張所や自衛官募集相談員などと連携しながら、広報、募集活動に努めてまいります。

次の自衛隊の誘致につきましては、近隣市町村の合意形成や地域住民の理解を得ることを前提とした会津地域全体としての取組が必要であると認識しております。なお、現在の進捗について会津総合開発協議会に問い合わせたところ、平成26年4月に会津地方自衛隊駐屯地誘致期成同盟会から要望書が当協議会に提出されましたが、現在に至るまで進展がないことを確認しております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それでは、再質問をさせていただきます。

現在2区画が未売却地ということで、その1区画については申込みは受けており、また来年度売却に向けての交渉中でありますというふうな答弁がありました。それで、我々7月9日の高田工業団地の現地研修のときに、課長から今交渉中の5,000平米の何がしの、それは今売却されるであろうというふうな説明受けたわけで、この質問をさせてもらうのですが、全て完売できたということは、もう間もなく、これは先輩方、それから今取り組んでいる産業振興課の職員の皆さんとの並々ならぬ企業への誘致活動に対してのたまものであるというふうに私は認識して、非常に皆さんのご苦労、本当に大変だったなというふうに改めて感謝を申し上げる次第であります。しかし、今この中に書かれている、後期計画に書かれている福島県の協力を得ながら工業団地の企業を進めるというふうに、しかもこの後期計画の中です。この中に福島県の協力を得ながらといつても、福島県は自分のところで企業局を持っていて、まだ未売却地がいっぱいあるのです。それに今翻弄しているときに、現状把握もしないで、文章化して、県の協力を得る。具体的に町は県の協力をどのように捉えているのか、その辺を教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。

福島県の協力を得ながら企業誘致を進めるというふうに確かに表現してございます。これにつきましては、今いわゆるこういうコロナ禍でもございまして、それぞれ企業のニーズというものがかなりさま変わりてきてございます。ですので、企業進出のこれから動向ですとか、あるいは求められる、そういう工業団地の区画ですか、規模ですか、そういったものをしっかりと相談させていただいて、ある程度そういう企業ニーズに合ったような形のいわゆる誘致を進める必要があるだろうというふうなことでこのような記載とさせていただいているところでございます。

ただ、一応今の高田工業団地につきましては、売却の見通しが立ったとはいえ、2区画残ってございまして、1区画に関しましては申込みが出されておりますが、なかなかコロナ禍の状況で作業がなかなか伸びないというふうなところで、今ちょっと交渉が進んでいない状況でございます。もう1区

画に関しましても、やはりこういうコロナの状況を鑑みまして、交渉が今のところちょっと進んでいないというふうなところがございますので、まずは今の高田工業団地の企業誘致に全力を尽くしてまいりたいというふうな、福島県の今名古屋事務所等々の協力を得ながら最終的な詰めに至っておりますので、ここに集中をさせていただいて、締結にこぎ着けたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 私なりに解釈したのは、福島県の協力を得ながらというのは、東京事務所とか大阪事務所、名古屋事務所、それぞれ北海道事務所もありますが、そこに情報収集のために、今コロナ禍で訪問というか、行けないので、その辺の電話でやり取りしながら、福島県のその協力かなというふうに解釈したのですが、今課長の答弁だと、まだまだそこに行っていないというふうに解釈するのですが、この部分の県の事務所へは何回ぐらい令和2年度は行ったのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問でございますが、実際の福島県の出先機関であります東京事務所、名古屋事務所等々に、令和2年度中におきましてはコロナの状況もありましたので、訪問のほうはさせていただいてございません。ただし、情報の共有につきましては逐一それぞれ担当のほうから事務所の担当者のほうに月1回程度は連絡を取らせていただいて、情報の共有は図っているというふうなところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それでは、福島県庁へは行ったことあるのですか。例えば企業誘致推進課のほうとか、産業創出課ですか、そういうところには行かなかつたのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問でございます。

福島県へは昨年度1度コロナの収束になった状況のタイミングで企業局、あと企業立地課のほうに出向いて、1度だけ行ってございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それでは、この文面を活用しながら、今後さらに福島県のほうに出向いたり、またそこから東京事務所のほうに誘導してもらったりというふうにすることで、我が町の今残っている残地についても企業が立地していくというふうなことで、ひとつ努力してほしいなというふうに思っています。

それでは、次に移りますが、新たな工業団地ということでございますが、町は新たな工業団地については企業のニーズ調査というふうに、コロナ禍もあるのでというふうなことでございますが、どのように考えているのか。選定には至っていませんというのですが、今からやらないともう企業はすぐにでも会津美里がいいところだということで来たいのに、来る場所がなくてはやっぱりほかの町村に

頓挫してしまうのです。この辺の町の考え方、どんなふうに考えてあるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるとおりいわゆる企業の誘致というものは所得の向上ですとか、若者の流出に歯止めをかけて、やっぱり人口減少対策にもつながるというのは間違いないというふうに思ってございます。当然必要な政策でございますので、力を入れてやっていかなければいけないというふうに思っております。しかし、今現状でやはりまだまだあとある程度完売のめどは立ったとはいえ、2区画ほど残ってございますので、そこにまずはちょっと注力をさせていただいて、さらに検討と情報を密にしながら、企業ニーズを調査して、いわゆる求められるような、そういった規模とか、そういった問題もございます。あとはどういう区画割りにすればいいかとか、そういうところも含めて同時進行でやはり進めていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、しっかりとその辺を検討していきたいというふうに思ってございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 今2区画に集中して張りつけるというふうな、企業来ていただくというのは分かります。しかしながら、今課長が言ったように同時進行、それでも遅いぐらいなのです。ほかの町村はもう団地造成まで、すぐ近年です、それをやっているのです。そうなった場合、美里にこれから検討しますでは遅いのです。検討したら5年かかります。今から、今年のこの議会終わったならばすぐに検討するでなくて、実施に向けての体制づくりもしないとまずいのです。再度その辺の考えをひとつお示しください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、できる限り早く、有益、有効な施策だというふうには思っておりますので、なるべく早く検討というかに向けて、しっかりと議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 若干話は変わりますが、総務省のホームページ見たら、2022年度の概算要求で東京の23区から地方に移住して、企業に就職した場合は家族全員で来た場合は100万円を出す、単身で来た場合は60万円を出すというふうなことで、これ全国に呼びかけているのです。これで来ても企業に就職、企業はなくて就職できなかつたら、この補助金は移住した人は使えないのです。こういう国ではもともと一極集中でなくて地方に移動してほしいというふうな考えでいるのに、町もそれに向けてやっぱり人口増を図るためにも、企業の誘致は必要だというふうな認識は新たにしていただきたいなというふうに思っております。

それで、町は例えば完売した、それで新たに工業団地、工業用地を確保するにはどんなような手段

というか、どのように事務的な進めればいいかちゃんと把握していますか。その辺ちょっと答弁お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしでございますが、場所については様々な制約があるというふうなところは存じて上げております。それが農地であればいわゆる農地法の関係であるとか、または開発許可申請の問題ですとか、そういういろいろな問題があるというのは存じ上げております。ただし、今の段階で場所といいますか、いわゆる次の工業団地の場所が決まっていないので、ちょっと何とも言えないのですが、といった様々な法規制があるというふうなところは存じ上げておりますし、それを一つ一つクリアしていくって初めてできる、なし得るものだというふうな理解ではあります。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 課長は産業振興課で、農業振興と林業振興、計画2つ持っているのです。郷土の地目からいうと、そこの2つの課をクリアできるというのは、大変有効なことなのです。そこに都市計画法と全体的には町の国土利用計画、これの変更ということをしなくてはならないのですが、これには町単独でできるものではないです。国土利用計画の変更というのは、県の審議会を通らなくてはならないということなので、だから最低でも早くても2年ぐらいはかかるのです。そうすると、2年間は空白の工業団地なしで戦略を練っていくというふうなことになってしまうので、ここで答弁書には空き工場も視野に入れてという考え方ですが、そういう考えは視野に入れないで、新たな用地を確保していくのだというような、だって企業は自分の企業に合ったスタンスで用地確保に来るので。空き工場の決まった用地でとか、そういうのでは来ないですから、そういうスタンスで考えた場合、課長、早くても2年間です。その場合は、企業誘致はできないのです。だから、私も元職員の時代やった経験があるので、本当になかなか大変なのです。町の考えまとまったとしても、県のゴホウカイに至るのですが、いろいろの法律、農振法だのあれという、それをクリアして、最後には県の国土利用計画の審議会を通らないと駄目なわけなので、だから町としてはやった場合用地はどのくらい必要だと確保するというふうな考え、今持っていますか。それとも、持っていない。いまだこれは答弁表には考えていないというみたいな答弁なのですが、その辺あったならば、課長の主観的な考えでもいいのですが、大体どのくらいの用地確保すれば今のところいいのかなというふうに思っているのか、その辺考えがあれば。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてお答えさせていただきます。

企業のニーズというものは様々本当にございます。それを私どものほうでしっかりとやっぱり把握する必要というのはあるというふうに強く思っております。単純にニーズ把握というものをしないうちにある程度そういった町のほうで、このくらいの面積でいいだろうと進めたところがなかなか売れ

なかつたりすると、やはりそういう管理経費というのもずっと長年、何十年もかかるくるようになってしまいりますので、そういうことがあってはまずいけないというふうに思っておりますので、そこは慎重に、もう全体の人口減少問題につながるような大規模なプロジェクトでございますので、これはしっかりと議論する時間というのが必要だというふうに思っております。ですので、しっかりとその辺は各課横断的に議論する、それにはちょっと時間が必要であるというふうな認識でいるところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） これ5年ぐらい、5年でないですね、10年ぐらいになるかな、本郷の工業団地に立地している企業が拡張したいというときにもう拡張できなかつた事例があるのです。それで、若松市のほうに相談して、若松市に、あそこ市街化調整区域ですが、なかなか外せないということで、若松市と美里町で2つの市町で県に行って、お願いして、あそこに9ヘクタール取つたのです。それも1年かかりました。それでも企業としては9ヘクタールは少ないぐらいだと言つてゐるのです。だから、ああいう方式で先行投資で造成するのではなくて、やはり用地だけは町で確保してやって、そこでオーダーメードで企業にやってもらうというふうな方法を取れば、財政負担にもならないし、そういう手法で進めていたらどうかなというふうには思うのですが、その辺はどうなのですか、課長。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしくございますが、ちょっと繰り返しになつてしまふかもしれないのですが、その企業のやっぱり動向というか、そういったものは非常に大事になってくるというふうに思つておりますので、これはいわゆる外からの企業もございますし、また今町内に立地する企業の動向というのもしっかりと話合いの中でお伺いしていく必要というのがあると思いますので、しっかりとその辺のニーズ把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 私の今までの仕事の経験から言わせてもらうと、これは私の考えですが、新たな購入用地というのはやはり本郷であれば門田工業団地に近い場所に設定し、高田については高田工業団地に近い場所に設定する。新鶴については新鶴の工業団地に近いところにやっぱり考えてあげるというような3案でもつていろいろ各課いろいろと協議しながら、そういうふうに新たな進出する企業は、そういうふうな身近にいろんな企業が張りついている近くに欲しいというのです。私のやつた経験からです。だから、そういうことも視野に入れながら今後進めていったらいかがかなというふうに考えております。なお、それについては、課長、時間あまり長くかけないで、スムーズに政策財政課と、国土利用計画の担当課ですので、そこは非常に私が最重点というふうなことで質問させてもらったのは、プロジェクトチームを関係する担当課でつくつて、そのぐらいやっぱりやらないと最重要課題で雇用の促進にはつながらないので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に2点目に移りたいと思います。それで、答弁書の中で5年間の入隊数、報告ありま

したが、令和元年度4名とあります、これ4名間違いないですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） これ確認しておりますので、間違いございません。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 私は、若松の出張所に足を運んで、聞き取り調査やったのです。町は電話でしょ、たしか。その辺どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 町の資料につきましては、8月31日でございますが、県及び自衛隊福島地方協力本部の会議がございました。その会議は担当の課長会議、担当者会議が31日に開かれております。そこの中で今お示ししました会津美里の町の入隊状況という資料がございましたので、そちらから抜粋しております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それは理解しますが、私は聞き取り調査では、令和元年は2名ですというふうになっているのです。これはだから直接行って、ちゃんと確認してきた数字なので、担当者会議で発表になったという数字はそれはそれとしていいかもしれません、それは最近の数字をつかんでおかないと、ただ令和元年であるけれども、今年令和2年で会議で示したかもしれません、電話なり、行って話をやっぱり聞くというふうな姿勢も必要であろうというふうに思います、その辺はどうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） おただしの人数でございますが、我々もそういったことで人数の確認を、電話ではございますが、一度確認をさせていただきました。そのときに確認した人数は、確かにおつしゃるとおり2名でした。その後、担当者会議、31日にございましたので、4名ということで、今回改めて町長のほうから答弁したところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） では、その点は了解しました。

自衛隊のさらに力を入れてほしいと言ったのは、自衛隊協力会の仕事という部分で、やっぱり募集をやったり、看板作成をしたり、自衛隊協力隊の活動がこの募集の入隊した人数につながっているのではないかというふうに私は感じているのです。町は広報紙とこの自衛隊の若松出張所から来るポスターの掲示だけです。これは、この自衛隊の募集に関することは地方自治法の第2条で、課長は知っていると思うのですが、法定の受託事業なのです。国がやるべき仕事をいろいろ地域の事情に詳しいからといって、県や市町村が行う第1号の法定事務なのです。それを年1回の広報紙とポスター掲示

で入隊進められたというふうな認識ですか。その辺お願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 募集事務でございますが、町はこれまで議員おっしゃったとおり広報紙に3回ですか、昨年ですと2回でございますが、何回か掲載をしております。さらにはあと相談員を委嘱してございます。これは町と協力本部の中で連名で相談員を3名、各地域から高田、本郷、新鶴地域のほうからそれぞれ1名を相談員を委嘱してございます。その相談員と合わせまして、そういうった職員の募集に関する相談事務とか、そういうた打合せ等も行わせておるところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） そのところも私が行ったときにそういうお話もされました。町長と自衛隊の本部の出張所所長名で、連名で3名の自衛官募集の相談員を委嘱してきましたということでお話がございました。とにかくいいことだなというふうに感心持ったわけでございますが、そこで町は法定事務の中でやはり独自に募集の相談員の設置、設置要綱作って、そういうふうなことで入隊を勧めるというふうなことの考えはあるかどうかちょっとお聞かせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 独自の相談員ということでございますが、今連名で相談員を3名の方お願いしてございますので、現在のところ町独自でという考えはございません。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それは、3名で課長はいいだろうというふうな考えなのですか。私は、もっと増やして、今の自衛隊にかかっている任務についてやはり理解を示している若者がいるだろうというふうに認識しているのです。どうですか、その部分は。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 3名で足りるのかということでございますけれども、確かにそういうた地域から1名お願いしてございますが、その業務が確かにその1名でできるのかということでございますが、ちょっとそういうた業務について今後、現在3名の方にお伺いいたしまして、業務の内容、例えば若干足りないのだと、そういう意見を伺いながら、増員といいますか、その辺については検討したいなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） それで、私が訪問したときに、やはりこれだけは町にやってほしいというようなことも言われました。それというのは地元にある高校、学校、それから中学校に行って、町はやっぱり勧誘に努力してほしいというふうに言っているのです。今まで行ったことがありますか。ちょっと町の考え方お願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 町の職員が直接学校に伺って募集ということについては把握してござい

ません。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 今まで行ったことがないから、把握できないでないかなと思うので、これからやっぱり機会あるごとに行ってほしいなというふうに思っております。今、産業振興課では、就職の雇用促進、就職のために企業フェアなども高校に行ってやっているのです。それに抱き合わせて、顔を、連絡を密にしながら、そこに便乗して自衛隊の募集についてもやっていくというようなことも考えていかないと、課だけの問題でなくて、やっぱりそういうふうに相乗効果があるようなことを考えていかないと、ましてや総務課でしょう。各課を把握する総務課がそういう単独でやっていたでは、やっぱり効果が上がらないのです。その辺はやるような考え方持っていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 例えば産業振興課と連携してどうかというご提案だと思いますが、その件につきましては担当課と協議をしながら進めていきたいと考えております。ただ、やはり自衛隊でございますので、今産業振興課ではなるべく地元の企業の説明なりも行っておりますので、その辺は産業振興課のほうと協議が必要かなと思っております。なお、また学校につきましても、それは教育委員会のほうと協議をさせていただければと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 答弁書に募集のポスターの掲示というふうに答弁しておりますが、このポスターの掲示は町庁舎だけなのか、それとも私は町の持っている公共施設全部ぐらいにやっぱり掲示すべきだというふうに思っているのですが、その辺どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 主にポスターにつきましてはここ本庁舎、さらには本郷、新鶴の各支所のほうには掲示しておりますが、全部の例えば生涯学習センター等を多分おっしゃっていると思うのですけれども、その辺についても所管課のほうと協議をしながら、ちょっと協議をしたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） そういうふうに積極的にやっぱり入隊させるのだと、入隊してほしいのだというふうな町の思いもやって、各施設に掲示するというぐらいで取り組んでもらわないと、なかなか平成30年度ゼロというふうな部分も出てくるので、本当に進めていってほしいなというふうに思います。

それから、自衛隊の誘致の件で、町長の答弁の中には期成同盟会があって、現在進展がないというふうなことであります。進展しなかったというのは、この期成同盟会の会長さんが亡くなってしまったのです。だから、そこでストップになっているので、やはり今はどこで災害があるか分からないです、今の集中豪雨、九州と四国、山陰、あっちのほうであったって、我が町でも明日はなるかもし

れないので、自衛隊の誘致というのは、協議会でどうなっているのか、広域でやるというふうなことでやっぱり取り組んで、会津美里町が率先して企業誘致しようと働きかけ、町村に働きかけるのも一つであろうというふうに思っているのですが、その辺はもうどうですか。会津総合開発にこれからも同じ、ただ進めるまで持っているのですか。その辺見解をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 星議員にお答えしたいと思います。

会津総合開発協議会のほうの結論といいますか、それ待っているのかというようなおただしかと思うのですけれども、26年当時の状況を見ますと、総合開発のほうで自衛隊誘致について国の方に問合せしたところ、問合せというか、要望した際に地元自治体の賛同を得た上で地域住民と行政により要望活動を行うようにというような指導があったことから、要は会津総合開発協議会で会津全体として要望を出しましようというような形になったわけなのですけれども、17市町村の議会の中で1団体だけ賛同得られなかったと。16団体は賛同だったのですけれども、1団体反対というようなことで、要は会津が一つになれなかつたということで、最終的には要望までは行かなかつたというような経緯がございます。それは26年当時ですので、今星議員おっしゃったとおり全国各地で災害が起きていて、自衛隊の重要性というか、それも再認識されているような状況ですので、再度総合開発のほうにちょっとこちらのほうからもお話ししてみようかなというような感覚ではいるわけなのですけれども、やはり会津全体で要望を出すと。ただ、その中でも美里町が中心になってというようなお話ですので、当然その辺はイニシアチブを取りながらもっていけたらなというふうには感じているのですけれども、ただ単独町村でもっていっても、なかなか要望どおりにはならないという部分がありますので、全会津歩調を合わせていきたいという考え方であります。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） 出張所の所長さんもおっしゃっていたのですが、人口減少の対策としては一番妙案だと言っているのです。全て家族も一緒に来て、それでそこに経済活動が起きると。商店街で買物をしたり、農産物を購入したり、そういうふうないいことなので、ぜひ進めていってほしいというふうに言ってくださいというようなお話もありましたので、やはり今副町長が答弁したように、率先して、この会津管内広域、どこの町村に来てもらっても、いざ有事の場合は、災害があった場合はすぐに来てもらえるので、郡山、福島よりも近い会津に駐屯していただければいいわけですから、その辺はよく本当に努力してほしいなというふうな考えです。

議長、以上で終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで3時10分まで休憩します。

休憩 (午後 2時58分)

再開 (午後 3時10分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第5号、13番、山内須加美君。

〔13番（山内須加美君）登壇〕

○13番（山内須加美君） 申し訳ございません、質問に入る前に通告書の訂正をお願いしたいと思いますが、議長、許可をお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 許可します。

○13番（山内須加美君） 通告事項の2番目なのですが、(1)、町道12009号線で「町道1号線」と書いてありますが、これを「通称1号線」に訂正と、次の「R401」を「国道401号」というふうに訂正をお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入ります。それでは、1番目、政治姿勢についてお伺いをいたします。合併時に会津美里町まちづくり計画、3町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的といたしまして、対等合併としてスタートしました。その間、大震災、新庁舎建設があり、現在に至っております。次の点についてお伺いをいたします。

(1)、新庁舎建設時は、町の方針は不公平感のない行政の推進を掲げ、取り組んでおります。3地域の一部の町民から不公平感を耳にしますが、町長の合併後からの3地域の現状認識をお伺いいたします。選挙戦前後、また町長に就任されてから、町民の声をどのように捉え、今後町政のかじ取り役として政策に結びつけるのかの見解をお伺いをいたします。

(2)、新庁舎への来庁者や公共施設をイベント等で利用する方々への足の確保の配慮が必要と考えますが、この件についての見解をお伺いいたします。

(3)、社会体育施設の在り方、3地域のバランスについて現状認識をお伺いをいたします。また、健康、福祉の面から温泉プールや総合体育館等の施設の充実、スポーツ面でのマラソン大会等イベントの開催など実現に向け、町長の具体的な政策を示すことでこの閉塞感のある現状を打破することになるかと考えますが、見解をお伺いをいたします。

大きい2番目の住環境整備について、2点お伺いをいたします。(1)、町道12009号線、通称1号線から国道401号の道路拡張工事に伴う地権者説明会が平成30年2月27日に第1回開催後、今日まで地形者に対して経過報告がなく、一部地権者の方々は将来に対する不安を持ち、困惑している現状であります。本事業をスムーズに進めるためにも、用地交渉は相互の信頼関係が重要であり、早急に対応する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

(2)番、新庁舎周辺の非農用地の土地利活用について現状認識を伺います。庁舎東側へ進入路として新設された道路、町道12009号線の一部が開通しましたが、長期間の未整備は景観上問題があり、計画の周知と景観、緑化維持の面から早急に対策を講じる必要があると考えますが、見解をお願いいたします。

3点目です。防災情報システム運用についてであります。本事業は、平成21年10月完成、同12月から運用開始をしておりますが、現時点までの総事業費とこれからの耐用年数と維持費についてお伺いをいたします。最近の異常気象等や住環境の変化による本事業の住民サービスは万全なのか。情報機器関連の技術革新が進む中、新たな将来の高齢化社会に向けたシステム導入、タブレット等検討する必要があると考えますが、今後の取組についてお伺いをいたします。

4番目です。官製談合事件の総括についてお伺いをいたします。前執行部の3月1日に町民に対しての事件推移を見守る等のコメントを各戸配布以後、報告はなく、現在に至っております。6月定例会、全員協議会の質疑の中でも、新執行部は本案について報告する考えはないと答弁されました。しかし、7月の結審の内容については業者排除と談合問題が示されました。事実関係と調査確認と今後の防止策を町民に示す必要があると考えますが、改めて見解をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 13番、山内議員の一般質問にお答えいたします。

なお、政治姿勢のうち、社会体育施設の在り方、3地域のバランスについての現状認識につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、政治姿勢についてであります、1点目の3地域の現状認識と町民の声につきましては、町内から聞こえてくる声の中には、合併後に関する不公平感の話を耳にすることがあります。平成17年に県内で多くの自治体が合併しましたが、我が町の合併は他の自治体と比較してもよい経過をたどっていると考えております。一方で、旧町村時代と比較したときに、サービスの低下や地域における施策の不公平感があるという声に対しては、今後の町政を展望した中での施策であり、町民の方々に丁寧な説明が必要であると考えております。今後につきましては、町民の方々が不公平感を感じないよう説明責任を果たしながら、町政運営に徹してまいります。

2点目の来庁者等の足の確保につきましては、路線バスが新庁舎の開庁に合わせ、乗り入れが開始されるとともに、令和2年度の地域公共交通の再編により各支所を経由し、運行しているところです。また、利用者のニーズに合わせ柔軟に運行しますデマンド型、美里あいあいタクシーが町内全域をカバーしております、来庁者の足として機能を果たしているところであります。また、イベントなどで利用する方々の足の確保としましては、まず既存の公共交通をご利用いただいた上で、個々のイベント等について参加者の年齢層や人数等を考慮し、送迎車両の運行について検討してまいりたいと考えております。

次の住環境の整備についてでありますが、1点目の町道12009号線の道路拡張工事に伴う地権者に対する対応につきましては、平成29年度に国道401号から町道12005号線までの道路全体の予備設計の際、地権者の方々を対象に説明会を開催し、道路拡張計画について概要説明を行ったところでしたが、

それ以来、経過等の状況説明について実施しておりませんでした。現在、町道12005号線から通称1号線までの整備が完了し、今年度より通称1号線から国道401号までの道路拡張をするため、用地測量、実施設計及び物件調査業務委託を発注したところあります。今後、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底した上での説明会等の開催について、地権者の方々及び関係自治区と協議をし、道路整備の必要性をご理解いただき、年次計画も踏まえ、丁寧な説明をしてまいります。

次の新庁舎周辺の非農用地の土地利活用についてですが、新庁舎の建設に当たり、敷地については必要な面積を算出し、整備した経過があります。その結果、敷地南側の土地については庁舎建設基本計画の対象から外れ、未整備のまま現在に至っております。現在、利活用の計画は定まっておりませんが、草刈り等の管理を行うとともに、利活用について検討してまいりたいと考えております。

次の防災情報システム運用についてですが、総事業費につきましては、平成21年度に整備費として3億635万円、機器の保守や修繕などの維持費につきましては、平成22年度から令和2年度までの11年間で合計1億1,171万円となっております。現在のシステムの耐用年数につきましては、サーバー機器類の保守期限である令和6年度末までと認識しております。また、防災情報伝達につきましては、屋外放送が聞き取れない状況や外出などによる不在に対応するため、屋外放送以外にメール配信や町公式ライン、町ホームページなど、複合した情報発信を行っております。今後、使用期限となる令和6年度に向け、タブレットなどの戸別受信機の導入も含め検討をしてまいります。

次の官製談合事件の総括はについてですが、本事案はあくまで前町長個人によるものであり、本人は町長の職を辞していることから、町として改めて事実関係等の調査をする考えはありません。また、今後の防止策につきましては、現在入札制度改革検討会において再発防止を含めた入札制度の検討を進めており、その検討結果を受けて、町民の皆さんに示してまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 13番、山内議員の一般質問にお答えをいたします。

政治姿勢についてですが、3点目の社会体育施設の在り方、3地域のバランスについての現状認識につきましては、教育委員会としましては現在社会体育施設の在り方を検討しており、学校体育施設の利用開放や町内の既存施設を効率的に活用する方針であり、町全体の利用ニーズに対応してまいりたいと考えております。このため、地域間のバランスに重点を置くものではなく、町全体で既存施設の共有化を図り、安全で快適なスポーツ環境を提供したいと考えております。

次の温泉プールや総合体育館等の施設の充実、スポーツイベントの開催など具体的な政策につきましては、スポーツ振興にとって必要な政策について今後研究してまいります。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） それでは、再質問させていただきます。

まず、3町村の合併について町長の答弁いただきましたけれども、再度、平成17年で合併してから、

当時町長は県議時代だと思いますが、この大沼郡にとっては、こちら東部のほうについては評価としてはスムーズにいったというふうな方向での理解だと思いますけれども、そういう理解。西部地区につきましては、昭和、三島、金山ですか、これ合併しなかったということなのですが、この辺全体的な6町村の中で、当然の平成17年の合併の時代の部分で今日まで至る部分でメリット、デメリットといえばそれまでかもしれません、全体的な認識はどんなふうにお考えでしょうか。この合併に対する大沼郡全体の意識についてはどんなふうにお考えですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

大沼郡全体の合併についての認識というおただしでございます。当時の各自治体間で協議をした上で、今の人口減の問題だったり財政の問題だったり、そういうものを含めた中で合併すべきという中で大沼郡内、この美里3町村の合併が行われたものと認識をしております。また、全国的にも同時期に同様の合併、数多くなされました。これも我が町の置かれた状況と同じような状況の中で合併したものと思っております。その中で大沼郡内3町村、これ坂下も入りましたけれども、協議が進められた中で、内容が合致しないという中で合併を見送ることになりました。これはこれで各自治体の判断ですから、これは致し方ないことだなというふうに思っています。あれから十数年経た中で、それぞれの立場の中で合併したほうがよかったかなとか、今やっぱり合併しなくて、苦しいけれども、頑張ってきてよかったという声、これは確かにございます。その時々、そしてまた各自治体の考えですから、それは尊重してまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） いろいろ合併に対してはメリット、デメリット当然あることですし、この美里全体についてもそういう問題だと思います。今回、午前中の先ほどの同僚議員もお話しされましたように、全体ではないのですけれども、やっぱり不公平感という、今回の第1問でさせてもらった部分がどうしても引っかかるわけです。本郷地域だけというふうには、大変申し訳ございませんが、今現在本郷地域の場合は午前中から先ほどあったようにもう体育館の問題ですとか、本郷中学校のプールがなくなるとか、どうしても後ろ向きな話ばかりなのです。その部分がやっぱり住んでいる人たちにとっては非常に不満というか、行政に対する不信感ということなのだと思いますが、今町長が答弁されたようにこれから丁寧に説明しながら、お話ししながらということで、ぜひひとつこれは前向きに、合併の話そのものもちょっともう今日午前中お話を聞いていますと、表現は悪いですけれども、守りというか、現状を維持しようということになれば、何らやっぱり将来に対しての希望というか、明るさ何もないわけです、正直なところ。ここがやっぱり今度の新しい町長に対して町民の方が期待するところなのです。だから、私も、いきなりかもしれません、温泉プールと室内プールなんていふことも、これはもともともう合併前から冬の会津ですと冬期間そういう運動施設、当然これは健康の問題だったり、福祉の問題だったりということで、やっぱり希望している方も、多いかどうか分か

りませんが、言わばこれも一つのやり方として進めるべきではないのか。あと、マラソンといきなり言いましたけれども、今若い方たちだって現在ここに住んでいる方、若松近隣の方だって、長くなつて申し訳ございませんが、本郷のあの白鳳マラソンなんていうの、これは非常に全国的にコースとしては最高の部分だったのです。これも残念ながら廃止ということな物ですから、この辺を含めて、町長、どうでしょう、今すぐやりますということではないのですが、ぜひ将来に向けて、せっかくですでの、期待されるような、前向きに明るく、そういう方向での町長の考え方というのですか、今すぐどうのこうのではないのですが、考え方だけでも示していただければ、少し町民の方たちもちよつと期待、ちょっとではないですね、やっぱり期待を持てるようなことに町に対してなると思いますし、いろんな面で協力もできるのではないかと思いますので、その辺お願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

山内議員から発展的なご提言も含めて今いただいたものと認識をいたしております。このマラソン大会、各町村ごとに行っておって、私も全国から参加者を募っている、出場してくれるという話を聞いておりまして、非常にいいイベントだなというふうに思っておりました。ただ、なくなる理由には、私も詳しくは分かりませんが、合併した中でのいろいろな協議があって、なくなつて、ふれあいウォークというものに変わっていたのかなという認識を持っております。マラソンブームということではありませんけれども、マラソンにかかわらず様々なイベント、といったスポーツの大会も含めて、これはニーズとして高まってくれれば、当然我が町としてもいち早く手を挙げて、開催に向けて府内の合意を得て、皆さんのご同意も得てですけれども、行っていきたいという考えは持っております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） バランスの取れた町長でありますし、スポーツもお得意ということになれば、特にスポーツ面なんていうこと、若い方なんか特に期待されていますし、いろいろぜひとつ将来の町にということでお話されましたので、そういう特にマラソンなんて今フルマラソン、24時間マラソンとか、ここまでなかなか大変でしょうけれども、一つの案としても今度博士トンネルが将来近く開通するとなれば、そういうものを利用しながらのイベント等なんかもやっぱり期待している方が多くはいませんが、いらっしゃるということな物ですから、ぜひその辺も含めてお願ひしたいことと、午前中、先ほどもですけれども、体育館の問題なんかも、これはもう最終的には町長の政治力だと思うのです。事務方のどうのこうのではなくて、本郷地域なんかは特に何もなくなってしまうということが、だからそこには予算も大事でしょうねけれども、耳あれでしょうねけれども、教育とか福祉というものについてはそんなに採算ベースで考えるようなことではやっぱりできないというのもお分かりだと思うのです。そういう意味では、もう政治力だと思うのです。さっきお話しいろいろやり取り聞いていると、最終的にはこれ町長案がいずれの時点で、せっかくであれば総合体育館的に予算は

別にしても、廃止ではなくて、本郷の体育館なんかを廃止の方向でいくような形で話聞いていましたけれども、そうではなくて、ある程度もう一度考え方直しながら、やっぱり最終的には、くどいようですがけれども、もう町長の政治判断になってしまふのかなというふうにちょっとと思ってお話を聞いていましたのですが、その件についていかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどから本郷地域に関する様々な、様々といいますか、庁舎だったり体育館だったりのお話をいただいております。確かにこの本郷地域だけを見ればそいつたものになる、あるものなくなるというのは非常に寂しいことでもありますから、これは致し方ないのかなというふうに思いもあります。ただ、体育館については私も区長さん方の懇談会の中でもいろいろ話をいただいております。それはそれとしてお話をさせていただく中で、やっぱり今の現状を見たときには取壊し、廃止に向けては、私は本郷体育館については致し方ないのかなというふうに考えを持っております。まずは、既存の体育館とか施設を含めて、今まで何とか割り振りできないものか、それをしっかりと精査をして、その上で検討しながら考えていくというのがまず第1段階だと私は思っています。そういう報告を受けながら、今そういうことを指示もしておりますので、そういうことを精査した上でしっかり判断をしながら、前に進んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 午前中、先ほど十分に議論されているようですし、細かいことは言いませんけれども、ただ本郷体育館、雨漏りがもう長年にもなっている。普通考えられないですよ、これは。そういうことが、どうしても町民の方が比較するのは、あまり言いたくはないのですが、この新庁舎が三十何億とかかる中で、そこがどうしても心理的に、町民の方もただ、いや、言われても町民の方に、やっぱりちゃんと説明するべきです。ここは、この庁舎についてはこういう理由で建てたのでということを踏まえながら、理解をしてもらった上で、町民の方には最初の答弁のように丁寧に説明していくということ、行政と町民との関係が、そこがやっぱり大事だと思いますので、くどいようですが、その辺は徹底していただきたいということだと思います。

次に移りまして、足の確保、答弁いただきました。現在、路線バスも通っておりますが、実際どうなのでしょう、まだ間もないわけなのですが、私も含めて多くの方は本当にこれで、この状況というのはいいのかなと、やったばかりの中で今すぐ結論は出せませんが、この部分が1つと、将来的にどうしても心配するのは高齢化社会の中で今の交通体系で、これから検討するとはいうものの、全国的にも成功している例あるのはやっぱりコミュニティーバスとか、そういうものを中心にしながら、隙間商法ではないのですが、そこに足りない部分をどうするかというふうな形も1つのまた考え方ではないのかなというふうにちょっと考えておりますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 公共交通の網形成計画等々は、ご存じのとおりに昨年3月につくられました。その後、会津圏域管内の計画も整合性を取りながら策定されまして、現在まだどの程度という部分では、コロナ禍でバスの利用者が減少しているだとかというデータがございますが、ただ現状今そういう形で広域の中でいろいろ考えさせていただいておりますというのが1つと、町としても今乗り入れ等々、拠点を各庁舎にしたというところもございました。今後ですが、過疎化の進行だと、コロナ禍もございますし、またデジタル化ができたということで、いろいろ都市部と過疎地域における公共交通のありようも検討されてくるようでございます。そういう部分で急激にいろいろデジタル化ということで、デジタルトランスフォーメーションなんていう言葉も出てきておりますが、そういう部分でいわゆる公共交通網もその中の一つに入ってくるのかなということからいたしますと、様々な対応を考えていく必要があるなというふうに考えてございます。ただ、現状は今策定した計画の中で進行させていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） それでは、次に移ります。

次に、住環境の整備に入ります。答弁いただきました。これはお話しいただいたので、このまま継続、確認ですけれども、これはこのまま予定どおり進めるということで、まず理解してよろしいのでしょうか。お願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） この計画につきましては、継続して実施するということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 説明もあるように、29年、30年から説明して、3年半、4年近くということはまずびっくりしました。私議会等には、委員会等には進行状況若干耳に挟んでおりましたので、当然進んでいる、地権者の方にもお話し合い行っているのかと思ったところがということで、実は私伺ったのはお二人の方なのですが、まずこういうことがあっては、これやっぱりお上の考え方というとおかしいですが、いきなり、これからどういう形で進めていくのか、説明されるか分かりませんが、本当高齢化で、土地の交渉とかというのは、ご存じのように、もう今すぐ云々ではないわけですし、これは本当に役所としてこの関係に限らず、いろんなものを各省庁というか中で、やっぱり町民に対する、町民の方々に対して接しというか、これ基本だと思うのです。だから、今回私質問させてもらったのは、事業そのものよりも、やっぱり職員の方の対応です、これは。地権者の方たち、本当に高齢化の中でこれからどうするのだろうというときに、あれでは土地が移転先が決まっているのだという話も何か直接伺うと本人がかやの外ということは、これ本当あってはならないことだと思うのですけれども、実際その辺はいかがなのでしょうか。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいま申し上げましたとおり1回目の説明から経過説明がなかつたということでございまして、大変反省しているところでございます。今後につきましては、町長答弁にもございましたとおり道路の必要性等々について地権者、そしてまた地区の方にご理解をいただきながら、そしてまた年次計画を踏まえまして説明をさせていただきまして、あとは実際この質問をいただきましてから、関係自治区長さんのほうとお話をさせていただきました。それで、改めて事業の説明をさせていただきまして、説明会等についてもそこで協議をさせていただいたところでございます。しかし、自治区長さんのお話ですと、今現在総会すら開催していないというような状況であるので、現時点での説明会ということは望んでいないということでした。その代わりに簡単な事業の概要が分かるような回覧文書を作ってくれないかということを依頼されまして、そこで回覧文書を作成しまして、区長さんのほうにお届けをしたところでございます。そして、また今回の現時点で予想されます拡幅による影響のある地権者の方についても、1軒1軒個別に訪問をさせていただきました。それで事業の趣旨、そしてまた今後の予定についても説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 私も一気にさっきしゃべりましたけれども、もう一つびっくりしたのは、今回行政報告書を見まして、道路の調査の設計の委託と物件調査の委託というのが7月16日に指名競争入札していて、委託期間がもう工事入るのは7月27日から、道路のほうは来年の3月25日、測量のほうです、物件調査関係というのは年内ということでの27日からもう委託しているわけです、期間が。にもかかわらず、私分からないけれども、一般質問出しまして、今課長聞いたら、それでもうすぐ行ってこられた。それいいでしょうけれども、ただ流れが見ると、本当に私はお上というか、役所の方だけのペースでいって、今まで3年半なり4年おいて、では決まりましたからお願ひしますみたいな形ではないにしても、あまりにもひどい話だということで、これでやめますけれども、ここは本当に大反省してもらわないとやっぱりまずいと思いますが、最後にいかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのお話のとおり、実際にもう7月27日から契約工期に入っています。その中で、実際にまだ現地のほうに調査は入っておりませんで、一応入る前に地権者の方に業者と、あとは役場担当のほうで実際にお伺いしまして、内容と、あとは立会い等について地権者のほうにお願いしまして、今後協議を進めてまいりたいというふうに思っております。今後については自治区、そしてまた地権者のほうと連絡を密に取って業務を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 慎重にというか、寄り添った形でぜひひとつ進めるべきだと思いますので、

この件については終わります。

次、非農用地の件でございます。何ら前向きにこれこういう回答で、これもですけれども、合併した当初の中できちんと調べてみましたら、お金を払ったのは平成20年1月15日に2億2,200万ちょっとという、間違いなければです。平成20年にお金をお払いして、当時学校関係が統合するとかなくなつたとかという話、いろいろ合併当時はございました。それから今日に至っています。あとは、当時私も質問させてもらったときには土砂の整地、いろいろ現状ありましたので、思い起こせば当時宮川ダムの浚渫というのか、土砂を持ってくるとか、二岐のダムを持ってくるとかということで、当時は私はそういう形で町長答弁の中では伺っておりました。その辺からの今日までの経過というのは調査されたというか、単なる今はこういう形で今やっていませんということでお話を伺いましたけれども、大体これ今までどういう形で進んでこられたのでしょうか。

では、聞き方変えます。当初は、どういう形でこれ進んだのでしょうか。7町6反ですか、7町6反の当初の計画から現在まで、どのような形で担当課のほうでは理解されております、この件については。どこでどういう形で変わったのか、全然進んでいないのか、また油田の調査だつていろいろありました。いろんな形で皆さんやってきていました、議会のほうでも。これどんな形で今日も来られたのか、単なる今の、これから利活用については検討してまいりますだけですから、何ら明るい話何もないですよ、これは。これいかがなのでしょうか。再度答弁お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 当初からということで、ご説明申し上げます。

こここの7.6ヘクタールの非農用地を設定するときに、ここ旧高田町のときに中央地区ほ場整備事業、これ担い手育成型のほ場整備なのですけれども、そのときに7.6ヘクタールの非農用地を創設した形です。その利活用につきましては、当初高田小学校と赤沢小学校の統合小学校、それにプラスして消防署の移転というような一つの素案があったわけです。そのまま来るかと思ったところが、小学校の統合も難しい、なおかつ消防署の移転も難しいということで、その後に初めて複合文化施設という施設が構想に上がってきたというような経緯はございます。ただ、複合文化施設という形で、では具体的に何を造るのだというのはその段階ではまだ決まっていなかったのですけれども、そこに今度町村合併というような流れができまして、あとは皆さんご承知のとおり、この庁舎並びに複合文化施設、要は公民館、生涯学習の拠点というような形になったという経緯はありましたけれども、ただこの庁舎から見て南側の土地の利活用については、途中からなくなつておきました。なくなつていたというのはちょっとおかしいのですけれども、当初学校と消防署の移転等についてあった場合においては緑地公園的な考え方、あとはその次の複合文化施設の段階においても緑地公園というような構想はあったわけなのですけれども、その後この庁舎になったわけなのですけれども、その段階からは緑地公園というような表現が残っていたかどうかちょっと分からぬのですけれども、たまたま私この非農用地創設するときに農政の担当係長でおりましたので、その当時はこうだったというようなことで

今ご説明申し上げましたけれども、そういうような流れでございました。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） その経過は分かりました。ただ、この一般質問を出させてもらって、短期間であっても、これから検討するでなくとも、これ長い実績がある、期間があるわけです。やっぱり今いらっしゃるスタッフの中でも、執行部の係の職員の方たちでもその流れ、今副町長がおっしゃったような過去の経過があったわけです。私も聞いていますが、消防署になったりいろいろあります。それが変更するのであれば、それらの理由があったわけですし、あと残ったと、今どう見たってこの状況というのは、今幸いに事故もないでしようけれども、子供たち、将来いろんなことを考えれば、遊び場になったりいろいろしたときにといったって、これ大変な問題になりますし、もう一言言わせてもらえば、やっぱり大金ですよ、これ、お金が。2億以上の金を、半分はこれは幼稚園のほうとこっちが使っているといつても、そういうふうな考え方をもう少しやっぱり1つでも2つでもアップしてもらわないと、町民の方には説明つかないですよ、これは、こういうことは。早急にやっぱり計画というのを出してもらえばと思うのですが、この辺どうでしょう。今の段階で、ここで終わりですか。それとも、いつ頃までにどういう形にするのか。私は、緑化という問題も出しました。今回開通しました1009号線、6月のときに私質問させてもらった中学校の北側の桜の木が6本切られているというような形の中で、その代わりにこっちがいいかどうか分かりませんけれども、そこら辺も踏まえながら、やっぱり計画というのは当然出してくるべきだろうと私は思っておりますけれども、再度いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 山内議員おっしゃるとおりだと思います。このまま空き地のままでいいのかというようなところはあるかと思いますけれども、ただ町長及び私どもといたしまして、今一番最初に問題解決をしなければならないのは、本郷地域の旧庁舎、体育館、公民館、あとは子育て支援センターをどこにするかというのが、土地、建物の関連でいけば、それをまず優先的に、解決策といいますか、1つの完成形というものをつくった上で、その後に庁舎南側の土地問題というのは解決しなければならないというふうに考えてはおります。ただ、本来であれば、もう当初から見れば相当年数たっていますので、有効な利活用を図るのは当たり前かもしれませんけれども、ただ今現在私どもがやろうとしているのは、本郷地域の土地、建物の再編といいますか、その部分を第1優先順位として進んでいきたいというふうな考え方でありますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 副町長はそういう考え方でしようけれども、前段話したように、本郷地域だけでなくても、全てやっぱり、さっき教育長がお話をされたから、町長もそうでしょうけれども、体育施設そのものだって本郷だけでなくて全体的に考えましょうとき答弁されたではないですか。それはおかしいです、やっぱり。それは分かりますけれども、言いたいことは。だから、こここの今

12009号できるときだって、当然この全体の7町6反、もっと早い段階でしようけれども、やっぱり道路の整備をどうするかとか、もちろん計画がどうするかによって決まるかもしれません、そういうことも含めて全体的に考えなくてはならないのではないのですかということなのです。今すぐ、計画したから、あしたから建設しなさいとかではなくて、町民の方たちにはやっぱりある程度示さなくてはならないです。いつも言っているように、本郷の第一小学校、今問題出ています。あれだって本郷小学校建てるときには、建てる段階での場所についてこういう状況で進めますというから建てるのが本当ですか、本当は。違うのですもの、やり方として、もう。取り壊しておいてから、今だんだん、だんだん、7年間たってから、今こういう話でしょう。これは逆です、やっぱり普通。何かやっぱりやる場合には、処分したりいろいろ考えた中で次を進めるというの、そちらが正解というふうに私いつも思っているのですけれども、その辺についていかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 山内議員のおっしゃることは本当にもっともだと思っております。ただ、町といたしましては、どこかの時点でやはり整理をつけなければならぬという部分はあるのかなと思います。ですから、それは先ほども言いましたけれども、全ての土地といいますか、この南側の土地もそうですけれども、有効利用としてこういうふうに持っていくのだというができればいいのですけれども、先ほども申し上げましたけれども、本郷地域の庁舎、体育館、旧本郷一小の跡地、これはやっぱり大きい問題です。これについて一つの形づくりをした上で、こちらに取りかかっていきたいというのが町当局としての考え方だということでご理解していただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 私は理解できませんので、やっぱり民間的な発想から持ってもらって、並行しながら、職員いらっしゃるわけですから、1人で何でもかんでも考えるわけではないわけです。朝から晩まで忙しいわけではないわけですから、その辺はやっぱり全体的なものを役所として考えていかないと、今の副町長の話だったら、私は何も進まないのではないかというのがちょっと心配もしています、はっきり。もっとここを町民に、ああそうだなという納得できるようなやっぱり説明をしていただかないと私はちょっと理解はできません。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 山内議員の質問に、副町長の答弁を補足をさせていただきたいというふうに思っています。

今副町長が申し上げたのは、町全体を考えた中で、今本郷地域の様々な問題がクローズアップされて、取り沙汰されていますけれども、高田地域にもやっぱり整理しなければいけないのもありますし、そういうものを解決すると同時に並行で、当然この南側に関しては私もいつも見て、どうするのだろうと私も考えておりますから、同時に並行でこれは進めていくべきだというふうに思っておりますので、まずやらなければいけないのは本郷地域のことを整理をする。それと同時に並行として、この南側の土

地についても考えをまとめていく、そういう方向で進んでまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） ゼひひとつ進めていただきて、この7町6反の広い部分はやっぱり農地部分というか、町民の方に貸したり、今の状態どうか知りませんが、いろんな町民からアイデアを募って、ここは利用、みんなのあいで公園にする、農園用地、何にしてもいろいろあれですが、もう少しここのあるということを忘れては駄目です、やっぱりこの土地については。こちらばかり目立ってしまう、このプラザの新庁舎だけが目立つというような話では困りますので、ゼひひとつお願ひしたいと思います。

次、防災情報システムについてです。説明聞けましたので、令和6年度に向けてというふうな形になりますが、やむを得ないのかなと思うのですが、実質的にこれ前倒しというのでしょうか、もう少し早くというふうなわけにはどうなのでしょう。厳しいかなと思いますが、いかがですか。もう一度、再度お願ひをしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 前倒しということでございますが、今のところ令和6年度で考えております。令和6年度の理由としていたしましては、現在どのような次のシステム、今現在のシステムが放送が聞こえないとか、いろいろ課題もあることは承知しております。それを解決する、さらには現在いろいろ情報の機器も進展してございますので、新たな方式がいろいろございますので、今どういった方法、方式がこの美里町に一番合っているのかというのを検討しておりますので、前倒しというのは今のところちょっと難しいのかなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） あわせて、1問目の質問の部分で3町村合併の中での地区のバランスの中で、防災情報システム無線については、やはり高齢の方が特に多いわけですけれども、我々というか、私も回ったりいろいろしてくると、やっぱり聞こえないという形の本当現実的なものがあるわけです、これ。本当にいろいろ意見があるわけです。もっと読みたいぐらいに切実に困っている部分があるわけですので、予算、予算というものはあるのでしょうかけれども、本当に一番家庭の中でこの災害関係があるですから、本来うちの中で分かるような形、これがやっぱりベストなのだと思うのです、実質的に。これはこういうご時世ですので、6年と言わずにやっぱり少しでも早く、これ努力するという方向で進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 再度のおただしでございますが、繰り返しになりますが、今検討しているところでございます。ただいま現在でも音が聞こえないというご家庭につきましては、例えばメールの配信だったり、ラインの配信等々もございます。ただ、そういった機器をお持ちにならない世帯もございます。そういう場合についてはタブレットの貸出し等も行っておりますので、令和6年に

向けて早急に新たなシステム化、そういうものを検討いたしまして、計画的に6年度までには進めたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） では、最後の官製談合についてに移ります。

これも前回同様ではあるのですが、何らかの、くどいようですけれども、3月1日ですか、前執行部が話しした中で、あの当時の個別に配付された中には、裁判の結果とか、結果が分かってからという話の余韻のあるような文章ではなかったかなというふうに私は記憶しておりますし、我々議会に対しても厳しく町民の方たちが、何やっているのだということで、やっぱり何らかの形でメッセージはということも言われておりますので、併せて町当局も当然何らかの形で進めるというか、町民の方たちにお知らせするというふうなことは必要ではないのかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 何らかの形でということでございます。

町長答弁にもありました、前町長の個人の問題ということでありますので、町としてのそういう報告なりはする考えはございません。やはり今入札制度の改革を進めております。そこについて、こういった入札制度にするのだと、透明性を確保するのだというメッセージが町民に対する報告といいますか、メッセージになるのかなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 質問にもお話ししましたけれども、裁判の結果の中で、前町長と業者の関係ということがあるわけです。その中で長年、20回以上、長くそういういろんな問題があったとか、気に入らなかったから排除してみたいな、ちょっと指名の問題だと思いますが、排除と談合といった表現悪いですけれども、話合いの部分がつかなかった部分については、今課長がお話ししたように入札制度改革検討委員会か何かで今おやりになっているわけでしょう、調査しているわけでしょう、自主的に。その結果を踏まえて、併せてそういうもので来年の4月になるのだから、今年度だから分かりませんけれども、今検討して、一応結果を出すことになっているわけですよね。その結果を踏まえて、町民の方々にお知らせするということも一つの方法ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 結果を踏まえてということではございますが、やはり入札の制度の改革の内容等については、町民の方に当然お知らせするということでございます。経過も含めて、お知らせをお示しできるものについてはお示ししたいと思います。当然議会のほうにも報告なり、逐次そういう考え方を示したいというふうには考えております。

○13番（山内須加美君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（谷澤久孝君） これで山内須加美君の質問は終わりました。

ここで4時15分まで休憩します。

休憩 (午後 4時04分)

再開 (午後 4時15分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第6号、10番、佐治長一君。

〔10番（佐治長一君）登壇〕

○10番（佐治長一君） 質問の前に、裏のページ、じげんプラザ活用についての中での7行目ですか、「学校前交差点」ということありましたけれども、交わるという字が抜けていますので、追加をしていただきたいということで、訂正をお願いいたします。「交差点」の「交」が抜けておりまますので、交わるという字を追加していただきたいと思います。訂正をよろしくお願ひいたします。

では、通告に従いまして、2点について私なりの質問をさせていただきます。ワクチン接種についてであります。県内の新型コロナワクチン接種状況が報道されていました。人口の一定数以上が免疫を持つことで流行を防ぐことができる集団免疫の獲得に必要とされる7割以上の接種率（2回）に達したのは8市町村にとどまっているという報道がありました。担当大臣の、令和のコロナワクチンの運び屋になると豪語して始まった接種作業も、全国的なワクチン供給不足で各市町村の希望する量が届かない状況が続いているという現状がありました。高齢者接種の受付が始まってから4日目に予約が取れ、6月まで2回接種が終わった私の身ですが、最近の新株は2回接種者も感染するようだと言われる中、県内、町内の感染状況を気にしているところであります。

そこで、ワクチン供給のない現状は末端自治体では解決することはできないが、振り返る意味で接種作業開始から集団接種後までの取組状況を、報告できる範囲で結構でございますので、お示しいただきたいと思います。

また、今月、これ8月です、8月10日の速報値報道によると、高齢者接種状況は県内市町村は7割から9割まで完了しているということありました。本町の全体接種完了目標が11月末となっておりました。ワクチンの供給状況、道筋、考え方を伺います。

2つ目として、じげんプラザ活用についてお伺いいたします。会津高田町時代からの長い経過を経、布才地に総合庁舎として会津美里町本庁舎及び複合文化施設（じげんプラザ）を合築、建設されました。高田中学校前交差点より役場前までの町道12009号が先ほど開催いたしました。数年後には国道401号線、元セブンイレブン前より中学校前交差点までも開通予定となっており、二本柳公園前を通る町道11008号線から高田小学校前平成通りを抜け、役場までの町道12009号線となります。数年後の博士トンネル開通も含め、1本の道が全町からの通路のアクセスを高め、周辺地域からの人流の波をも期待しなければならないと考えます。

そこで、じげんプラザ活用について伺います。数年後、コロナと共生を考えなければならない時代

なると言われていますが、町の宝の持ち腐れは許されません。無理のない活用方法を計画すべきと思います。まずは、車社会の現在は、施設の集客規模による駐車場がなければなりません。先ほどの集団接種の実施経験からどのような教訓が得られたのか伺います。プラザを利用しての催しには必ず駐車場が必要不可欠条件です。庁舎周辺の土地利用計画は、どのようにになっているのかお伺いいたします。

以上です。2点よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 10番、佐治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、ワクチン接種についてであります、1点目のワクチン接種の取組状況につきましては、5月17日から町内医療機関を基本とした個別接種を始め、6月28日から7月30日の間でじげんプラザを会場とした集団接種に取り組みました。これらの接種体制を構築したことにより、7月末までにワクチン接種を希望する高齢者の2回目の接種終了に至っております。

2点目のワクチンの供給状況等につきましては、ワクチンは国から県、県から市町村に配分されます。配分の際は、接種体制、接種人数が最も勘案されているところであります。今のところ本町においてワクチン接種を停止するといった供給量不足の状況にはありませんが、今後も県と協議しながら、国が示す11月末までに2回目のワクチン接種が終了できるよう進めてまいります。

次のじげんプラザの活用についてであります、1点目のコロナワクチンの集団接種につきましては、庁舎北側の更地を職員用の駐車場として使用し、来客者用の駐車スペースを確保することで、特に問題は発生いたしませんでした。したがいまして、今後の催しについても同様の対応により、必要な駐車台数は確保できると考えております。

2点目の庁舎周辺の土地利用計画につきましては、山内議員にお答えしたとおり、現在利活用の計画は定まっておりませんが、草刈り等の管理を行うとともに利活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） では、再質問をさせていただきたいと思います。

それで、これ高齢者、私もこれ2回、夫婦でもう終わっています。それで、私ら2人だけで子供たちも孫もいませんが、そんなことで安心はしていたのですが、先ほど言ったように高齢者でもまたかかるような状況で、新しいラムダ株とかいうことで、これだけ増えていると。若い人たちが今そういう面では40代、50代の方がかかって、それで実際に家庭で亡くなっているという状況もあります。だから、その辺で美里町、本町においての若い人たちのそういう接種の計画というか、これ先ほど言いましたけれども、ワクチンが来ないことにはどうしようもないのですが、ただそういうことでの計画というのか、若者に対するその辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどの若い方に対する接種の方法、流れという部分でございますが、年齢的に申し上げますと、ただいま57歳から40歳が7月29日に接種券のほうを既に配布しております。39歳以下、12歳まで含めまして、8月18日にもう既に接種券のほうは配布しているところでございます。基本的には町内の個人医療機関、高田厚生病院も含めてですが、そちらのほうにウェブもしくはコールセンターのほうで予約をしていただいて、接種をしていただいているというところでございます。57歳、基礎疾患の方を7月13日に発送したのですが、その際に中高校生につきましては先行で接種をしたいという方を募集、募集というか、したい方はお申出くださいという形でご案内したところです。先もう7月13日、2週間ですか、土日も入れて受付をして、既にその時点で先に接種したいですという形で接種されている方もいらっしゃいます。その希望を出さなかつた方については、8月18日に一斉に発送しているというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 私個人の認識としては、今までそういうことでワクチンが来ないというか、そういうことで町では若い人たちにも含めてそういう計画立てられないのかなと思ったけれども、ワクチンは県から連絡があるわけ。それは、今町で計画しているというのは、ワクチンが来るから計画しているのか、計画をしたところにその数が来るのか、その辺はどうなのですか、ワクチンの届く形というのは。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ワクチンの配布につきましては、町長答弁いたしましたように、町のほうから県、国のほうに必要な数の要望を出します。それに基づいて、国のほうでまず県のほうに県全体の配分を行ってきます。その後、町村に応じて配分するという形になっております。7月ぐらいまでは順調に希望数のほうが入ってきておりました。8月からはちょっと希望数にはいかないですが、若干減った形では間違いなく入ってきておるところです。今までですと21箱が町のほうに入ってきておりまして、今のところ不足するような状況ではないということで、予約状況等も見た上で12歳までの接種券のほうの配布をしたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 東京で今回やったときに、若い人たちがもうわんさと来たと、それで予約が随分、9月とかもう待っていられないから、来ればすぐやっていただけるのだと思って、あれだけの大勢の人がわっと来たというような関係もありましたので、そちらのほうはそういう面では順調といふか、ワクチンはさほど心配ない状態で届いているという理解でいいですね。改めてもう一回。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今のところ支障ないというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） それで、あともう一つは子供たち、もっとちっちゃいというか、小学校対象とか中学校、そこまでは今町では計画というか、やる予定というか、そういうことはどういうふうに考えているのですか。今そこまでは政府でもまだ進めていないということですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 接種対象年齢のことだと思いますが、今国で示しているのは12歳の誕生日を迎えてからの接種をしてくださいということになっております。それ以下の方については、今のところ対象になっておりません。特に今町で使っているファイザーについては12歳、ですから今現在接種券の行っている方も12歳で誕生日を迎えている方にのみ行っています。今後誕生日を迎えた方には、隨時接種券のほうが送られるという形になります。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） これ教育長にお伺いしたいのですが、ワクチンのいわゆるテレビでは子供たちと家族で感染した家庭は大変だというような話よく今テレビ報道でされていますけれども、学校ではいわゆる感染予防……

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一議員に申し上げますけれども、教育長には通告していませんので、質問外です。

○10番（佐治長一君） 最初からね。では、それはいいです。それは、では後であれします。

ただ1つだけ、そういうことで子供に対する、かかった家庭が子供だけを置くわけいかないと、もう家中で大変だというような状況もあるので、その辺も今後十分早めにやっぱり対策をしていただきたいということで、町長、要望だけしておきます。ワクチンのほうはそういうことで、一応終わります。

2点目のプラザ活用についてですが、そういうことで今若い人たちがああいう、これを造って、これコロナ後だけれども、やっぱり若者で何かあそこで催したり、何かすることでどうなのだという、まちおこしというか、そういうことでもし許可されれば自分たちでもやりたいと、そういういろいろなイベント、どういうものを想定して言っているのだからちょっと分からぬけれども、プラザを利用してやるということ、それで駐車場は大丈夫かという話だったのです。だから、その辺であそこ今だとやっぱり全部びっしり入れる、現状は。そのうち今度全部入って350ですけれども、そこに今度主催者とか、あれすればその車も相当入るし、だから今すぐとはならないけれども、やっぱりその辺道路も1号線から7号線、俗称、からずつとここまで通ると。それで、今度は博士も通ると、そういう面では道路のアクセスも、今は商業関係も30キロ圏内を全部呼ぶくらいの商店の、ああいう大型店はそういう感覚ですから、そういう面ではやっぱり美里のほうの、考えてみれば今ちょっとちっちゃい形になっていましたけれども、350のプラザを利用して、そういう人流を地域の人たち、若者たちを特に交流したいなんていうような考え方を持っていられる人もいたということで、だからその辺での駐車場、先ほどいろいろ山内議員からもありましたけれども、私も南の土地のあの辺整地だけでもしてお

いて、車の駐車場を安心してやっぱり使えるような状況をしていただきたいなということで質問したのですが、その辺の全く今予定はないということありますけれども、整地くらいはできるのではないかと私思っていたので、その辺の考え方なのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 駐車場の件でございますが、現在先ほど町長答弁にもありました、イベント等がこの庁舎において、じげんプラザにおいて開催される場合につきましては、職員については北側の今土砂を置いておきますそこに止めて、来客者の対応をしているというところでございます。今庁舎の敷地内に約270台駐車スペースがございます。当然イベント等、そいつたじげんホールを活用しましてイベントがある場合、この庁舎エリアの駐車場だけでは足りないということは現状でも把握しております。そのため、新たな駐車の場所として現在北側の今更地といいますか、そちらのほうを使っているというような状況でございますので、やはりそいつたこの活用をする上でも新たに駐車場の整備なりは必要かなと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） これ催しある場合、必ずしも土曜、日曜日と限らないので、その辺はひとつでも、今具体的に彼らの計画、若い人たち持っているわけでないのですが、そういうことであれば話をしたいなというようなこともあるのだとか、いろいろ二、三言われたことがありましたので、その辺はきっとやっぱり整地だけでも、あれ今答弁、予定がなくても、あの辺の整地だけはできるのだと、やっていただきたいなと。そういうことで駐車場もあるよということで、これ今すぐというわけにいかないと思います。彼らもコロナが終わらない限りは、それはできないなという話ですから、そんなことでぜひともそういう若者の人流要求がありますので、そういうことで予定をしていただきたいということで、再度、それは今すぐできないということでやりますとあれですが、その辺のやつをひとつぜひやっていただくようにお願いしたいと思いますが、改めて。

○議長（谷澤久孝君） 要望ですか、それ。質問してください。

○10番（佐治長一君） いや、そういうことで、先ほどいただきましたから、改めてそういうことで形としてやっぱり町民に見せていただきたいなということで、要望するなということになっていますから、一応そういうことで話だけしておきたいと思います。

私の質問はそれで終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで佐治長一君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（谷澤久孝君） お諮りします。

本日の会議はこれにて延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 (午後 4時36分)

定例会 9月会議

(第 3 号)

令和 3 年会津美里町議会定例会 9 月会議

議事日程 第 3 号

令和 3 年 9 月 3 日 (金) 午前 10 時 00 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
4番	渋	井	清	隆	君	12番	根	本		剛	君
5番	堤		信	也	君	13番	山	内	須	加	美
6番	鹿	野	敏	子	君	14番	横	山	知	世	志
7番	鈴	木	繁	明	君	15番	石	川	栄	子	君
8番	星			次	君	16番	谷	澤	久	孝	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉	山	純	一	君
副町長	佐々木		吉	一	君
総務課長	國	分	利	則	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
会計管理者	原		克	彦	君
町民税務課長	児島		隆	昌	君
健康ふくし課長	平山		正	孝	君
産業振興課長	金子		吉	弘	君
建設水道課長	鈴木		明	利	君
教育長	歌川		哲	由	君
教育文化課長	松本		由佳里		君
教育文化課主幹	福田		富美代		君
農業委員会事務局長（兼）	金子		吉弘		君
代表監査委員	鈴木		英昭		君
農業委員会会长	松本		吉弥		君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第7号、15番、石川栄子さん。

〔15番（石川栄子君）登壇〕

○15番（石川栄子君） 改めて、おはようございます。これから私の質問を通告に従い2問いたします。

まず、1問目です。模擬議会の開催について伺います。町の将来を担う子供たちが町の仕事や議会の仕組みを具体的に学ぶことにより、まちづくりに対する関心を高めていくことは大変重要なことと、10年前、一般質問での提案に答弁され、平成23年から子ども議会が年1回開催されてきました。しかし、多忙を極める教職員の諸事情や、町内の小学校高学年を対象にじげんホールで一堂に会し、関連の事業を施すことにより、2年前に中止、今後の展開への問い合わせにも再開の見通しは立たない旨の見解を受けております。

さて、本来まちづくりは住民参加が基本であります。防災や高齢者施策における共助や公助、本年3月の予算審議で策定の途に就くべきと提案した自治基本条例など、関わり方は多様であります。そこで、過去に提案した男女共同参画推進の手法として女性議会を、また協働のまちづくり推進のための成人議会の開催を再度提案するものです。当時その必要性をただした際、町民参加推進の観点から研究したいとの回答を受けておりますが、改めて見解を伺います。

2問目です。町所有公有財産について伺います。コロナ禍にあって、昨年に引き続き所属委員会等の先進事例の視察調査が難しい中、所属する総務厚生常任委員会の所管調査では、この機会に町内に目を向け、取壊し等の整備方針にある施設の視察を行いました。そこで、次に伺います。

1点目です。目下町民が最も注目している旧高田庁舎と旧美里公民館の今後の処理方針について伺います。旧庁舎跡地については、町長の選挙声明において住宅活用案が述べられていました。一つの提案として受け止めところでありますが、交通の便がよく、防災上でも安全な環境にあるこの跡地を今後どのような構想を持って方針を打ち出していかれるか伺います。

また、旧公民館は4年前、その活用策として木育ルームを取り入れ、幅広い年代にわたり、誰もが集い遊べる施設として、あわせて町委託事業の拡大とともに役割が増した子育て支援センターの移転活用へ期待する考えを述べました。当時は面積や位置など考慮したいとの答弁がありました。旧公民館跡地の今後と子育て支援センターの移転について具体的方針の策定時期について伺います。

2点目です。視察調査結果で驚きましたのは、旧会津高田第二中学校寄宿舎が大変頑丈であり、かつ少なくとも10年先まで解体される計画予定にはないとも所管から伺いました。耐震診断と併せて基本的に使用可能な基準にかなえば、町民への貸出しも可能となり、まちおこしにつながるのではと期待したところです。さらに、町内の有効財産の洗い出しと見直しを図るべきとも考えます。見解を伺います。

合わせて2問、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。15番、石川議員の一般質問にお答えいたします。

なお、町所有公有財産の1点目のうち、旧公民館の今後の処理方針につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、模擬議会開催についてであります。本町でも急激な人口減少と高齢化に直面し、地域活力のさらなる低下が懸念されており、女性や若者が様々な分野で積極的に参画し、その声を町政に反映させていくことが不可欠であると考えています。女性議会や成人議会につきましては、女性や新成人の視点から直接町政に声を届ける機会であり、町政への関心を高める一つの契機となるものと認識しております。現在、幅広い分野で継続的、反復的にご意見を伺う機会として、住民の皆様に参加いただいている会議や審議会がございます。本町においては、審議会等の女性の参加率も徐々に高まっており、ご意見やご要望を町政に反映させているところであります。まずはこのような住民参加型の会議を通して今後とも女性や若い方の参加を図りながら、ご意見やご要望を町政に反映させていくことが重要と考えておりますので、現在のところ模擬議会の開催については考えておりません。

次の町所有公有財産についてでありますが、1点目のうち、旧高田庁舎の今後の方針につきましては、跡地の活用方針として、学校や店舗が徒歩圏内にあり、住宅地として良好な立地条件にあることを考慮し、住宅用地としての売却を考えております。また、町道12009号線の拡幅工事により、土地の買収に応じていただいた方への代替地とすることも併せて検討しております。今後につきましては、説明会を開催し、町民の方々のご理解をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目の町内の有効財産の洗い出しと見直しにつきましては、昨年度策定した公共施設等長寿命化計画において施設の劣化状況などを踏まえた将来方針をお示ししており、改めて有効財産の洗い出しと見直しを行う予定はありません。しかしながら、最重要事業として、財政計画との連動を図った施設は一部にとどまっており、具体的な方針が決定していない施設もあります。それらの施設について耐震診断など、施設の現状を理解した上で売却や貸付けなどの有効活用が可能であれば積極的に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） おはようございます。15番、石川議員の一般質問にお答えいたします。

町所有公有財産についてでありますと、1点目のうち旧公民館の今後の処理方針につきましては、現在、解体工事の設計を委託しており、令和4年度に解体を予定しております。解体後の跡地の利活用につきましては、教育委員会において今年度中に検討してまいりたいと考えております。子育て支援センターの移転につきましては、旧さくら保育所、あやめの湯、宮川児童クラブ館、本郷こども園乳児棟など、複数の移転先を検討しております。それぞれの移転先においてメリット、デメリットを整理した上で、できるだけ早期に移転先を決定する考えであります。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） それでは、いただいた答弁について再質問させていただきます。

まず、ご答弁いただいた中でちょっと気になったところからお伺いします。中段で、幅広い分野で継続的、反復的にご意見を伺う機会として会議や審議会といただきました。そこで女性や若い方の参加がそこで町の施策に参加していただくというお考えでした。私もこの審議会ですとか委員会には参加したことがあります。一時期問題になりましたのは、どうしても人員が限定される、偏ってしまう。要は出られる方はほとんどの会議に出られていますけれども、なかなか一般の方にそのお声がかからない。かからないというか、実際には手を挙げていただければいいのですけれども、なかなかそういう方たちが入ってしまわれるとどうしても刷新がされない、そういったような事情もありました。そういうことに対しての間口の広がりというのですね、といったものについてはどのようにお考えになられますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまの審議会関係、まずデータ的にはここ数年間で参加率については相当高くなっているのかなというふうに思ってございます。同じ方を選ぶ、例えば委員会の学識経験者で選んでいただくる人、それから一般公募という部分も取り入れるようにして、極力女性の参加、一般の方々、より多くの方々に参加していただくような手法を今取ってございます。そういった中で、30%を目標にしておりましたが、今27.8%で、なかなか目標に達成してございませんが、288人いらっしゃるのですけれども、各委員会、審議会、そのうち80名の方が女性ということで、現在お願いをしているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） それでは、別の質問に変えていきます。

まず、平成30年5月に施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、これが施行されております。内容的にはもちろんご存じだと思いますけれども、議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す努力義務、こちらが出ております。この男女共同参画に関しては、この女性議会も併せて、私がこの立場をいただいてからずっと継続して発言させていた

だいております。執行部の中にもその改革による存在が認められるようになりました。これについては大分進歩したのかなと、そのように思っております。ただ、30%が今、計画の目標ではあります。例えばこの議会のメンバーにしても、今16名いますけれども、5人強が占めないと30%までには到達しないと。そういうたような現状でもうずっと、私が任期中このような状態では進んでまいりました。

それで、女性議会のまず意義について、もしお感じになっているものがありましたらぜひお伺いしたいのですけれども。担当所管で結構です。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 民主主義の確立の観点からも、男女がその違いから生まれる互いの長所を生かし合って平等にという基本的なその理念があると思います。そういう部分で、今の男女共同参画もございますし、特に政治分野における女性の参加ということで、30年に法律ができたというふうに捉えております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） それで、現実を見てみると、先ほど申し上げた法律にしても、まずこの認知度、この数値が出ておりますけれども、知っている、大体知っている、この方を含めて男性で34.1%、女性になりますと19.6%と大変低い数字になっております。これが若い方になるともっと顕著なのです。現実的に女性議員が今少ない理由、これは男女とも上位に来ているのが、まず家庭と両立しにくい、それから議会、政治そのものに魅力を感じる女性が少ない、そして男性のほうがふさわしいのではと、そう思われる方が多いということ、そんな現実が出ており、数字として。私が女性議会が必要ではないかと以前から申し上げておりますのは、まずこの場に座ればそれなりに勉強もします。いわゆる私がずっと訴えてきております立場が人を育てる、今執行部の役職に就かれている方もそうだと思います。こういうところにも出てこなければならない。そして、自分たちの下に部下がいる。そういうたような中で、統率力を持ってリーダーシップを発揮する。そういうたような立場になれば当然勉強もします。そして、それなりの風格もついてきます。私は別としてですけれどもね。ですから、そういうたようなものをまず与えるということも大事だと思います。それからあと、今町の半分は女性です。女性が半分いらっしゃる中で、埋もれた財産、人材、これの掘り起こし、これが大事だと思います。もったいないではないですか、半分女性いらっしゃるのに。先ほど申し上げた審議会にしてもそうです。こういった場面もそうです。ここに女性が半分近くもいたらまた違う視点、町長が答弁でおっしゃったように、違う視点がここに入ってきます。そうすれば町の改革、まちおこし、これについても随分いろんな多角的な意見が出てくるはずです。それから、女性が出てくれば、大きな事業には確かに疎いかもしれませんけれども、自分たちの生活の中にいろんな課題が存在しているのです。こういったものがこの女性議会を行うことによって、この場で直接町長に、執行部に、そしてひょっとしたら傍聴に来ていた議員たちにも届くのです。それが響いて初めて、町はこうして一体的にやっていかなければならぬなど、そういう思いを持っていただく。また、この場に座ったその

ときの女性議員なり、この後に若者のことでもお話ししますけれども、そういった方たちが自分たちがその中に参画しているのだ、自分たちが町をこうしてつくっていけるのだと、そういった自覚が育つと思うのですけれども、今のところその考えはないとおっしゃいましたけれども、そんな考えについてもし町長、これから新しいまちづくりについてタッチしていかれるわけですけれども、そんな方針はいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 石川議員の質問にお答えをしたいと思います。

女性の視点、大変重要な、町にとっても視点が数多く今まで出されていると認識をしております。先ほど答弁で申し上げましたとおり、町としてはそういった考え方で今進めているわけです。私も県会議員でした。過去に1度子ども議会を開会したことがあります。福島県内全域にわたって参加者を募集して、福島県議会で子ども議会を開会した経過1度あります。その後も何度かそういうものが上がってきたけれども、それ以来開催はされておりません。それはいろんな理由があってということです。町としては、そういった考え方で、今審議会だったり、そういうところの声を吸い上げていくという方針です。この議会の開催に当たっては、町執行部側から提案するものと、県議会もそうでしたけれども、あれは青年会議所から町の議員を通して議運で諮って、議会として執行部側に開催を求めたという経緯もあります。やり方というのは、発議というのはいろいろやり方あると思いますので、町としての考えは申し上げました。石川議員がそういう考え方あるということであれば賛同していただいて、議運に諮っていただいて、議会から執行部側に申し入れる、そういう方法もありますので、それも一つの方策かなというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） ありがとうございます。前向きな、ひょっとしたら一步進むのではないかと思われるようなご答弁をいただきました。実際にご答弁の中には明確にはなかったのですけれども。成人議会についてもそうです。成人議会、成人の方、特に成人式に該当する方でなくてもいいのですけれども、例えば30歳未満の方ですとか、高校生も含まれると思いますけれども、そういった方たちが手を挙げていただいて、やはりこのようなところに座られて、そしてそれぞれの意見を出される。子ども議会のときに、今おっしゃったように、私どもが非常に感じましたのは、議員の中で一生懸命提案しても通らなかつたものが子ども議会の中でお子さんがこうしてくださいと言うと、はい、やりましょうと即答弁があった内容もありました。そういったようなことで、また問い合わせる方が替われば答える側もできるだけ誠意を持って、恐らくどちらも町をよくしていきたいという思いは一緒だと思いますので、ぜひそういったところも採用していただきたいと思います。

成人議会についてなのですけれども、もしこの成人議会をやった場合に、いただける前向きな町に対する考え方、そういったものについて、もしこれが実行されるとなれば、これも議会も執行部でやられるとしても、どちらの提案にしてもそうなのですけれども、前もってこれ出させていただいてお

りますので、もし成人議会を行ったらこんなことが期待できるかななんていうような、そんな感想をお持ちでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

これも女性議会、子ども議会に限らず、開催されれば様々な議員としての考えが出ると思います。それに対しては、町としては誠意を込めて答弁をするということになるというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） この成人議会って結構、一度町を離れた方、例えば大学に行かれた方とか、一度就職されてたまたま成人式に戻ってこられた方とか、そういういったような方が発言された場合、一度外で体験されたものがもう一度中を見直す、そういういったようなきっかけにもなるわけです。常々おっしゃっていられるように、今人口減少が進んでおります。この若者のUターンのきっかけにもなるのではないかと期待したいところです。できるだけ議会と合わせながらその辺進めなければと思いますので、ぜひ期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

2問目に参ります。2問目ですけれども、公有財産についてです。旧高田庁舎跡の件については、大体今現在のお考えについてお伺いしました。代替地ということも以前からちょっと検討されているということは伺っております。実際これ代替地がもし本格的に入るとすれば、私はやはりあそこの土地は住宅で埋まってほしいなど、そんなふうにも考えるのですけれども、その検討をされる段階ですけれども、町長がさきにおっしゃったような方針ですか、お考え、それについて進めていかれることの確認だけさせてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） その方向で進めたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） それでは、あそこの土地もできるだけそういう方、特にお若い方、お子さんの声が聞こえるような、そんな環境に進んでいけばいいなど、そんなふうに思っております。

公民館跡地なのですけれども、今現在公民館跡地、これから更地にされるのでしょうかけれども、そしてその跡地の活用としては、たまたま昨日同僚議員が一応観光資源の開発に何か寄与できるような、そんな使い方はないかと、そういういったようなご提案がありました。ただ、街なかからもあそこをぜひ街なかの活性化に活用させてほしいというような要望も上がっておりました。私も前にそのような質問をさせていただきました。あそこの跡地の、実は4年前に提案差し上げたとき、ちょうど町が木育について大分活発に動いていたときでした。本郷の体育館を使って、東京からおもちゃキャラバンですか、来ていただいて、そしていろいろ木材のチップを使った遊び、それからいろいろセットをされて非常に盛り上がった時期がありました。それが今度新設される、新設、改築というのですか、新鶴のこども園にも反映されるべきだろうといったような提案もあります。私は、ぜひあそこが街なかの本

本当に皆さんのが集まるような施設になってほしいなど。そういういたようなことで、その木育ルームも提案させていただきました。私たちが視察で、ああ、いいなと思ったのは、実は国見の道の駅、あそこにある道の駅がその木育ルームを入れたあつかしの郷国見というところのこども木育広場、これが大変いいなど、ああいったような形でどなたでも入ってこれる、もちろん今はコロナのこともありますので、時間制限とか、そういういた入場制限なんかもあるかと思います。ただ、今回の町のアンケート調査の中に、大変心が、ああ、これはと思ったのがあったのですけれども、本郷の方でした。30から39歳の年代の男性の方です。「子供が遊べる屋内施設があるといいと思います」と。今、後でまた伺いますけれども、子育て支援センター、あそこは本当に、ちょっとした時間ですと保護者がついていくと遊ばせてくれています。ただ、何せあそこの認知度が低いということもあって、やはりこういった街なかにあるああいった施設がもしそういうふうな立場になったら、あの環境になったらとても町の中の方たちにはあそこは有効な施設になるのではないかと、そのように思うのですけれども、この先きちっと進めていかれる上において再度お考えをお伺いしたいのですが、これはどちらですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 子育て支援センターにつきましては、教育長答弁にもございましたとおり、既存の施設をもって今検討しております。今議員さんから話がありましたとおり、木育ルームというご提案につきましても、街なかでの木育ルームということも、以前そういうお話をあったということですが、現在、子育て支援センターについては既存の施設でという考え方で進んでおりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） ご答弁いただきましたけれども、ちょっと向きが違います。私今お尋ねしたのは子育て支援センターのことではありません。今の旧公民館跡地を、更地になった後にその木育ルーム、あくまでもそれ町の方たちが子供さんなりお孫さんなり、ひょっとしたらお一人でも遊びに来て、そして木に触れて、皆さんの居場所になるような、そんな施設にと考えて、それでお尋ねしたわけです。子育て支援センターはまたその後でもう少し質問させていただこうと思っておりますので、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 大変申し訳ありませんでした。今現在、町内には確かに室内での遊び場というものがやはり整備されてはおりませんが、子育て支援センターと、あと各認定こども園の開放といいますか、子育て支援センター的な事業の中で、そちらのほうで遊び場としても活用していただいていると認識しております。確かに木育キャラバン等実施していた際には大変町内の親子連れの方々に好評であったというところもございましたが、新しい室内の遊び場については今のところそういう形で既存の子育て支援センターや認定こども園のほうの開放のほうで対応したいと思っております。

[「答弁ちょっと違うよ。答弁になっていないよ、それ。
ちゃんと質問者に対してしっかりと答弁してください
よ」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時31分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 旧公民館跡地につきましては、今のところ木育ルームを造る考えは現在のところは持っておりません。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 分かりました。

ちなみに、当時ちょっと質問させていただいたときにお話しさせていただきましたけれども、今ちょっと木育そのものが下火になっているのかなというふうに感じられるような、施策を見ると思います。ただ、あの当時は木のおもちゃフェスティバル、木育キャラバン in 美里ということで、29、30、土日でしたけれども、このとき1,600名来られているのですよね。とにかくもう親子で自由な発想で遊べる、世代を超えて触れ合える、一人でも楽しめる居場所として貴重な役割を果たすと、そういうふたつのようなことがありました。あのとき一気に熱が盛り上がったわけなのですけれども、それが非常に残念です。街なかにそういった場所が。私は、やっぱりこれからでも検討していただける余地があるのならぜひもう一度、提案だけは差し上げておきます。

それから、子育て支援センターです。この子育て支援センターにつきましては、昨日も同僚議員にその代替地提案されて、ちょっと案が上がっておりますということで4か所出ておりました。たしか以前子育て支援センターは旧さくら保育所で進めていきましょうということで、議会もあの当時は通っております。ただ、その後、展開する幅が広がったということで、それで旧さくら保育所のところに駐車場もほとんどない状態です。それで、ちょっとさくら保育所では手狭で無理かなといったような、あのときにお話が進んでいったかと思います。それから、宮川児童クラブ館……すみません。宮川児童クラブ館って、今現実に宮川小学校のあの敷地内にある児童クラブ館のことで間違いないですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 宮川児童クラブ館は、今現在使っている宮川小学校地内の児童クラブ館のことでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 私ちょっと認識が、すみません、おかしいのではないかと思います。あの宮川児童クラブ館は、宮川小学校に通っていらっしゃった子供さんの親御さんたちが署名活動をして、そしてあそこは建ったのです。それまでは、広いけれども、夏は暑くて冬は寒い、あの多目的ホールを使っていました。それでは子供たちのために、先生方も何か子供たちと一緒に調理もできない、もっと自分たちでいろいろやりたいということもあって、あの児童クラブ館が建ったのです。そこを子育て支援センターに向けよう、これおかしくないですか。伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 宮川児童クラブ館につきましては、今議員がおっしゃったようなことで建設されまして使い始めたというところは認識しておりますが、実際今児童クラブに通う子供たちが大変多くなってございまして、ちょっと狭い、狭いというか、ちょっときついかなというところも現場のほうからのお声もちょっと聞いておりましたので、また学校の施設内も空調設備等も設置されましたので、そういったところで今現在の段階で子供たちを受け入れるのにどこがいいだろうかということを検討したところで、宮川児童クラブ館というのも子育て支援センターの一つにどうだろうかという声もちょっと出たものですから、一応こちらのほうで検討の候補地の一つとして挙げたというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 私は、この候補地は絶対外すべきだと思います。宮川児童クラブ館は、もちろん行つていらっしゃるからお分かりかと思いますけれども、今の子育て支援センターより狭いです。広間は1つしかありません。あと、小さなテレビを見ている畳の部屋だけです。そこが今の子育て支援センターの代替地になるとは全く今考えられません。ですから、ここからはやはり旧さくら保育所と宮川児童クラブ館というのは、候補地に上がっていること自体が私はちょっと考えが分かりません。もう一度しっかりと考え方直していただきたいと思います。

ご存じのように、子供を支援する子育て支援センター、NPOぽけっとさん入つていらっしゃいますけれども、いろいろ私も困っている点、要望を伺つてまいりました。今かなり事業の展開が大きくなっています。それこそ町の少子化対策にも直結するみさと縁結びですとか、それから先ほどからおっしゃつていらっしゃるように、特別お金をいただからなくてもどなたでも、いつでもいらしてくださいと、お孫さんを連れて土日親御さんがいないときにそこへ行って遊ばせているとか、本当に助かっている施設ですよね。施設はもちろん早く広く新しいところに替えていただきたいなとも思いますけれども、現状、あと一番困っているのが今雨漏りだそうです。そこを一つくすぬぐってもまた次のところから雨漏りがてくる。あそこは旧あやめ保育所、第三保育所の前身がそういう形ですので、もう何だかんだ言って40年かそのぐらいになりますよね。そういうようなところでお子さんを見ていらっしゃるわけです。まだ乳飲み子から、それこそ小学校に入るぐらいのお子さんまであそこに集まつてくるわけです。そういう劣悪な環境ではなかなか大変だなとも思います。それから、ちょつ

と前にもお声かけしましたけれども、あそこに温水器が設置されていません。冬の冷たいときでも水を使ってやっていますと、そういったような声も聞きました。それから、ヒーターもあのとおりの施設ですので、なかなか効きが悪くて寒いということで、私これトイレの整備が、びっくりしました。一時期子育て支援センターになったときに、保育所のトイレでは男性のトイレが対応できないということで、町で補正して、あそこにトイレを設置しました。御覧になりましたか。どうお感じになりました。すみません。町長、何か視察に行かれたと伺いましたので、感想だけ伺ってよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 候補地の一つとしてといいますかね、全体を見させていただきました。そういった中で、今現時点のところの様々なものがあるので、移転するということになっておりますので、しっかりいい場所を設定していきたいなというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 私は、この子育て支援センターを急いでほしいなと思っていますのは、今言ったトイレが、利用されなかつたから分からないかもしれませんけれども、あそこ素ガラスの戸の中の真ん前の、しかも横向きなのです。先生方でもその通りを通るのは非常にちょっと、思いはばかってしまうという、そういったような形です。視察に行かれたとちょっと伺いましたので、なおもう一度その辺りもよく見ていただけたらと思います。

子育て支援センターに関しては、まだ候補地もこんなふうに試行錯誤されている段階ですので、もっとしっかりと、町の今後をしっかりと支えてくださる施設ですので、NPOさんの意見もよく伺って、できるだけ環境のいいようなところをあてがっていただきたいと思います。ぜひそちらは今後の動きについてしっかりと注視させていただきます。

では最後に、教育長、子育て支援センターについてなのですけれども、町長とご一緒されたと伺っております。なかなかこども園ですとか、そういったようなところとまたちょっと趣の変わったお子さんの支援をされておられます。今後期待すると同時に、こんなところにまで配慮したいなという思いが、もしお感じになられたものがありましたら伺って終わりにします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子育て支援センターにつきましては、働く子育て世代を支援するためにとても重要な機能を有する施設と考えております。したがって、今後移転を際には、現在それぞれの施設のメリット、デメリットを精査しておりますけれども、今の機能を十分に上回る、そういう施設になるように細部まで検討していくかたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） これで石川栄子さんの質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 (午前10時42分)

再開 (午前10時55分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

次に、通告第8号、12番、根本剛君。

[12番（根本 剛君）登壇]

○12番（根本 剛君） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1問目、旧会津美里公民館について。旧会津美里公民館は、令和4年度中にも解体される見通しである。そこで、解体後の利活用についても今の時点からでも計画案を考慮すべきと考えるが、所見を伺います。

2問目です。ひきこもりについてありますが、ひきこもりの定義は、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的に6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続ける状態を指す現象概念とされております。内閣府の調査によれば、15歳から39歳が54万1,000人、これは平成27年度の調査であります。40歳から64歳の方は61万3,000人、これは平成30年度の調査のことであります。と推計され、社会問題として注目されております。

そうした中、（1）番、本町におけるひきこもりについての現状認識はいかがなものかを伺います。また、その実態数等を把握しているのかお伺いします。

2問目であります。厚生労働省からは、令和2年10月27日通知において、市町村におけるひきこもり支援の相談窓口の明確化とその周知について取組を要請されていると承知しておりますが、本町の対応はいかがなものか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

[町長（杉山純一君）登壇]

○町長（杉山純一君） 12番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、旧会津美里公民館につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。ひきこもりについてありますが、1点目の本町のひきこもりに対する現状認識と実態数につきましては、ひきこもりについては家族が周囲を気にして表面化しにくいことや家庭の問題としてのデリケートな部分もあり、またひきこもりに至った原因や過程、期間など、いろいろなものが複雑に絡み合って現在に至っているものと考えます。本町におけるひきこもり状態にある方の実態数については現段階では把握できておりませんが、国が示す15歳から65歳までの人口に対する出現率を本町に当てはめた場合、145人前後と推計されるところであります。なお、児童生徒においては、欠席日数が30日以上の場合、不登校児童生徒という認識で把握しており、1学期末までの町内小中学校の不登校児童生徒数は小学校で3名、中学校で16名の合計19名であります。

2点目の相談窓口の明確化と周知に係る町の対応につきましては、令和2年10月27日付で厚生労働省よりひきこもり支援施策の推進として、相談窓口の明確化と周知について通知がされているところであります。町としましても、ひきこもりを含めた精神的な相談の機会として、既に心の健康相談や県で行っている生活サポート支援事業などを広報紙等で周知して取り組んでいるところであります。引き続き関係機関と連携しながら効果的な周知に努めてまいります。

からは以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 12番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

旧会津美里公民館の解体後の利活用についてであります。現在、解体工事の設計を委託しており、令和4年度に解体を予定しております。解体後の跡地の利活用につきましては、教育委員会において今年度中に検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 通告順序によって再質問をさせていただきますけれども、昨日の同僚議員の答弁にもありましたが、町長さんの答弁ではちょっと考慮中という、考え中という……考えていなかったという答弁だったのだと思うのですけれども、昨日。堤議員の。同僚議員のあれではちょっと前に進まないような答弁であったのですけれども、教育長から今年度の12月まで、今年度ですか、検討してまいりたいという答弁がありましたけれども、私も町民の方と歩いて接して、いろいろお声を聞いておりますから、私の考える政策の一つとして提案させていただきたいと思いますけれども、まず結論から申し上げますと、私が皆さんから意見を吸い上げて参考にして申し上げるのは、まず天海大僧正の資料館と地域コミュニティーセンターを併設したコンバインド型のものを併設したものを構築してはどうかという考え方であります。何ゆえと申せば、旧美里公民館の前には天海大僧正の石像や幼少の頃のいわれのある護法石、さらには大正13年に建てられた舟木館跡、これはJA会津高田支店のほうにあります。ここには慈眼大師御誕生地と示す石標があり、本町出身の偉人の天海様でありますので、やはりいろいろ町としては10年前から商工観光をはじめ、観光協会の連携と、いわゆるソフトの面で十数年前からこういう冊子、天海様のいわれとか、あと認定こども園の幼稚園にもいろいろ天海様とお話をさせて、随分多数の資料ができております。そういう意味で私は申すものであります。

それで、旧会津高田中央公民館は、今残っておりますけれども、二階建ての建物であり、1階には大、中、小の会議室、いろいろ総会とか会議とか、そしてあらゆる趣味などを生かす習い事、例えば囲碁とかいろんな趣味を持っている共有の人たちの、町民の憩いの場としても利用されて、さらには2階には屋内体育館としてスポ少の球技団体とか、あるいは近くの中学校のバレーとかバスケットをやっている生徒たちも本当に数多く利用されて、使い勝手のよい公民館であったという話でございます。また、地元8区の町内の方々に限らず、近隣の方々たちが町内会の総会の会場としても利用、さ

らには各種選挙の投票所として利用されて利用価値が高かったと聞き及んでおります。更地になってしまっては寂しくなり、市街地空洞化を防ぎ、地域のよりどころ、交流の場を設けてほしいとの声を聞いて、市街地活性化の維持の一助として提案するものでありますて、この辺の考え方、町長さんのいかように、私の今申し上げたことにどのような考え方をお持ちなのかお聞きします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 根本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

昨日もこの公民館の跡地利用につきましては答弁したとおりでありますて、様々な昨日からも、本日もご提言をいただいております。こういったものをしっかりと検討して、街なかのいい場所にある場所でもありますから、いい跡地利用ができるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 検討してまいりというのはお役所的な答弁でありますて、目途も私も、目標月日も聞きたいところなのですけれども、いろいろやっぱりこの世の中今コロナ禍で、さらには当町を取り巻く状況も本当に重要な時代を迎えてる。昨日もいろいろ公共施設などの建物の長寿命化の問題についてもありましたけれども、こういう難しい時代になって、町長は本年4月から町長に就任され、気苦労はいかばかりかと推察いたします。就任5か月目に入り、議会対応も2度目ですから、慎重に、また各課課長さんたちの声を聞いてボトムアップ方式を取って執行に当たっていると思われます。町のかじ取り役のリーダーとして、時には大胆にトップダウンとして政策、施策を遂行していくかなければならないと私は思います。町民の方々も今までとは違う面も大いに期待していると申し上げても過言ではないと思います。私が今町、商工観光を通して、さらには観光協会とタイアップしてやってきた事業、天海大僧正の、この美里の、旧高田の偉人でございますので、その偉人の資料館と地域コミュニティーセンターをコンバインドした建物、ハード面ですけれども、大変財政が厳しい中でありますけれども、いろいろ建物を建てるというのはなかなか不評を買うと思いますけれども、いろいろ手法はあると思います。地区コミセンと、それから市街地空洞化を防ぐための予算とか、国の予算はあると思います。ですから、国の補助事業を有効に使っていただきて、できないことはないと思うので、最後に町長にお聞きして意気込みをお聞きしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えしたいと思います。

貴重なご意見として拝聴させていただきました。しっかりと検討してまいります。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 検討ではありますけれども、今年度中にはある程度素案とか方針とか考えているのでしょうか。その辺もまだ。教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、現在、解体を目指して準備を進めております。その後の利用については、今年度中に教育委員会としても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 分かりました。

では、次に移ります。2問目のほうに移ります。この2問目に対しては本当にデリケートな問題で、難しい諸問題だと感じております。小さい小学生から大人に至るまでの広範囲、65歳までの推計で答弁いただきましたけれども、本当に原因は様々なのです。学校に行けなくなったり、不登校になる傾向の生徒がいる。ただし、小学、中学生の場合はいわゆる相談員、スクールソーシャルワーカー、そういう方がいらして、いろいろ不登校の児童とは相談、父兄等を通して学校に来るような誘導、そこをしていられると思うのですけれども、そうした中で1点目、人数等は把握していただいたので、プライバシーの問題等あって、なかなか町村においては実態調査を把握するのが困難であると思われますけれども、こういった数を出していただいてありがとうございます。全国で、この厚生労働省の通知によって、今年度の令和3年度中までに結果報告を求めておるのでけれども、やはり見ますと町村自治体が実態調査の結果の報告が少ないのです。926ある自治体の中で、いろいろ結果、厚生労働省の通達に基づいてやっている自治体は173自治体、18.7%です。やっぱり町村部より都市部は若干高いです。いわゆる難しい問題で、政府もようやく動き出して、いろいろ実態調査とか相談窓口を設けてやっているという、しなさいよということな物ですから、社会問題の一つのありようとして捉えているわけですけれども。

では、2点目。窓口は設けていませんよね、特化した。ひきこもりに対して特化した相談窓口というのは設置していませんよね。その辺どうでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 窓口についてでございますが、明確に窓口というものを示してはちょっとおりません。国のはうからの通知に基づいて、3月までには窓口の周知を行いたいと考えております。基本的には健康ふくし課のほうで対応しております。町長答弁にもございますとおり、相談の機会については逐次周知して受付をしているといったところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 今、先ほど町長答弁には町の広報紙ということで広報しておるという答弁ありましたけれども、これ事務局のはうからいただいたのですけれども、8月の広報紙にこころの健康相談という、ちょっとちっちゃい文字で載っておりますけれども、ここにひきこもりなどの精神的なお悩みに困っている方々のが載っております。広報紙に載っておりました。でも、これは内容は、担当はお医者さんなのですよね。もし面談されに来た、相談に来られた人が、応対するのはこれ精神科医師って書いてあるのですよね。これではちょっとやはり気軽に相談というか、ことはできるのでし

ようかね。やはりいろいろの事情を勘案して、やっぱり町対応をしてから対策を練る、講ずるべきだと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどの心の相談室についてでございますが、8月号の広報に掲載しましたときには、精神科医師が窓口で対応しますというふうな形で広報させていただきました。実際このこころの健康相談室につきましては年11回ほど開催しております、臨床心理士または精神科医師が随時対応していただくような形で、専門的な部分で対応できるようにという形で対応しております。そのほか、これに関するような形の部分については、保健師による相談も随時受け付けておりますという形で町ホームページ上にも掲載させていただいて周知をしているところでございます。あと、そのほかホームページのほうに県のほうでやっているひきこもりの教室等併せてホームページ上リンクを張って、御覧いただけるように対応はしているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 分かりました。先日の答弁からも、コロナ禍に入りまして2年目に突入して、昨年の感染症の学者の人の話でいえば、マスコミ報道によると3年も続くのではないかという話がありましたけれども、このコロナ禍にあって都市部あたりはやっぱり平成27年、30年度の調査よりは若干増えているのではないかという最近の報道等が、新聞報道等で報道されていますので、やはり我々健常者も特に会合はいけない、酒席の席も当然無理だと、本当に健常者にとってもストレスとか負荷はかかるようなコロナ禍にあるわけです。いろいろ精神的にお悩み持っている方ならなおのことだと思います。先ほど言った厚生労働省のあれでは町村部が低いというのは、やっぱり狭い町ですからいろいろ相談しづらい、そういう面もございまして、やはり家族にとっては悩みの種であると私は考えております。兄弟で両親さんが亡くなつて、弟さんがお兄さんの世話をまでしている状況も私は個人的に知っているのですけれども、やはりそういった弱い立場にある方たちを救うのも政治の一環であると思いますので、その辺をやっぱり十分考慮して、その弱者の立場の方たちに手を差し伸べていただきたいと思います。

最後に、町長にお伺いしますけれども、ひきこもりに対する偏見を取り省き、多様性を認め合い、一人一人がやりがい、生きがい、安心感を持って人生を過ごせる社会を構築していくかなければなりません。必要であると私も思います。さらに、会津美里町、町民総ぐるみでやっぱりそういった方の意識の改革、意識の醸成といいますか、やはり町民総ぐるみでひきこもりに対する温かい手だても必要ではないかと思います。それで、新しい町長になられた杉山町長さんも先頭に立つて、会津美里宣言なるものを発信してはいかがなものかと思います。最後に町長に伺つて終わりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えしたいと思います。

ひきこもりという観点でお話をさせていただきたいと思います。私の知人にもご無理を抱えた家庭

がございますし、存じ上げております。ただ、先ほど議員も話していたとおり、大変デリケートな問題であり、家族にとってはほかに話したくないという状況が非常に多いのだというふうに思います。そういう中で、町として何ができるのかというふうになってくれば、先ほども答弁で申し上げましたけれども、しっかりそういった家族では解決できない問題ができたときに、町もそうですけれども、それぞれの個人も含めてしっかりと相談してあげると、町としてはしっかりとそういう相談体制を整えるというのが大事だというふうに思いますので、そういうことをしてまいりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 今後とも力強い発信をお願いするところであります。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（谷澤久孝君） これで根本剛君の質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩します。

休憩 （午前11時22分）

再開 （午前11時30分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

通告第9号、2番、村松尚君。

〔2番（村松 尚君）登壇〕

○2番（村松 尚君） それでは、通告書に従いまして3問質問させていただきます。

まず1点目、新鶴こども園建設についてであります。新鶴こども園の建設については、今まで私自身多くの一般質問の中で建設場所の問題等を質問してきました。去る7月9日の議会議員の研修において、建設中の新鶴こども園を視察させていただきました。今回の建設については木育というキーワードがあったかと思いますが、今般の建設において教育委員会として木育の視点をどのように考え、木育を活用した教育を行っていくのか。建設及び木育を利用した教育内容について見解を伺います。

2問目に、小学校スキー教室についてであります。昨年、新型コロナウイルス感染症の影響から小学校のスキー教室が中心になる学校がありました。中止の判断は各小学校の判断になるとは思いますが、今年度は現段階で中止と決めている小学校もあると町民から聞くことがありました。その真偽も踏まえ、見解を伺います。

3問目に、広域交通網の現状と進捗と課題についてであります。町では、運転免許返納において、現在、返納時にあいあいタクシーのチケット50枚を配布しています。しかしながら、あいあいタクシーは町内限定の運行であり、町外の病院へ通う場合は只見線やバスを利用し通院しなければいけない状況であります。思い返せば約30年前、初期の小型携帯電話が発売されて以降、今では高速大容量の5Gの通信が一部地域では始まっており、その活用は生活環境の利便性に一助を担っています。一方、

車においても、30年前のG P S ナビゲーションの搭載から今では車間距離やバックのとき、高速運転時に運転をアシストする車が多くなってきました。今トヨタ自動車では、富士の裾野に自動運転やスマートテクノロジー、生活支援ロボットの実証実験を行うウーブン・シティと言われる都市の建設に乗り出しています。国交省や経産省においても、自動運転サービスの実証実験を多くの地域で行っております。今後10年以内には自動運転の車が多くのメーカーから発売されることは容易に想像できることであります。現在の時間軸の流れは非常に速いものがあり、未来を見据えた広域交通網、また自動運転サービスの実証実験候補になるような動きが必要と考えられるが、現在の状況と見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 2番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、新鶴こども園建設及び小学校スキー教室につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、広域交通網の現状と進捗、課題についてであります。現状と進捗につきましては、広域交通網として令和2年度に利用者の利便性を図るために路線バスの再編を行い、経路変更や各支所など地域拠点への乗り入れを行ったところです。課題につきましては、利用者が少ないことが挙げられますが、今後も広域的に利用者の動向を見ながら、運行本数や運行時間の検討を重ねていきたいと考えております。

また、自動運転サービスの実証実験候補につきましては、自動運転サービスは全ての交通機関を効率よく便利に使えるよう一括して検索、予約、支払いができるシステムであるMaaSの構築が必要であると考えております。現在、会津圏域広域交通活性化協議会において広域的な検討を行っておりますので、まずはMaaSの構築を行い、将来的に時期が来れば自動運転サービスについても検討を行っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 2番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新鶴こども園建設についてであります。1点目の木育の視点につきましては、整備基本方針にある「町の豊かな森林資源を生かし、木の温もりを感じられる施設」の観点から、可能な限り木材を使用した園舎建設を進めております。2点目の木育を利用した教育内容につきましては、木材を使用した立体遊具や遊戯室に配置する滑り台、ボルダリングで木のぬくもりを感じながら、運動能力、体力向上を図ってまいります。ほかには、多目的ホールに設けるロフト式の絵本コーナーで、木に囲まれながら絵本に親しむなど、木を多用した室内空間で木のよさを感じ、自然への関心を高める

情操教育、保育を進めてまいります。

次の小学校スキー教室についてであります、現段階で中止と決定している小学校はありません。町内小学校4校のうち3校が今年度もスキー教室を計画しておりますが、今後の感染状況を踏まえ、早い段階で実施の可否を判断するよう指導してまいり考えであります。

○議長（谷澤久孝君）　村松尚君。

○2番（村松　尚君）　一定の答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、新鶴こども園の建設についてであります、7月9日の研修において室内の一部、また外構の周辺、全て見させていただきました。その中で私自身が感じたのは、木育とは何なのだというところであります。木育と木造建築は違うと私は思っております。木のぬくもりとか、木の香りとかというのは人間の五感で感じるものであり、その触った感触、またやはり建物に入ったときに木の香りがする、そういうものを子供のうちから植え付けることによって、将来木材に携わる仕事に就いてみたい、またそういうものをつくるような仕事、様々な業態ありますので、そういうところに就きたいというところまで一貫性を持った上で、その入り口が幼少期の木育というふうにして私は感じてきました。ただ、残念ながら今回の新鶴幼稚園については全て、ほとんどのものが塗装物で覆われております。木材は確かに使用されておりますが、その上に塗装物が塗装してある。木というものの直接的な触れ合いという場所は、私自身は非常に少なかったのではないかと感じます。本来であれば、例えば子供の身長、幼稚園児、また乳幼児の身長というのは大体手を伸ばしても下から90センチ、1メートル程度ですから、例えばそこまで無垢板、木の杉板とかの塗装物ではないものを張って香りを出すとか、手で触れる場所に関してはそういった木材を使用する建物であってほしかったなと私自身残念に感じたところであります。ただ、今さら建物をどうこうしろという話をしたところで致し方ありませんが、建設に当たって木育、所管が考えていたその木育、木の触れ合いであったり、建設に当たってどのような工事会社のほうと、設計士さんなのか、そういったことをどのような話合いをされてこられたのか、その経緯のほうだけでも少し分かるようなことがあれば教えてください。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君）　ただいまの新鶴園舎建築に当たっての木育の視点ということでございますが、園舎建築に当たりまして、まず新鶴こども園整備検討会議のほうで木育の視点ということでお話合いをしました。その際に話し合われましたが、特に子供の五感や自立心、好奇心を育むことができる施設、その中の幾つかの一つとして町の豊かな森林資源を生かすという、先ほど教育長答弁にあったところでございます。園舎建設だけでなく、新鶴こども園整備全体、外構も含めまして全体を通じまして、木のぬくもりや自然が感じられるようなところで検討して、設計にも生かしていただいたところであります。その中で、木材の使用についても話し合ったところではありますが、現場のほうからの声もありまして、やはり汚れですか、けがとか、長年使う間でのいろいろな心配が挙げられて、用途に合った材質を使ったほうがよいのではないかというような意見も出ま

して、図書室などはフローリング、保育室や廊下などは腰壁に杉板を張るなどというような、使用することには話し合われましたが、やはり汚れ防止の観点からクリア塗装をするというようなことで話し合いが行われたという経緯がございます。議員おっしゃるとおり、今言ったようなことでクリア塗装ということはしておりますが、全体的には県産材の木材をできる限り使うようにしまして、木のぬくもりを感じるようなところで考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君）　村松尚君。

○2番（村松　尚君）　そうしますと、今の答弁をいただく限りでは、その木のぬくもりというのは視覚のみでの木のぬくもりというふうにして、目から入る、木がふんだんに使われているという意味での視点での木育というふうにして捉えていいのですかね。ただ、実際触れるものに関しては木材ではなく、塗ってありますので、いずれにしろ塗装物なのですよね。車を触るのと基本的には一緒なので。そうしますと、基本的には触れられるもの、これから今滑り台であったり、ボルダリングというものに関しては、これは木そのもので設置するのか、その辺はいかがなもので。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

私も先日、工事現場も見させていただきました。かなり内装工事も進んでおりますけれども、今議員ご指摘の様々な木製遊具、これ全部木材で造ってありますて、こども園に現在勤務している教員なども実際に体験しながら、工事現場の方々と相談してよりよいものを造るということで現在進んでいるようあります。残念ながら、舗装はやっぱりある程度かけなければならないということで、できるだけ塗装が塗装らしいといいますか、ぴかぴか光ったり厚めのものというよりは、浸透するような形でなるべく薄いものを使って、できる限り木に触れ合う、そしてコンクリートや金属などの構造物と違う、木だというものが十分認識できるような造りをしているというふうに見てまいりました。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君）　村松尚君。

○2番（村松　尚君）　塗装物、そうですね。オイルステンクリア剤ということで、木には確かに近いです。ただ、塗装物を塗装するということは、香りはしないのですよね、残念ながら。目で見ても木造、木はたくさん使ってあると。ただ、それが果たして、私は五感でやはり感じるものが子供にとっては一番いいのかなと。確かに構造物を造る上で長期間、やはり耐久性とかを考えれば基本的には塗装する、また鋼材物を使うということは、これはもう当然のことであります。ただ、木育という最初のキーワードがあつて、教育長の答弁にありますけれども、木のよさを感じるという部分で、その木のよさというのが何で感じるのか。全部塗装物、木に触れているのですよと言われても結局触れてはいないのです。幾ら薄くても基本的に膜厚という塗膜厚が必ずありますので、木直接というのは触れていないわけですよね。そうすると、自然への関心を高める上で、答弁いただきました中で、正直

なところ今後の木育、今回園舎が建った後、ロフト式の絵本コーナーで木に囲まれながら絵本に親しむとか、木を多用した室内空間でというふうなこともあります、ただそういったところで、やはり最終的には耐久性という部分に落とし込んでしまうと結局は全て塗装物であったり、手あかがつかないものであったりという部分になってしまいそうな気がするのです。そういったところで、いい、よりよい木育環境というもので子供たちの保育をしていただきたいのですけれども、ただこれは今さらのお話を言っても仕方ないのでありますけれども、今後、では園舎建設後どのようにその木に囲まれた、その木の香りという部分、例えばこの木の香りという部分なんかはお考えとかというのはあったりしますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど課長答弁にもありました、木育の視点につきましては、園舎のみならず外構工事も含めた総体としてのこども園、あるいは周辺環境も含めた環境づくりというのが大事かなというふうに考えております。今後、実際の教育の中、あるいは保育の中で、例えば園からの要望で木登りの木は現在あるものを残してほしいとかということで、実際外にあります生の木に触れ合ったりして、生命体としての木材を感じたり、そしてそれが加工されてみんなの今使っている園舎になっているのだよなんていう教育を通して、木の生命体から感じるそういう生の自然の体験を大事にした教育を進めることによって、今議員がおっしゃった香りを感じられる教育の一つになっていくのかななんでも考えております。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） たしか外構工事をするに当たっては、今ソメイヨシノも老朽化している、また入り口の問題もあって、たしか木を切るという話もされておったと思うのですけれども、確かに直接木を触れ合う、ただ私は1つくらい部屋の中に、無垢の部屋が1つあって、全てが全て木にしろとは言いません。木は当然切られても生きているのですよね。空気中の水分を吸えば膨張します。当然水分がなくなれば木が割れるのです。そういった、木は切られても変化を起こすのだと。当然狂いも出ますし。やっぱりそういうのも、子供の成長に合わせて見るというのも一つの視点だったのではないかなど私自身は思いました。その辺についてちょっとお考えいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

園舎の建設に当たりましては、これはもう繰り返しになりますが、議員ご視察のとおり、現状はそのとおりでございます。ただ、教育の中で、保育の中で、例えば無垢材を提示して、今はこれ塗つてあるけれども、これ木の香りかいとごらんとか、そういう教育は手法の中でできるものだというふうに考えております。ぜひ園と相談しながら、今議員がおっしゃった視点も含めて五感で感じられるような、そういう木のよさを感じる教育にも力を入れるよう話し合ってまいりたいというふうに考えて

おります。

○議長（谷澤久孝君）　村松尚君。

○2番（村松　尚君）　では、今後さらに園舎に関しては推移を見守っていきたいと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。小学校のスキー教室についてであります。これは、私自身過去に、スキー教室はもう時代の流れ的にいかがなものだという質問もさせていただきました。そういった中で、町内の小学校4校のうち3校が計画していらっしゃると。ちなみに、1校については中止ではないということは何らかの諸事情があると思うのですけれども、その辺は内容はどういうような感じなのでしょう。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君）　ただいまの質問でございますが、町内4校の小学校に聞き取りをいたしましたところ、本郷小学校におきましては近年の雪不足であったり、昨年苦しんだコロナの対策であったり、様々なことを勘案しながら、今年は雪国らしい外での遊び、運動をすることによって体育の授業を行いたいというふうに考えているそうでありまして、よってスキー教室の実施を計画していないということでございます。

○議長（谷澤久孝君）　村松尚君。

○2番（村松　尚君）　そうしますと、今年は見送るという、計画自体がないという話なのでしょうけれども、今後、この残された3校については計画どおり今後もスキー教室をされていくのか。また、本郷小学校に関しては行わないと、計画の中に上がってきませんでしたが、次年度以降ですよね、また上がってくる可能性というのは、学校のほうとしてはどういうふうに見ていらっしゃるのか教えてください。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君）　お答えいたします。

議員もご存じのとおり、小学校の体育の授業におきまして、冬期間、雪国の特性を生かしてスキーによる体育を行うというようなことは雪国では普通に行われていることでございます。スキー教室というのは、その延長にあります学校行事でありますので、基本的には授業でスキーを実施するかどうかというのが、スキーの用具の準備であったりなんなり影響することになるかと思います。これについては、学校長を含めた学校の判断で教育課程を組んでまいりますので、学校の創意工夫に任せところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君）　村松尚君。

○2番（村松　尚君）　そうですね。スキー授業の延長線上の最後はスキー教室というような形になりますので。ただ、自然が相手の授業というのは、どうしてもやはりリスクも伴います。確かに雪国である以上、雪の特性を生かした授業が必要とは考えますが、その辺はやはり時代の流れであったり、

実際保護者の方に対する、これは再三私もお話をしてもらっていますが、時期が来ましたらやはりスキーを準備しなければならない、スキーを買わなければならぬ、そういう意味合いでのやはり保護者の負担等を考慮しますと、使う回数と金額というのが果たして比例するのかという部分も私自身は常に思いますので、ぜひとも今後も所管としてよく学校サイドとご協議いただいて、よりよい冬期間の授業になるようにお願いしたいと思います。

それでは、3問目の広域交通網の現状ですが、実際、先ほどMaaSという言葉もありましたし、実際この広域交通網の話を出すに当たって質問を作成する中で、やはり先人の方々が、高齢者の方々がやはり免許を返納する、返納した場合チケットを50枚いただく。50枚消費するに当たって、町内でしか消費はできないと。だから、町外の病院等には当然使えない。実際、今美里町に在住していただいている高齢者の方、年金生活者の方たちも当然多くいらっしゃいます。やはり2人世帯で年金生活、2人で持家を持って町の税金を払いながら、年金の支給額も、バブルの最中くらいに定年になられた方も多いと思いますので、決して今ほど高くはないと思います。そういう中で、やはり安価で好きな病院に行ける広域交通網というのが絶対必要になってくるのではないかと思って今回質問をさせていただいているところであります。様々な自動運転の実証実験サービス、実証実験の候補、挙がっています。確かに会津の今広域圏での交通網の様々な活性化協議会の中で、この自動運転に関して、このMaaSの方式についての進捗というのは例えば協議内容に上がってきたことがあるのか、また上がってきたのであればどういうような話合いがされたのか、その辺お伺いします。

○議長（谷澤久孝君） お諮りします。

間もなく昼食の時間となりますけれども、村松尚君の質問が終了するまで延刻したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） それでは、村松尚君の質問が終了するまで延刻いたします。

答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） MaaSの話でございますが、MaaSはあくまでシステムの話でございますので、この実装について今年度から全県域の中で実装検討を始めたと。実証実験も行われておりますが、実際観光MaaSと生活のMaaSということで、2つのレベルで今取組を行っていると。最終的には、その結果を見て各市町村がそこに参画するというか、システムを導入していくというようなことで考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） このMaaSの自動運転の話なのですけれども、私自身も今広域圏の議員させていただいております。その中で、各地域の議員の方々と様々な話、様々な視点で話をさせていただきました。例えば若松と喜多方市なら観光に特化したMaaSの在り方、またそれ以外の町村であればやはり医療面、また足の確保という部分での自動運転の在り方があるのではないかという協議を

様々お話をさせていただきました。確かに今、国交省のほうでも移動サービスの事業内容、私も取り寄せて見させていただきましたが、大体2キロ、3キロくらいの話であります。有料でやったり。また、今中型バスのプロジェクトを経産省のほうでは行っております。実際、足の確保と。ただ、こういったものを例えればどこからか声が上がってきたからやるという形になってしまい、正直なところ今の時間軸の流れではやっぱり先手先手、その魅力をというものを美里町の、これは高齢者の方が足の確保ができなくなった、では息子さんたちのところについていこうか、そこは空き家になるのです、以降に。高齢者の方々ももう大切な住民の一人でありますから、そういった意味合いで足の確保という面で早急にこういった自動運転のお話をこの活性化協議会の中でしていただきたいと思いますし、実際この協議会の中でほかの地域からここに対して、自動運転のそのMaaSの構築についてのお話なんていうのは実際出て、議論なんていうのはされたのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） MaaSの議論の中では、現在、自動運転の話はあるかもしれません、具体的な実証の中では自動運転は入ってございません。自動運転についての具体的なやり取りをやったということも今のところございませんが、ただみんな多分、議員さんおっしゃるとおり、いろいろ研究をされていて、識者の中では過疎地域においてはMaaSでは全部リカバリーできないと。MaaSのシステムだけでは。だから、そこを埋めるのはやはり自動運転なのだろうとかということで、Society5.0中でも政府はいわゆる過疎地域と都市部とのそれぞれに実証を重ねていって進めていこうというふうにも言っておりますので、デジタル庁もできました。全部が一緒に動くわけではないのですが、そういった加速化、社会環境が相当変わってくると思っておりまして、おっしゃるとおり遠い将来ではなく本当に目の前にいろんなものが変わってくるのだろうと思いますので、私どもとしては申し上げたとおり圏域の中でそういう議論をしていきたいと思いますし、今後そういったものがあれば、政府の動きもあります。先進自治体の動きもありますので、そういった情報を確認しながら検討してまいりたいという思いでございます。

○議長（谷澤久孝君） 村松尚君。

○2番（村松 尚君） 例えば広域圏だけで実証実験をするという考え方もありますし、ただ美里町、合併町村でありますので、例えば各庁舎、本庁舎から新鶴、本郷を結ぶところだけでも町独自として実証実験の候補地、もし空きがあればすけれども、これ様々な国のあれもあるでしょうから、そういったところに少し挑戦してみるということが、やはり町が少し変わってくるなど、魅力があるなど、そういうところにも次の世代に対して先進事例に手を出してくるのだというようなところの魅力という部分にもなると思うのですけれども、その辺のお考えなんかはいかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） おっしゃられた魅力的な部分になるのではないかと、まさしくそういうことだと思いますが、ただ実際実証実験するには、するにはと申しますか、導入していくには電

磁気を、誘導線を入れたり、もしくは高精度のG P Sが必要であったり、座標軸で動くという、何か今3つのスタイルがあるらしいです。こういったものを整えながらやっていくとなるとなかなか難しいのだろうと。今おっしゃられたその区間においても、そういったものを置きながら、では全部交付金で賄えるのかというところもございますし、そこら辺は先行事例よくよく見ながら、取り組めるものに関しましては広域的にやっぱり取り組むのが一番かなと思っていますので、まずそこで議論させていただきつつ、時期が来ればと書かせていただいたのはそういった部分もございますので、検討を今後ともさせていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君）　村松尚君。

○2番（村松　尚君）　そうですね。確かに交付金だけで全て賄えるというものでもありませんし、またこの構築に当たってはベンチャー企業も当然入ってこなければいけません。様々な分野の方々と相互協力しながらやらなければならないのですが、ただ先ほど課長答弁されたとおり、本当に速いスピードで周りの状況は変わっています。今、実際自分たちが車に乗っても、先日とあるメーカーさんから発売された車に対してももうレベルスリーレベルの自動運転の装置がつきました。首都高ではなかなかまだ使えない、それはメーカーさん独自のほうで外してあるのですなんていう話を私もとあるホームページのほうで見ましたが、そういったところでやはり過疎地域、これだけ広い地域であります。やはり少しでも、これは最終的にどこが運営主体になるのか、様々なこれから先構築の在り方について、また利用者数の在り方についても様々あると思いますが、やはり決して時間は待ってくれませんので、それでいて開発というのは物すごいスピードで開発されていくものですから、やはり会津の中で少しでも美里町がそういったところ、デジタル化の中の一助を担えるような、そういった魅力がある、やはり若い人たちからしても美里町は魅力あるねと、高齢者にとってもやはりこの町に住んでいてよかったですなど、息子さんたちが町外に年取ったから来いと言われても、いや、町でやっていけるよといった町にするには、やはりそういったもの、身近にデジタルというものがどんどん、どんどん入ってくる時代になってくると思いますので、そういったところに対しての今後の意気込みを最後にお伺いして終わりたいと。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君）　冒頭町長答弁ありましたとおり、まずはM a a Sを導入して基盤となるものをまずつくりましょうと、それからおっしゃったとおりフィンランドでありますとか、いわゆる一乗り100円なのですかね、そういった連携するような、いつも10キロくらいで車が運行されているだとか、そういった未来を想像しながら、ぜひよいまちづくりにしていきたいと思っておりますので、機会を見つけつつ、時期を捉まえながら、念頭に置きまして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君）　村松尚君。

○2番（村松 尚君） では、町長にも最後に今ほどのデジタルの流れ、そういったところでのまちづくり、町のインフラの整備等に関して町長に対して、今の考え方とこれからの時代の流れに対しての意気込みを少しお聞きさせていただければと。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えしたいと思います。

今、大変夢のあるお話、自動運転のサービスの話もお聞きさせていただきました。将来的には、当然そういったものの流れが今できていますから、その流れに乗り遅れないように我が町もしっかりと対応していきたいと。今、政策財政課長から申し上げたとおり、機会があればしっかりそれに参加していくという立場で臨んでいきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで1時10分まで休憩いたします。

休憩 (午後 零時08分)

再開 (午後 1時10分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

通告第10号、3番、小島裕子さん。

[3番（小島裕子君）登壇]

○3番（小島裕子君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、職員のユニバーサルマナー検定について。ユニバーサルマナー検定は、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者、外国人など、自分とは違う誰かの視点に立ち、マインド（考え方）とアクション（行動）を体系的に学び、身につけるための検定です。適切な声かけやコミュニケーションを行うために、まずは多様な人々の特徴や心理状況を知ることから始めます。その上で、日常生活や接客時における適切なサポート方法を学ぶことができます。

- ①、町としては、この内容に類似した講習、検定を行っていますか。
- ②、先頃、町職員から警察へ出動要請があったと聞き及びましたが、対応に問題はなかったのか、対策はどうかを伺います。

ユニバーサルマナーを身につけることで、町職員の適切なサービス提供につながります。サービスを受ける側にも満足していただければ、職員の喜びとなり、力となり、サービスの向上が図られると考えますが、2点について見解を伺います。

2つ目としまして、小中学校トイレの生理用品常備について。今般、小中学校のトイレの個室に生理用品の常備が全国的に進んでおります。町としては、学校の保健室に常備し、必要な生徒には先生に申し出るようにしています。ある小学生が「どこのトイレにもトイレットペーパーは常備されているのに、どうして生理用品はないの」と問い合わせました。保健室に下さいと受け取りに行くのでは

なく、トイレの個室で自由に使える環境を整えることは生徒の心身の健康にとても必要と考えます。個室に常備することで、安心して授業にも臨めます。小中学校のトイレの個室に生理用品の常備は当たり前のことと認識しています。見解を伺います。

また、本町には県立高校があり、本町の生徒も在籍しております。この問題に対し働きかけが必要と考えますが、見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 3番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

なお、小中学校トイレの生理用品常備につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、職員のユニバーサルマナー検定についてであります、1点目の類似した講習、検定につきましては、職員に対してユニバーサルマナー検定自体は行っておりませんが、職員研修計画に基づき接遇研修や住民サービス向上のための接遇実践講座など、類似する研修を実施しているところであります。

2点目の対応に問題はなかったかにつきましては、窓口対応としては問題はなく、相手の方が職員への罵倒や大声を出したため、他の来庁者に迷惑がかかってしまうことから、警察の出動を要請したものです。こうした来庁者への対応については、警察に事前に相談し、対応策を取っているところであります。窓口の対応においては、来庁者に満足していただけるよう鋭意努めているところですが、毅然とした対応も必要と考えますので、接遇研修などを通じて適切に対応できるよう窓口サービスの向上につなげてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 3番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

小中学校トイレの生理用品常備についてであります、町内の養護教諭や保健担当者の会議においてトイレに常時備える必要性を協議しましたが、保健室には生理用品を常備し対応しており、経済的な理由などにより生理用品を用意できない児童生徒には、その実態に応じて個別対応していることから、現段階で常備する考えはありません。引き続き、教育相談等による児童生徒の状況把握に努め、必要に応じて生理用品の常備について検討してまいります。

また、県立高校におきましては、県教育委員会の指導により適切に対応しているものと認識しております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） それでは、細かいところにといいますか、質問させていただきます。

ユニバーサルマナー検定についてのところですけれども、類似した講習、検定については行っていないということで、職員研修計画に基づき接遇研修や、あとは接遇実践講座を行っているところですとあります。大体これはどういった内容の研修になるのか、ちょっと伺ってもよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 研修の具体的な内容でございますが、まず接遇研修でございますが、やはり町民等の相手をいたしますので、その際の話し方、それの心構えでございます。次の住民サービス向上のための接遇実践講座でございますが、これについては実際に演習を通して接遇の向上を図る研修となっております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） このユニバーサルマナーというのは、先ほど質問の中でもちょっと申しましたが、やはり高齢者とか障がい者、ベビーカー利用者とか外国人などという、健常者がほとんどメインになる接遇ではないのかなとも思いますけれども、いろんな方が庁舎のほうにはご利用いただいておりますので、それなりの対応はしているのかなと思うのですけれども、このユニバーサルマナーに関しては実際に障がい者になった場合の車椅子を自分が実際に乗ってみて、使用してみてとか、あと高齢者になった場合どういった、歩行もどういった状況になるのかという、本当に装具をつけての実践になったりするわけです。あとは、本当に障がいを持たれている方がいろんな資料とかなんかは実際にその方が監修に加わって、その方目線での本当に必要なサービスを提供していただけるためのカリキュラムも組まれておりますし、3級から2級、1級と3段階に分かれて行われている研修なのですけれども、そういう内容もある程度その接遇実践講座の中では行えるのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 現在までの接遇研修につきましては、特にそういった方を対象としてといった特別な研修という内容ではございません。ただ、やはり今後そういった方もいらっしゃいますので、その接遇研修の中でメニューの一つとしてそういった方への配慮、対応についてそういうメニューを追加して研修したいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 私も実際町で行われている接遇研修とか接遇実践講座、私も受けたことはないで、実際にどういう形かというのはちょっと分からぬところでの質問になってしまったのですけれども、本当にやっぱり自分が、ある程度職員の方、健常者が中心になってという中での職務になるのですが、やっぱり今回の方もちょっと、②番のほうもありましたように、どういった方が庁舎のほうにお見えになるかというのは、これからますますいろんな多様性を持たれている方がやっぱり来られると思うのです。やっぱり何か問題があってから何か対応するということも一つですけれども、やはりこういったユニバーサルマナー検定というのは国の国家資格とか、そういったものではないのですが、やっぱり実際に代表の方とか、本当に全員にできれば3級の講座だけでも受けてもらえると

また従来受けている研修から見ればよりよいものになるのではないかということで、広く言えば町民の方もこういった研修に交ざっていただきながらということで自分の中では思っています。このユニバーサルマナー検定は、結構大手の企業とかも本当にしっかり取り入れて、一人一人の要望にお応えするということをやっぱり第一前提として行っていまして、本当に寄り添う、今本当にいろんなところで一人一人に寄り添うという言葉がすごく使われていますけれども、寄り添うというふうになった場合に実際に自分が相手の状況になったという経験をやっぱりすることってすごく大切なことだと思うのですよね。ある程度自分で思いやりを持って、こうすればいいだろう、ああすればいいだろうということはあるにしても、当事者になってみないと本当に分からぬ部分というのはあると思うのです。だから、やっぱりそういったことで、これからますます高齢化になってきますし、今まで表に出てこなかった方もいろんな方の援助を介してまた表に出てきているという部分も、今パラリンピック行われていますけれども、そういう方をやっぱりこの美里町でも本当に、困ることのない生活を送っていただきための取りかかりとして、職員の方がこういった自分が経験したことのない状況に自分の身を置いて、本当にそういった方の心に寄り添うというサービスを行ってもらうためには、このユニバーサルマナー検定本当に必要だなというふうに思いました、今回提案させていただきました。

今後また、いかがでしょうかね。まだまだ、私もユニバーサルマナー検定ちょっと受けていないので、実際にこういうところが変わったという紹介まではちょっとできないのですけれども、やっぱりこここのところというのはすごくこれからますます、障がい者もやっぱり表に出ていただいて、逆にうちの町だから本当に自分たちは遠慮なく、日常的に出て歩けるという、町が本当に自分たちを受け入れてくれているというような思いで、やっぱり町の中でも職員の方がしっかりとそういった対応を取れるように取り組んでいただきたいのですけれども、その点に関して伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ユニバーサルマナー検定でございますが、この検定につきましては一般社団法人が実施している民間の資格ということは承知しております。ただ、ユニバーサルマナーの考え方については非常にいい取組だと思っております。それがユニバーサルマナーの検定ということではなくて、先ほども答弁いたしましたが、この考え方には賛同します。人に寄り添う対応の仕方、そして多様性ということもございますので、今行っております接遇研修、さらには実践研修の中にそういった寄り添う心、そして多様性と、いろんな方への対応方法も取り入れながら研修をしてまいりたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） では、これからまたいろんな形で取り入れていくということなので、このことに関しては終わりたいとは思いますが、ちょっとその前に、窓口対応として問題はなかったというふうになっています。相手の方がやっぱり職員への罵倒や大声を出したためというふうにありますが、これはもう入ってくるなりという感じだったのでしょうか。ちょっとその辺が若干分からぬ部分で

はあるのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） その状況でございますが、そういった状況になる前に何度か来庁いただき、担当者の方に相談していたということは確認しております。その中で、その日、そういった日に話し合いの中でそういった大声だったり職員の罵倒があったため、警察の方へ通報したということです。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 分かりました。このこと以外に警察をやっぱり呼ばれたことは、過去には何人とかあったのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 正確な数字はちょっと今承知しておりませんが、この庁舎になってからは多分初めてだと思いますが、合併してから何度かあったとは記憶しております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 合併してから何度かあったというのは本当に、なかなか職員の方もやっぱり大変な中での仕事をされている部分もあるのかなと思います。毅然とした対応というのも本当にそれは必要なことですし、ほかの窓口に来られている町民の方を守るという意味からも、やっぱりそういった毅然とした対応というのは必要だと思いますし、その中にはやっぱり寄り添う心というのは本当に忘れないように対応していただきたいと思います。

2問目に移ります。経済的な理由などにより生理用品を用意できない児童生徒にはと、こうあります、これはどういった形で把握をしているのでしょうか、ちょっと伺いますけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えをしてまいります。

これにつきましては、学校のほうで就学支援なども含めて家庭の状況はつぶさに関係機関と連携して把握しているものと承知しております。その上で、子供たちの申出等によりまして、生理用品に不便を來しているような子供については保健室で与えているような状況も数件あるようでございますので、今のところ必要な生徒には行き届いているというふうに認識しております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） 今お話の中に与えているという言葉がありましたけれども、それというのは必要な生徒には与えているという。与えているという言葉がありました。これは、与えているという言葉がこの状態に対して本当に適切な表現なのか。従来でしたら、今までの歴史上の中では与えている、与えていただいているという、もらっている、親から買ってもらっている、本当にもらっているという形が適切な表現だったかもしれませんけれども、今時代の流れとともにやっぱり生理用品に対する考え方方が世界中変わってきているのですが、その辺の認識はありますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 認識についてございますけれども、世界的にというよりは日本中でも自治体によっては既にかなりの数で公共施設等に配置しているという実情があることは承知しております。県内においてはまだまだ、8月3日公表の内閣府男女共同参画、この調査結果などによりますとまだ8%程度ということで、それも防災備蓄品などを流用して公共施設に置くようなスタイルがまだ主流でありまして、県内においてはまだ広まっておりませんが、今後議員が引用されましたこの小学生の言葉のように、本当にトイレットペーパーと同じような認識で、どこにでもあるべきというふうな世論の熟成を待って、本町においても考えていかなければならぬのかなというふうには思っております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） そうですね。大体ここで提案をしますと、先進事例をということがほとんど返ってまいります。このことに関しては、先進事例を待って検討する問題なのかどうかというところがちょっとまた違う部分ではないかなと思うのです。ここである小学生の言葉を述べさせていただきましたけれども、そこにどこのトイレにもトイレットペーパーは常備されているのに、今現在トイレットペーパーはどこにでも本当に常備されています。もしこのトイレットペーパーがなかったらどうなのでしょうか。実際に考えていただいて。そのトイレットペーパーとこの生理用品というのはもうほとんど肩を並べるくらい日常必要なものだという認識が世界中に今広がっているのですけれども、そのところはいかがですか。トイレットペーパーがもしかしたら下さいというふうに保健室に行く生徒は今いらっしゃらないですよね。まだそこら辺の認識がちょっと分からぬとは思うのですけれども、一応今回この問題でいろんな調査をされているNGOの方の声をちょっと述べさせていただきますが、「生理をネガティブに捉える人が多いのは世界共通ですが、それを日本ではまだ公にしゃべることができない。生理を恥ずべきもの、隠すべきものとして語られないと、社会で問題として認識されなくなってしまう。生理の問題は自分一人の体の問題では決してなく、周りも含めた社会全体の問題だと認識し、決して恥ずかしいことではなく、当たり前のこととして社会で受容していく、話しやすくしていくことが重要だ」と、この方は指摘しています。また、もう一人の、これは主婦の方の声なのですけれども、40代の方です。「生理用品がない状況がそもそも問題だということに気づきませんでした。家庭や学校で生理について気軽に話せる雰囲気があったり、学校のトイレなどにナプキンが設置されていたら、私のようにネグレクトの家庭で困っている子供も生理用品がないことは問題で、助けを求めていいのだと気づけるのではないかと話しています」ということで、今まで本当に生理用品というのは女性だけの使用するもので、男性には関係ないものだからという感覚、認識で、世界中的の方がやっぱり女性がそういう思いで本当に教室でも公にするようなことはなく、友達同士でこそそといいますか、周りに知られないような状況での取扱いのものだったのですけれども、今そういった女性だから、女性だけしか使わないからとか、そういう感覚ずっと今まで世界中の女

性が来ました。でも、今回コロナ禍ということで、本当にそれが日常的に大変に手に入らない状況にあるという方がすごく多くなったということで、今回問題視されているわけなのです。そのことはご存じですよね。コロナ禍が原因だということはご存じだと思うのですけれども。ただ、それによって、やっぱりそこでちょっと一旦踏みとどまって、生理用品がないというのは女性だけの問題なのかというところにはたと女性は今気がついていて、それまでは女性だけの問題だから女性だけが考えて悩めばいいというようなスタンスずっと来たわけなのです。やっぱりいろいろ聞いてみると、それはもう家庭の問題だからとか、個人の問題だから、仕事しているのだからそんなの買えないというのはおかしいとか、そういう声はいただきました。でも、そうではないなというふうに、私もこの問題をちょっと調べる中で自分の認識もやっぱり変わってきました。女性だから我慢する問題ではないのだということに気がついて。今回、小学生の女の子が本当にトイレットペーパーはどこにでもあるのに、どうして生理用品はどこにでもないのという感覚を持てないでずっと今まで来たわけなのですよね。今は女性の方でも本当にまだまだそういった感覚を持てないでいる方がやっぱり大勢いると思うのですけれども、そこをやっぱり、必要ですよね、皆さん。これは、なくては本当に人類が滅んでしまう一番大切な部分だと思うのです。それをあえて女性だけの問題にしてきたという社会問題といいますか、そういうところに今ちょっと目を向けつつあるというのが、このN G Oの方が言っていらっしゃるところだと思うのですけれども、その辺をもう一度認識を改めていただいてトイレに、本来ならば小中学校のトイレにではなく、本当に日常的にトイレットペーパーと同じく、トイレットペーパーが置いてあるトイレには生理用品も置いてあるという、同等の扱いにしていかなくてはいけないというふうに取り組んでいる自治体がすごく全国にも増えてきて、美里町のすぐ近くでもそういった取組を今年の春、ある議員さんの提案で、もう町長がすぐ入れますということをおっしゃっていたことがあります。この女子児童の住んでいらっしゃる町長もトイレットペーパーは常備備品として設置していますが、生理用品についても同様に常備備品として設置していくことで実施してまいります。当たり前のものとして予算に組み込むことを決めました。今後はふるさと納税でいう、まず最初はふるさと納税から予算を取ってというところから始まるのですけれども、その認識をやっぱり改めていただかなければいけないなというふうに。私も本当に数か月前まではそういう認識は持っていないかったのですけれども、この問題をずっと調べていく中で、やっぱり女性が生理用品はあって当たり前な、自分の努力で日常的に補うものではなく、これはあって当たり前のものなのだというふうに私も認識が変わりましたので、その辺をやっぱりもう一段深くちょっと認識を改めていただきたいのですけれども、その辺に関して一言お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

生理に関する考え方であったり認識というのは、今議員述べられたとおり、私も考え方については同じでございます。ただ、学校現場におきましてトイレに常備するということにつきましては、町内

の小中学校の校長にも確認はしておりますけれども、現状のままにしていただければ学校でつぶさに状況を把握して必要な子供に届くようにしているので、問題ありませんというふうなお答えもありましたし、議員もご存じかもしませんが、一部先行しているところでは、残念ながら常時配備しているトイレの生理用品がいたずらされたり、心ない女子生徒に大量に持ち去られたりするというふうな、そういう管理上の問題も起こっているやに聞いております。当町の学校においてはそういう危惧は少ないのかなとも思いますけれども、やっぱり私どもとしましては真に必要としている子供たちに正しく届くように保健室等で対応していくというのが、学校の現状をお聞きしますと現段階では最もふさわしい在り方なのかなというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） そうですね。本当に必要な方、困っている方にということで、やっぱり声では出せないので、いろんなカードなりを作って、それを提示すればいただけるというような、そういう取組もしているところがあります。ただ、本当に必要な子供たちには行き渡っているというのはどういった形で調べているのですか。先ほど学校の就学支援のほうで把握しているとは言いましたけれども、一人一人の子供さんの状況が把握できるような何かを、アンケートなりなんなりを使って調べられているのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

学校によってその掌握の状況、手法等は様々であると思いますけれども、私基本的には今までの学校現場での経験を振り返りますと、やっぱり養護教諭が子供たちとの本当に人間関係を基に遠慮なく下さい、困りましたとかってやっぱり言える環境をつくっている例がほとんどでございますし、それは多くの女子教員も含めて、男性の担任に言いにくいなんていうのは当然ございますので、必要に応じて、女子職員が声をかけたりとか、それからあとは授業においても例えば中学校であれば女子の保健体育の授業等でそういうふうな指導したりとか、小学校においても小学校4、5年生、5年生の宿泊訓練前後に生理の始まる子もいますから、そういうふうな女子生徒、児童に対する全体指導の中でそのようなことも多分指導はされているというふうに思っております。それから、様々な教育相談であったり、悩み調査であったり、そういうものを活用しながら、学校現場においてはつぶさに状況を把握しているものというふうに認識しております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） いろんな形で、本当に先生方もそうですけれども、子供を守るためにということでいろんな取組をされているのだなということを今伺って、なおまた認識を深めました。ただ、やっぱりNHKの調査の中でこの生理用品を手にできない、買うことができなかつたとか、ためらつた理由とかというのがちょっとありますて、15歳から二十四、五歳くらいまでの2,000人の中での調査なのですけれども、その中で自分で買うのが恥ずかしいと思って購入できなかつたというのが18%、

親や保護者に頼むのが恥ずかしいという子供さんが7%、これで25%。自分で買うのも恥ずかしいし、親に言うのも恥ずかしい、それが4人に1人。4人に1人と思うのですよね。親の収入が少ない、あとは親、保護者が買ってくれないということが11%。結局それで合わせると36%がやっぱり表現ができない、自分が困っているということを周りの方に言うことができないという数字も出ています。そういうところで、また各家庭、家庭でやっぱり困っている状況をある程度把握されているという場合は、またそれは別の学校以外のところでの、本当に助けを求めているけれども、声を出せないのだなというところでの取組になっていくのかなとは思いますけれども、やはりまず本当に個室に生理用品が置かれるというのは初めての取組ですから、最初の頃美里町としてもトイレットペーパーがなくなったりとかということは當時あちこちで耳にすることはありました。ただ、それがある程度安定してきた場合には、常備されているというところも女子だけに説明とかという、やっぱり性教育の問題もそうなのですけれども、福島県はすごく遅れているというような話も、日本の中では、日本は世界でも遅れているけれども、福島はもっと遅れているというような話もちょっと聞いたこともあります。それはどのくらいの真実性があるかというのはちょっと今分かりませんけれども、そういう中でやっぱり女性だからとか男性、男子児童だからそんな話はしなくていいとかという問題でもなく、やっぱりそこら辺ももうちょっとフラットに、小さい頃からの教育というのはすごく事大切なことで、小さい頃からそういう教育を受けていると特別何も、特視するようなことでも問題にすることでもないという意識がすごく高くなるということもちょっと伺ってはいますので、その辺もう少し、最初はやっぱりいろんな状況があることがあるとは思いますけれども、どうしても保健室に置くというところが今の段階では譲れないという回答でしたら、子供さんがもう少し言わなくても、先ほどカードとかなんかがあって、引換えカードではないですけれども、そのカードを見せると困っているから欲しいという代弁というか、言葉の代わりにそのカードを使っているというところもありますので、何らかのもう少し子供に寄り添った、養護教諭の方との信頼関係というのは本当に一番確かな関係性だと思いますけれども、それでもやっぱり15歳以上の子でも本当に親に言うのも恥ずかしいという子供がいることもまず間違いないことなので、もう一歩検討を深めていただいて、前向きに対応をお願いしたいと思いますので、その辺一言でよろしいですので、前向きな検討ができるでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今のお話でございますけれども、前向きに取り組むべきことというふうには思っております。子供たちがやっぱり必要としたときにストレスなく自分の手に入るという環境が必要だと思いますので、今議員ご提案の方法なども含めて、学校の実情に応じて児童生徒の実態を踏まえながら対応するように学校にも伝えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 小島裕子さん。

○3番（小島裕子君） あと一言だけ、最後になのですけれども、やっぱりこの話を町民のいろんな年代層の方にお話ししました。そしたら、年代層にかかわらず、もう絶対トイレに置いてほしい、自

分のかばんに入れて、かばんからトイレに持っていくのが本当に苦労だったのだって、大変だったのだって、そういう声を本当にいただきました。そういったこと、欲しいときに手に入るというものではないと思うのですが、まだそこまでの段階まで至っていないようなので、きょうはこれで終わりますが、その辺をもう少し女性の方の意見をいろんなところから吸い上げていただいて、トイレットペーパーと同じような取扱いにしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これで質問を終わります。

○議長（谷澤久孝君） ここで小島裕子さんの質問は終わりました。

ここで2時まで休憩いたします。

休 憩 (午後 1時47分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

通告第11号、14番、横山知世志君。

[14番（横山知世志君）登壇]

○14番（横山知世志君） 通告に沿って伺ってまいります。

まず、町政運営についてお伺いいたします。町長就任より4か月ほど経過をされました。町の状況もそろそろ把握された頃と推察いたします。そこで、今後の町政運営について伺ってまいります。まずは我が町が置かれている現在の状況をどのように捉えているのか、概略で結構ですので、伺います。よろしくお願いします。

特に人口減少問題について、今一番大きな課題でありますので、どのような考え方を持っておられるのか伺います。世帯数も当然減っておりますので、自然減というような要因は大きくあるのだろうと思いますが、何といっても雇用先が少ないのが若い世代の流出につながっているのかなと。大変大きな要因だと考えます。この問題をどのように考えるのか、見解を伺います。

次に、子供教育の充実も重要であります。若い世帯の移住、定住の促進にもつながってまいりますので、これらの問題について今まで教育委員会としては優先して取り組んでこられたというふうに認識しますが、近隣自治体と比べ特色ある施策が必要ではないのかと考えます。見解をお伺いいたします。

次に、ごみ排出について伺います。昨年10月より取り組んでおられた選別収集、大変評価をしております。しかし、それによって排出されない、搬送されないごみが多く出ているということも事実であります。選別されていないごみが残されて、それらを地区役員の方々が毎回毎回整理しているという地区も少なくありません。それを解消するためにも、何らかの方策を取る必要があるだろうと思います。住民に選別の重要性を周知することもそれぞれ取り組んでおられると思いますが、出前講座等々の広報以外での住民説明会の実施状況や、それらについての効果について果たしてどうだったのか

伺います。

多くの地区集落でも独自に監視カメラ取付けを考えているという声も多く聞いております。この際カメラ設置に助成金をというふうに思ったのですが、広く徹底する方策は助成金を支出して広く徹底する方策がどうなのかなというふうに考えます。その分、町の負担が減れば効果はあるのだろうと思いますが、これらについての見解を伺います。

次に、荒廃農地についてあります。これも昨年、この9月会議で質問させていただきました。毎年8月から9月にかけて荒廃農地の調査を実施するというふうに広報等で流れております。実施されますが、まだまだ解決されておらないと。そこで、該当する農地の所有者にどのような指導をしているのか伺います。このような状態が例えば民家の近くであるとするならば、小動物による人的被害も想定されます。そういう事故を未然に防ぐためにも毅然とした指導が必要かと思いますが、見解を伺います。民地だからといって、やっぱりそれらを放置させることは行政として許されない。適切な対処を求めるところであります。

最後に、防災について。毎年台風はじめ、集中豪雨等による甚大な被害が増えています。気象の変動も大きな要因だと思いますが、いつどこで起きてもおかしくないと気象庁も発信をしております。町でも防災訓練等々も毎年実施をして備えておりますが、大変重要な問題であります。生活様式の変化やインフラ状況も年々変わり、災害も様々な形で襲ってきます。関係する職員や防災組織も専門的な知識や技術が要求されます。研修会への参加も重要であります。関係者の防災に関する資質向上に向けての今後の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 14番、横山議員の一般質問にお答えいたします。

なお、町政運営の2点目、特色ある施策につきましては教育長から、荒廃農地につきましては農業委員会会長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、町政運営についてですが、我が町の置かれている状況につきましては、町長就任から現在に至るまで各区長との懇談を進めております。その中で、ほとんどの区長がお話しになるのは、地区内の高齢化が進み、役員の成り手がないこと、共同作業の実施が難しく、今後どのように地区を維持していくか悩んでいるといったことが挙げられます。その原因としては様々な理由が考えられますが、就労の場が少ないことが大きく影響していると思われます。就労の場の提供という観点では、総務省が推奨している特定地域づくり事業協同組合設立もその一つと考えております。我が町にとって、こういった制度を積極的に活用しながら、地域内外の若者層を呼び込み、地域事業者の事業の維持、拡大や若者定住、労働力不足を補うことにつなげていくことが必要であると認識しております。

さて、1点目の人ロ減少問題についての考えにつきましては、人口減少対策はトータルな取組であり、総合的に推進しなければ結果につながらない問題であります。町民が本町での暮らしに満足し、住み続けられるまちを実現するため、人口減少に伴う諸問題に正面から向き合い、全町が連携し取り組む必要があると考えております。結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、地域の特性を生かしたもうかる地域づくりにより、地域経済を強くすることが重要であります。特に本町の人口減少の大きな要因である若い世代の町外への転出を抑制するためには、若者に魅力のある雇用の確保が重要であります。そのためには、若者が働きたいと思えるような魅力ある企業の誘致をはじめ、金融機関等と連携した創業支援や町内事業者に対する販路拡大などにより、稼ぐ力の向上につながる支援が必要です。学校や事業所等とも連携し、会津管内の企業情報の発信や地元企業のPRなどにより、地元企業への就職の支援も必要と考えております。また、現下のコロナ禍の影響を踏まえますと、サテライトオフィスなどのテレワーク勤務の推進による本町への人の流れをつくり、人が集うまちづくりは関係人口の創出、移住、定住につながる有効な取組ではないかと考えております。

次のごみ排出についてであります、1点目の広報以外での住民説明会の実施状況や効果につきましては、住民説明会は出前講座で対応しております。今年度は5件の申込みがあり、うち2件が新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止のため中止されたことにより、3件の実施となっております。町としましては、地区会議などに出前講座を押しつけるのではなく、町民の方が求める周知方法に応じた対応をしているところであります。具体的には、現状に即するチラシなどを作成し、全戸配布や回覧、ごみステーションへの掲載などで周知活動を行っております。効果については、令和2年10月から実施している選別収集の成果は、生活系の燃やせるごみと燃やせないごみの合計では、令和元年10月から令和2年3月の収集量2,357トンから、令和2年10月から令和3年3月の収集量2,044トンと、増減率マイナス13.3%であり、リサイクル率では同期間比較で11%から15%と、4ポイント上昇しております。リサイクル率が向上してきたことは、このような周知方法を通じて適正なごみ出しに対する意識の醸成が進んできていると認識しているところであります。

2点目の広く徹底する方策につきましては、自治区長から管理についての切実な問題点などをお伺いし、本年度より不適正排出が繰り返し発生しないために、地区の創意工夫による維持管理活動を支援するごみステーション維持管理活動補助金事業を新たに創設したところです。廃棄物減量対策は、町民、事業所、町がそれぞれ役割を分担し、協働して取り組んでいくことが重要であると考えております。引き続き、町民の方からのご意見などを聞きするとともに、継続した情報発信を積極的に行ってまいります。

次の防災についてでありますが、毎年のように全国で大きな災害が発生している中で、防災関係職員の専門的な知識や技術は大変重要だと認識しております。これまで町防災訓練、避難所開設訓練の実施のほか、災害対策指揮・調整訓練、物資管理訓練、ドローン操作訓練などの研修に参加してお

ります。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、職員が外部に出向いて訓練や研修に参加する機会は減っておりますが、今後も国や県などが主催する研修や訓練に積極的に参加し、防災に関する資質向上に努めてまいります。さらに、町民の皆さんにも町広報紙や防災出前講座などにより啓発を行い、地域防災力の向上を図ってまいります。

からは以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 14番、横山議員の一般質問にお答えいたします。

町政運営についてでありますと、2点目の特色ある施策についてにつきましては、第3次総合計画の施策であります「子ども教育の充実」において様々な取組を実施してまいりましたが、後期基本計画5年間の中より一層施策を強力に推進するため、地域とともにある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトの策定を進めております。この中では、幼児期から一貫した学びの基礎力を育成し、学力の向上を目指すため、既に整備している美里っこ育成のための園小中連携プログラムを改善して、幼児期から取り組ませるとともに、小学校高学年において可能な教科から教科担任制を導入できるよう中学校との連携を一層強めるなど、必要な措置を講じてまいります。また、地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民や保護者の代表などで構成する学校運営協議会を設置し、学校運営に責任を持って携わっていただくとともに、地域学校協働活動本部を立ち上げ、地域の物的、人的資源をこれまで以上に学校教育に活用し、地域との結びつきを強めながら、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。他の自治体と比べて特色ある教育施策を打ち出すことは容易ではありませんが、これらを柱とした施策をパッケージ化し、より魅力のある子育てプロジェクトとして取りまとめながら、次年度以降計画的に実施してまいりたいと考えています。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、農業委員会会长、松本吉弥君。

〔農業委員会会长（松本吉弥君）登壇〕

○農業委員会会长（松本吉弥君） 14番、横山知世志議員の質問にお答えいたします。

荒廃農地についてでございますが、荒廃農地という表現につきましては、農地法では遊休農地と指定されておりますので、したがいまして遊休農地として答弁をいたします。

1点目の遊休農地に該当する農地所有者への指導につきましては、農地パトロールを例年8月から9月に実施し、そこで把握した農地について農地法の運用に基づいて農地の所有者への意向調査を実施しております。この意向調査によりまして、農地が荒廃している現状を認識していただくとともに、近隣に影響が及ぼないように適正管理を求めて指導をしております。さらに、今後の農地管理の意向を伺い、復旧が容易な遊休度合いの低い農地については、担い手農家との賃貸借契約を推進し、遊休度合いの高い農地につきましては、町単独の荒廃農地解消事業を活用するなどして農地再生を促しているところでございます。

それから、2点目の毅然とした指導でございます。近年は有害鳥獣による農作物を含めた環境被害が全国的に多発し、問題となっております。さらには、農地の遊休化により動物のすみかとなるなど、生産力が低下し、農家収入が減少することに至りますので、このような事態とならないよう今後も現状の把握と適正な指導を行い、遊休農地の解消及び未然防止に努めてまいりたいと考えております。

からは以上でございます。

○議長（谷澤久孝君）　横山知世志君。

○14番（横山知世志君）　それぞれご回答ありがとうございました。もう少し何点かお聞きしてまいりたいと思うのですが、人口減少問題についてでございますが、若い世代が住みやすい町であるためにやっぱり就労の場が必要だと思うのです。今、工業団地がおおむね完売になりつつあるのですが、今までですと倉庫とか集荷場とか、あるいはちょっとした事務所ですか、雇用としてはあまり生まれてこなかつたなというふうな感じを持っております。買っていただいた部分については大変感謝をしているところなのですが、雇用面においてはちょっと物足りなかつたのかなというふうな感じを持っています。今後は雇用を生むような企業なりを町長がトップセールスとしてやっぱり働いていただけなければならないと私は思っているのです。例えばいろんな、今通販会社とか宅配とかのコールセンターとか、ああいったやつだとかなりの雇用も生まれるのだろうと思うので、そういうところも物色しながら、トップセールスとしての町長の意気込みをまずお聞かせ願いたいなと思うのですが。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、町長。

○町長（杉山純一君）　お答えいたしたいと思います。

トップセールスという言葉がございました。町長に就任させていただいてから現在に至るまでまだトップセールス的な活動はできておりませんけれども、これから様々な機会を捉えたときにアンテナを高くして本市の情報発信をしたり、企業の誘致も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君）　横山知世志君。

○14番（横山知世志君）　ぜひその役目を担っていただきたいと思います。

次に、子供教育についてであります。幼小中教育の連携ということで、これ以前にも町には幼少中の教育研究会というものが存在していたのですが、今果たしてどうなっているのかちょっと私も見てこなかつたのですが、そういった部分でそれぞれ連携して町全体として教育力をアップしていくという部分は大変重要だろうと思うのです。本来であれば、町に高校も存在するものですから、高校も含めた連携が私はいいのかなというふうには思っておったのですが、県立の部分に入りますので、そこはあえて申し上げません。地域とともにある学校づくりと幼小中教育の連携、次代育成プロジェクト、それから学校運営協議会という様々な新しい言葉が出てきたようですが、もう少し具体的にお願いをしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君）　ただいまの横山議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、冒頭ございました幼小中連携の強化というところでございますが、ご存じのとおり、幼小の連携につきましては現在、幼児教育の無償化以来、国においても大変注目しているところでございます。というのは、無償化に移行されましたことによりまして、やはり幼児教育の質を向上させるべきであろうということと、加えまして小学校との接続の問題を緩やかに、問題なく小学校教育に移行できるようなやはりプランを立てていくべきだろうということで、現在、文科大臣から中央教育審議会の小中部会の中に幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会というものを設置しまして、協議を重ねているように伺っております。この結果等も待ちまして、当町といたしましてもこども園においては公立、私立が混在している状況でございますが、いずれのこども園においても小学校への確かな橋渡しができるように、幼児教育で目指すゴールなどを定めながら、小学校教育に円滑に結びつけるような方策を取るよう努力してまいりたいと考えております。

それから、小中連携の部分でございますけれども、これまで小学校と中学校で授業をお互いに参観し合ったり、それから中学校の教員が小学校の部活動の指導にスポット的に出かけたりして指導するなど、様々な連携を行ってきてているように聞いております。ただ、この小中の連携をさらに一層強化していくためには、私は例えば小中一貫教育校であったり、義務教育学校といった新たな学校制度などを導入することも視野に入れながら、その効果の高い在り方を狙っていくべきかなというふうに考えております。特に次年度から国においては文部科学省が目指している小学校高学年における教科担任制を来年度から導入したいということで、先日概算要求を行っておりますけれども、その効果的な運用などを考えますと、中学校の教員が自由に小学校に行って5、6年生あたりの教科指導ができるような環境をつくるためにも、私はやっぱり小中一貫教育校であったり、義務教育学校というふうな制度に移行していくことは大変効果があって、望ましいものかなというふうに考えておるところであります。現に当町といたしましても、例えば本郷地域であれば本郷小学校と本郷中学校の校舎などは隣接しておりますから、義務教育学校とか小中一貫教育校に移行することは容易であるというふうに考えますし、場合によっては校舎を連結していくようなことだって不可能ではないかなというふうにも考えております。それから、新鶴小、中学校においても校地が隣接しておりますから、小中一貫教育校などとして効果的に小学校高学年の教科担任制をやっていくことは可能と考えております。また、高田地域のように小学校と中学校の所在地が離れている場合においても、双方の教員に兼務といいますか、お互いの学校の教員を兼ねるような兼務辞令を出して、相互に教員を乗り入れながら、中学校の教員が小学校に行って授業の一部を専門的に教えるというようなことも視野に入れながら連携を強化していくことは可能であるというふうに考えております。今後ますます小中学校の連携強化というのも大事になってくると思っておりますので、その学校とか地域の実情に配慮しながら最適な方法を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君）　横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 大変構想はすばらしい構想であるのかなと思うのですが、後期の基本計画の5年の中でどのあたりを目途としておられるのか、計画としては。その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） まだ計画については策定中でございますので、確実なロードマップはまだまだでございますが、私としては例えば小中学校の一貫教育校であるとか、義務教育学校への移管なんてことを考えますと、この期間中には移管できるように構想していかなければならないというふうに考えておりますし、加えて幼児教育などについてもやはり期間中にはちゃんと路線を示し、できる限り完了できるように進めていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） ありがとうございます。

もう一つだけ。ちょっと興味ができたのですが、学校運営協議会、地域住民や保護者の代表などで構成し、学校運営に責任を持って携わっていただくと。具体的にもう少し教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

この学校運営協議会制度につきましては、構成員としましては地域住民の代表の方、保護者の方、場合によっては行政担当者、それから学識経験者等々、こういう方たちによって構成されまして、校長が毎年翌年度の学校経営の方針を示すわけでありますけれども、それは今まで学校だけのコンセンサスで出来上がってまいりまして、教育委員会は承認というよりは届出を受けるという、必要に応じて指導はいたしますが、そういう状況の計画であったわけでありますけれども、この制度を導入しますと、校長が立てる教育の基本方針について学校運営協議会の承認が必要になってまいります。これは修正も含めてです。したがって、地域住民の皆様の声が学校経営の方針に反映されていくことになると思います。これが非常に大きな仕組みの変更だというふうに考えております。これによりまして、数年で替わっていく教職員だけが学校の教育方針を決めていくのではなく、住民の方々が地域の子供たちの子育ての願いをかなえるために積極的に参加していくシステムもできるというふうに考えております。こういう仕組みを整えた、学校コミュニティースクールというふうに申しておりますけれども、本町では来年度からこのコミュニティづくりに移行できるよう、現在、会議等を開きながら検討を進めているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） ありがとうございます。地域が子供を育てるという言葉もあるとおり、やっぱり地域力が大事だと思うので、ぜひ実現されて、いい方向で向かわれるようご期待をしたいと思います。

それでは、次に伺いますが、ごみの問題についてですが、出前講座3件ほどやられたようでありま

すが、ここで出てきた課題とか問題とかについて、まずどんなようなことが出されたのか聞かせていただけますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいま質問でございます。出前講座での内容でございますけれども、まず内容ですが、ごみの分け方、出し方、そしてごみの減量化の取組ということで、そのテーマで一応出前講座をさせていただいております。その中におきまして、各自治区におきましては選別収集が始まった段階でどうしてもその選別自体を守らないで違法に出して排出していくという問題で残されるごみがあるということの問題が出されております。そういう形でそれをどういうふうに処分したらいいのかというような相談的なことが課題として出てきております。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 住民説明会では、どのようなお話をされてきていらっしゃいますか。内容的に。項目だけでも結構です。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 先ほども申し上げましたが、目的的にはごみの分け方、それから出し方、そしてそのごみの減量化の取組ということで、項目をつけて説明をしております。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） ごみの取組という部分で、なぜこういう分別、選別をするのかと、してほしいのか、その辺の説明はされてきていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 説明の中では、ごみの分け方、出し方、そしてごみの減量化の取組という中で、最終的にはその目的というのはごみの減量化に向けてやっていく、そのためには分別において減量化を図っていく必要があると、分別をしないと減量化に向けて進まないということを説明してきたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） ごみの減量化はなぜしなくてはならないのか、その辺は住民の方々はお分かりなのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 同じような話になりますけれども、町としましては選別収集することによってごみの減量化を図るということをなぜ必要なのかということで、出前講座も含めてそうですが、広報なり、それからホームページなりで、こういったことですることで町の負担が減っていくということを数字でもって示してお知らせをしているということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） そこが大事だと思うのです、私。私も、これもう分別が始まっている長い

のですが、やっぱり周りの方々は何でこんな面倒くさいことをやらなくてはならないのだと。それはごみの減量化ではなくて、負担を少なくするのが目的なのだということを私、あなたたちの町の負担が少なくなるのだよと私はよく言い続けてきましたが、その分道路少しあるかも知れないぞとか、そこら辺を言つていかないと、ごみの減量化、減量化であろうと、こういうふうにして取り組んでください、こうやって分別してくださいだけだとやっぱりなかなか進んでいかないのだろうというふうに思うので、今後も例えば町の広報紙等でもやっぱりその辺を強調しながら選別収集の推進をしていくことが必要なのではないのかなというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 議員さんおっしゃるとおりだと思います。町としましても、毎回というよりは常日頃ホームページ、そして広報等を通じまして今現在の選別収集の結果、数字だとかといふものをお示ししながら、町が負担する部分の大変さというものを当然町民の方皆様にお知らせをしていかなければいけないと。最終的にごみを増やすことによって自分たちの負担になってくるということを数字でもって示していきたいと。そちらについては、今後も選別収集を進めていく上では何回も周知徹底を図って啓蒙活動をしていきたいと、注力していきたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） ゼひお願いをしたい。やっぱりそこが徹底されると、皆さん協力も増えてくるのだろうと思うので、例えば地区でも毎回毎回同じような、いわゆる不法に出されるごみがあると思うのですが、恐らくそんなにいっぱいというか、何人も出ないと思うのです。本当に限られた方だけになっていると思うので、その辺のことも加味しながら地区の方々にもやっぱり徹底をして、監視カメラのその補助事業ありましたよね、ステーション維持管理活動補助金ですか、こういったやつをやっぱり有効利用していただきたいと、地区の役員の負担がないようにゼヒ取り組んでいただきたいと思います。ごみについては、町も大変努力をされて成果も出ておりますので、ゼヒ地区に対する啓蒙活動に力を入れていただければいいのかなというふうに思います。

次に、遊休農地について若干お伺いいたします。実は毎年この時期になると私のところに何件か苦情来るのです。というのは、ちょっとお家が離れている方で、集落からね、裏に使われていない農地があって、カヤがぼうぼうになったり草がぼうぼうで、毎年イノシシがそこを通って歩くそうなのです。高齢の方なですから、住んでおられる方が1人で、怖くて出られないのだと。同じような方が二、三人いるのですが、毎年苦情をいただくのです。それはなぜかというと、広報紙で8月から9月に指導会をやりますよと、現地調査やりますよというのを見つけて私どもに電話よこすのですよね。その指導の、どのように指導しているのって私も聞かれるのですが、やっぱりそれこそ通達だけで終わってしまっているのか、あるいは追跡調査をしながら、何としても改善してもらっているのか、そこら辺のことをもう少し詳しくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金子吉弘君）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、指導の方法の前に、荒廃した部分の農地の把握につきましては例年8月から9月にかけております農地パトロールで基本的には把握するように努めております。ただ、その中でやはりちょっと見つけられなかつたりする部分が多少は出てまいります。そうしたものに関しては、近くの農家の方ですとか、あとは見かけた方とかから農業委員会のほうに通報をいただくような形でちょっと把握するような部分もございますが、こうした際につきましては速やかにその土地の所有者というのを調べまして、まずは文書により指導のほうをさせていただきます。ご自身の所有の土地がこういうひどい状況になっていますよというふうなことを通知した上で、その改善を促させていただきます。その計画というのは、私ども農業委員会のほうで逐次ちょっとその経過は把握をさせていただいて、何回も現地のほうに出向いて、その状況が改善されない場合に関しては再度その次の指導、さらにはまた文書勧告になるのですけれども、そういったことで次の指導ということで進めているところでございます。

○議長（谷澤久孝君）　横山知世志君。

○14番（横山知世志君）　ここまでやっているということであれば、行政側としては、委員会としてはオーケーなのかなと思うのですが、やっぱりそれでも改善されない場合もあると思うのです。例えばやむにやまれない事情、高齢だとか独り暮らしだとか、体が不自由だとかということでできない方々もいると思うので、そういった方々に対しての対処というか、指導はどのようにされているの。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金子吉弘君）　再度のご質問でございますが、まずその改善がなされない場合、これはいろんな事情があるというふうに思っております。ご高齢でご自身が管理できない場合というのが結構、結構といいますか、ほとんどでございます。こうした場合につきましては、例えばそういういった通常の田畠の草刈り等々を代行していただけるよう、こういった事業所といいますか、業者様をご紹介申し上げたり、こういったことで定期的に何回か除草していただくというふうな、そういう手法もございますし、また町単独で実施しております荒廃農地の解消事業というふうなところで、なかなかご自身での解消が難しいというふうな場合に関しては、補助事業を使って担い手農家さんのほうに解消をしていただきます。ただ、当然それは補助事業でございますので、解消していただく方には補助金が支払われるというふうなことになりますて、いわゆる所有者の方も10年間無償で貸さなくてはいけないというふうな条件がつく、こういった事業を活用しながらそういう荒廃化を解消していくというふうな手法で指導といいますか、解消のほうに努めているところでございます。

○議長（谷澤久孝君）　横山知世志君。

○14番（横山知世志君）　解消事業なのですが、いわゆる条件的に復旧可能な遊休度合いについて低い場合なんかは割といるのだろうと思うのですが、もう何年も放っておいて、条件が悪くて、もう湿地帯みたいなような場合なんかは恐らく引受け手いないでしょう。そういう場合なんかはどのような

扱いになるのか、ちょっとそこら辺もお教えください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金子吉弘君） 条件がすごく悪いところというのは確かにございます。ただ、いわゆるそこの荒廃状況を解消しなければその住んでいる方に迷惑がかかるというふうなところであれば、やはりまず解消の道を探るというのが我々のスタンスでございます。なかなか容易でない解消に関しては、ある程度段階的に、その補助金の額なんかも区分けしてございますので、応分といいますか、解消作業の実際のその難易度によってそういう補助金を変えていくような仕組みのものでもございますので、まずは解消のほうを行っていかなければ、当然鳥獣により人的被害が起り得るなんていうのはあってはいけないというふうに思っておりますので、そういうことがなくなるように、農業委員会としての使命でもありますし、責務でもございますので、しっかりとその辺につきましては全うしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 大変心強い答弁で、安心しました。そういう事故のないようにぜひともお願いをしたいと。農業委員会そのものが今2つというかね、分かれてしまって、以前のように農業委員会そのものの存在というかね、権限というのも多分以前とは違うだろうというふうに感じております。しかしながら、やっぱり農地に関してはそういう部分を管理していくのが農業委員会でありますので、そこは毅然とした委員会であってほしいし、指導もお願いをしたいというふうに思います。

次に、最後になります。防災について伺います。答弁だといろいろな訓練もやられているようありますが、果たしてどの程度が参加しているかもちょっと分からぬのですが、私以前から申し上げてきたのは、今の、20年、30年前と違って、家屋形態も変わってきて、昔ほど大きな火災はないのだろうというふうに思っています。現在は燃えにくい建材なり資材なり使っているので、火災ではなくて、私は消防団の仕事は今後は大規模な災害に備えたその対策、対策というか、訓練なり心構えが必要なのだろうというふうに思っているのです。例えば大規模災害の避難所の開設なり運営なり、あるいはその避難所まで行けない交通弱者の方々の搬送等々、これらも地域ぐるみで防災組織があれば、地域防災があればよろしいのですが、ない地域などは民生委員とか消防団とか、地区の役員さんとか、そういう方々がやっぱり手助けするしかないと思うので、その辺の連携を強化していくことが大事なのではないかと思うのですが、その大規模災害に対する町側の意識、地域に対する考え方をちょっと教えていただきたいです。地域がすべき対策というのですか、それらをどのように考えているかちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、地域でございますが、まず大規模な災害があった場合については、やはり我々職員が当然対応してまいります。職員も。しかし、大規模な災害となった場合、我

々職員の力だけでは当然できないと思っております。それには各関係機関、例えば自衛隊、さらには消防、警察、そういった方の連携も必要でございます。今議員おっしゃったように、一番やはり地域の力、地域の防災力が必要かと思います。地域の中での自助、共助、公助と申しますか、地域の中での助け合いというのがやはり一番大事になってくるのかなと思っております。昨年度来、地域防災の組織のなかなか設立できないという状況ではございます。課題はいろいろありますが、やはり地域のそういった役員の成り手がいないとか、そういった課題があるということは承知しております。しかし、やはりそういった組織ができなくとも、地域の中でそういった考えがあれば、我々職員としても出前講座なりを、行って、そういった防災の大切さを講座なり研修を地域の中でていきたいと考えております。

○議長（谷澤久孝君）　横山知世志君。

○14番（横山知世志君）　今こんなコロナ禍の中에서도、なかなかそういった人を集めてというような事業は難しいのだろうと思いますが、コロナがある程度収まって、アフターコロナというのですか、そのときにもう少し地域の方々と話合いをしながら、共助の部分でやっぱり力が必要なのだという部分を出前しながら説明していく必要があるのだろうと思うのです。のために職員の皆さん方にも知識を持ってもらわなくてはならないわけで、やっぱり県なり、防災士会とかいろいろ、様々なところでしおりゅう研修会も開催しておりますので、職員あるいは組織の代表者とか、今後そういうところに携わっていただきたいような方々をぜひ派遣して、研修会に参加をさせていく必要があるのだろうと思うのです。それらをもって災害に立ち向かうというような思いでやってほしいなと思うので、最後にその部分だけ。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君）　ただいまの件でございますが、確かにこれまでの研修は主に我々職員を中心に行って、研修に行ったりしておりました。当然消防団も含めてございますが。やはり今提案あったように、そういった防災組織の代表とか、そういった地域の方にもそういった研修が参加できるように活動といいますか、周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君）　これで横山知世志君の質問は終わりました。

ここで3時10分まで休憩します。

休 憩　　(午後 2時5分)

再 開　　(午後 3時10分)

○議長（谷澤久孝君）　再開します。

通告第12号、4番、渋井清隆君。

〔4番（渋井清隆君）登壇〕

○4番（渋井清隆君）　それでは、通告に従い質問させていただきます。

1問目、庁舎及び複合文化施設屋根部材の落下について。庁舎及び複合文化施設の屋根部材（ジョイントキャップ）が令和3年3月12日、19日に落下しているのが見つかったことは既にご存じのことと思います。そこで、次の事項について伺う。

- ①、庁舎及び複合文化施設自体の工事価格と屋根の工事価格。
- ②、建物の主要構造部とはどのような部位をいうのか。
- ③、ジョイントキャップ落下箇所。
- ④、ジョイントキャップの落下個数。
- ⑤、落下したジョイントキャップの構造等。
- ⑥、ジョイントキャップの落下原因等。
- ⑦、落下したジョイントキャップの保管場所等。

2問目、同じく庁舎及び複合文化施設南側の土地利用計画について。庁舎及び複合文化施設南側非農用地の土地（字新布才地1番地の土地4万8,854平方メートル）は、公有財産整備基金及び土地開発基金から公共施設用地として取得（登記嘱託書によると、登記の目的は所有権移転、原因是平成20年年1月15日売買）されている。そのうち約2万8,334平米については、庁舎及び複合文化施設用地として利活用されている。しかし、残りの用地について平成30年6月に庁舎及び複合文化施設工事請負変更契約書（議案第49号）の締結により、用地の整地（約2万520平方メートル）は完了しているものの、いまだに利活用されていない。そこで伺う。

残りの公共施設用地（約2万520平方メートル）について、いつその目的に応じた運用と供用開始を考えているのか。

3問目、自衛隊協力会について。会津美里町自衛隊協力会が今年8月に解散されたと聞き及んでいる。解散に至った要因と今後における町と自衛隊との連携について伺う。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 4番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、庁舎及び複合文化施設屋根部材の落下についてであります、1点目の庁舎及び複合文化施設自体の工事価格と屋根の工事価格につきましては、全て税込みの金額になりますが、施設自体の当初工事価格が31億6,008万円と変更契約による増加2億1,886万8,480円の合計33億7,894万8,480円となります。そのうち屋根の工事価格は、約1億980万7,000円であります。

2点目の建物の使用構造部とはどのような部位かにつきましては、建築基準法における建築物の防火及び避難において主要な構造部分と認識しております。具体的には、壁、柱、はり、床、屋根、階段となります。

3点目のジョイントキャップの落下箇所につきましては、庁舎執務室南面軒先、正面玄関上部軒先、

ホール棟南面下屋軒先、庁舎執務室北面軒先、北側中央玄関軒先であります。

4点目のジョイントキャップの落下個数につきましては、5個の落下を確認しております。

5点目の落下した業務ジョイントキャップの構造等につきましては、元旦ビューティー工業株式会社製造の定尺段ぶき、横ぶきの嵌合式のものであります。

6点目のジョイントキャップの落下原因等につきましては、降雪時の吹きだまりの現象により、屋根とジョイントキャップ部分に吹きつけた雪が凍結により膨張して緩みが生じ、外れた箇所が軒先のため、落雪と同時に落下したとの報告を受けております。

7点目の落下したジョイントキャップの保管場所等につきましては、春先に落下を確認した4つについては一旦町で保管し、庁舎2年目点検時に施工業者であり、点検の段取りをしていた株式会社安藤・間東北支店に預け、その後、修繕のために屋根の施工業者の株式会社ケービールーフ工業にて保管をしておりました。また、7月に落下を確認した1つについては、町で保管をしております。

次の庁舎及び複合文化施設南側の土地利用計画についてであります、山内議員及び佐治議員にお答えしたとおり、現在、利活用の計画は定まっておりませんが、草刈り等の管理を行うとともに、利活用について検討してまいりたいと考えております。

次の、自衛隊協力会についてであります、解散に至った要因につきましては、協力会に確認したところ、会員の減少と高齢化により、会の運営そのものができなくなつたとのことであります。自衛隊協力会の活動は、自衛隊と一般町民の相互理解と親睦を図り、自衛隊の経済の健全な育成発展に協力することを目的にされており、町では活動の一部について補助金を交付しておりました。自衛隊協力会は解散されましたが、自衛隊との関わりが途絶えたわけではありませんので、これまで同様、福島地方協力本部等の関係機関と連絡調整を密にしながら、連携を深めてまいります。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それでは、順序に従い再質問させていただきます。

主要構造部である屋根の工事価格については分かりました。主要構造部、この部位はどこをいうかというと、もう一回お尋ねしますが、建築基準法施行令第1条第1項第3号によるものだと私は考えていますが、いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） そのとおりでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それから、ジョイントキャップの落下の個数なのですが、5個ということです。私が開示したとき、開示ばかりでなく、2年目の経年検査報告書を見ると4か所4枚となって、1か所が増えています。これはどのような理由ですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 当初4か所と申しますか、4個と申しますか、4個の確認をしたところ

でございますが、その後、新たに1つ、1か所と申しますか、1個見つかったため、結果的には5か所、計5個ということでなっております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） これ5か所って分かりますが、理由は何ですかというの。これは、あなたたちがドローンによる検査でもって、映像的に私も見せてもらいましたが、発見ができませんでした。この前のレッカーカーによる、3台来てやりました。そのときに見つかったのでしょうか。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 最終的に正確な落下場所についてはそのとおりでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） そうでしょう。皆さんに渡っているやつは4か所なのですね。やっぱりドローンの検査になって見たって、上から眺めているわけです。目視でもやっていない限り見えないですよ。それで、この落下したところに、原因はですが、私よりこれ事務局の……その前に、構造がありますね。構造等なのですが、これ定尺段ぶきの嵌合式ということになっていますが、定尺段ぶきの横ぶき嵌合式、私初めても聞くもので、そうすると建前ばかりでなく、全体がこれ嵌合式のふき方なのです。分かりますか、これ。では、嵌合式という意味についてお尋ねしたいのですが、嵌合式の意味はどういうことでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 嵌合式の意味ということでございますか。嵌合式の意味。

[「うん、意味です」と言う人あり]

○総務課長（國分利則君） どういう構造なのかということでございますね。お待たせしました。申し訳ございません。この嵌合式と申しますのは、屋根の鋼板のいわゆる端の面が露出しない形状のキャップというものを屋根の上からはめ込む方式ということで認識しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 要は読んで字のごとく、嵌合というのははめ合わせるということでしょう、簡単に言えば。そういうことなのでしょう。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） そのとおりだと思います。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それから、ジョイントキャップの落下原因なのですが、雪だまりによってキャップとの間に吹きつけた雪が凍結、膨張してゆがんで軒先が落ちたと。私もこのあれのとき見てみました。ゴンドラでやっている部分。軒先から4枚まで程度、これコーティングで注入しているのですよね。これ一時的なものではないですか。コーティングで注入、3段くらいまでやっていて、その上は全然やっていないのですよね。ましてや目視でもしていない。これから落ちるという可能性だってあ

るわけですよね。そういう場合に、この間に入つて、雪が吹きだまつて、ジョイントキャップが落ちたと。隙間から雪が入る。要するにジョイントキャップというのは……見たことはある。私見たことないもので。こういうやつですよね。嵌合式。嵌合式の場合はこれとまたちょっと違うと思うのです。ここに保管しているってありますので、後で私見させていただきたいのです。通常、嵌合式ではなく一体型、こういうのが、これがそこへ行つたときは、これ脇にもう一つあるのですが、そこにカバーが挟まるのです。嵌合というのは、ここにキャップがあつて雄、雌があつてばつと挟まるやつなのです。通常は嵌合式というのは縦ぶきなのです。縦ぶきであつて、普通はないのです、ここに。ケーピールーフのやつなのですよね。前にも言いましたが、これはオリジナルだって私言っていたのですが、オリジナルでないという答弁ですよね。オリジナルだと思いますよ、これ。いろんな業者的人に聞いても、嵌合の平ぶきは聞いたこともないし、見たこともないと。これが普通、通常皆さん使われているものなのです。この板が。ですから、ジョイントキャップばかりでなく、そういうところから入つて止めたということは、私から言わせると施工ミスではないかと思うのですよ。いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、施工ミスではないかというおただしだと思います。点検の結果、先ほど町長答弁にあったように、降雪時の吹きだまりの現象により、屋根とジョイントキャップの間に吹き込んだ雪が凍結により膨張したと、そこに緩みが発生したのだということで報告を受けておりますので、施工ミスということではなくて、これが原因だろうということで報告を受けております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） これ私8月16日の開示のやつを見まして、ジョイントキャップの隙間に雪が入り込み、凍結で膨張してはめ込みが甘くなり、落雪を繰り返している中でジョイントキャップの部分が落下したと。隙間があったからこそですよ。コーリングで4番目くらいまで自分の手で届く部分。そこをこう。コーリングを急にしたのでしょう。それで施工ミスでないというのはどういうことなの。だから折れたのでしょう、これ。施工ミスだから。当然こんなもの落ちるわけがないでしょう。今まで聞いたこともございません、私。屋根のジョイントが落ちると。普通一般の屋根は長尺ですよ。これは定尺なのですよ。ですから、これでつなぐのですよ。ジョイントでつないで伸び縮みを緩和すると。ところが、緩和するにも、この場合は膨張の関係なく、おてんとう様でもって伸び縮みによってゆがんでいるというのだから、これまた不思議なことですよね。本当にこれ欠陥というかね、施工ミスではないということを明確に言えますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 施工ミスかどうかという今見解だと思います。私が申し上げましたのは、施工業者の報告によればこういったジョイントのキャップに吹きだまつた雪が凍結により膨張して緩みが生じたものだということで報告受けております。それが施工ミスかどうかということについては、

我々もちょっと判断がつきにくいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） ですから、施工ミスがどうだか分からぬということであれば、役場が第三者にやっぱり見てもらうべきなのですよ。これからこういういろんなことが、瑕疵担保の期間が過ぎてどんどん、どんどんなってきた場合は、町民の負担にかかるものです。いわゆる町民が不幸になるのですよ。それと、そればかりでなく、3月の時点でですよ、落ちたの。これ私確認しましたが、副町長は職務代理した、またいたのですよ。その職務代理者にも一言も落ちたことも知らせない。ましてや、その渡した相手方、ここも知らせない。落ちたこと自体が分からぬですから。渡していたけれども、預かり書は取っていない。どういうことなのですか、これ。まるで証拠隠滅でしょう、これ。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 証拠隠滅ではないかということでございますが、そういった意図はございません。確かに職務代理者と申しますか、当時の副町長に逐次詳細に報告しなかったことについては反省をしております。受け取りも取らないで業者のほうに渡した件だと思うのですけれども、なぜだと申しますか、その点につきましては早急に原因を調査して対応するために、その当時に安藤・間東北支店でございますか、そちらのほうに渡したということでございます。ただ、その時点でやはり受け取りなり、きっちり書類を取るべきだったろうと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） そればかりでないでしょ。相手側は、今度はそのものが火事で燃えましたって。全焼でもってありませんって。どういうことですか、それ。それだから、証拠隠滅に近いでしょって言っているのですよ。どうなのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） その件でございますが、町がその部材を預けたのは元請の株式会社安藤・間東北支店でございます。その後、そちらのほうから施工業者であるケービールーフのほうにそういった原因を追及というか、調査するためにケービールーフのほうに物を渡したということでございます。しかし、その後、そのケービールーフの倉庫といいますか、あそこに火災が起きて焼失したということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） この一連の行為が本当に何か物語ができているような、あまりにも都合のよいでき方だと思うのです。副町長、どう思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 今ほどの話ずっと総合的に聞いてみると、こんなことあるのかなという、普通に疑問に感じている部分はございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） だとすれば、これ義務違反ですよ、義務違反。秩序罰に値しますよ。そうでしょうが、これ。屋根の値段何ぼ、先ほど町長からありましたように、屋根だけで約2億ですよ。そのうちの部品ですよ。それを許可もなく渡してしまったという。こういうことでいいのでしょうか。会津美里町は決裁規定とか、そういうものはないのですか。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 3月のことですので、ここで私がどうこうと言い切ることは非常に難しいかなとは思うのですけれども、あくまでも一般論として見れば、例えばそういう品物を預ければ、渋井議員おっしゃるとおり、預かり証をもらうとかいうような行為というのはあってしかるべきかなというふうには感じております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 副町長、私がいないからどうのこうのでないのですよ。副町長に就任したならば今までのことを、役場のことだって承継するのですよ。それは頭に入れてくださいよ。例えば町長が借金をして、今の委託やめました。借金なくなりますか。なくなるのならどんどん出て、またやめてもらって、また借りて、またやめてと、そうやつたらいいのでしょう。そうではないでしょう。あくまでも地方公共団体、会津美里町は法人とするというのを明確に言っているのですよ。その管理人なのですよ。ですから、これは誰が代わろうと継承するのですよ。そうでしょう。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それでは、保管場所まで行きましたから、2問目に入らせていただきます。昨日、同僚議員の質問に対する公共施設基本構想、土地利用計画に関わる副町長の答弁は何を根拠として述べられたのか伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 昨日、山内議員に答弁させていただいたのは、山内議員からこの非農用地の当初の計画はどうだったのですかというような内容のご質問でしたので、その当時私が、農林課だと思うのですけれども、係長をやっておりまして、その中でこの中央地区の基盤整備の活性化計画というものを策定し、その中で非農用地というものを創設しましたということで、あとは非農用地のその土地の利用につきましては、一つの素案として高田小学校、赤沢小学校の統合小学校、あと消防署というような話があり、なおかつそこに複合文化施設というものが出てきたのだというようなことでお話しさせていただきました。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それちょっと間違っています。私ここに持っているのです。中央地区創設非

農用地の土地利用計画、考え方。2009年1月16日。いわゆる平成21年。総合政策課とある。そこには消防署なんかありませんよ。ここにあるのは複合文化施設、多目的広場、駐車場、道路、小学校はありました。それが統合小学校です。しかしながら、これは学校の基本構想の改定によってなくなったのです。そのなくなったところに保育所としての利用地という、認定こども園、そういうのと道路等なの。それなのですよ。副町長は全然、ただ述べているだけで、信憑性がないですよ。いかがですか。やっぱり言うのであれば自分たちがつくったやつ、これを見てちゃんと、丁寧だけでは駄目なのですよ。丁寧かつ正確に言ってくださいよ。分かりますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 職員としての資質についてのご指摘、誠にありがとうございます。昨日、突然そのような質問が出ましたので、当然通告の中ではあったわけですけれども、二十数年前のやつを思い起こしながらお話をさせていただいた点はございます。ただ、その中で消防署というのは、あくまでも構想の段階においては消防署、最初は警察署もあったと思ったのですけれども、消防署というのがありますて、ただそれは書面として県のほうに提出するような形を、正式な活性化計画の土地利用構想というふうになってきたときにおいては消防署というのがなくなりまして、統合小学校と複合文化施設、あと緑地公園というような形になったというのが頭の中で覚えていたものでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） ですから、やはりちゃんとした、こういう裏づけのあるものを言って言わないとい、ここで言うものは全部記録として残るのですよ。分かりますか。ですから、こういうものはやっぱりきちんと精査した上で答弁願いたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、次ります。土地の取得は前述したとおりに公有財産整備基金及び土地開発基金から公共施設用地で取得されています。その上から基金の根拠法令と運用についてお聞きしたいと思いますが、副町長である、行政経験が豊かな副町長にお願いしたいのですが、どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 大変申し訳ございません。そこまでは把握しておりません。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 役場において基金条例というのが分からぬ。これ基金条例があつて各自治体のものがあるのではないか。地方自治法の第241条でしょうかね、基金条例は、にあると思うのです。それと、会津美里町の……これは241条、これ第1項、第2項、第3項あたりにきちつと書いてあります。それで、美里町の公共施設等の整備再生基金条例、これがございます。これは、基金は目的があつて、その目的に沿つた積立てをして処分をすることになるならいいのです。そういうことでしょう。そうしますと、昨日から言っている本郷の跡地の利用計画がどうのこうの、あっちが最優先だと言っていますが、ここは既に土地を買っているのですよ。優先順位は逆ではないですか。まし

てや、ここ先ほどのあれでも申し上げましたが、2万520平米ばかり、2,300万円、これ整地やっているのです。分かりません。書いてあるもの。私の質問書を見ないのですか。なっているのですよ。それを放置しておくのですか。そうだとすれば法令違反になりますよ、これ。第96条の議決要件になってあるものを、今まだ生きているのですよ、これ。変更もしないままですから。そういうところをどう考えているのですか、副町長。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員おっしゃるとおりだとは思うのですけれども、町といたしまして、昨日例えば山内議員にお話といいますか、お答えいたしましたその本郷地域の土地の利活用、施設の利活用というのは優先順位1位だという形で私は申し上げました。ただ、その後、町長のほうから補足説明として、こちらの庁舎の南側の土地につきましても併せて考えていくというような内容ですでの、そこはそのような形で持っていきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） これを併せるというのは確かにいい言葉なのですが、先ほども申ししたように、順位としては先に取得を目的があったものがあるのですよ。本郷等々についてはこれから計画でしょう。だとすれば当然こっちが最優先ですよ。ましてや、ここ整地やったのですよ、2,000万もかけて。2,300万円ですか。そういう事情があるにもかかわらず、もう少しきちんとした答弁をしていただきたい。くどくど申し上げるのも嫌ですから、そういうところを念頭に入れてやっていただきたいと思います。やはりその前の土地というのは、ここはご存じのように油田遺跡です。やる前には発掘調査やらなくてはならないのですよね。そうすると、前年度にやらなくてはならないのですよ、着手するには。利用計画についてね。ご存じのように、ここをやったときにはトレント工法で部分的にやつただけなのですよね。それと、道路を造るときに2年間かけて先行でやりましたよね。これと同じにやはり全体を、これ文科省かなんかの許可とかなんか、いろいろ相談があるのでしょうが、やはりそういうものもあるのであれば前もって、1年とか2年とかやっぱり余裕を持ってそれをつけていって、町長が言ったというように同時施工でもいいのですよ、それは。ですが、手続というのはあるわけですから、そこをちゃんとしながら、ここなんか庁舎の前ですから、やはり草ぼうぼうやっておければ毎年シルバーさんに頼んで、草刈りやっていないのですよ。何か造れば何かにできると思います。せっかくあの当時きれいにしたところが、木だって相当切っているのですよ、これ。伐採木、183本切っているのですよ。これ後で見てくださいよ、あんなの。あなたたちのほうからもらっている議案書の添付書類ですよ。私何もうそついて言っていませんから。ここには全部、胸高直径20センチとか90センチまで皆全部ありますよ、これ。金額が。私、根拠を持って言っているのですよ。副町長みたく、そういうあれだった、こうだったなんて私言っていませんから。後で議案の49号見てください。添付書類ね。

それでは、最後になりますが、自衛隊協力会についてですが、この自衛隊の協力会なのですけれど

も、これ会則があるのですね、まず。自衛隊協力会の会則は分かりませんか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 会則というのは、この協力会の会則が町ということでしょうか。町に。

[「いやいや、協力会の会則があるということを分かりますから。町で持っていないですか」と言う人あり]

○総務課長（國分利則君） 会則については、補助金等を出していただく際には添付書類としていただいております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） だから、いただいているだけで、中身は御覧にならない。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） すみません。全ての詳細な事実については、ちょっと今把握してございません。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 何でしょうね。これ会則なしで。そういう補助金とかなんか確かに二、三万やっていますよね。逆に自衛隊のほうから補助金として二、三万くらい来ていますよね。歳入ですね。いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 募集事務の委託金ということで、国から3万5,000円ほどをいただいております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 募集の委託事務というのは、いわゆる広報紙とかあれで、役場そのものが募集に歩くというわけではないでしょう、これはね。募集相談員というのもいますから、役場は別格団体です。ですが、今回の私言いたいのは、会則の第1条に「本会は会津美里町自衛隊協力会と称し、事務所を会津美里町役場に置く」と、こうなっています。そうだとすれば、やはりこの事務は役場でやっているべきではなかったのかなと。以前はやっていましたよ。なのに解散になる。この解散になるまでに何かしらの手だけではなかったのかなと。そこら辺についてどうでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） その間のこの会の事務を以前町の職員が担当していたという事実は把握しております。ただ、何年度かと、詳細な事実は、すみません、承知しておりませんが、その際に引き継ぎが次の担当者のほうに引き継げなかったということで、町の事務から外れたということは聞いております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） この会則は昭和40年4月1日からです。もとは私もこれもっと前からあったと思うのです。私も自衛隊協力会のほうに入っていますが、私は家族会のほうなのですよね。私、家族会の副会長をやっています。それで、この自衛隊の、私はやっぱりなくなるということは大変なことだなと。つくるにはなかなかつくれない。壊すのは簡単ですよ、何でも。だから、なぜここに、役場がそもそもやっていたものがそういうふうになって、どういうあれになったかは分かりませんが、だからきちんと、役場が壊したと同じになってしまいますよ、これ。役場内に置くと、こうなっているわけですから、ここを把握しないで、やっぱおこっちゃだからしようがないべとか、そういう問題ではないと思うのですよね。もう少し役場としての体質というかね、そこら辺をきちんとして。役場はいつもそうなのですが、何事においても、この庁舎見てもやむを得なかつた、やむを得なかつた。法律上の行為をしていないで、何もしないでやむを得なかつたという、正当な理由にはならないのだ。やむを得なかつたというのは、天変地異がない限りは使う言葉ではないでしょう。簡単だよ、やむを得なかつたと言えば。こういうものがあるのですよ。だから、なぜそういうものを、補助金もらうときにはついていますと、中身は分からない、そんな話はないでしょう。もう少し添付書類はどうなっているのか、ここにはちゃんと連携する事務の行為みんな書いてあるのですよ、第4条に。広報活動の協力はすること、募集に協力すること、国防に関する意識を高揚する、自衛隊見学会、自衛隊の慰問とか、本会達成の必要な事項をする、ちゃんと明確に書いてあるのです、これ。全然目を通していないのだよ。総務課長、そっちこっち見なくていいから、聞いていてください、ちゃんと。分かりますか。人がしゃべっているときはちゃんと聞いていてくださいよ。上の空で聞いているから分からないのですよ。今後、こういうことになったのですが、町長、どうでしょうか。これからまた復活というようなお考えはあるのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 町長、答弁。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

私も協力会のメンバーでもございました。この会、会津本部の中でも最高の人数を誇っていたと思っておりまして、私も他地区に行っても我が町は一番多いという自慢話もしていたところ、当然こういう解散という話が来たときに、私たちはっきり言ってびっくりをいたしました。いろんな経過、会のことですから、私も会員とはいながら役員ではありませんので、詳しい事情は分かりませんけれども、何らかの事情があったものというふうに思っております。聞くところによると、なかなか役員を受ける人がいなかつたという話も聞いておりますので、また議員おっしゃるように一回なくなつたものがまた新たにというのは非常に難しいというふうに思いますけれども、これから災害があつたときにいろんな意味でお世話になるのは自衛隊でもありますから、協力本部ともこういった状況、本部としても町にまた設置できるような働きかけはしてもらえないのかというような話は私からもさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 町長今お分かりのように、以前は800人近くいたのですよね。最近になって300人、400人、解散前も結構いたと思います。それで、やっぱりこれ町長は内容的に分からなかつたと思いますが、会則がちゃんと、役場内に置くということでありますので、当然これについては事務方は把握していなくてはならないと思うのです、最低条件でも。役員は関係ないですよ。役員は誰でもいいでしょう。ですが、事務をつかさどるところは役場でしょうということなのです、本当に。我々も皆やっています、任意団体で。一銭ももらわないで。これは、やはり今こういう有事の際になった場合にいち早く協力をいただくというようなことでやっております。我々、家族会は理事連との関係も皆ございます。この協力会というのは、郡山の第3大隊、ここが窓口というかね、それが直轄なのです。そこに行ってみんなでいろいろなことをやりながら、あそこで式典のときに理事連に行ったり、地元の子供さんたちのところ、例えばイラクに行くとか、そういうときにみんなこれやったのです。ですから、やっぱりそういうことで全国でも会津美里町というのは自衛隊に対しては理解が深いということで、いろんな恩恵があったのです。お分かりのように、あやめ祭りのときは音楽隊が来ていました、いろいろあったでしょう。そういうものもやはり連携があるからこそあると思うのです。したがって、今これなくなつたとはいえ、今町長述べましたように、少しでも前進するようにお骨折りをいただいて、会津美里町がやはり自衛隊を認識ちゃんとしていると、それで会津方部の自衛隊の誘致にも協力しているというようなことで、昨日も出ていましたけれども、今日ですか、自衛隊の誘致を持ってくれれば家族がある、500人規模だと。そうすると、家族が出れば1,000人とか、そうなれば雇用の場もつくるし、税金だってある。その施設ができれば、そこで認可になった場合、そこで退職するというとなれば家だって建てるのです。郡山がそれなのです。あと一番大きいのは山形、神町。あとでっかいところはそれこそ仙台の東北方面総監本部ですが、やっぱりそういうことがあるでいろんなところの相乗効果が働くということですので、町長もこれから、なくなったとはいえ、やはり少しでも町のためになるようであればご協力をいただきたい。それを伺って、よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

今るる自衛隊の協力会について渋井議員のほうから話がありました。まさにそのとおりだというふうに思っております。渋井議員も家族会の役員でもあるということありますから、それとは別に、また私も協力しますけれども、渋井議員も先頭になってこの協力会の復活に向けてご努力をいただければというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で日程が全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 (午後 3時57分)

定例会 9月会議

(第 4 号)

令和3年会津美里町議会定例会9月会議

議事日程 第4号

令和3年9月6日（月）午前10時00分開議

- 第 1 報告第12号 専決処分の報告について（会津美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例）
- 第 2 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 3 報告第14号 会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告について
- 第 4 報告第15号 株式会社会津美里振興公社経営状況報告について
- 第 5 報告第16号 会津美里町一般会計継続費の精算報告について
- 第 6 報告第17号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 第 7 報告第18号 会津美里町教育委員会点検・評価の報告について
- 第 8 承認第10号 専決処分の承認を求めるについて（財産の処分について）
- 第 9 議案第56号 会津美里町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第10 議案第57号 指定金融機関の指定について
- 第11 議案第58号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）
- 第12 同意第 6号 会津美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 第13 同意第 7号 永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第14 同意第 8号 永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第15 同意第 9号 永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第16 同意第10号 永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第17 同意第11号 永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第18 同意第12号 永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第19 同意第13号 永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求めるについて
- 第20 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第21 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第22 総括質疑
- 第23 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
4番	渋	井	清	隆	君	12番	根	本		剛	君
5番	堤		信	也	君	13番	山	内	須	加	美
6番	鹿	野	敏	子	君	14番	横	山	知	世	志
7番	鈴	木	繁	明	君	15番	石	川	栄	子	君
8番	星			次	君	16番	谷	澤	久	孝	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉	山	純	一	君
副町長	佐々木		吉	一	君
総務課長	國	分	利	則	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
会計管理者	原		克	彦	君
町民税務課長	児島		隆	昌	君
健康ふくし課長	平山		正	孝	君
産業振興課長	金子		吉	弘	君
建設水道課長	鈴木		明	利	君
教育長	歌川		哲	由	君
教育文化課長	松本		由佳里		君
教育文化課主幹	福田		富美代		君
代表監査委員	鈴木		英昭		君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前 10 時 00 分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○報告第12号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、報告第12号 専決処分の報告について（会津美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

ここで、当局より説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第12号 専決処分の報告について（会津美里町個人情報保護条例等の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページ、併せて提出案件資料1ページ、参考資料1ページをお開きください。

提出案件資料によりご説明いたします。この案件は、会津美里町個人情報保護条例及び会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及びデジタル庁設置法の公布に伴い、引用する条項等の改正を行う必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年8月1日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、会津美里町個人情報保護条例の改正でございますが、法律を引用する条項の整理及びデジタル庁の設置に伴いまして、情報提供ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたため、所要の改正を行ったものでございます。

次に、会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございますが、法律を引用する条項を整理するため、所要の改正を行ったものでございます。

なお、施行日は9月1日からとしたものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 今回の条例等の一部を改正する条例の第2条の美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例のほうでお尋ねします。

第5条について、法第19条第9号を第11号にするということで、中身については理解しているのですが、参考資料の1ページでちょっと確認をさせていただきたいと思います。第5条の冒頭に「法」とありますが、提出案件資料では法律を引用する条項を整備するとあるのですが、この法とは一体何なのかお尋ねします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 法律につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） そうすると、この参考資料を見てもらうと、目的のところに「以下「番号法」という」という規定を設けてあります。したがって、第5条の法についても番号法第19条第11号というふうにするべきで、この法については、せっかく番号法という規定があるにもかかわらず、法といって、どの法律なのだから分からぬ。ですから、本来、今回改正するのであれば、これを番号法第19条第11号とすべきだったと思うのですが、いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまの件でございますが、いわゆるただ単に法ではなくて番号法ということで規定したほうがいいのではないかということではございますが、あくまでもここで規定しております法は先ほど言った番号法でございますので、今回の訂正につきましてはそこは手をつけず法としたことでございますので、今回についてはこのままでお願いしたいということで考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） もう専決してあるので、変えることはできませんけれども、では何のために「以下「番号法」という規定を設けてあるのか。結局法制執務上もこれを、個人情報に関わる部分で裁判とか、そういうことに対して、結局この状態では適正に利用されたのかどうか根拠がないわけですよね。ですから、今回はという話ではなくて、6月の条例改正に当たっていろいろ反省されたかと思います。それが生かされていないというのが私の指摘するところです。ですから、今回はという話ではなくて、この1か所だけではないのです。法というのもう一か所あります。ほかの部分では番号法第何条とか、ちゃんと番号法という規定をきちんと位置づけてつくっているのです。ですから、この条例の効力として、これでいいということはないはずなので、どのように対処されるのか。これの効力についてもどのように考えて、今後速やかに対処すべきと思うのですが、それをお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、もう一か所法ということがあるということでございます。それを全て番号法に改正するべきだろうというご提案でございますが、今回の

専決につきましてはこのままということでお願いしたいと思います。

なお、適宜、再度全ての、今回の条例等も見直しまして、今ご指摘のあつたいわゆる番号法に変えるべきであろうというのを改めて精査いたしまして対応したいと考えております。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号を終了します。

○報告第13号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

[総務課長（國分利則君）登壇]

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書7ページ、8ページ、併せて提出案件資料1ページを御覧ください。本件は、令和3年5月31日、町内字高田地内におきまして、公用車を後進させる際に、車両後方に駐輪しておりましたオートバイに接触する自動車物損事故が発生いたしました。その後、令和3年7月15日、町内在住のS氏を相手方といたしまして、1万5,180円を支払うことで示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年7月15日専決をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明は終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第13号を終了します。

○報告第14号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、報告第14号 会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告についてを議題といたします。

ここで当局より説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第14号 会津若松地方土地開発公社経営状況及び清算結了報告についてご説明申し上げます。

議案書9ページ、提出案件資料1ページ下段になります。なお、内容の説明につきましては、別冊の令和2年度会津若松地方土地開発公社決算書及び会津若松地方土地開発公社清算書にてご説明いたします。

まず、議案書9ページでございますが、本件は会津若松地方土地開発公社代表清算人により報告がありましたので、令和2年度決算書及び清算書について地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものでございます。

内容の説明に入ります前に、土地開発公社の解散及び清算までの経緯等についてご説明申し上げます。会津若松地方土地開発公社は、昭和48年の設立以来、設立10市町村において土地の先行取得及び工業団地造成を実施してまいりました。しかし、土地価格の上昇が見られない近年におきまして、土地の先行取得の必要性が低下いたしまして、平成27年度以降の実績はなく、また会津若松市の工業団地造成事業も令和元年度で終了いたしました。このような状況の中で、これまで今後の在り方につきまして、設立市町村で検討してまいりました。その結果、公社の主な業務である土地の先行取得の必要性の低下、当町を含みます構成する10市町村全てにおいて今後、公社の利用計画がないことから、解散する方針を決定いたしまして、昨年の9月議会におきまして解散の議決をいただき、同年12月28日をもって解散をしたところでございます。その後、清算手続を開始いたしまして、本年5月27日をもって解散に伴う全ての手続が終了したものでございます。

それでは、別冊の令和2年度会津若松地方土地開発公社決算書からご説明申し上げます。なお、令和2年度の決算につきましては、令和2年4月1日から公社の解散日であります令和2年12月28日までの期間となっております。

まず、1ページを御覧ください。事業報告の概要でございます。（1）、総括事項でございますが、収益費用といたしまして、収益合計が6万1,474円に対して、費用合計が4億5,894万9,604円で、差引き4億5,888万8,130円の当期純損失を計上したものでございます。収益の内容につきましては、預金利子及び職員の雇用保険料個人負担分でございます。費用の内容につきましては、公社解散に伴いまして、設立市町村へ支払いました準備金及び職員の人件費等でございます。

続きまして、（2）は理事会に関する事項、（3）は役員の任免に関する事項となっております。

次の2ページ、3ページは決算報告書、収益的収入及び支出について記載をしております。

次の4ページが貸借対照表、5ページが損益計算書、6ページがキャッシュフロー計算書でございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。事務所ごとの貸借対照表でございます。9ページの左

から2列目に会津美里町事務所が記載されておりますが、下から5行目の前期繰越準備金189万9,213円に当期純損失が同額でございますので、資本合計が差引きゼロ円となったところでございます。これは、昨年度、準備金を会津美里町に支払ったためでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。事務所ごとの損益計算書でございます。11ページの左から2列目に会津美里事務所が記載されております。下から3行目の特別損失といたしまして、189万9,225円が計上されております。これは、先ほど説明いたしました準備金189万9,213円に事業外収益である預金利息12円の合計金額を昨年度、会津美里町に支出したものでございます。

12ページ、13ページは、キャッシュフロー計算書であります。

次の14ページを御覧いただきたいと思います。財産目録でございますが、4の資本金でございますが、1,000万円のうち会津美里町の資本金は150万であります。5の準備金でございますが、247万409円が計上されておりますが、これは解散後の清算手続に要する費用としたものでございます。

決算書の説明については以上でございます。

続きまして、別冊の清算書のほうを御覧いただきたいと思います。会津若松地方土地開発公社清算書をご説明申し上げます。説明に入ります前に、土地開発公社の清算期間は、昨年12月28日に公社が解散し、その翌日から清算手続が完了いたしました令和3年5月27日までの期間でございます。

それでは、1ページの清算報告書を御覧ください。1、会津若松地方土地開発公社の清算手続と残余財産の確定であります。会津若松中央土地開発公社は、令和2年12月28日、福島県知事の認可を受けて解散し、公有地の拡大の推進に関する法律第22条の7の規定に基づき、清算業務を開始いたしました。その後、法律の規定に基づきまして、令和3年2月8日、2月15日及び2月22日の3回にわたりまして解散及び債権を有する者の申出はなかったことから、必要経費を支出後、残余財産が確定されたものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。第1表、事業収支明細書でございます。収入といたしましては、事業外収益で預金利息及び職員の雇用保険料個人負担額等で5,340円、支出といたしまして販売費及び一般管理費といたしまして人件費、官報の公告料等で202万9,256円でございます。

続きまして、3ページから12ページは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録であります。なお、会津美里町事務所につきましては、昨年度の解散に伴い、準備金の金額を会津美里町に支払ったため、金額の動きはございませんでした。

13ページを御覧ください。会津若松中央土地開発公社余剰金計算書を説明いたします。まず、前期繰越準備金が247万409円、清算期間中に必要な事務費等の清算期間経常損失が202万3,916円で、当期繰越準備金が44万6,493円となったものでございます。

次に、会津若松地方土地開発公社財産処分の結果書でございますが、残余財産は、先ほど申し上げましたが、まず出資金が1,000万円、準備金が44万6,493円でございます。合計1,044万6,493円が残余財産となったものでございます。

次に、財産の処分でございますが、これは会津若松地方土地開発公社定款第25条第2項の規定に基づきまして各設立団体へ分配されたものであり、これにより土地開発公社の清算が結了したところでございます。なお、会津美里町におきましては、まず出資金といたしまして150万円、準備金の分配金といたしまして6万6,974円、合計で156万6,974円が本年5月下旬に入金されたところでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第14号を終了します。

○報告第15号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、報告第15号 株式会社会津美里振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、報告第15号 株式会社会津美里振興公社経営状況報告についてご説明いたします。議案書10ページ、提出案件資料の2ページ、それから別冊となります。報告第15号 株式会社会津美里振興公社経営状況報告書を御覧いただきたいと存じます。

まず、議案書10ページでございます。株式会社会津美里振興公社の経営状況につきまして、株式会社会津美里振興公社、代表取締役、佐々木吉一から報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

別冊の報告書によりご説明いたします。報告書1ページでございますが、1ページをお開きいただきまして、令和2年度事業報告でございます。1、売上金につきましては、部門ごとに売上額、本部運営負担金、収支を記載しております。その表の一番下、合計の欄であります。売上額は4億9,573万7,000円で、前年度比6,992万8,000円の減。収支の合計でございます。右側になりますが、1,119万6,000円の経常利益となったところであります。

次に、2の従業員数でございます。合計で134人でございます。前年度が140人でありましたので、6人減少したところであります。雇用形態別の内訳といたしましては、パートで2人の増、準社員、嘱託で8人減、合計で6人の減となったところでございます。主な理由でありますが、コロナの影響

によりまして温泉施設の事業内容を縮小したことによりまして、嘱託員が減少したものでございます。

2ページをお開きください。令和2年度組織図でございます。5課8係体制で実施してございました。

次に、3ページ、部門別収支計算書でございます。部門別に収入、支出を記載してございます。表の一番下につきましては、各部門の経常収支を記載してございます。左から5列目、あやめの湯、6列目、湯陶里、7列目、健康センター、それから右から3列目のいわたての5部門が経常損失となってございます。左の合計欄を御覧いただきたいと思いますが、公社全体でございまして、収入の部の売上合計が4億9,573万7,468円、支出の部の支出合計でありますと、4億8,454万975円で、差引き経常利益が1,119万6,493円となったところでございます。前年度に対しまして売上げでございますが、感染症の影響によりまして、施設売上げといたしましては約5,700万円の減、物販の売上げでありますと、こちらも3,500万円の減と大きく減少してございます。また、地域商社事業等もなくなったので、受託料・補助金につきましても1,200万円ほど減少してございますが、ここに雇用調整助成金が入ってございます。雇用調整助成金が約3,500万円受けることができましたので、前年比では合計しますと約7,000万円の減となってございます。支出でありますが、水道光熱費の減少はもとより、事業費用の抑制を行いまして、支出の合計は昨年に比べますと約8,100万円の減少となってございます。このことから、収入7,000万減でありますが、支出でも8,100万落としましたので、1,100万円ほどの経常利益を計上できましたが、一方、雇用調整助成金がなければ逆に2,400万ほどの損失になったものと考えられます。

次の4ページから12ページでございますが、それぞれ部門ごとの状況について記載してございます。4ページでありますが、温泉施設でございます。1、営業日数でありますが、コロナ対策により臨時休館したことから、表のとおり減少してございます。なお、湯陶里は、施設売却に伴いまして指定管理期間満了日を2月28日に変更したことから、休館日数が他の施設よりも多くなってございます。次に、2の入館者数でありますが、これもコロナ禍により減少してございます。表の下から4段目、日帰り施設計19万8,415人、その下の段が前年度でございますけれども、25万4,847人でありましたので、5万6,432人の減少となりました。右の端、ほっとぴあ新鶴につきましては、年間入館者数は3,763人で、前年度7,217人に対して3,454人の減少となったところでございます。

5ページをお開きください。3の売上であります。日帰り温泉施設と宿泊施設を合わせた売上額でございます。ここには雇用調整助成金を含まない額で、1億9,230万3,000円、前年度2億7,135万5,000円に対しまして、7,905万2,000円の減となってございます。これは、入館者数の減少によりまして施設使用料のほうで5,712万9,000円の減、それから物販・手数料のほうで3,643万4,000円の減。一方、受託料におきましては、4月から5月にかけて休館した部分の費用補填などをいただいてございましたので、1,451万1,000円の増となったところでございます。その差引きでございます。

7ページ、8ページはあやめ荘、保健センター、新鶴公園、それぞれ施設ごとの記載をさせていた

だいてございます。

それから、10ページをお開きいただきたいと思います。10ページがいわたてということで、テナント事業についてでございますが、表の合計欄を御覧いただきまして、令和2年度の売上額は359万1,000円、前年度の418万4,000円に対しまして59万3,000円の減となってございます。施設使用料、雑収入は、窓の美里いわたてのテナント収入であります。前年度より施設使用料のほうで43万6,000円の減、家賃収入である雑収入では13万9,000円の減となってございます。

13ページからは、令和2年度第26期の決算報告書となります。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書となってございます。

第26期の決算内容の概要をご説明いたします。14ページをお開きください。貸借対照表でございます。資産の部でありますが、第26期の流動資産を御覧いただきまして、1億6,053万8,281円で、前期がその隣に記載しておりますので、差し引きますと1億92万3,247円の増となりました。これにつきましては、現金・預金の増加によるものでございまして、コロナ禍のため消費税の納税猶予、また従業員等々の社会保険料でありますが、社会保険料の納付猶予を受けたこと、さらには借入れを行ったということから増えてございます。固定資産は6,840万2,803円で、前期より149万5,907円の増加となっております。一番下の資産合計でありますが、2億2,894万1,084円となってございます。

15ページでありますが、負債の部であります。流動負債につきましては、1億888万8,402円で、前年度と比較しますと6,136万398円増となってございます。これは、未払金や未払消費税、預かり金の増でございまして、今ほど現金・預金の中身を申し上げましたとおり、消費税の納税猶予や社会保険料の納付猶予により増加したところでございます。固定負債につきましては、6,236万5,628円で前期より3,010万8,424円の増であります。資産の部でも申し上げました借入れを起こしたことによる増加によるものでございます。負債合計は、1億7,125万4,030円でございます。純資産の部については、利益剰余金が3,338万7,054円で、前期より1,095万332円の増、純資産が合計は5,768万7,054円、負債及び純資産合計で2億2,894万1,084円でございます。

16ページをお開きください。損益計算書でございます。3ページの部門別収支の合計欄と併せて御覧いただければと思いますが、売上高の4億9,305万8,275円は、3ページに置き換えると、合計の列の売上高に記載のございます受託料・補助金の3億3,302万1,511円と施設売上げ1億1,458万3,592円と物販売上げ4,545万3,172円の合計でございます。前期から7,019万1,408円減少しておりますのは、先ほど部門別損益計算書で説明したものでございます。

次に、損益計算書の売上原価であります。期首棚卸し高と商品仕入れ高から期末棚卸し高を差し引いたものとなります。商品仕入れは3,744万7,549円、期首棚卸し高487万3,709円の合計4,232万1,258円から期末棚卸の458万1,634円を引きまして、売上原価は3,773万9,624円でございます。前期より2,755万6,905円減少しておりますが、食堂売上げの減少や物販売上げの減少に伴う仕入れ高の減少ということでございます。売上総利益は、売上高から売上原価を差し引き、4億5,531万8,651円で

ございます。それから、販売費及び一般管理費であります、4億4,587万3,058円でございまして詳細につきましては先ほどの3ページの資料の事業費がございますが、役員報酬から雑費までが今申し上げた販売管理費及び一般管理費となってございます。この売上総利益から販売販売費及び一般管理費を差し引いた944万5,593円が営業利益となります。次に、営業外収益は267万9,193円でございまして、受取利息割引料から雑収入が内訳となります。営業外費用は92万8,293円で、主に支払利息割引料となってございます。次に、経常利益でありますが、営業利益と営業外収益の合計から営業外費用を差し引いたものでございまして、1,119万6,493円となってございます。なお、特別利益、特別損失、法人税、住民税及び事業税を計上し、第26期の当期純利益は1,095万万332円となったところであります。

続きまして、17ページは株主資本等変動計算書でございます。一番下の純資産の部合計の当期首残高4,673万6,722円に当期純利益1,095万332円を加算し、当期末残高は5,768万7,054円でございます。

なお、19ページを御覧いただきたいと思います。19ページは監査報告書となってございます。

続きまして、20ページをお開きください。令和3年度の事業計画でございます。新型コロナウイルス感染症により生活様式は大きく変化し、飲食業や観光業での低迷はしばらく続くものと予想されます。このような状況の中、令和3年度は高田温泉、新鶴温泉、あやめ荘、保健センター、せせらぎ公園は指定管理期間の初年度を迎えることから、収益の減少をできるだけ抑える運営を行うことが必要となります。そのためコスト削減を徹底し、国や県の支援策を適切に活用するとしてございます。また、受託事業については、人材の確保、育成に努め、地域商社事業については美里版地域商社の担い手として銳意努力し、ともに今後の公社経営の基幹事業としての位置づけを目指すこととしてございます。

21ページ、公共施設事業計画書でございます。指定管理制度に基づいて受託している公共施設につきまして、サービスの向上、経費削減、危機管理体制の確立、施設の利用促進のための基本姿勢等が各項目に記載されてございます。

22ページに参りまして、公社の執行体制でございます。執行体制につきましては、令和2年度から総合管理部を廃止いたしました。5課8係体制でございましたが、令和3年度からは営業1課から湯陶里を担当していた係を廃止しました。それから、観光協会が法人化されたことによりまして観光課観光係を廃止したため、4課6係の体制で行うこととしてございます。

24ページをお開きください。令和3年度の部門別収支予算でございます。令和2年度は、雇用調整助成金や支出の減少及び抑制により経常利益を確保できましたが、コロナ禍の影響はしばらく続くと予想されることや、雇用調整助成金の状況も踏まえながらさらなる経営改善に努め、表の左の一番下の経常利益でございますが、合計で654万9,625円を見込んだところでございます。支出の部の期末棚卸し高の三角表示は、単式表示のためこのようにいたしておりますが、意図は期首棚卸し高は、令和2年度の期末棚卸し高でございますが、令和3年度の期末棚卸し高について見込むことがちょっと困

難ということから、例年在庫を売り切ることとして同額程度を三角計上しているところであります。ただし、今年度は自主事業におきましてちょっとロット数の多い商品がございまして、在庫として24万5,000円ほど残るものと見ております。また、今般、湯陶里や観光業務、緊急雇用事業等がなくなつたことによりまして、改めてこの記載について会計事務所の指導等をいただきながら変更させていただいております。まず、列でありますが、指定管理施設をそれぞれ記載をし、公社の独自事業や通常の業務委託については自主事業としてまとめさせていただきました。

次に、科目の記載についてであります。損益計算書との比較が容易にできるようにすることを念頭に置きまして変更させていただいております。営業外収益と費用については下段にまとめました。それから、収入の部は指定管理委託料、売上高、補助金等々の3科目とし、支出の部であります。これTKCの会計ソフトの様式に合わせまして、記載のとおり販売費に当たる広告宣伝費からの順序とさせていただきまして、その合計を記載することにより、損益計算書の販売費及び一般管理費に突合できることにいたしました。また、福利厚生費としていた項目につきましては、法定福利費と厚生費に分けたところでございます。

株式会社会津美里振興公社経営状況の報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1つご質問申し上げます。

最後の24ページの部分ですが、決算書のご苦労は本当に大変なものであったろうというふうに思う内容だったので、本当に敬意を表したいと思いますけれども、この予算書で特に温泉施設、例年ですとマイナス計上で案内されていたというふうに記憶しておりますけれども、このたびのを見ますと全て黒字にしております。当然努力してこのように持つていただきたいという意欲の表れかなというふうに推察はいたしますけれども、どういう考え方でこのような黒字の計上にしてあるのか伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 議員おっしゃるとおり、赤字計上を確かに実績では行ってございましたが、新年度においてコロナ禍においても2期、2期目というか、2年目を迎えます。そういった部分も踏まえて、切るべきところは、先ほど申し上げましたように抑えるべきところは抑えていきたいということでございますし、売上高についてもやっぱり入るを量りてということできっちり抑えていきたいということから、そもそも事業計画が三角表示というのはいかがなものかということもございまして、目標を立て、このような形で、幾らかでも経常利益につながるような計画としたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 説明としては、気持ちとしてはですね、考え方としては、姿勢としては分からなくはないのですけれども、いわゆる民間感覚からしても厳しいところは厳しい、ましてやこのコロナ禍の中で経費削減が今まで以上にやれるのかといったら、そうでなくても今までやってきているはずです。こういう経済情勢ですよと。そういう中で、意欲だけでこういう予算をつくっていいのかなというのが私の疑問です。

それから、もう一点、いわゆる地域商社、この活躍に私はすごく期待しております。期待を持っております。その部分で、もう一段の活発な営業活動といいますかね、事業活動を期待するところで、この部分の目標を高めにしていくというのはありだと思いますけれども、その2点について再度お願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 公共施設事業計画書の21ページの一番下に、目標とする施設利用者数というのを記載してございます。令和3年度、あやめの湯は4万8,000人、健康センター10万1,000人というふうに記載してございますが、実績は令和2年度で4万1,285人、健康センターが約9万人でございました。ただ、その前の年、令和元年があやめの湯5万1,000人ほど、それから健康センターについても10万9,000人ほどございました。ほっとぴあ新鶴についても、令和元年度は7,000人おりました。ただ、令和2年度は3,800人ほどでございます。せせらぎ公園については、令和2年度7,049人でございまして、令和元年度は7,255人でありましたが、これゲルが非常に利用が多くて、そこは手の届かない目標値ではないのではないかということで設定をさせていただいております。あやめの湯、おととしよりは落としておりますが、去年よりは上げたというか、去年の実績を見ながら、そんな形で計画計上させていただきましたので、確かにこの後またどういうふうに、コロナの状況で移動に自粛がかけられたりということはございますが、一応会社の経営といたしましてはそのような形で前を見てある程度、一定程度可能な人数を想定しながら見たということでご理解をいただきたいと思います。

それから、冒頭申し上げましたとおり、令和3年度の事業計画でもございましたが、地域商社事業についてはやはりこの後の、この後と申しますか、振興公社の基幹事業になっていかなければならぬというふうに認識してございます。なので、そういったところに重点的に事業活動を進めていく必要があるというふうには十分認識してございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） その1点目の部分ですけれども、いわゆるコロナ禍の中で収束がまだ見えていない、もうここに至って半年過ぎてもこういう状況が続いております。そういう中でですので、私はその意欲はすばらしいとは思いますけれども、少し懸念を持ったということです。ただ、今の説明

で意欲はひしひしと感じておりますので、期待して推移を見守らせていただきます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第15号を終了します。

○報告第16号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、報告第16号 会津美里町一般会計継続費の精算報告についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、報告第16号 会津美里町一般会計継続費の精算報告についてご説明いたします。

議案書11ページ、12ページ、併せまして提出案件資料2ページの報告案件⑤、報告第16号を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和元年度、2年度の2か年で継続費を設定いたしました新鶴小学校大規模改修事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

議案書12ページを御覧ください。令和2年度会津美里町一般会計継続費精算報告書でございます。左から款、項、事業名、全体計画では年度、年割額、財源内訳、実績では支出済額と財源内訳、比較として年割額と支出済額の差とその財源内訳を記載しております。内容でございます。9款教育費、2項小学校費、事業名、新鶴小学校大規模改修事業でございます。管理委託料及び維持改修工事について継続費として設定いたしました全体計画の年割額の計2億3,116万円に対しまして、実績の支出済額の計が2億271万9,000円でありましたので、比較の年割額と支出済額の差の計が2,844万1,000円となったところでございます。年度別の支出済額、財源内訳などにつきましては記載のとおりでございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第16号を終了いたします。

○報告第17号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君）　日程第6、報告第17号　地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君）　報告第17号　地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてご説明いたします。

議案書13ページをお開きください。併せまして、提出案件資料2ページの中ほど、⑥、報告第17号並びに別冊の報告第17号資料を御覧いただきたいと存じます。まず、議案書の13ページであります。本件は、令和2年度決算に伴いまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。1の健全化判断比率につきまして、別冊の資料となります報告第17号資料によりご説明いたします。

資料を御覧いただきたいと存じます。1ページは、健全化判断比率及び資金不足比率でございます。それぞれの比率につきまして、表の上から令和2年度、令和元年度、比率の増減となってございます。まず、実質赤字比率ですが、一般会計における赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計に赤字が生じてございませんので、バー表示となってございます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業を含む全ての赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものでございます。連結実質赤字が生じておりませんので、バー表示となったところでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計が負担する借入金の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものでございます。3か年平均は5.2%であり、令和元年度より0.3ポイント減少、単年度の比較では0.42ポイント減少しております。

この実質公債費比率の分析でございますが、資料の2ページをお開きください。太線で囲んでありますが、表の上段が分子、下段が分母となってございます。表の2列目が令和2年度、それから3列目が令和元年度、右端が令和2年から元年を引いた増減額、増減率となってございます。令和2年度の一番下を御覧いただきまして、単年度の実質公債比率が5.0%でありまして、前年度と比較いたしまして0.4ポイント減少したものでございます。この減少の理由ですが、右側の増減の列を御覧ください。分子において対前年比で1,504万4,000円減少してございまして、①の元利償還金の額が1,294万4,000円の増加となりましたが、④の公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が2,992万7,000円減少しており、また分母においては⑫の標準税収入額等において算定に用いる基準税収入額が増加したため1億1,356万1,000円増加するなど、対前年比で2億242万6,000円増加したことが主な理由でございます。

次に、資料1ページにお戻りいただきまして、今ほど説明いたしました実質公債費比率の右側でございます。将来負担比率であります。将来負担比率につきましては、町の借入金など、現在抱えております負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものでございます。将来の負担額に対し充当可能な財源が上回っているため、令和2年度におきましてもバー表示となつたものであります。

将来負担比率の分析であります。資料の3ページをお開きください。上から2行目の将来負担でございます。令和2年度、165億2,946万9,000円に対しまして、表の中ほどから少し下であります。充当可能財源等が208億9,341万6,000円であります。将来負担額を43億6,394万7,000円上回つてゐるため、バー表示となつたものでございます。

議案書の13ページにお戻りいただきたいと存じます。13ページ中ほど、2、資金不足比率についてであります。公営企業における資金の不足割合を示すものでございますが、資金不足は生じておりますので、バー表示となつたところでございます。

なお、町監査委員により健全化審査意見書におきましては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正と認める。将来負担比率については、将来負担額が充当可能額を下回ったため、算定がされなかつた。健全化判断比率は、早期健全化基準を下回つており、ここ数年良化してきているが、今後、財政状況がますます厳しくなることが想定されることから、より一層の努力が求められるとの意見をいただいているところでございます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点といいますか、ちょっとお尋ねをしたいことがございます。

9ページです。審査意見書の9ページから10ページにかけて、財産に関する調書というところがございます。監査の意見として、大変重くいろいろ述べられておられました。特に10ページの本庁舎及び複合文化施設の1点目点検に伴う云々、このところは大変重い指摘を受けているというふうに受け止めております。特にその中で3点、重要な問題提起がされました。1つ目は、いわゆる当時の議案第49号の変更契約について、それから2点目は点検時のいろいろな修繕という、不具合等の点検等の内容の変更記録がない、3点目はいろいろな不具合の修繕は行われているけれども、全ての理由がやむを得ない、やむを得ないで通してあると、その精査記録も見当たらない等々、重い問題提起がされたというふうに私は受け止めていました。この件に関して執行部からは、それに対しての適切な、的確な認識表明はまだ受けていないというふうに思っております。

まず、その点について、この監査の意見書、特にこの部分どのように受け止めておられるのか伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君）　監査意見書につきましては、財政部局で十分決算監査を行っていたいたい意見として真摯に受け止めているところでございます。また、複合文化施設の対応につきましては、私のほうからはちょっとお答えはできないかなというふうに思っております。一応財政部局としては真摯に受け……財政と申しますか、町として真摯に受け取っているということでございますので、あと対応につきましては、ここでまずお話しするかどうかということですが、そこはちょっと明確に私のほうからは申し上げられないということでございます。

○議長（谷澤久孝君）　根本謙一君。

○11番（根本謙一君）　いずれにしても、これは所管の立場としてはそういうことになるかもしれませんけれども、結局町長がこの意見書を、報告を受けているわけですので、私は町長のご認識も伺えればよろしいかなというふうに思っております。議長の差配で結構ですので、認識、どうするのかと、けじめをつけなくていいのかということですよね。これで通して事務方のいわゆる瑕疵はなかったのか。きっちりしないとけじめがつかないというふうに私は思います。ずるずる来てしまっているという印象は否めないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、町長。

○町長（杉山純一君）　今ほど財政課長からの答弁があったわけでありますけれども、監査を受けてその指摘を受けたわけであります。この監査意見書については真摯に受け止めて、今後に生かしていくといふうに思います。

○議長（谷澤久孝君）　根本謙一君。

○11番（根本謙一君）　町長、真摯に受け止めるのは至極当たり前のことですよ。そういうことでは私はないと思っています。どうするのですかということを言っているのです。それを生かしていくという話ではない。やっぱりけじめはつけなくてはならないのではないですか。もっと申すならば、これ2年目以降は保証期間は外れていくというふうに思った場合、考えた場合に費用発生……

○議長（谷澤久孝君）　根本議員に申し上げますけれども、今報告第17号のこの報告について質疑しているので、ちょっとそこまではっきりするのはいかがなものと思うのですけれども、いかがですか。

○11番（根本謙一君）　すみません。それもその指摘を理解するところですので、それはまた別の機会にさせていただきます。分かりました。

○議長（谷澤久孝君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　質疑なしと認めます。

これをもって報告第17号を終了いたします。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩　（午前11時04分）

再開 (午前11時15分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

○報告第18号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、報告第18号 会津美里町教育委員会点検・評価の報告についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、報告第18号 会津美里町教育委員会点検・評価の報告についてご説明いたします。

議案書14ページ、提出案件資料2ページ上から4段目、別冊、令和2年度会津美里町教育委員会点検・評価報告書を御覧ください。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和2年度の会津美里町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果について報告するものであります。

別冊の点検・評価報告書を御覧ください。1枚めくっていただきまして、「はじめに」の中ほどにありますように、本報告書につきましては、会津美里町の教育行政の充実を図るとともに、町民の皆様へ理解していただくことを目的に、令和2年度の教育委員会の活動と第2期会津美里町教育振興基本計画の進捗状況について点検、評価を行い、有識者会議の意見を付して、教育委員会として報告書にまとめたものであります。

構成につきましては、次のページの目次を御覧ください。目次の1、教育委員会点検・評価の概要から6、第2期会津美里町教育振興基本計画の指標まで、大きく6項目に区分しております。

まず、1ページから3ページにつきましては、1番、教育委員会点検・評価の概要として教育委員の構成、組織、点検・評価の趣旨、仕組み、項目、スケジュール、有識者会議委員の構成について記載しております。

次に、4ページから10ページまでは、2番、教育委員会活動の点検・評価として、教育委員会活動の点検、評価の観点、活動状況について記載しております。10ページから12ページにその活動に対する自己評価を、13ページには令和元年度点検評価報告書の総括を踏まえた課題に対する取組と自己評価を記載し、14から15ページに有識者会議の意見を付しております。

次に、3番、第2期会津美里町教育振興基本計画の進捗状況についてとして、16ページから36ページに「子ども教育の充実」について、37ページから49ページに「生涯学習の充実」について、50ページから56ページに「生涯スポーツの充実」について、そして57ページから64ページに「地域文化の振興」について記載しており、それぞれの基本施策についての実績と自己評価並びに有識者会議の意見

を付しております。

65ページから66ページには、4番、総括を踏まえた課題を記載しております。

次に、67ページから70ページに5番、会津美里町第3次総合計画の指標並びに6番、第2期会津美里町教育振興基本計画の指標についての令和2年度の実績値を記載しております。

67ページの「子ども教育の充実」では、中学3年生の体力・運動能力テストの結果は前年度より若干上回りましたが、小学6年生の体力・運動能力テストの結果及び小学6年生と中学3年生の標準学力検査の結果は前年度より下回り、第3次総合計画前期計画の最終目標値には全て達することができませんでした。しかし、69ページの教育振興基本計画の指標については、家庭学習時間、メディア使用時間、読書冊数において小学6年生、中学3年生ともに前年度よりも大幅に上回っております。臨時休校や感染拡大防止のための外出自粛などにより、家庭で過ごす時間が増えましたが、学校の指導により家庭学習や読書などの習慣が定着してきたものと考えております。

67ページ下段の「生涯学習の充実」では、コロナ禍のため、目標を持って学習を行っている町民の割合や生涯学習講座の参加者数が前年度より大きく減少しました。公民館図書等の貸出し数については前年度より若干下回りましたが、貸出し期間の延長や貸出し冊数の増加などのコロナ禍での対応により、第3次総合計画の目標値は達成することができました。70ページの教育振興基本計画での「生涯学習の充実」の指標については、感染症対策のため、授業の中止や参加人数の制限等のため、各種学級、講座の参加率は全て下回っております。

68ページの「生涯スポーツの充実」及び70ページの教育振興基本計画の「生涯スポーツの充実」の指標については、コロナ禍でスポーツ関係の事業がほとんどできなかったこと、社会体育施設の利用自粛制限などが要因となり、大きく下回っております。

68ページの「地域文化の振興」では、町内文化財の保存活用事業の件数、地域の歴史や文化財に親しむ機会を持った方の人数については、コロナ禍のため、事業の中止や参加人数の制限等により前年度より減少しておりますが、目標値は達成することができました。

さらに、70ページの教育振興基本計画の「地域文化の振興」については、2つの指標は前年度同様ですが、文化団体協議会加盟団体数はこの5年間で毎年1団体ずつ減少しております。団体の構成員の高齢化により、団体を維持していくのは大変なことですので、団体の統合などにより活動を続けられるよう助言しているところであります。

令和2年度の点検、評価の結果、コロナ禍でできなかった事業もありましたが、教育委員会といたしましては、第2期会津美里町教育振興基本計画に沿い、おおむね事業を遂行することができました。また、有識者会議委員から多くの肯定的な意見を得られました。この点検、評価結果を基に、令和3年度からは第3期教育振興基本計画に基づき、新たな課題解決に向けて各種事業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明は終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 4点お伺いしたいと思います。認識を深めるためにお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、ページ12、教育委員の方々が施設訪問をされた中で、③ですけれども、家庭教育と考えられる内容まで学校に要請といいますかね、学校で担う状況が出ていることについての憂慮を述べられております。このことについて。

2点目が、ページ13から14、さらにはページ38から39にあります家庭・地域・学校等の連携の中でのコミュニティースクールのことについてお尋ねをしたいと思います。

3点目は、ページ27、子どもたちの「こころ」を支える仕組みづくりについて。不登校出現率、このことについてお願ひします。

4点目は、ページ59、文化財の有効活用、向羽黒山城跡の整備、調査について。

以上、4点内容をお尋ねしたいと思います。

まず、まず1点目ですけれども、この内容を見ますと、誰もが家庭の役割と認識していたことを学校が担っている、教員の負担が重荷になっていることが明らかになったということが挙げられております。これ具体的にどのようなことなのか。想定されなくもないのですけれども、ここに載ってくるということはそれだけやっぱり深刻なのかなというふうに思っているところがありまして、差し支えなかつたらお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの12ページの文教施設訪問の③、家庭の役割を学校が担っているという部分でのご質問でございますが、この件につきましては、例えば家庭からの持ち物、お家から持ってくるものの確認であったり、あるいは例えばお家でお薬を飲んできたかどうかですかとか、そういう朝や前の日にご家庭でもう確認していただいたり、薬を飲ませていただいたりという、そういう本的にきめ細かいところまで学校のほうで先生方が一つ一つを確認をしているというところが学校の先生方にとっての負担が大きくなっているというようなことがいろいろと、細かいお話ではありますが、先生方からお話を伺ったところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） それは、家庭から要請されているということではなくて、学校サイドでやっぱり子供一人一人一応状態を把握している中で、例えば今薬のことを言われましたが、これ大事なことですので、やはりおもんぱかってそこまで確認作業的にやってしまっている、やらざるを得ないということなのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 保護者の方と話合いをしまして、ご家庭でやっていただきたいこと等をいろいろとその児童に合わせてお話ししているところではあるのですが、どうしてもご家庭で難しいという部分についてなどは学校で担っているというようなことでございます。保護者の方との協議の上でということになります。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） あまり細かいところに入していくつもりはありませんけれども、やはりよりコミュニケーション取りが必要なのかなというのと、あとその辺は広報、周知を図るのではないですけれども、文書で出せばいいという話ではないと思いますけれども、そこはやっぱり考えていく必要があるのかな。確かに給食食べた後薬ということも当然あることも考えられますし、細かいところに入っていったら切りがないですけれども、そこはしっかりコミュニケーションの充実を図る必要があるのかなというふうに思うところです。分かりました。

2点目に入ります。コミュニティースクールの開設に向けてですけれども、来年度にはもう設置するというふうになっておりますね。ここで有識者からのご意見もありますけれども、やはり理解がまだまだ進んでいないところがあるかなと。確かに国が相当先行して理念を落としてきているということがあります。これから大事なところになるかなというのは理解するところですけれども、相当準備を入念にしておかないと、共通認識を持ってスタートしていくということにはなかなかにくいのかなという。言われているからやるみたいなところであっては私決して、いけないと。当然大事なこれから在り方かなというふうに考えればそういうふうに思うところですけれども、そこは準備万端にいくということでしょうから、再度の認識と今のところの進捗状況をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのコミュニティースクールに関するご質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり、周到な準備をして、住民理解の下に進めていくという姿勢はそのとおりでございます。現在の進捗状況といたしましては、委員会でコミュニティースクールの在り方をどのようにしていくか、学校運営協議会の例ええば構成員であったり、それから小学校、基本は法律によっては学校を基につくるというのが基本でありますし、特例の、昨年度の法改正で中学校区ごとにつくっても構わないというふうな改正もありますので、そのようなことも視野に入れながら、委員の間で現在検討を進めている段階でございます。

なお、再度でございますけれども、コミュニティースクールは地域の方に参加いただきまして、地域とともに学校をつくっていくというふうな趣旨でございますので、今後、地域の住民の方、保護者の方に理解いただくよう、十分な情報提供をしていかなければならないかなというふうに考えておりますし、ただ全て理解が浸透するまで待っていてはなかなか進まないこともありますから、つくることと広報してご参加いただくように、啓蒙と言ったら失礼ですが、PRしていくことをやっぱり同

時進行でやっていく必要はあるうかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） そのとおりだと思います。異論はありません。いわゆるP T A活動の中で先生たちとコミュニケーションを取りながら、学校にあるべき姿で共通認識を図っていくということの、もっとステージがぼおんと上がってしまいます。学校運営に関わっていくということなので、それはどういうことなのかというのをやっぱり理解を深めるには時間かかると思いますので、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

次に、3点目へ行きます。27ページの不登校出現率です。私もびっくりしました。2倍になってしまっているという、これはある意味ショックなのですけれども、でも専門家から言わせると無理に学校に行かせるということもいかがなものかという一つの知見がございます。そういう中で、登校するようにするようにという、しむけただけの捉まえ方はどんなふうに学校側は受け止めているのかなというのが今の私の知りたいところです。不登校児を全て学校に呼び戻したい、その気持ちは分かる、考え方は分からなくなるのですけれども、詰めればやはりそこまで学校が考えているのかな、どこまで考えているのだろうなというところをお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまの不登校に関するご質問でございます。議員おっしゃるとおり、これは国においても、ご存じのとおり義務教育の機会確保ができまして、無理に登校させるというよりはその不登校に陥っている子供の状況を把握して、その子供の実態に即した対応をしていくというふうなことが現在考え方といいますか、施策の主流になってございます。ですから、学校も子供たちの状況をつぶさに把握しながら、例えば、学校によって若干違いますけれども、不登校の子供たちに対する個別のカルテみたいなものを作っているのです。それを校内で共通認識しながら、役割分担しながら当たっているところでございます。これにおきましては、子供の実態に応じて登校刺激を与えていいものとか、まだそこまでいかないので、家庭訪問によって学校の状況を話してちょっと刺激を与えてあげるとか、場合によってはなかなか、ひきこもりに近い状況のような子供も若干おりますので、そういう場合には今後、学習教材を提供して家でやったものを回収して見てあげるとか、様々な対応をしているところでございます。一概に強い登校刺激を与えることが全て好結果を生むわけではございませんので、個々人の実態に応じて今後とも不登校の、私は復帰傾向を増やしてくれというふうに校長には申しておりますけれども、復帰傾向を高めるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） そうですね。これはもう個別にならざるを得ないというふうに思われますので、今丁寧な方針を伺ったので、よろしくご努力お願いしたいと思います。

4点目に参ります。向羽黒山城跡の調査整備事業ですけれども、内容を見ますと、国からの指導があつて計画の見直しをするという、概略的にはそういうふうに受け止めました。これどういうことなのか、結構いろんなところが、その往時の状況が見えてきているというのもあるわけで、大変わくわくさせていただいて、大変興味深い事業だと思っております。どういう見直しの内容を想定しているのか教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 向羽黒山城跡の調査整備事業の見直しについてでございますが、文化庁のほうからいろいろとご指導をいただいておりますが、1期5年間の、全部で4期の合計20年間の当初の計画でございましたが、1期が若干期間が延びております。2年ほど延びておりますので、そういったことも含めまして、全体的に大変広い、大きな向羽黒山城跡でございますので、その中の具体的にいつどこを整備するか、どういった目的でやるかという部分をきちっともう一度精査するところが今現在、計画を見直しているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。確かに本当に広いですので、掘れば掘るほどいろいろな貴重なものが出てきたり、相当時間かけて考察しなければならないということも出ているやに伺っておりますので、計画が延びるということは当然国の支援も必要になってきますけれども、その点も含めて見直しを図っていくという理解でよろしいのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今ご指摘いただいたとおり、国のほうから言われていることは、私まだ勉強不足なのですけれども、委員会でご指摘があったことにつきましては、結局今やっている現状把握のためにいろんな、伐採したり草を刈ったりして整備をしているわけですが、それをいつまで続けるのだというふうなことを言われております。ですから、もう現状が大体分かったのであれば早めにどこを最終的に残すような整備をして、あとは草とか木はもう毎年伐採しても切りがないところもございますから、そういうところを明らかにしていくべきだというふうな指摘を受けたものと認識しております。今係のほうで最終的にどういうふうな姿にしていくかというのを想定しながら検討を進めているものと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、期間は20年というふうに、ずっとそれでいくことの理解でいいのですか。その中で。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 期間につきましても、改めて見直しといいますか、検討しております。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） ページ数は22ページから23ページにかけての情報教育の充実に関してですけれども、ICT支援員を派遣しながらやっているわけですけれども、小中学校の事業として、それで23ページの2段目の後段ですか、学校間格差を是正していく必要があるということが申し上げられているのですけれども、いわゆるかみ砕いて言えばこれ町内の小中学校、ICTの支援に関して学校間格差があるというふうに私は思うのですけれども、その辺もうちょっとかみ砕いて教えていただきまます。令和3年度について見直しを図っていくのか、その辺ちょっと。学校間格差を是正していくことが必要であるということは、それぞれ学校間格差でICTの支援員の充実をやりながら、教員に対してやっているわけですけれども、ちょっとかみ砕いて教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問でございます。まず、ここで表記あります学校間格差ということでございますけれども、これにつきましては、この書き出しの部分でございますね、いわゆる教職員の情報教育に関するリテラシー、能力でございますね、それに大きな格差があるということございます。ですから、それを埋めるために情報に関するICT支援員を派遣したり、研修会を設けたりして、様々な形で格差を解消していくというふうな取組をしなくてはならないということでございます。

なお、現在、本町におきましては、学校規模が適正だったり、それからICTに堪能な教員がいるということで、宮川小学校を一つのモデルとして現在、どんどん、どんどん先に先に進めていただきながら、その情報をほかの学校に普及させながら、なるべく同じ取組ができるように今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 小学校に関しては今教育長がおっしゃったように理解しますけれども、中学校に関してはどうなのでしょう。町内に3中学校あるわけですけれども、その辺はどんなあんばいなのでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 中学校に関しても同様でございます。小中学校合わせ7校の中で宮川小学校を今トップランナーとしてどんどん、どんどん活用を進めてもらっています。中学校3校につきましても、宮川小の先行事例などを基に活用を進めているということもございますし、また中学校は中学校なりの使い方も若干ありますので、例えばタブレットを使って様々な繰り返し学習ドリル、そういうことを進めていることなんかも小学校よりも中学校でたくさん使っているような事例もありますので、今後2か月に1遍ほど担当の教職員の会合で情報のやり取りをしているのですが、その中で相互のいいところ、好事例を交換しながら使い方をどんどん、どんどん普及、発展させていければなというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 3点お願ひいたします。

コロナ禍の中で非常に教育関係も難しくなっておるかとは思いますけれども、まず1点目、10ページの評価の中の②番の中に事務事業の精査ということで評価の中で出ておりますので、これが1点です。

それから、14ページ、これは有識者会議の意見の中で、昨年進められた感染症対策学生エール事業のこと出ておりましたので、ちょっとこれについてもお伺いします。

それから、3点目ですけれども、17ページになります。こちらも有識者会議の意見の、これは2つ目、具体的な内容を伺っておりますので、こちらのほうについてお伺いします。

まず1点目です。10ページの、途中からですけれども、議案の内容が事務的に十分精査されていないケースも見受けられたと。特に法令等に関わる案件を提案する場合、これまで以上に町部局の法制担当と十分な検討を行うことが必要であると、このような。これが2年度の活動に対する評価として出されております。今回6月会議でもやはり同じような内容で指摘されて、問題になっております。2年度に対するこの評価の内容に対してどのように受け止めて、どのように対策を取ろうとされたのかお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの10ページの評価の②番の件についてのご質問でございますが、この件につきましては令和2年度の教育委員会の会議の中での議案に不備があったところが若干ありましたので、その件について法令の改正等については特に課内でもよく精査するように、また町部局の法制担当とも十分に話し合うようにということで進めております。ただ、大変申し訳ありませんでしたが、6月の議案では不備がありまして、本当に申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 今年度もそうなのですけれども、最終的には確かに総務課チェックということで議案のほうは議会のほうに上程されますけれども、やはり大本になっているのはそこの所管の部署ですね。しっかりとそれは対応していただかねばならないと思いますけれども、これからもそうなのですけれども、しっかりとそこは押さえていくというきちっとした回答をいただきたいのですが。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの件につきましては、本当に担当課の中で、課の中で係員、係長、補佐、そして課長とおりますので、それぞれの段階できちっと確認をするとともに、まずは課の中でよく話合いをしましてということで、あと決裁の中で確認をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） それでは、14ページなのですけれども、有識者会議のほうからご意見として、感染症対策学生エール事業、この事業に関しては評価されております。私の認識が違っていなければ昨年1年間で終わってしまったと思いますけれども、今年はもっとひどい状況になっております。今学校などでは外的なところから感染するのではなくて、むしろ子供同士から感染して、それが家庭のほうに持つて帰る、そのような大変悲惨な状況にはなっております。ただ、この学生さんたち、昨年よりちょっと情勢的に緩んでいるのかなと。戻っている方たちも結構多く耳にします。ただ、それにしても、都会のほうにいらっしゃる方たちは本当に大変な思いをされています。このエール事業に対してこれからでもまた取り組まれる、私は必要性があるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 学生エール事業につきましては、今年度につきましては、4月当初といいますか、春先からやはり学生さんがこちらに戻っている方の話を結構聞いたりしまして、この学生エール事業の周知についても昨年度予定されていたほど周知もできなかったということもありまして、123名の方にはお届けできたのですが、なかなか広がっていかないということもありましたので、今年度この事業については取り組むような考えは今のところはございません。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） これって本当にまだ、確かに数字的には落ちてきているかもしれませんけれども、潜在的な感染者が本当に計り知れないと、そういう意見も出ております。町の子供さんは本当に町の宝ですので、そういう事業の展開というのはやはり再度しっかりと検討していただければ、せっかく評価を受けている内容ですので、私はそのように望みます。

3点目です。17ページになりますけれども、有識者会議のやはり意見の中で、2番目、これ町のほうで回答されたようのですけれども、「安全・安心な保育内容」を優先させ、「様々な幼児教育」を検討していく必要がある」ということを受けて、「具体的にどのような「保育内容」や「幼児教育」を想定しているのか」と。これが疑問形だけで終わっております。私も大変興味があります。これについての考え方をお伺いしたいです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） この17ページの有識者意見の2点目につきましては、当初、有識者会議の説明の中で、「安全・安心な保育内容」を優先させ」というようなことでご説明申し上げたところですが、では具体的に何をどんなふうに考えているのだということで、この点を16ページの評価の白丸と黒丸のところに具体的な内容を記載したところでございます。「安全・安心な保育内容」ということで、園での感染症対策というのがなかなか難しいところがございます。小さい子供さんですので、マスクの着用がなかなかできないということもありますので、そういったところではございますが、子供さんがマスク着用できないこともありますし、保育者がマスクをしていると表情やいろんな意思を伝えにくいというようなことがありましたが、それらについては、ここに記載して

いるところ、話をしっかりと聞くとか自分の思いを言葉で伝える、そして絵本や物語になれ親しむや、あとは自分ることは自分でやるといったようなことを特に気をつけて重点的に保育の中で実践するというような内容でございます。そしてまた、体を動かして遊ぶことにつきましては、マスク着用のこともありますが、やはりマスクをあまりしない、子供さんたちでございますので、息が上がらないような運動量や時間の制限なんていうこともありますので、そういったことでここは黒丸としての反省ではございますが、これらのことについて今後また令和3年度についても十分に検討していくということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 内容は分かりました。この黒丸が何とか改善された方向で、こういったようなことでこんなふうに遊ぶことができたといったような評価になっていくといいなと思いますけれども。

1つだけ最後に。有識者会議の意見というのは、例えばこのような疑問形で終わった場合は何らかの形で答弁はされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） このご意見をいただいた後に、次の会議の際に具体的に説明をしております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第18号を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 (午前1時5分)

再開 (午後1時0分)

○議長（谷澤久孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○承認第10号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（財産の処分について）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

[教育文化課長（松本由佳里君）登壇]

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、承認第10号 専決処分の承認を求めるについて（財産の処分について）をご説明いたします。

議案書15ページ、16ページ、提出案件資料2ページ、下から2段目を御覧ください。本案は、令和3年7月28日、会津森林管理所において行われた分収木売買の公売により、学校林の一部を処分したものです。

内容につきましては、種別は立木、所在地は福島県大沼郡会津美里町沼田字居平丙854番地、木の種類といたしましては杉、ヒノキ、カラマツほかです。数量は6,567.54立米で4,502本、売却価格は1,297万1,200円で、相手方は福島県喜多方市慶徳町山科学宮前4780番地7、株式会社ノーリン、代表取締役、斎藤邦雄であります。

今回の案件につきましては、700万円以上の財産の処分に該当するため、議会の議決が必要となります。契約締結期限までに議会を開催する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明は終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） ちょっとお聞きしたいと思うのですが、専決処分については地方自治法の第179条、第180条、2通りありますね。今第179条、議会を開くいとまがないということですが、これ令和3年7月28日ですよね。だとすれば、8月の通年議会ですから、8月に出すべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの件でございますが、7月28日に会津森林管理署より立木公売を執行して、公売の結果売却が決まって、約1,200万ほど美里町のほうに入金がある旨の連絡がありました。この内容につきましては、8月3日付で分収木の売買契約を会津森林管理署と落札業者で行ったという内容のものでした。この分収金の受領をもって居平部分林の契約が終了となる。そして、分収金について契約日より20日以内に入金となるというような、大変タイトな中で進んだものでありますので、8月の議会開催ということはなかなか日程的に難しいということで、今回の専決処分とさせていただいたものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 7月28日の今の説明は、金の流れをどうのこうのと言っているのではないです。発生主義になっているわけです、契約ですから。なぜ8月中にやれなかつたのですかというの。ましてや地方自治法第96条の議会の議決を入れるものですよ。ちょっとこれ遅いですよ。教育長、い

かがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

今事務方からも報告ありましたけれども、手続について私も詳細存じ上げなくて大変申し訳ありませんでした。確かに8月議会に間に合わなかつたということについては大変申し訳なく思っておりますが、手続上やむを得なかつたのかなとも認識しております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 何度も言いますが、法律上の行為をきちんとやらない上でやむを得なかつたというのはないのですよ。やむを得なかつたということは、やって初めて、何かの災害とか何かあつた、天変地変が起きたときにやむを得なかつたと。こういう手続上をやらないで都合のいい言葉、やむを得なかつたという、そういう言葉は教育長、ちょっとおかしいでしょうよ、あなた。やむを得なつて。何でもやむを得ないって、そんな済まないのでですよ。地方自治法、そういう法律というのは、自治体は法を前提にしてやっているのですから、もう少し言葉気をつけて答弁していただきたい。あと私は言いませんから。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） それで、これ学校林というようなことでありましたけれども、大変この金額として、1,200万以上の金額なのだけれども、学校林で売買できる規模からして、これどのくらいの規模なのかね、今回売買された面積というかね、その辺分かれば報告していただきます。

○議長（谷澤久孝君） 載っていますけれども、ここに。

○10番（佐治長一君） いやいや、だからそれは全体のどのくらいの……なるのか。いいから。俺聞いているのだから、ごちゃごちゃ言っているな。

○議長（谷澤久孝君） ここに載っている面積ではないということですか。そのほかの面積を……

〔「面積じゃない。全然資料もらっていないでしょう、

これ」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） はい、分かりました。

では、答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの面積ということでございますが、面積につきましては9万5,587平方メートルでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 私ら分かるように、売買可能のどのくらいの内容なのですかという、そこをちょっと言っていただければいいのです。まだまだ売れる材料があるのですかということも含めてということ。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 学校林につきましては、沼田字居平の、今回の居平部分林のほかに沼田字館ヶ曾根部分林というところがございます。これが学校林設定条例により2か所設定されております。このうちの居平部分林についての全てが今回の面積でございます。あと残るのは、館ヶ曾根部分林というところが残ってございます。そちらにつきましては、館ヶ曾根部分林につきましては、契約面積が4.1581ヘクタールでございます。そちらにつきましても杉やアカマツなど、今現在で分かる範囲ではおおよそ2万3,000本程度植林されているものでございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第10号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議案第56号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第9、議案第56号 会津美里町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

[政策財政課長（鈴木國人君）登壇]

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第56号 会津美里町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明いたします。

議案書28ページ、提出案件資料3ページ下段、別冊となります。議案第56号 会津美里町過疎地域持続的発展計画を御覧いただきたいと存じます。まず、議案書28ページでございますが、本案は会津美里町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案につきましては、時限立法でございます過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で終了し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、策定するものでございます。計画の策定に当たりましては、福島県過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、会津美里町第3次総合計画後期基本計画並びに会津美里町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略との整合性を図り、パブリックコメントに対する意見等を踏まえまして作成したところでございます。

なお、本計画に関する検討の正式協議につきましては、令和3年8月30日に同意をいただいているところでございます。旧過疎計画との違いであります。大きく2つございます。1点目は、目標値を設定し、より具体的な事業を掲載することでございます。目標値の設定については、第3次総合計画後期計画や総合戦略に掲げる目標値により設定をいたしてございます。

2点目は、参考資料であります。本計画では詳細な事業計画については参考資料として提出させていただいております。議決案件は本書ということであり、詳細な事業計画は参考資料であることから、今回より参考資料として提出させていただいておりますので、よろしくお願いします。

別冊の会津美里町過疎地域持続的発展計画を御覧ください。表紙を開いていただきますと目次がございまして、1ページから3ページまでが目次となってございます。全体の構成を示しております。旧過疎計画と比較しまして、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、それから7の子育て環境の確保、3ページをお開きいただきまして12、再生可能エネルギーの利用促進が加わりまして、12の施策区分となってございます。

4ページをお開きください。1、基本的な事項となっておりまして、(1)、会津美里町の概況でございますが、自然的条件、歴史的条件、社会的条件、経済的諸条件を記載してございます。

6ページをお開きください。過疎の状況としまして、昭和35年からの人口、高齢者比率の状況を記載し、7ページではこれまでの過疎対策の成果及び課題、8ページにおきましては社会経済的発展の方向として農業、観光、雇用の場の確保に係るそれぞれの方向性を記載してございます。

9ページからは、(2)、人口及び産業の推移と動向として人口の推移、10ページで人口の見通し、12ページ下段に産業別就業人口の推移と動向を記載してございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。(3)、行財政の状況でありますが、中ほどの財政状況としまして、生産年齢人口減少に伴う町税収入の減少、普通交付税の一本算定に伴う縮減などによる影響を記載してございまして、15ページでは平成22年度、27年度、令和元年度の財政の状況を記載してございます。

また、16ページは施設整備水準等の現況を記載してございます。

17ページは、(4)、地域の持続的発展の基本方針でございます。基本目標として、地域を担う人材の確保や育成、地域経済の活性化、情報化の進展、基幹道路の維持・整備、地域医療の確保、子育て・教育環境の充実、集落の維持及び活性化、農地・森林等の管理・保全等を実施していくことが課題であります。そのため、移住、定住の促進や地域と多様な形で関わる人材との関係性の構築、デジタル、情報通信技術の利活用等による情報化の推進、再生可能エネルギーの利活用など、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、持続的な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を実現するための取組が重要であることを踏まえまして、「人と地域」、「しごと」、「くらし」の3つの柱を置き、「持続可能な里・山社会の実現」を目標として施策の展開を図っていくものでございます。施策の方向といたしましては、3つの柱であります「人と地域」で4項目、18ページにまいりまして「しごと（雇用・経済）」で4項目、19ページから20ページで「くらし（生活環境）」の11項目の方向性を記載してございます。

21ページをお開きください。(5)、地域の持続的発展のための基本目標でございます。人口に関する目標につきましては、総合戦略と整合性を図り記載しており、合計特殊出生率、社会動態、将来人口について目標値を定めてございます。

25ページに参りますが、25ページでは財政力に関する目標につきまして、現状における検証、課題、基本的な考え方と将来に向けた取組を記載し、26ページで具体的な目標を定めてございます。その他といたしまして、SDGsに関する事項と(6)、計画の達成状況の評価に関する事項について記載してございます。(7)、計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間としてございます。

27ページをお開きください。(8)、公共施設等総合管理計画との整合でございますが、公共施設等の管理に関する基本的な考え方と本計画における考え方について記載しているところでございます。

28ページからは、施策区分ごとの現状と問題点、その対策、計画、それから公共施設等総合管理計画との整合の4点について記載してございます。まず、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成でございますが、28ページから34ページまでの記載となっております。続いて、産業の振興でございますが、産業振興は35ページから43ページまででございます。また、次の地域における情報化については44ページから47ページ、それから交通施設の整備、交通手段の確保につきましては、48ページから52ページまでとなってございます。生活環境の整備については53から58ページ、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、59ページから65ページまででございます。それから、医療の確保についてでありますが、これは66、67ページ、教育の振興について68から72ページまで、次に集落の整備については73から75、地域文化の振興については76、77でございます。また、新たに加わりました再生可能エネルギーの利用促進につきましては78ページ、その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、79ページから80ページとなっているところであります。そ

それぞれの施策区分ごとに現状と問題点を把握しまして、その課題解決のための対策、事業計画を記載しておりますが、この過疎地域持続的発展計画は本町における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図り、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正などを目的としてございますので、第3次総合計画後期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略などにおいて計画してございます事業について、この事業計画に盛り込んだところでございます。

次に、81ページから85ページまでは、過疎地域持続的発展特別事業分としまして、各施策区分のソフト事業について記載しているところでございます。また、再度になりますが、参考資料につきましては令和3年度から令和7年度までの5か年間の事業計画と、年度別事業計画としまして財源内訳を含めました令和3年度の事業計画を記載したところでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 2点お伺いします。

1点目は確認になりますが、先ほど課長の説明もあったのですが、議案では別冊というふうに表記してあるのですが、この議案第56号と書かれた冊子のみが対象だというふうに認識し、参考資料はあくまでも単なる資料だということで、議決するのはこの議案第56号と書かれた冊子の部分だけだということで1点ここは確認させていただきたいと思います。

2点目は、計画の73ページ、10番、集落の整備で、そのページの（2）、その対策、（イ）の2行目後半に過疎集落の再編という記述があります。これについて、具体的に想定している内容はどういうことなのかというのをお聞かせ願いたい。あわせて、集落の概念からすれば市街地の部分はならないのだと思うのですが、実際には市街地においても行政区においては高齢化で人口が少なくなつて地域コミュニティーがなかなか保てないという状況もあるので、集落の整備のその対策としてはちょっと意味合いが違うのかなとは思うのですが、そういった市街地における、例えば自治区の再編というのも念頭に置かれて位置づけられているのか。

以上、2点お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、1点目の別冊の部分でございますが、おっしゃるとおり、別冊のこの文言の計画、これが議決をいただくようにということでございまして、あとあくまでこれをつくるための資料、これをつくるための参考資料だという位置づけで様式等々にも示されてございますので、そのような形で今回お願いしたところでございます。今までですと、これ1冊で多分なつていて、どちらも議決していただいていたのか、1冊ですから、今回からはそれを分けさせていただい

て、あくまでその文言のほうで議決をいただきたいということでございます。

それから、いただきました73ページの過疎集落の再編についてであります、まさしく高齢化というのは進んでございまして、地域も人口が少なくなってきた。ただ、今市街地内のお話でございましたが、具体的にこれをこうする、ああするというところまで今いっているものではございませんが、もう将来に向けて、近い将来と申しますか、そういったことが出てくるということで、ここに文言としては記載させていただきました。ということで、隣同士がいいのか、少しその際に区域割、そういうったところも含めて考えていく必要があるということでここに記載をさせていただいたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 分かりました。今までと計画の冊子そのもののつくりが違うので、この5か年の計画についても議決に付された場合、これを議会が了解したのだということで物事が進んでいくいろいろ課題が生まれるのかなというのを危惧したのですから、あえて確認をさせていただきました。あくまでも文言の、議案第56号と書かれた冊子の部分だけだということで理解をいたしました。

2点目の集落については、集落というか、行政区の部分、実際に市街地におけるその行政区の過疎化の部分もこの計画上の文言で対応というか対策を、例えばこれから起債を起こすにしても例えばそういう何かハード面でいろんな事業が出てきたときに、これを含めて施策を打っていけるのかどうかというところもあるので、再度2点目の部分だけもっと単純に、市街地の行政区なんかについても見据えた形で、この部分で取り組んでいくのであればそのようにお答えいただければ理解がスムーズかなと思うので、2点目の部分だけお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、確かに市街地においてもそういった現象があるということは承知しております。現にそういった相談も今受けているところではございます。ただ、では事業としてどういうものをやるかということではなくて、今やはり地域による話合いなり、そういった形を今取っているというところでございます。ただし、やはりそういった問題がございますので、こういった限界集落の再編だけではなくて、そういった市街地における高齢者だったり、人口減少にも対応をしていかなければならぬと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 要はこの計画の中で集落という表現になっているのですけれども、市街地の部分をこの計画のこの部分ですくっていけると。結局過疎地域が要は持続的に発展していくための計画ですから、そういった部分もこの計画ですくっていけるのかというところを確認させてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 当然この、ここについては限界集落というような説明ではございますが、やはり人口減少、全体の問題として今の議員提案のあった話はありますので、当然ここも含みま

すけれども、この計画自体で過疎の一つの対策と思っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 78ページの再生可能エネルギーの利用促進でありますけれども、令和3年度から当分、5年の間には計画としては森林資源活用推進事業、これだけうたっているわけですけれども、再生可能エネルギーはもっと多様にあると思うのです。そこら辺もやっぱり他の自治体に先駆けて、美里らしいやっぱり自然資源を利用した、生かした再生エネルギー等も考えられるのですけれども、その点ちょっと伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） おっしゃるとおり、再生可能エネルギーいろいろあるかと思います。ただ、この過疎計画、冒頭申し上げましたとおり、まとめさせていただきました第3次総計の後期基本計画とまち・ひと・しごと、もう既に計画計上されている事業についてさらにより具体的に記載をしなさいということになってございましたので、現在進めているいわゆる木質バイオマスなんていうふうにも書いてありますが、こういった文言を記載したところです。これは広域的に検討しているところであります。今後、おっしゃられたように、いろんな自然エネルギー、多分風力もありますが、小水力発電もあればいろんなこと、地熱利用というのもあるかと思いますけれども、それはいろいろあるので、今後、具体的にそれが事業として行われるような環境になってくればここで読み取れるかなというふうに考えてございます。ただ、現時点ではここまで、この直近5年以内にできる事業を具体的に挙げなさいということでありましたから、このような書きぶりになっているということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 今の課長の答弁も了解するのですけれども、やはり今最先端ですよね、再生エネルギー導入ということは。日本全国どこでもやっている。先に手を挙げて事業に着手しようとする自治体も多いですから、美里町においてもこの5年間の計画に限らず、先進事例になるようにいろいろ努力してやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点お願ひいたします。

先ほど課長の説明の中で、81ページから85ページにわたっての事業計画の説明がありました。最後に、この内容はソフト事業分っておっしゃったかと思います。私もそういう認識で初めいましたけれども、よくよく一定程度確認しますとハードも含まれているように見える事業も散見されるわけです。そこはどういうことなのか、ご説明いただければと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 過疎の事業実施の際のいわゆる100%充当の70%の還元、それから過疎ソフトもございます。両面満たすために、事業名は1つであります、両方に掲載されてきているということでご理解いただければと思います。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） ページ数が76ページです。地域文化の振興についてで、その対策で（ウ）と（エ）についてご質問申し上げます。この文言の中には「子どもたちに町の良さや特色などを伝える教育が有効である」というふうにうたっています。「歴史や文化を理解し、故郷を愛する心を育てる教育の推進を図る」というふうになっています。それから、（エ）では「子どもから高齢者まで「わがまち」の魅力」ということで、環境を整えるために住民と行政が一体となって事業を展開しますというふうに郷土学習の推進ということについてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

この補足質問、議長、いいですか。

○議長（谷澤久孝君） はい。

○8番（星 次君） 歴史や文化を理解し、ふるさとを愛する心の教育ということで、この学校教育の中で今ゆとりのあまりない教育課程の中で、どのようにこの心を育てる教育の推進を行うのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えをいたします。

まず、子供たちに我が町のよさや特色などを伝える教育が有効であるというくだりでございますけれども、これにつきましては、来年度導入予定のコミュニティースクール、このコミュニティースクール化によりまして、今まで以上に地域の人的、物的な教育資源、文化財なども含めた、そういうものを教育課程の中に取り入れまして、子供たちが町のよさを学んだり、あるいは町の方からいろいろ教わることによって町の中のすばらしい人たちに触れ、そのことによって町への愛着を深めていきたい、そんなふうに考えております。心についても同様でございます。現在も総合的な学習の時間というのが小中、高校にございますけれども、その中で教科の勉強以外に教科横断的な勉強ということで、自分たちからテーマを設定していろんなことを探求的に学んでいく、そういう勉強を通して町のよさをよりよく理解して、町に愛着を持ち、町を思う心を育てていきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） そうすると、コミュニティースクールということで、年何回ぐらい現場の教育の中でカリキュラムとして取り組んでいくのか、その辺詳しくお願ひします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

回数については、これ学校独自のいろんな計画になりますので、様々であるとは理解しておりますけれども、大体小学校も中学校も総合的な学習の時間って時数的にはそう多くはないのでございます

けれども、週1.5時間から2時間程度なのですが、その中で大体地域の何か課題を自分たちのテーマにして調べていく、そういう時間を取っておりますから、かなりの時間を割いて勉強していくことになると思います。回数については、様々な設定がございますので、学校によって時間的なものは変わりますが、あるいは地域にある教育資源、これ新鶴だったり高田だったり本郷だったり、それぞれの地域で関わりが違うと思いますが、学校の実情に応じて適切に計画されていくものだというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第57号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第10、議案第57号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

会計管理者、原克彦君。

○会計管理者（原 克彦君） 議案第57号 指定金融機関の指定についてをご説明申し上げます。

議案書29ページ、併せて提出案件資料4ページ上段をお開き願います。本案は、指定金融機関の指定に当たり、地方自治法施行令第168条第2項の規定により議決をお願いするものでございます。

名称、会津よつば農業協同組合、代表理事組合長、長谷川正市。所在地、福島県会津若松市扇町35番地1。取扱い事務は公金の収納及び支払い、期間が令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間であります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第58号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第11、議案第58号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。歳入歳出について、政策財政課長より説明を求めます。
政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第58号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明いたします。予算書と併せて、提出案件資料7ページから26ページを御覧くだ

さい。

それでは、予算書表紙を御覧いただきたいと思います。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,639万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億9,286万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為補正でございます。2枚おめくりください。第2表、債務負担行為補正であります。追加でありますと、令和4年度の只見線全線再開に伴い発生する只見線運営費負担金について、期間が令和4年度から令和8年度までの5か年間、限度額2,947万5,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第3条、地方債補正でございます。1枚おめくりいただきまして、第3表、地方債補正、変更でございます。道路維持管理事業、橋梁長寿命化補修事業及び道路新設改良等事業に係る過疎対策事業債につきまして、一次要望額の確定により、限度額を記載のとおり増額するものでございます。

次のページでございますが、臨時財政対策債でございます。令和3年度普通交付税の交付額決定に伴う発行可能額の確定によりまして、2億6,000万円に減額するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、3ページでございます。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただいておりますので、主な内容のみご説明をさせていただきます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金145万円の減額につきましては、交付額決定によるものでございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税1億876万8,000円の増額につきましては、普通交付税の交付額決定によるものでございます。これによりまして、普通交付税の決定額が47億5,876万8,000円となりまして、令和2年度と比較いたしますと決定額で3,328万7,000円、率にして0.7%の減となったところでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億590万8,000円の増額につきましては、1節総務費国庫補助金ですが、マイナンバーカード交付事務に係る個人番号カード等交付事務費補助金359万8,000円を増額し、令和2年度国の繰越し分に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億231万円を新たに計上するものでございます。

4目土木費国庫補助金122万9,000円の増額につきましては、1節の道路整備費補助金ですが、道路新設改良等事業に係る社会資本整備総合交付金について増額するものでございます。

5目教育費国庫補助金186万9,000円の減額につきましては、2節の社会教育費補助金ですが、学校を核とした地域力強化プラン事業補助金について、県補助要綱の改正に伴い、県補助金にて一括交付されることとなったため、減額をするものでございます。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金3,329万6,000円の増額につきましては、

1節の農業費補助金ですが、防災重点農業用ため池の耐震性調査等を行うための防災重点農業用ため池評価事業補助金3,112万7,000円、それから凍霜害緊急対策事業に係る風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業補助金130万8,000円について、それぞれ新たに計上するものでございます。

4ページに参りまして、8目教育費県補助金186万1,000円の増額につきましては、2節の社会教育費補助金の地域学校協働本部事業補助金でございまして、先ほど国庫補助金でもご説明いたしましたが、県の補助要綱の改正によりまして国庫補助から県補助となるため、こちらに増額するものでございます。

次に、17款財産収入、2項財産売払収入、3目立木売払収入1,297万1,000円の増額につきましては、沼山地区学校林の分収木の売買による分収金について新たに計上するものでございます。

4ページの下から5ページの上にかけまして、18款寄附金、1項寄附金につきましては、令和3年7月31日までに寄せられました各寄附金でございまして、1目一般寄附金では9件で33万円、2目ふるさと納税寄附金、298件で610万4,000円、民生費寄附金では8件で36万円、4目教育費寄附金では4件で22万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億3,124万円の減額につきましては、今回の補正予算における一般財源調整のため、減額をするものでございます。

5目過疎地域自立促進基金繰入金1億400万円の減額及び10目過疎地域持続的発展基金繰入金1億725万7,000円を新たに計上することにつきましては、条例改正による、提案しているところであります、過疎地域自立促進基金の名称変更に伴いまして予算を組替えし、また令和2年度決算確定による精算分について令和3年度事業に充当するため、増額するものでございます。

2項特別会計繰入金の計1,465万円の増額につきましては、各特別会計の決算確定による精算のため、増額するものでございます。

6ページに参りまして、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3億551万8,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものでございます。

21款諸収入、4項雑入、3目過年度収入616万3,000円の増額につきましては、過年度分の精算による国庫及び県負担金の追加交付により、記載のとおり増額するものでございます。

22款町債、1項町債につきましては、先ほど第3表、地方債補正でご説明申し上げました内容であります、5目土木債について980万円を増額し、8目臨時財政対策債について8,000万円を減額するものでございます。

7ページをお開きください。歳出であります。なお、各款項目にございます2節の給料、3節の職員手当等及び4節の共済費の入件費につきましては、人事異動等によりそれぞれ補正をするものでございます。なお、入件費の補正内容につきましては、22ページの次に添付してございますので、給与費明細書を御覧いただければと存じます。

それでは、入件費以外の主な内容についてご説明を申し上げます。8ページを御覧ください。2款

総務費、1項総務管理費、6目財産管理費2億4,740万8,000円の増額の主なものにつきましては、24節の積立金でございますが、財政調整基金積立金につきまして普通交付税の算定における人口減少対策分を今後の重点事業に充当するため1億8,000万円、それからふるさと振興基金積立金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、一般寄附金及びふるさと納税寄附金合わせまして643万5,000円、それから公共施設等整備再生基金積立金につきましては、今後の公共施設等長寿命化計画に基づく事業等に充当するため、第8号補正予算における一般財源の余剰額のうち5,000万円及び令和2年度決算確定による精算分550万円、合わせまして5,550万円を、過疎地域持続的発展基金積立金につきましては、こちらも歳入でご説明いたしましたが、基金の名称変更により9,170万円について予算を組替えし、令和2年度決算確定による精算分475万7,000円、合わせまして9,645万7,000円をそれぞれ積み立てるため、増額するものでございます。

9目電算管理費345万6,000円の増額につきましては、12節の電柱添架委託料でございまして、町の光ファイバーを共架している電柱の移設等により、光ファイバーの移転が必要となるため、増額をするものでございます。

11ページを御覧いただきたいと存じます。11ページ、3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい福祉費1,328万8,000円の増額につきましては、令和2年度自立支援給付事業費及び自立支援医療給付事業費の確定に伴い、22節の国庫・県支出金返還金について増額するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費93万2,000円の増額につきましては、こちらも令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金額の確定に伴い、22節の国庫・県支出金返還金について165万5,000円を増額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費370万6,000円の増額につきましては、任意のインフルエンザワクチン接種に係る対象者の拡大のため、12節の予防接種（個別）委託料について増額するものでございます。

13ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費3,289万4,000円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、防災重点農業用ため池の耐震性調査等に係る12節委託料について、それぞれ記載のとおり新たに計上するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、15ページでございます。6款商工費、1項商工費、3目企業誘致促進費717万6,000円の増額につきましては、決算確定による精算と高田工業団地の進入路新設のため、27節の工業団地造成事業特別会計繰出金を増額するものでございます。

16ページでございます。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費450万円の増額につきましては、除雪機械修繕費用について10節の修繕料を増額するものでございます。

2目道路新設改良費796万8,000円の増額につきましては、用地測量作業料の減少及び測量登記委託料への組替えのため、12節の設計委託料300万円を減額し、測量登記委託料100万円を増額するものでございます。

また、町道30101号線歩道整備工事において、交差点部の設計変更によりまして、14節の道路改良工事654万1,000円を増額するものでございます。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費100万円の増額につきましては、特定空家の認定に伴い補助金の交付が見込まれることから、18節の特定空家等除却推進事業補助金100万円を増額するものでございます。

18ページを御覧ください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1,277万2,000円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、学校林の立木売払収入について、地元への交付金として18節造林分取交付金13万円を新たに計上し、今後の学校教育施設整備に係る事業費に充当するため、24節学校教育施設整備基金積立金1,284万2,000円を増額するものでございます。

22ページを御覧ください。22ページは11款公債費、1項公債費、1目元金926万円及び2目利子1,526万4,000円の減額につきましては、令和2年度借入額の確定及び借入利率の見直しにより、22節の長期債償還元金及び利子を減額するものでございます。

同じく22ページの歳出の最後になりますが、12款諸支出金、1項公営企業費、1目公営企業会計出資金780万円の減額につきましては、決算の確定によりまして、23節の下水道事業会計出資金を減額するものでございます。

2目公営企業会計補助金147万9,000円の減額につきましては、決算及び借入れによる企業債利息等の確定に伴いまして、18節の下水道事業会計補助金147万9,000円を減額するものでございます。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細書でありますので、御覧いただきたいと存じます。
歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

ここで2時10分まで休憩します。

休憩 (午後 1時59分)

再開 (午後 2時10分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 2点お願ひいたします。

6ページの町債、臨時財政対策債が1点。2点目は、20ページ、教育費、文化振興費のところの協力者謝礼。これは案件資料のほうで内容が書いてありますので、そのことについてお伺いします。

まず1点目ですけれども、臨時財政対策債3億4,000万が当初予算で計上されました。過去の臨時財政対策債発行可能額を見ますと、3億超えたというのは随分前の時点だったなという記憶があるのです。2年度はたしか1億5,000万であったかと思います、計上額が。そうですよね、2年度は。そ

れで、この3億4,000万、発行可能額増えたという印象を私持っていますので、これにはそれなりの理由があるのだろうと思います。それを教えていただきたい。8,000万減額されております。この8,000万という数字の計算、どういうふうにして出してきたかというところを教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、当初、臨時財政対策債の発行可能額についていろいろ基準財政需要額、収入額という形で係数等々を掛けてやったところなのですが、3億4,500万が発行可能額として想定したところです。今回、臨時財政対策債については、今回お示ししたのが2億6,000万ということで、これも基準財政需要額だとか収入額を想定しまして、係数等々の見直しが行われました。2億6,000万ということでその確定額が示されたということでございますが、ただ内容については地方交付税のほうとの兼ね合いもあるかと思います。今回、地方交付税のほうも若干、地域デジタル社会推進費の新設でありますとか、そんなところで増加にはなっておりますが、大きくはやはり本来だと地方交付税満額交付、それが交付できなかつた部分を臨財債で賄うということかと思います。今回、地方交付税のほうの見込みを、単位費用だとか、単位費用の減少等々もありましたが、地域デジタル、新たな新設科目もありますが、総じて普通交付税を多くいただいたようなことで考えてございます。なので、発行可能額については確定額として減らされてきたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 私が所管からいつも資料としていただいておりますね。決定前と決定後の数字をいただいたこともあります。当初予算のところを見るとそんなに違っていたといった認識がありますので、このたびの3億4,000万がどこから出てきた数字なのかなというのがちょっと不思議であったことになります。今課長の話ですと、係数の見直しがあった等々の話でした。それで、当初予算、当然発行可能額も計算するというか、想定の中にあって予算が組まれるわけですけれども、過去の推移を見ますとこれだけの、3億4,000万というのは私相当前の話だった、相当前の時点ですか記憶にありませんので、このたびは特段な国の何か政策的に増やしている、拡大させているものがあったのかなということで伺った次第です。いずれにしても、こういう時期ですので、できるだけ予算は余裕を持って組み立ててくるというのは当然至極かなとは思いますけれども、この8,000万減額した意味は、もう少し分かりやすく説明していただけませんか。係数だけの問題ですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ある意味示された限度額が22億6,000万だったということでございますが、当初予算で見積もる中では当然係数等々計算しながら3億4,000万ということで、それは可能だったと思いますが、申し上げましたとおり、交付税と対をなすものなので、今回、地方交付税は本当は一本算定で、それでも減額しておりますが、前年からは、そういった部分で交付税のほうもある程度見込んでいただいたということで、臨財債の間口が少しずぼまったというふうに考えてございます。

それから、臨財債につきましては、県のホームページ等々でも公表されてございますが、確かに美里町は満額借りりずにやってきましたが、ほとんどの市町村は、浜のほうを除いては基本的にはみんな使っているというようなことでもあります。なので、今後十分にそういう、今の財政規律と申しますか、財政の制度なので、そこは十分活用していきたいという考え方から、3億4,000万の限度額、当初予算で算出しまして、マックス借りたと、借りるようにしたということでございますが、今回は間口が狭まったということから、2億6,000万の減額をしたということでご理解いただければと存じます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。

では、2点目に参ります。案件資料を見ますと、公共ホールの音楽活性化事業の経費のようです。この内容等によっては全く知らないでいましたので、どういう内容なのか。それから、いつ頃実施されるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本議員の質問にお答えいたします。

今回、公共ホール音楽活性化事業としまして、じげんホールを活用した音楽コンサートと抱き合わせて、各子供たちとの本物の音楽ということでクラシック音楽家との交流という形の事業を予定しております。実はコンサートにつきましては12月4日土曜日に予定しているところなのですが、今回、町歌を作曲いたしました青木氏のほうとのコラボレーションということを提案しております、このことによりまして、青木氏に対する謝礼、もしくはそれに関わるスタッフの協力謝礼が発生することを見込んでの補正を取らせていただきました。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 今本物の音楽ということをおっしゃったかと思います。ここでの計上費用分は青木氏用だということで間違いないと思いますけれども、では今後のクラシック音楽、奏でられるための費用は幾らなのか。本物というのはどういう範疇でおっしゃっているのか。私も本当に前、予算審議のときにぜひ本物を見せていただきたいと、それは強く要請した経緯がございますし、ましてや子供対象ですから、いいものをたくさん見せてあげてほしいのですけれども、内容をもう少し詳しくお願ひできませんか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 公共ホール音楽活性化事業につきましては、一般財団法人地域創造というところでやっている事業でありまして、そちらのほうから登録されている、中央で活躍されている、特にクラシック音楽の方などが何人かいらっしゃいまして、その中から相談をして、今回ですとピアニストの方をお呼びするということで、クラシック音楽でもいろんなジャンルの演奏家の方をご紹介いただけますので、そちらのほうでお呼びするということです。その音楽家の方の費用につきましては、全てそちらのほうで、一般財団法人地域創造のほうで持っていただいて、こ

ちらではそのほかの協力者の方でありますと、この会場でかかる経費といいますか、その部分だけを負担すればそういう本物といいますか、本格的なクラシックの演奏家の方をお招きできるということでございます。このホールで1回きりのコンサートということだけではなく、何校か学校を回って、その学校の子供たちと触れ合いながら生の演奏をしたりというようなことで、今回は中学校を予定しておりますと、町内の中学校3校を回っていただいて、そのほかにこのじげんホールでもコンサートを開いていただくというような形で計画しております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） ピアニスト、一流の方ということのようですが、ほかの楽器は何を使われるのですか。ピアノと、それから青木さんのコラボというイメージしか今のところですと受けられませんけれども、ほかの楽器は使わないのですか。

○議長（谷澤久孝君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今回はピアニストの方をお願いいたしましたので、ピアニストの方、ピアノだけです。あとは青木氏に関する、青木氏と一緒にどういう方がお出になるのか、今調整中でございます。

○議長（谷澤久孝君） 横山義博君。

○9番（横山義博君） 予算書で13ページ、農林水産業費、農業費の農地費、ため池等耐震性点検調査業務委託と、併せて提出案件資料の20ページ、水利施設管理事業ということで、こちらのほうでお聞きしたいと思います。

ここに歳入と歳出に分かれまして、歳入のほうで、2つになっているのですね。震災対策農業水利施設整備事業補助金と防災重点農業用ため池評価事業補助金、これの分かれている内容、理由、それと併せて歳出はため池等耐震性点検調査業務委託料なのですが、通常これ秋口からやるということは年度内に終わるのかどうか、当初の目的が。なぜならば、ため池、これは農業用ですから春から水を使う場所。例えば抜いたりなんかすれば春に使えるかどうかも分からない。それから、点検箇所、点検箇所の地名、それを教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） まず、ただいまのおただしに対してお答え申し上げます。

まず、歳入のほうでございますが、震災対策農業水利施設整備事業補助金といいますのは、防災ため池に看板を設置する事業でございます。この分で20万円の予算を計上しているところでございます。中身的には、ハザードマップ等の内容が網羅されたものをそのため池に看板として設置するというふうな内容でございます。

次に、防災重点農業用ため池評価事業補助金の3,112万7,000円につきましては、近年、大雨によります自然災害の多発化を受けまして、有事の際を考慮いたしまして、耐震性調査が前倒しでできることになりました。このため、本年度13か所を予定して実施をさせていただきたいというふうなところ

でございます。

それから、この事業について年度内に終了するのかというふうなおただしだったかと思うのですが、これにつきましては年度内完了を目指して進めてまいりたいというふうに考えております。

実際実施予定のため池の場所でございますが、これは13か所ほどなのですが、それぞれどこどこため池というふうにご説明申し上げたほうがよろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（金子吉弘君）　　はい、分かりました。

まず、1か所目が寺沢ため池でございます。それから……

〔「議長、よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　　はい。

○9番（横山義博君）　　箇所については、では文書で書いて出していただきたいと思います。ここで聞いても、該当する場所が分かる人はいいけれども、地名変わると通称の場所と、名前と違うこともあるし、13か所といつたら結構多いものですから、その場所は、終わってからでもいいですから、書いて出していただければよろしいです、私は。

○議長（谷澤久孝君）　　では、資料請求してもらって、後から出して……

〔「いや、資料請求ではない」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　　ちょっと休憩します。

休憩　（午後　2時28分）

再開　（午後　2時29分）

○議長（谷澤久孝君）　再開します。

まず、箇所だけさせて、後で文書で分かりやすく出します。文で。

では、箇所を言ってください。場所。

○産業振興課長（金子吉弘君）　それでは、箇所について申し上げます。

まず、1か所目でございますが、赤留の馬喰沢ため池、あと向山ため池、あと品窪ため池、あと八神沢堤、横川1号、横川2号、小白沢ため池、山中ため池、勝負沢堤、呉坪ため池、出戸田沢村前ため池、上戸原ため池、八重松堤。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君）　横山義博君。

○9番（横山義博君）　場所的には大まか分かりました。やっぱり何かよく分からぬといふものもあるので、先ほどお願いした、文書でお願いしたいと思います。

それと、この大雨、いわゆる集中豪雨的なもので不安と思われる、そのおそれがあるようなため池を集中して今回やるのだということなのですが、あくまでも調査であって、その後、例えば堰堤のか

さ上げとか、上の土砂取りとか、そういう形というのは、その後に考えるということで理解してよろしいのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 議員おただしのとおりで、今回は調査業務だけをやらせていただきまして、そこで問題のある部分に関しましては、速やかにその改修工事のほうに入らせていただく。ただ、当然地区のほうと打合せを進めまして、地区のご理解があつてできるというふうなものになってございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） すみません、5点お伺いします。

1点目は、予算書9ページ、2款総務費、1項総務管理費、10目諸費、12節委託料のふるさと便企画発送等業務委託料575,000円について伺います。

2点目は、予算書12ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料の予防接種（個別）委託料を370万6,000円について伺います。

3点目は、予算書14ページ、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、12節委託料の病害虫等被害木調査委託料26万8,000円を伺います。

4点目は、予算書18ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金補助及び交付金の造林分収交付金13万円を伺います。

5点目は、同じく、その下の24節積立金、学校教育施設整備基金積立金1,284万2,000円をお伺いいたします。

それでは、1点目から参ります。1点目、ふるさと便企画発送等業務委託料ですが、美里会の会員の方に送られるのですが、送られる対象の会員数、それから送付する特産品の内容、どういったものを送られるのか。あとは、昨年もやっているのですが、昨年と内容は違うのかどうか。あまり去年のことを聞くと決算に入っちゃうので、違うものがあればそれだけでも結構です。

それから、ふるさとを応援してもらうためということで計上してあるわけですけれども、どのように応援してもらいたいというふうに考えて想定しているのか、この点をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問ですが、まず美里会の会員数でございますが、106名でございます。そのふるさと便の送る内容でございます。まだ詳細には至っておりませんが、今検討している段階ですけれども、町の特産品、主に地域商社を通して考えたいと考えております。かぶるものもありますが、昨年度と内容は変更して、昨年度好評だったものとか、そういうのも考慮して今回企画をしたいなと考えております。なので、昨年度の内容とは少し違う内容となると思っております。

どういう交流なり、どういうことを想定しているのかということでございますが、この美里町を知

っていただくと、いわゆる交流人口でございますが、美里のよさを知っていただくというのがまず1点でございます。その中で、昨年度もちょっとチラシ等も送らせていただきましたが、いわゆるふるさと納税の、ふるさと納税もお願いしますというようなことでチラシなりパンフレット等と一緒に送付をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） まず、送るものについて昨年と違うのかと聞いたのは、今回補正、去年もコロナの関係で補正だったと思うのですが、こういう状況を考えれば、予算執行するかしないかは別にしても、当初で取っておいて、私が思うのは、好評だったものというのはポイントかもしれないですが、逆にふるさとのよさであればやはり春から夏、秋にかけていろんな特産品があるわけです。ですから、当初に取っておいて、去年どの時期に送ったか忘れましたけれども、やはりそういう四季の変化に合わせたものということも発信するということで、今回補正でしたけれども、そういったこともトータルで考えた予算編成というのが必要ではなかったのかなと思ったので、違いがあるのかどうかというのを聞いたわけです。

それからあと、ふるさとを応援してもらうためということについては、まずよさを知ってもらってふるさと納税につなげると、交流人口という説明ありましたけれども、実際は来ていただくのが一番、来て美里を味わっていただくことが一番なのですが、今の状況できませんので、それはこれからつなげるためにはそういうことがいいのかなというふうに思います。ここについては、その送るものと予算の取組についてお答えをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、美里は春から秋といいますか、冬にかけていろいろなものがございます。その中で選んでということだと思いますが、今回送ります内容につきましては、お米は当然といたしまして、そういうものを送りたいと思います。例えば春先から夏、秋にかけてのものはという、いわゆるその時期ですよね。実は先ほどふるさと納税ということで同封しましたということでお伝えしましたが、いわゆるふるさと納税でかなり、例えばリンゴであったり、梨であったり、いろいろなものもふるさと納税で町から今返礼品としてもらえるというか、町から送っているものもございますので、ですか、今回送る内容といたしましては、米を含めちょっといろいろ、若干日もちをするものを考えております。そういった時期時期の季節のものに関してはそういうふるさと納税をぜひ活用していただいて町のものをやっていただければなど、そんなふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） ふるさと納税の部分でやっているから、四季折々のものを送っているという話なのですけれども、いいですよね。

○議長（谷澤久孝君）　いいですよ。3回目で。

○1番（野中寿勝君）　あつたら、わざわざ補正取つて送らなくてもいいのかなと。結局送る目的というか、成果というのを、意図するところをきつと定めて会員の方々、会員の方はほとんどふるさと納税されているのかな。例えばもし仮に6割、7割の方はふるさと納税してくださるけれども、あとまだいないというのであれば、そういう方にもふるさと納税に協力していただきたいというか、支援をしていただきたいということでやるのだというなら一つ目的になりますけれども、ちょっと意図が少し、なぜやるのかというところをもう少し教えてください。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君）　あくまでもふるさと納税についてはこの事業の一つの目的でございまして、やはり美里会の方々にふるさとのよさを味わって、体験なり、今コロナ禍におきましてこちらに来るということがなかなかできません。そして我々も東京のほうに行くということができません。そういう交流ができない状況の中でどういった交流ができるのかという中で、今こういったふるさとの產品を会員の方に送つていただいて、美里のよさを知つていただく、それでまたアフターコロナにおいてはまた同様な行つたり来たりの交流も目指したいと、そういうことでございます。

○議長（谷澤久孝君）　野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君）　2点目に行きます。

予防費の予防接種委託料、提出案件資料のほうで内容が、高齢者、妊婦のほかに国が推奨している生後6か月から小学2年生までということを対象に加えるのだということで、一步前進ということで大変私もうれしい限りです。ただ、このコロナ禍の状況で、12歳以上は新型コロナワクチンの接種が対象になっています。結局季節性について、これから寒くなつて、これからの状況の中で考えたときに、2年生までは助成しますよ、3年生から12歳未満までは何の支援もないというところで、子供個人一人一人ではなくて、家庭で考えた場合にはやはり2年生以下の子供がいるということは、その上の子供も当然いるのですよね。そしたら下の子にインフルエンザの予防接種させるのであれば上の4年生、5年生も一緒に受けさせたいというのが親ではないかなと思うのです。そうしたときに、女性、結局町から支援の1,500円で受けられる子供と4,000円とか5,000円で受けさせる子供といふわけですね。だから、そういうことを今回補正するとき想定をしながら2年生までで止めたのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君）　予防接種委託料についてでございますが、一応12歳までコロナのワクチン接種の対象、ではそれ以下の方々はということの部分ですけれども、国のほう、あと感染症学会のほうで重要視しているのは、小学校2年生以下が、6か月からが重症化しやすいということで、その方については接種を推奨する、したほうがいいということで感染症学会のほうでは言っております。国もそれに基づいて、推奨という形ではないのですが、個別明文化してワクチン接種をしている、

勧めているということがありましたので、町としてはそちらに、重症化しやすい方により接種していくこととすることで検討したところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 考え方も、今の情勢の中で今回の補正についてはいいのですが、ただ補正をするに当たって、私はコロナ禍の状況もあって、あと家庭の経済的な負担とか軽減を、そういうことを総合的にきちっと検討した上で今回の補正にされたのかなというのをお聞きしたいし、もっと踏み込めば、兄弟ですから、ずっと上も続いたら結局は高校生以下まで、高校3年生は受験の年です。コロナワクチン接種は対象になっていますけれども、副反応の関係で接種しようかしまいか迷っている方もいっぱいあるわけです。そのときせめて、では発熱したときの不安を解消する一つの環境整備として、私はやはりこのコロナ禍だからこそそういった環境を整えてあげるという考え方にしてなかつたのかなという疑問があったので、そういうことまで考慮した上で今回決定されたのかというのも最後確認します。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 高校生まで検討しなかったのかという部分につきましては、昨年度、コロナの関係で医療機関の疲弊を防ぐということで、高校生まで無償化を行ったという実績がございます。国で製造するワクチンの量には限りがあるということで、実際的に希望する方、任意接種なので希望する方だけなのでしょうが、例えば小学生以下の方、2回接種の方がワクチンが足りなくて1回しかできなかったという部分もございました。要は町内の医療機関のほうにワクチンが十分行き届かない、数に限りにあるという部分ございましたので、今回は特に小学校2年生からの子に十分できるようにと、町のほうの助成としてはそっちに重点を置くという形で対応させていただいたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） それでは、3点目に行きます。

農林水産業費に病害虫等被害木調査委託料、内容的にちょっと理解したいので質問させていただきますが、この調査する森林の面積というか、範囲どのぐらいの広さを調査されるのかと。調査の結果によって、結局駆除範囲の変更によるとかってなっているので、駆除とか、またはその被害に遭った木を伐倒するとか、そういうことはやるのか。この委託事業そのものの中身が少し理解できないので、説明を詳しくお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この病害虫等被害木調査委託料につきましては、白鳳山公園内におきます松くい虫の被害確認のために実施するものでございます。中身について詳しく申し上げますと、実は4月に被害木確認のための調査は一度行っているところではございますが、白鳳山公園内にオオタカ、鳥でございますが、こ

れの営巣、巣がございました。駆除作業につきましては、営巣があれば当然そこはできないというふうなことになりますので、ひなが巣立った後に駆除を実施する予定でおりました。ただ、その秋、駆除を実施するために職員が現地のほうに出向いていったところ、かなりオオタカの巣がくっているところがかなり被害が進んでいまして、これは当然早急にその手当てをしなければ山全体がやはり松くいにやられてしまうというふうな状況になりますので、再度山、白鳳山公園全体を再度調査する必要があったというふうなことで、今回委託料を計上させていただいたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） すみません。案件資料のほうにオオタカの営巣確認によるってなったので、特別な事態が発生したのかなというふうにちょっと思ったものですから。事業内容、了解しました。

それでは、4点目に移ります。教育費のほうの負担金補助及び交付金の造林分収交付金13万円。この13万円を交付する根拠、根拠というか、規定というか、ルールですね、規則とかそういった定まったものがあっての13万の根拠だと思うのですが、交付することそのものの根拠と13万円という金額の根拠と、2つ教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの造林分収交付金13万円の件でございますが、これにつきましては、先ほどの沼田字居平の部分林につきまして、昭和27年に当時の新鶴村と地元である沼山区長との間で契約が結ばれておりまして、地元の方にその部分林の保護であったり手入れをお願いするということと、分収益が出た場合には100分の1を支払うというようなことで契約してございます。また、会津美里町居平部分林管理規則というのがございまして、この中にも部分林収益分収の際にはということで100分の1を地元のほうに交付するということで記載されてございます。この分収益が1,297万1,200円でございましたので、この100分の1の12万9,712円を地元である沼山地区のほうに支払うということになります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 規則、私も見てています。分収林収益分収の際はと、そういうような益があつたときはということでなっています。あと、その相手方が、実際にお金を渡す結局相手方というのはどなたになるのか。区長さんなのか、何か契約する団体があるのでしょうけれども、実際に払う、入金、送金しますよね、そのときの名義人は誰になるのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの件ですが、沼山区長のほうにお話をしておりまして、そちらのほうにというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 次もちょっと関連するのですが、一応ここの分は規則に基づいてということ

なので、了解しました。

では、5点目のその下の積立金、学校教育施設整備基金積立金として1,284万2,000円になっています。分収金は1,297万1,200円です。結局13万交付金で払ったことでトータルなのでしょうけれども、私が一番気になるのは、条例で、学校林設定に関する条例の第3条に、学校林の分収による収益は全て会津美里町立小中学校の学校施設、校舎等の新築、増築、改築等のために使用するものとすると。条例で全てを建物のために使うのだと、改修等も含めて使うのだと言っているのであれば、当然この積立金は、全てなので、1,297万1,200円でなければならぬ。これは条例に違反するのではないかと思います。それで、先ほど規則のほうで分収の際はと、分収の際にその収入金の一部として支払うとは書いていないのです。結局分収の際はという、分収のタイミング、その収入があったときにという時間的なものを指しているのであって、その一部を支払うとは書いていない。規則にはないと。ですから、逆に言うと、その13万円もこれは条例規則違反ではないかなと。ですから、当然その維持管理経費として地元に払う分は普通に一般財源として町から13万払って、基金のほうには1,297万1,200円をそっくり積み立てると、これが条例規則で定めたルールだと、ですから今回この補正は条例規則違反の予算だというふうに言わざるを得ないと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 (午後 2時54分)

再 開 (午後 3時10分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほどの野中議員の質問にお答えしたいと思います。

学校林設定に関する条例の第3条に書かれております学校林の分収による収益は全てというふうに記載ある部分についてのご質問でございましたが、収益ということについてでございますが、収益とは利益として収入する金額ということで広辞苑等にも書いてございますが、収入の中から必要な経費、必要な金額については除いて、本当に利益として収入する部分について収益として考えるものでございます。よって、今回のこの補正予算につきましては、地元にお支払いする金額を除いた部分について収益と考えまして、基金のほうに積み立てることとするものでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） その解釈が他の自治体、日本全国それで通用するという解釈ですか。私にはとてもとても。条例は基本的にシンプルであるし、誰もが理解して共通理解を図る、それでもって住民の方とルールを守っていきましょうというのが条例なのです。もし課長の今の説明であれば、当然収入金、その説明書き、経費を除いたというのも条例に定めなければなりません。また、解釈、この

条例についても規則に委任する部分も何もありません。4つの条例、4条から成り立って、これが全て絶対なわけです。最上位のルールなのです。これを勝手に解釈してしまうというのは本当に職員のコンプライアンス研修以前の問題で、きっちと例規というのを押さえなければ何でも解釈で済ませてしまうというか。私の理解は、売ったものが全て収入金なわけですから、その経費を除いたというのは、その解釈は私にはとても理解できないし、私も40年近く行政にいましたけれども、そんな解釈をするなんていうのは初めて聞きました。もしそうであるならば、規則に委任して、この収入金、収益についてはこういうことですよというのが条例と規則のつくり方なのです。条例で単純に全てを収入金、分取による収益は分取によって売って入ったお金ですから、経費を除くなんていうのはどこにも書いていないのですよね。説明なりがあるように、その一部を地元に交付するとかというのも一切書いていないのですよね。そんな解釈でこの条例を判断するのであれば本当に、言ってはなんですかども、この議会も甚だ存在意義を軽視していると言わざるを得ないと思います。その解釈は絶対に間違っていると思います。もう一度お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今ほど私のほうでご説明しましたのが第3条の収益ということです。収入金としましては1,297万1,200円ということでございますが、繰り返しにはなりますが、そこから必要経費を引いたものを収益ということで整理した、理解するものでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） その収益の捉え方ですけれども、何を根拠にそういうふうに判断されたのか、明確なものを出していただきたいと思います。そんな言葉だけの説明ではなくて、他の法律なり、もう本当にきっちとこの収益という意味はこうだという法的な根拠を示していただきたいと思います。そうでなければ納得できません。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） すみません。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休憩 (午後 3時15分)

再開 (午後 3時30分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほどの収益という部分でございますが、法令用語辞典の収益の部分について確認しましたところ、一定の行為または事業から利益を得ることまたは得た利益という、この場合の利益という概念は、収入から支出を差し引いたいわゆる粗利益の意味にも用いられるとい

うことで載ってございますので、このようなことで収入から必要な経費を引いたものということで収益ということで考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） すみません。ちょっと回数超えますけれども、特別に許可をいただいて質問させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） いや、3回していますので。次の質問に移ってください。

○1番（野中寿勝君） いや、あとこれで終わりです。

○議長（谷澤久孝君） あともう一問あったのではなかつたかな。ないですか。

渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 今の件に関連しますが、経費のことを言っていますけれども、あくまでもそれは経費であって、支払いとそれは違うのではないか。収入からの。それはあくまでも別な人に払うわけですから、役場とは違うと思います、人格が。どうなのですか、そこら辺。それが1点と。

もう一つ、収入の交付税のことできちんとお聞きしたい。3ページ、地方交付税。この、0.7%減額になって1億876万8,000円ということになったのですが、この要因は人口減少であるということの理解でよろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○4番（渋井清隆君） 1点目はこっち。2点目は……財政の。

○議長（谷澤久孝君） 教育文化課長、答弁。

○教育文化課長（松本由佳里君） あくまでも美里町に入る、美里町としての収益といたしましては、先ほど申し上げました必要な沼山地区、地元への支払いを除いた部分が収益ということで考えております。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 分取契約やっているのでしょうか、それ。四分六とか5・5とか。それは、既にそこできちんと分けてあるはずですよね。だと思いますよ。だから、収入というのはそこにかかつたのと、苗木代とか、そういうものであって、地元の土地提供者とか、そういうのとはまた別でしょうというの。支払いが。人格が違うのでしょうかと。そこを聞きたいのですよ。だから、分取契約は何となっていますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） こちらは国有林でございますので、分取契約としましては国が2、造林者が8というような契約になってございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それで、その造林者の中に、町の土地だから町ですね。土地はね。それで、

地元にやるというのは、それはありますか。ないでしょう。町との契約ですから、今度は。条例は。だから、課長言っているのは全部それこそ包含、それこそが包含になっているのではないですか。もう少し振り分けて、もう一回それ精査してみたほうがよろしいかと思うのですが、いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） あくまでもその分取契約によりまして8割が町のほうに入るお金でありまして、そこから必要な経費を引いた部分が町への収益ということで考えております。

○4番（渋井清隆君） あと、では2問目のほうね。

○議長（谷澤久孝君） はい。

○4番（渋井清隆君） 2問目のほうなのですが、今ほど申し上げましたが、0.7%が減になって1億876万8,000円ということになったということですが、その要因としては人口減少と理解してよろしいのかということ。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまのご質問でございますが、いわゆる一本算定になったということも当然ございます。合併算定替えの比較で5億6,000万ほど減額になってございます。おっしゃったとおり、令和3年度においては測定単位である人口が2万913人から1万9,030人になったことから、いわゆる消防費でありますとか社会福祉費、保健衛生費分野で2億程度が減になってございます。そこに先ほども申し上げましたが、地域デジタル社会推進費の新設がございまして、これは5,000万ほど、さらには基準財政需要額の減額幅を緩やかにするという目的で地域振興費がございまして、そちらでも増加したということで、最終的には昨年と比較しますと決定額で3,328万7,000円、率にして0.7%の減ということでございました。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） そうしますと、人口減少は他の市町村でも皆減っております。増えているのは西郷だけです。しかしながら、これ新聞にもちょっと私持っていたのですが、持ってこなかったからですが、この0.7というのは出ているのですよね。だけれども、他町村は皆お互いに人口みんな減っています。減っていないにしろ、増えているのですよ、実際。それで、西郷は当然増えています。かなり増えていますからね。会津美里町が1番だったのが、ここが1番になりました、人口は。村でもね。

それで、問題はここであれなのか、この後に調整等々があるのでしょうか。そこをお聞きして終わります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） この交付額につきましては、特別交付税のほうはこの後になりますけれども、普通交付税については状況によっては変更決定というのがございまして、平成30年度であ

りますと年明けの2月に変更されたという経過がございますので、今現時点では決定されてございますが、この後、何か状況によっては変更という措置もありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって歳入歳出の質疑を終了いたします。

これをもって質疑を終了し、議案第58号を終了いたします。

○同意第6号の議題、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第12、同意第6号 会津美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

鹿野敏子さん。

○6番（鹿野敏子君） 私は、町民に選ばれた町長の任命権というものを尊重されなければならないものだと思っています。よほどのがななければ承認すべきと考えるのですが、今回のこの案件はよほどのことには準ずるものだと考えます。というのは、山内一枝氏は当該選挙区の選出議員である県会議員であられる山内長氏のパートナーと伺っております。何ゆえにおよそあまたおられるであろう適任者をさておいて山内一枝氏をご推挙なさるのか、理由をお聞きしたいと思います。夫婦といえど別人格とか、親子といえど別人格とか、そういったことは世論が許しませんので、的確にお答えいただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをしたいと思います。

この人事案件、今現在、教育委員の明田氏の任期満了によって後任を選ぶということです。現在の明田さんが今医療関係に従事していられるという中で、次の後任者も福祉関係からというのが適任かなという思いの中で、彼女はそういった意味で医療福祉関係にお勤めになっていることが一つ、そしてまた現在に至るまでも保護者として様々な活動をしてきたということも一つ、あと女性の視点からということも一つです。鹿野議員がおっしゃられましたように、確かに山内長議員の奥様ではありませんけれども、私はそういったことは一切頭の中にはなくて、そういう医療福祉関係で適任者ということで山内一枝氏を推薦したところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 同じように、今同僚議員が話伺いました。確かに人格は別ということと、前任者が福祉関係というものの行政のトップとして、今町長は町長での考えがおりになりましたけ

れども、一般的にはやはり人材が豊富なわけです。人材が豊富なわけです、この町にとって。県会議員の方と同居している方ということについて、やはり見方としてはその辺は疑問を感じるという方は多いと思います。私もそのように感じておりますので。やはりもう少し選任に配慮があつてもよかつたのではないのかなと思いますが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 配慮があつてしかるべきではなかつたかという質問でございますけれども、私の知り得る医療福祉関係者の中で、私は山内さんが適任という思いの中で推薦をさせていただいたものであります。確かに議員の奥さんということはありますけれども、教育行政に対して参画していくわけですから、本人はそういうものを関係なく、この町のために私は教育の推進、また向上に向けて働いてくれるものと確信をいたしております。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論ありませんか。

山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 先ほど申しましたけれども、やはり我が町にとっては人材は豊富でありますので、選任の方法もう少し配慮があつてもよかつたのではないかというふうな思いで、私はこの同意第6号については反対をいたします。

○議長（谷澤久孝君） 賛成討論はありませんか。

横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 私は、この同意第6号に賛成を表したいと思うのですが、教育委員会、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、「委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮する」とうたってあります。確かに同氏は教育関係の出身ではありません。しかし、教育全般において幅広い見地が求められていることが大事でありまして、同氏においては前任者同様、福祉、医療に長年従事されてきた方であります。女性の視点からも福祉、医療を通した教育行政に期待をし、同意したいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 反対討論ありませんか。

鹿野敏子さん。

○6番（鹿野敏子君） 私も反対いたします。本人が適格か不適格か、立派な人か立派な人でないかということは関係ありません。やはり県会議員のパートナーを教育委員にということは不適格だと思います。

○議長（谷澤久孝君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○同意第7号～同意第13号の議題、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第13、同意第7号から日程第19……ちょっと待ってください。
休憩します。

休憩 (午後 3時46分)

再開 (午後 3時46分)

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

日程第13、同意第7号から日程第19、同意第13号 永井野財産区管理会委員の選任につき同意を求めるについてを一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、同意第7号に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第8号に対する反対討論の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第9号に対する反対討論の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第9号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。
これをもって採決を確定いたします。
賛成全員。
よって、本案は原案のとおり同意されました。
次に、同意第10号に対する反対討論の発言を許可します。
反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
これより同意第10号を電子採決システムにより採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。
これをもって採決を確定いたします。
賛成全員。
よって、本案は原案のとおり同意されました。
次に、同意第11号に対する反対討論の発言を許可します。
反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
これより同意第11号を電子採決システムにより採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第12号に対する反対討論の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第12号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、同意第13号に対する反対討論の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第13号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○諮問第1号の議題、採決

○議長（谷澤久孝君）　日程第20、諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配付した意見書のとおり答申することに決しました。

○諮問第2号の議題、採決

○議長（谷澤久孝君）　日程第21、諮問第2号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第2号はお手元に配付した意見書のとおり答申することに決しました。

○総括質疑

○議長（谷澤久孝君）　日程第22、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質問事項を告げ、その後質問事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　異議なしと認めます。

それでは、認定第2号　令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号　令和2年度会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号　令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　質疑なしと認めます。

次に、認定第5号　令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを

審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号 令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第7号 令和2年度会津美里町水道事業会計決算認定について、認定第8号 令和2年度会津美里町下水道事業会計決算認定についてを一括審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第9号 令和2年度永井野財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号 会津美里町立学校林設定に関する条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） この条例改正について、説明資料3ページの冒頭なのですが、当然これ付託案件なので、事前の説明は当然ないのですが、ないからこそ、この案件は会津美里町立学校林設定に関する条例の一部を改正するもので、だからこれ提案しているのであって、なぜ改正の必要があったのかというのが明記されていないのですよね。これは議会に対してちょっと説明不足というか、いまだかつてこんな説明書き見たのは初めてです。当たり前過ぎて、何を審議していいか分からず、何が論点なのか分からずということで、改正の説明は総括なので求めるわけにいかないのですが、なぜきちんと明記しなかったのかというのを聞いておきたいのが1点。

あと、今回、居平の分が抜けるわけですけれども、建屋その部分は残るわけです。そうしたときに、当然その部分の維持管理というのが出てくるということで、第4条をそっくり削ってしまうというのであれば、この条例そのものが何のための条例、しかも、先ほどちょっと議論しましたけれども、委任条項がないのですよね。ですから、維持管理は当然必要だし、だから規則でもって委任して維持管理についてはどこどこに委任するとか、そういうことでも構わないわけですけれども、設置してお

いて、これ自然に生育するわけではありませんから、維持管理は当然必要なものをざっくりと管理の部分を削除してしまうということで、ちょっと条例としてはどうなのかなと。

あと、関連して聞きたいのは、せっかく学校林なので、今この時代、森林環境教育というか、森林に関してせっかく町のこういう子供たちのための財産を持つわけですから、新たにその子供たちの森林教育の観点からこの学校林を位置づけるのだというような、そういったきちっとした教育的な配慮も含めた条例をきちっと整備すべきではなかったのかなということで、考え方、捉え方をお伺いして、あとは所管である産業教育常任委員会のほうで議論をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 野中議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のなぜ明記しなかったのかということでございますが、説明としては若干詳しい説明がなかったということで申し訳なかったと思います。ただ、今回、提出案件資料につきましては以前にもこのような形での記載事例がありましたので、それを参考にいたしましてこのような形で提出させていただいたものでございます。

2点目の管理の部分でございますが、第4条の管理の部分を削除したところでございますが、具体的にはもう居平部分林につきましても50年以上経過しておりますので、実際には管理の必要がないといいますか、管理していないというような状況でございます。沼山の先のなかなか児童生徒が行くにしてはちょっと遠い場所でもありますので、ここ何十年も児童生徒が実習してそちらのほうでの撫育作業というのですか、学校林の手入れ等はしていなかった状況であります。また、管理規則についても、居平部分林についてのみの管理規則であります、館ヶ曾根部分林について特に定めはなかったものでございますが、特にもう随分木も大きくなっていますので、管理という状態ではないということで、第4条のほうは削るということでご提案させていただいております。

森林環境学習ということで議員のご質問でございますが、森林環境学習につきましては、やはり今の時代どこの学校でもいろいろ工夫して、町の産業振興課のほうのご協力もいただきながら進めているところではございますが、この場所に限りましては、先ほど申しましたとおり、かなり奥のほうで、通常人あまり通らないようなところということもありますので、こちらではなくて、実際にはほかの形で森林環境学習は進めていますので、特にこの館ヶ曾根の部分で森林環境学習をということではなく、別な形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） まず、冒頭の部分ですが、悪い例はまねしないでください。結局付託されるということは、総務のほうはこの資料を見て判断して、何が改正の趣旨なのかを理解するわけですから。それで、やはり明確に町長提案理由の説明は、契約してその部分が一部なくなるから改正するのだというような説明をされています。事務的にある程度趣旨をきちっと書くのは当たり前であって、

悪い例はまねしないで、いい方向で議会に臨んでいただきたいと思います。

それからあと、できればなのですが、教育長さんにお伺いというか、考え方を。結局学校林としてこれだけすばらしいものがある、手入れはしなくても育っているからやらなくていいというのではなくて、やはり生き物ですから、管理はずっとあると思うのですよね。そういうものがあって、その売った収益が子供たちのために使われているのだということを子供たちが認識することも教育の一環として大事なことです。ですから、そういう意味で、この条例をきちっと精査してつくり直すというのが趣旨であるのではないかというのと、やはり実効性のある条例にするためには委任条項等も含めた、ちゃんと体系を整えるということの基本的な考え方が必要なのではないかと思うので、教育長にそれ答弁いただければ終わりたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今ほどのご質問でございますけれども、課長が答弁したとおり、この学校林につきましては目的が明確に明記されておりますので、その目的に沿った形で条例整備されているというふうに思っております。確かに維持管理が全く要らないというのはどうかという野中議員のご質問でございますけれども、課長答弁ありましたとおり、立木も立派に育っていて、年々の手入れ等は必要ないというようなことも伺っておりますし、加えまして子供たちの教育への活用の面につきましては、危険な場所と作業ということも当然ございます。現在は自然の家であったり、様々なところで環境教育、自然と親しむ教育は進められているというふうに思っておりますので、学校の計画に従って自然に親しむ、森林に親しむ子供たちの心を育てていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） すみません。やめようかと思ったのですけれども、目的が明確にされているというふうに今答弁されたのですが、どこに目的が明確にされているのでしょうか。記載されているというか、明文化されている、位置づけされているものがあったらお示しください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

申し訳ありませんでした。ちょっと私の勘違いで、条例には明記ございませんでしたので、野中議員ご指摘のとおりでございます。申し訳ありませんでした。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 附則についてちょっとお聞きしたいと思ったのですが……

[「所管です。常任委員会で」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） いいですか。

○4番（渋井清隆君） はい。

○議長（谷澤久孝君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号 会津美里町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例、議案第59号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第60号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号 令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（谷澤久孝君） 日程第23、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 (午後 4時10分)

決 算 特 別 委 員 会

(第 2 日)

令和3年会津美里町議会（決算特別委員会）

第2日

令和3年9月7日（火）午前10時00分開議

委員長 堤 信也 君 副委員長 村 松 尚 君

○出席委員（14名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
5番	堤		信	也	君	12番	根	本		剛	君
6番	鹿	野	敏	子	君	13番	山	内	須	加	美
7番	鈴	木	繁	明	君	14番	横	山	知	世	志
8番	星			次	君	15番	石	川	栄	子	君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉	山	純	一	君
副町長	佐々木		吉	一	君
総務課長	國	分	利	則	君
総務課課長補佐	渡	部	朋	宏	君
総務課課長補佐	渡	部		充	君
総務課防災情報係長	齋	藤		優	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
政策財政課長補佐	猪	俣	利	幸	君
政策財政課長補佐	大	竹	淳	志	君
政策企画係長	鈴	木	聖	崇	君

政策財政課 人口減少対策係長	國	分	政	和	君
町民税務課長	児	島	隆	昌	君
町民税務課 課長補佐	阿	部	満	枝	君
町民税務課 課長補佐	後	藤		淳	君
町民税務課 生活環境係長	栗	城	嘉	則	君
健康ふくし課長	平	山	正	孝	君
健康ふくし課 課長補佐	宮	下		寛	君
健康ふくし課 課長補佐	安	部	賢	辰	君
会計管理者	原		克	彦	君
選挙管理委員会 書記長(兼)	國	分	利	則	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
産業振興課 課長補佐	小	林	隆	浩	君
産業振興課 課長補佐	佐	藤	文	彦	君
産業振興課 農林土木係長	佐	藤	健	太郎	君
建設水道課長	鈴	木	明	利	君
建設水道課 課長補佐	加	藤	定	行	君
建設水道課 課長補佐	酒	井	新	一	君
建設水道課 管 理 係 長	小	林	正	裕	君
教 育 長	歌	川	哲	由	君
教育文化課長	松	本	由	佳里	君
教育文化課主幹	福	田	富	美代	君
教育文化課 課長補佐	渡	部	雄	二	君
教育文化課 こども教育係長	榎	森	正	典	君
農業委員会 事務局長(兼)	金	子	吉	弘	君

農業委員會
事務局次長

代表監查委員

立川昇君

鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長

總務係長

高木朋子君

歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○委員長（堤 信也君） これから本日の会議を開きます。

決算特別委員会2日目の質疑を行います。歳入、事務事業及び決算書の質疑は、歳入については一括して質疑をし、歳出については議会費と総務費、次に民生費と衛生費、次に農林水産業費、商工費及び土木費、次に消防費と教育費、最後に災害復旧費、公債費、諸支出金及び予備費の5回に分けて質疑をし、その都度休憩を取り、説明員の入替えをいたします。

なお、本特別委員会は、1質疑項目に対し答弁は3回までとし、質疑時間の制限はいたしません。質疑者は、初めに全ての質疑のページ数と質疑項目を通告してから1問ごとに3回まで質疑を行ってください。内容については、全員協議会のほうで皆様共有していると思いますので、その辺についてはしっかりとルールを守ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。質疑、答弁とも簡潔、明瞭にお願いいたします。

これより歳入を一括して質疑を受けたいと思います。

質疑者は挙手にてお願ひいたします。ございませんか。

1番、野中委員。

○1番（野中寿勝君） 3点お伺いいたします。1点目、決算書18ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、2節滞納繰越分住宅使用料の不納欠損額7万6,800円についてお伺いします。

2点目は、32ページ、16款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと納税寄附金の1節ふるさと納税寄附金で、備考にありますふるさと納税寄附金3,121万7,022円についてお伺いいたします。

3点目が36ページ、19款諸収入、4項雑入、1目納付金、この中で2節の給食費納付金と3節給食費納付金（滞納繰越分）、それぞれの収入未済額について質問いたします。

それでは、1問目から……

○委員長（堤 信也君） 野中委員にちょっとお伺いいたします。今の3問目の雑入、納付金の節2番の給食費納付金と、今3番目、給食費滞納繰越分と、これ別々ですね。

○1番（野中寿勝君） これまとめて結構です。まとめてお伺いしたいと思います。

それでは、1点目からお尋ねします。この住宅使用料の滞納繰越分の7万6,800円について、まず何人の方で、何年度分なのか、中身教えていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 中身についてのご質問でございますが、1名の方でございます。それで、何年度分ということでございますけれども、平成20年7月に退去された方の債権ということになります。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 結局入居されていたからいるわけで、欠損に当たった部分は、20年7月に退

去されたのでしょうかけれども、19年度分とか18年度分とか、20年度分も含むのなら何年度分だと聞いているので、そこをお伺いしたかったので、次お答えください。

それで、監査委員の報告にもありましたけれども、私もずっと収納状況は把握していたつもりなのですが、ここ直近でも5年、私の記憶でも10年ぐらいで初めての不納欠損なので、これがどのような形で適正に公平公正な滞納、収納ですね、事務の中でどのように行われて欠損に至ったのか、そこをお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 何年度分ということでございますが、その以前の分ということで、その内容までは今持ち合わせておりませんので、後ほどご回答したいと思います。

それと、経緯についてでございますけれども、先ほど申しましたとおり、平成20年7月に退去いたしました、その後平成20年5月に1万円を納入しております。その後、21年5月18日に福島地方裁判所会津若松支部のほうに破産の申請をしております。その後、21年6月10日に訪問しまして、負債が1,600万円に上るということで家業廃止を確認しております。それで、平成31年3月7日に親族のほうに訪問しまして、内容を聞き取りをしております。あと、令和に入りまして、令和2年6月16日に法律及び財産面での進め方を内部で協議をしております。それで、令和2年7月15日に連帯保証人である方、そしてまた法定相続人である方を確定しまして、相続放棄等の有無について確認をしております。その後、令和2年8月に法定相続人より時効の援用の届出がありましたので、そこで不納欠損ということで令和3年の年度末に不納欠損をしております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 流れについて理解しました。私がただしたいのは、まず当然のことながら私債権ですから、支払い督促とかいろいろ手続上、きちんと収納に結びつける対応をしていたのかということと、あとこういった滞納するに当たって、やはり生活に困窮される方もいらっしゃると思うますが、そういうことを総合して適正な、公平な、住宅に住まわれる方もそういう制度上のことを行なうことをきちんと理解した上でちゃんと適正に納めていただいているのかどうか、その体制なりについてきちんと確認というか、押さえさせていただきたいというのが趣旨もあるし、今後と聞いてしまうとなんのですが、そういう私債権のまずこういう不納欠損になる前の対応と、やらざるを得ない状況になったときの適正な法的な手続をきちんと職員というか、町も押さえながら対応しているのかどうか、そこだけお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 支払い督促等の手続ということでございますけれども、5年を経過しましてからはそのような例えば督促、催告書ですけれども、はお送りしておりません。それ以前については、催告書については年に2回ほど送付していたというふうに聞いております。そしてまた、

時効についてでございますけれども、今回の時効については町債権でございまして、5年間で時効ということでございますが、援用がない限りその債権は消滅しないということでございます。それで、援用のほうにつきましては、こちらから積極的に援用を教えるというようなことはしておりませんで、今回の件につきましても法定相続人の方が弁護士の方と相談した上でそのような手続があるということとそれを知って、時効の援用ということで申出をされたということでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） それでは、2点目に移ります。32ページのふるさと納税寄附金ですが、トータルの話ではなくて、昨日もちょっと質問の中で触れさせてもらった、美里会会員の方に対することをされて、その会員の方からふるさと納税をしていただくことも応援の一つだという話がありました。ですから、このふるさと納税寄附金の中で会員の方、昨日106名というお話をされたのですが、そのうち何人の方が、総額で結構です。どのくらいふるさと納税をされたのか、それをお伺いいたします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、美里会の会員の方から昨年度美里町にふるさと納税で寄附いただいた件数でございますが、件数は13件でございます。金額にいたしまして合計で21万でございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 去年やったことが結びついたかどうかということもある、それはちょっと歳出のほうの話になるので、13件というのは13人の方というふうに理解していいのかどうか、そこを確認します。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） そのとおりでございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） それでは、ちょっと歳出のほうの絡みありますので、歳入についてはこの点は以上で、次3点目に移らさせていただきます。36ページの給食費の部分で現年度分、過年度分合わせて1つの質問とさせていただいたのは、給食費の最終的にその年度の収入未済額、現年、滞縛含めてですけれども、確かに前年からすると若干収納率上がっています。ただ、700万につき、毎年ずっと前後しながら、いろいろ努力されている経緯は見えるのですけれども、それでも700万前後という数字の中で微減というか、そういうことなので、給食費において滞納整理というのですか、それをどの程度をどういう方法、内容で行ってこういう結果になったのかお伺いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの給食費の滞納整理の件でございますが、基本的には微

取基本方針、滞納整理の方針というものがございますので、それに合わせて実施しておりますが、特に学校にまだ在学している部分につきましては、例年やってございますが、学校の協力も得まして、学期ごとの保護者懇談会等の機会に未納の方をお呼びしまして、校長先生同席の下、納付相談を行っております。また、定期的な電話催告等によりましてフォローアップも行っておりますので、そういったことで少し減っているのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） ここで私、取組いろいろやっているのも分かります。最後のところ、電話催告等ということですけれども、やはり給食費を納めていただけないということについて2つあると思うのです。本当に苦しくて納められないのか、またはある程度の生活に、余力と言うと変ですが、している方があえて納めないということも中にはあるのかなと、これは想像ですけれども、ですからやはり電話だけでなく、コロナ禍ではありますけれども、実際に、学期末の懇談とか面談しているようですけれども、やっぱり行って、生活の状態を把握しながらいろいろお話しされるというのが一番ベストだと思います。この金額が努力されて少なくはなっているのですけれども、やはりなかなか減らないのにはそういうところがあるのかなということで、やはり取組としてそういうことも考えなければいけない。もう一つ心配なのは、学校のご協力ということで懇談とか、そういう場なのですが、今学校の先生方も大変忙しいので、世間一般ですけれども、先生方にある程度そういう滞納整理といふか、そういうことをお願いしているようなところの地域のニュースも出てきたりします。ですから、先生方に負担がかからないで、学校の協力は協力なのですけれども、その辺も配慮しながら滞納整理といふか、につなげていく必要があると思うので、その点前年度大丈夫だったのかなというところを確認させていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） まず、野中委員おっしゃるとおりで、電話催告だけではなく、ご家庭を訪問したり、いろいろとコミュニケーションを取りながら、例えばスクールソーシャルワーカーと経済的な面での情報交換なんかもしながら、その方に合った個別の対応といいますか、そういう部分でも滞納整理に向けては実施しております。学校のほうの協力ということでございますが、具体的には校長先生の同席の下ということで、担任の方とか、そういうことではありませんので、学校の懇談会の後、個別に校長先生に立ち会っていただきながら給食センターの職員が納付相談を行うということで、できるだけ学校さんの先生方、現場の先生方にはご迷惑をおかけしないようにということで実施しております。昨年度の状況でございますが、やはり昨年度はコロナの関係で、実際には保護者懇談会が1学期はできなかったということもありますので、後半のほうに、2学期、3学期にというところでの実施となりました。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） この滞納されている方、過年度です、特に。過年度分で町外に転出されてしまった方に対して、いるかどうかちょっと分かりませんが、いるのかどうかと、いた場合にその方たちには昨年度どのようにアプローチして収納につなげていく努力をされたのか、そこをお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 町外への転出された方につきましては、年3回の催告書等、文書による催告ということで実施しております。数名いらっしゃいますので、その方については文書によるもので催告しております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） それで、先ほどの野中委員の質問に対して建設水道課のほうで答弁漏れがあったということなので、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 先ほどの質問の中で、不納欠損7万6,800円についての内訳を申し上げます。平成19年度の債権でございまして、平成19年7月分から12月分までの家賃というふうになります。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 鈴木委員。

○7番（鈴木繁明君） 1点伺います。まず、決算書の9ページ、1款町税、2項固定資産税についてであります。不納欠損金、それから収入未済額等が載っております。ここに至るまでの収納対策本部会議あるいは電話連絡、督促、あるいは臨戸訪問等実施したと思いますが、その辺の経過と、収納対策本部会議は何回実施いたしましたか。それから、不納欠損者は何名であったかということでお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、固定資産税で収納対策本部の開催は昨年は2回でございます。それから、収納の対策についてどうだったのかということでございますけれども、まずは基本的には滞納が始まれば滞納処分、預金調査から始まりまして、滞納処分を中心に行ってまいってございます。それからあと、その対策でございますけれども、収納対策本部におきまして、債権回収マニュアルというものに基づきまして、基本的には滞納処分の預金調査等を実施してきたところでございます。

それから、固定資産税の欠損分でございますけれども、実人数につきましては、固定資産税におきましてはそれぞれ時効と、それから処分停止後の欠損というふうにございますけれども、実人数につきましては、固定資産税については直接的に人数を分けて出しておりませんで、全体で申し上げますと、実人数につきましては、処分停止後3年を経過した者については実人数が14名、こちらは個人の

町民税、それから固定資産税、軽自動車税、それから5年経過したケース、時効が完成したということについての不納欠損分につきましては実人数で37名で、こちらについては個人町民税、それから…失礼しました。固定資産税につきましては、実人数でございますけれども、失礼しました。まず、処分停止後の3年を経過した場合については延べ人数で41件になります。それから、5年経過後の時効ということで、こちらについては49件ということで延べ人数になりますので、実人数については先ほど申しましたように14名と、それから37名という形になります。

○委員長（堤 信也君） 鈴木委員。

○7番（鈴木繁明君） 14名と37名というのは意味がその辺ちょっと分からぬから、その辺もっと詳しくお願ひします。

それと、固定資産税は土地、建物、償却資産であります。これに対して課す地方税であります。これに対して差押え等、あるいは建物の没収等は、今までの分も含め実際にやっておるのかどうかということでお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 先ほどの人数でございますが、ちょっと分かりづらくて申し訳ございません。実人数に関しましては、個人町民税から固定資産税、軽自動車税、それぞれがちょっとございまして、それぞれの年度にわたっておりますので、全体で捉えておりますので、実人数としては、全体の欠損処分の人数としましては14名、各町税に関しては14名がありました。それから、時効によります人数については実人数は全体で37名と。固定資産税についてのそれぞれの人数というのは割り出してございませんので、延べ件数で申し上げますと固定資産税は41件が処分停止後の欠損処分、それから49名が時効消滅による不納欠損ということでございます。

それから、滞納の処分に関する建物等の差押え等ということでお話がございましたけれども、基本的には動産、それから不動産に関する差押え等については実際のところはございません。基本的には預金調査を主流に実施しております。

○委員長（堤 信也君） 鈴木委員。

○7番（鈴木繁明君） 差押え、押収等は今までやっていないということでおろしいですか。

それと、これは固定資産税、土地、建物、償却資産でありますので、なぜやらないのか、その辺と、今後不納欠損を出して、建物、土地は残るわけですけれども、不納欠損をした翌年度の対応というのはどうになるのか、課税対象になるのかならないのかというその辺をお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 不動産等に関する処分に関してですけれども、実際に不動産差押えしたとしても、それを換価できるかという問題が出てきますので、そちらについては基本、今の段階では預金調査等による滞納処分を行っていると。それからあと、課税に関しては、現物、課税するもの自体がございますので、当然課税をされていくという形になるかと思います。

- 委員長（堤 信也君） 山内委員。
- 13番（山内須加美君） それでは、3点お願ひいたします。まず、1点目はページ数が15から16の総務使用料の施設の建物使用料について1点です。2点目がページ17、18の、現年度分住宅使用料についてお願ひをいたします。土木使用料の現年度住宅使用料ということで、よろしいでしょうか。3点目は、ページが37、38の総務費の一般管理費の中で委託料について、失礼しました。雑入でした。ページ37、38の雑入の中の節の雑入の件で3点目お願ひします。失礼しました。
- 委員長（堤 信也君） そうすると、雑入だから35ページの雑入のあれですね。出てくるのが38のどこの項目になります、備考欄で。
- 13番（山内須加美君） 雜入です。
- 委員長（堤 信也君） どこになります、備考欄の。
- 13番（山内須加美君） 後ろのページ、38。
- 委員長（堤 信也君） トータル。
- 13番（山内須加美君） トータルです。
- 委員長（堤 信也君） 事業名とか補助金とか何かございますよね。
- 13番（山内須加美君） 事業名はその他の雑入です。
- 委員長（堤 信也君） その他の、一番下ね。分かりました。
- 13番（山内須加美君） では、第1点お願ひします。1点目の建物使用料の中で備考欄に庁舎使用料ということで360万1,380円という記載がございます。この内訳についてお伺いをいたします。
- 委員長（堤 信也君） 総務課長。
- 総務課長（國分利則君） それでは、庁舎使用料の内訳でございます。まず、これは本郷庁舎の使用料と新鶴庁舎の使用料に分かれております。まず、本郷庁舎の使用料でございますが、ここは県の商工会連合会さんのはうに貸出しをしております。内訳としましては、年間で146万5,780円でございます。続きまして、新鶴庁舎でございますが、これは2法人のはうに貸出しをしているところでございます。まず、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社さんのはうにお貸ししている分でございますが、これは年額176万333円でございます。同じく新鶴庁舎で福島県の土地改良団体連合会、いわゆる土地連のはうに36万7,081円で貸しているということでございます。
- 以上でございます。
- 委員長（堤 信也君） 山内委員。
- 13番（山内須加美君） 今最初にお話ありました本郷庁舎の生コン関係ですね、生コン関係は今金額ちょっとよく分からなかったのですが、この生コンの組合、会津地区生コン組合というところに貸出してあると思うのです。この件についての経緯、どんな形でこれは今日まで至っているのか、この内容についてちょっと説明をお願いしたいと思います。
- 委員長（堤 信也君） 山内委員、令和3年度からの資料なので。

○13番（山内須加美君） そうすると、2年度には入っていないということで。

○委員長（堤 信也君） はい、ということでご承諾ください。

○13番（山内須加美君） 失礼しました。では、次回聞きます。

では、2問目行きます。17、18の現年度住宅使用料、この件について伺います。これは、金額的には昨年度から比べると約250万ぐらい収入が減になっています。この原因と、政策評価の中でもろもろ見ますと、現状においては町営住宅の長期的に活用するための修繕や建て替えが必要となるという形で示されております。また、課題のほうについては耐用年数が経過した老朽化住宅居住に対する住み替えの促進が必要であると。現在、今の段階で具体的にその対象になる修繕や建て替え等の戸数、世帯数が分かればそれを説明お願いしたいことと、今後建て替えを含めた住宅政策、先ほど言いました建て替えが必要というふうな明示されているということは、従来町営住宅については、今までの流れからすると、あまり積極的ではなかったのではないのかなというふうに私認識しているのですが、今回の2年度を見ますと、そういうふうな形で文言が出ているということで、政策が変わったのかどうかというこの件についてお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） まず、1点目でございます。昨年度から調定額が200万円以上下がっているということでございますけれども、これにつきましては令和2年度の対象者数、これ入居者数になりますけれども、3,729人に対するものでございまして、その前年度、平成31年度につきましては3,942人ということで、それを実際この調定額で割り返してみると、同じような調定額になるということでございます。

続きまして、長期的に建て替えについてということでございますが、今町営住宅、団地数で18ございます。その中で建て替えが、建て替えといいますか、長期的に使用する、継続して使用する住宅と廃止する住宅がございます。その廃止する住宅のほうは8住宅というふうに、11住宅ですか。失礼しました。ちょっとその数字については後ほど述べさせていただきますが、ございまして、それにつきまして今後継続的に使用するものについては修繕をしながら使用するということでございまして、建て替えということは今後の計画にものっていないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 山内委員。

○13番（山内須加美君） 最後の言葉ですけれども、なぜ施策の中では現状としてのコメントの中で建て替えが必要となっていますと、断言していますよね、これ。その辺は、今後の政策的なものにはなるのだろうと思いますけれども、差し支えなければ、担当課の判断ではつかないと思いますが、その辺整理してやっぱり対応していただきないと、私としてはやっぱり今の現状を見たときには、人口減少もありますし、若い方たちが本町に来ていただくとなれば、やっぱりこの町営住宅政策を私は大事なものだと思って以前からも申し上げておりますけれども、今まででは執行部のほうでは全然その気

がないというか、あまり積極的ではなかったと。ただ、空いている土地いろいろありますから、今。やはり極端に言えば、前からお話ししているように、町営住宅であればできれば木造なら木造のほうにして地元の業者にお願いをして、1階にはお年寄り、高齢者の方が入っていただいて、2階のほうには若い方というような形の、そういう構想の中で将来的なまちづくりの一つとしてやっぱり町営住宅って私必要だと思うのです。本郷の場合の住宅というのが合併前に、100年ももつような立派な高層、3階建ての町営住宅もありますが、あれも一つの政策でしたけれども、これからはやっぱり若い方と高齢者の部分としては、町営住宅というのもやっぱり積極的に私は取り入れるというか、導入する必要があると思うのですが、その辺は担当課よりも町長がよろしいのではないかと思いますが、どうでしょう。見解をお願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 決算なので、今後のというのはどうなのかな。あくまでも決算でのあれで、決算を含めた部分でお答えできるのであればでしょうけれども、決算ですので、あくまでも。

○13番（山内須加美君） 委員長の判断ですけれども、ただ決算それだけではなくて、そのためには将来のことも話ししなければというふうに私は思っていますけれども、だからいつもその辺がこの決算のときに課題になるところだと思います。だから、委員長判断で結構です、それは。またの機会でもあれですけれども、ただ委員長……

〔何事か言う人あり〕

○13番（山内須加美君） だから、そこはもし駄目であればいいのですけれども、そこだけです。

委員長、あわせて先ほど担当課長が説明した、考えていませんというのとこの数字、私はちょっと整合性がないのではないのかなと。だから、それを整理して結論いただければ結構です。

○委員長（堤 信也君） ちょっと休憩します。

休 憩 (午前10時38分)

再 開 (午前10時40分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

まず、建設水道課長のほうから答弁いただいて、あと今後のあれで町長のほうからもいただきますので、まず建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 山内委員のご質問ですけれども、先ほど廃止と維持についての住宅についてでありますけれども、手元に資料がありましたので、お答えさせていただきます。

廃止を検討している団地ですけれども、11団地でございまして、今後とも維持をするというところでありますが、団地数では維持を検討しているというところが8でございます。

続きまして、先ほどですが、建て替えについてはございませんということでありましたが、事務事業であります今の計画の段階では、その計画の中では建て替えはしないという、建て替えはその年度のうちでは計画がないということの意味で申しました。訂正をさせていただきたいと思います。よろ

しくお願ひします。

○委員長（堤 信也君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えさせていただきたいと思います。

この町営住宅、全国的にもそうでしたけれども、戦後、住宅困窮者が多かった時期にかなりの数の町対応の住宅が建てられてきたものというふうに認識をしております。この町におかれましても、かなり古い住宅も含めてたくさんござります。かなり少なくはなっているようです。今後の町としての入居者希望だったり、状況を判断しながら検討すべき案件だというふうに思っております。

○委員長（堤 信也君） 山内委員。

○13番（山内須加美君） ぜひ積極的に今の現状をよく認識していただいて、町営住宅のやっぱり新しいものは、この町にとっては今後必要になってくるのではないのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

3点目をお願いします。37ページから38の雑入の中の1節雑入、一番最後の備考欄の中にその他の雑入ということで668万1,276円、この使い道、この中身、内容、内訳についてお願ひします。というのは、前年度からすると500万以上ちょっと数字が増えている部分がございますので、確認の意味でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） その他の雑入でございます。昨年は166万4,000円程度でしたので、増えてございます。中身についてでありますと、まず会津若松地方の土地開発公社の解散に伴う準備金でございます。これが約190万くらいですか、189万9,000円でございます。それから、令和元年度の水道事業補助金に係る消費税等の確定に伴う返還金ということで140万ほどが大きなところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） ここで、先ほどの説明漏れございますので、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） すみません、先ほどの鈴木委員のご質問の中で、不動産の差押え等実績があったかということでございますが、こちらにつきましては令和2年度、1件建物のほうを差押えを行っております。大変失礼しました。

○委員長（堤 信也君） もう一回、先ほどの野中委員の答弁漏れといいますか、総務課長のほうから答弁いたしますので。

○総務課長（國分利則君） 大変申し訳ございません。先ほど1番、野中委員の質問の中で美里会会員からのふるさと納税された人数ということで、私件数と同数と申し上げましたが、詳しくは12名ということで訂正方お願いします。申し訳ございませんでした。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 2点お願いいたします。ページ数9です。1款町税について、それから2点

目ですが、ページ31から32の16款寄附金、2目のふるさと納税寄附金についてお伺いします。

まず、1点目の町税ですけれども、昨年度に比べますと1億強増になっております。当初予算からすると10%ぐらい増に計上されています。この内容をどのように分析されているのか。固定資産税等増えている数字は出ておりますけれども、どのように内容的に押さえているのかお願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 税収のほうが伸びているということのご質問でございますけれども、まず分析としましては、まず1項の町民税に関しましては、年数がちょっと前に上りますけれども、平成30年、令和元年度課税対象収入になるわけでございますが、この年は高温、それから少雨ということで作物の収穫量が減ったということで農業所得自体が例年より下がったということで、実質的には令和2年度の収入は例年並みだったのですが、前年の元年度が収入が少なくなっていたということで今回の収入済額でいきますと1,100万程度伸びていると。

○11番（根本謙一君） 委員長、すみません。もうちょっとはっきりお願ひできれば。ちょっと聞こえづらいです。

○町民税務課長（児島隆昌君） 失礼しました。まず、町民税のほうからご説明申し上げますと、まず平成30年に高温、それから少雨ということで農作物の収量に減少があったということで農業所得が下がったと。本来ならば令和2年の収入そのものが大体例年並みでございますけれども、対象となる平成30年対象の令和元年度の税収そのもの自体が低かったということで約1,100万程度税収が伸びているというのがまず1点。それから、法人税分に関しましては、東京に本社がある会社があるわけですが、こちらのほうで都内に有している土地、そちらが売却を行ったことによりまして、大体70億程度で売却をしたということで2年度の事業税分が約4,300万程度増になったということで、この会社につきましては例年大体100万程度なのですが、4,300万の増額ということになりましたので、法人税でいきますと3,400万程度税収が伸びたということでございます。それから、固定資産税に関しましては、評価替えの年から徐々に税額が伸びてきます。この原因としましては、新築家屋の建築が年々上がっていきますので、その分課税が上がっていくと。それからあと、企業の設備投資というものが加わってきます。そして、大きな要因としましては大規模償却資産の購入ということで、こちらについては水力発電関係の設備が行われたということで償却資産の関係で1,000万程度、こちらが伸びておりますと、全体的に2,600万程度の税収が上がったということでございます。そのような形で分析をしております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 大変喜ばしい内容であることが理解できました。特に法人分が相当伸びている数字になっております。このことは、町にとっては雇用の創出の面からも大変望ましい、喜ばしいことだと思うのですけれども、この傾向といいますか、これはいつもいつもこの増でいくわけはな

いと思いますけれども、今後のことを考えますと、やはり工業団地の完売はやっぱり成し遂げなければなりませんし、そういうことも含めてこの町税の充実といいますか、そこは施策としてしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。経済情勢、コロナ禍の影響が今後どういうふうに出てくるかということも心配なのですけれども、この点はどのように捉えておられますでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 法人税絡みの件ですよね。今後どういった形で持っていくかということでしょう。

○11番（根本謙一君） そうです。

○委員長（堤 信也君） 休憩します。

休 憩 (午前10時53分)

再 開 (午前10時53分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 法人町民税の絡みで先ほどご説明申し上げましたけれども、今回の令和2年度に関しての税収増ということにつきましては、あくまでも所有していた土地を売却したということで一時的に法人税が上がったということでございますので、次の年になれば通常どおり100万前後の法人税という形になりますので、その後細かい話を申し上げますと、予定納税という形が出てきますと、次の年はその前年度納付した分の約半分をまた納付するという形になります。そうしますと、通常100万程度で収まるところを、当然その半分ですので、4,000万程度だと2,000万弱を納めて1,900万ですか、その分が還付しなければならないというような事態が出てきます。ですので、今回の税収の伸びそのもの自体は一時的な資産売却ということによるもの法人税増ということですので、実際の伸び具合、当然雇用関係も出てくるかとは思いますけれども、まずは企業誘致ですとか、そういったところの企業がいろいろその町村の中にできてくれれば、そういう形の法人税が伸びるということの見込みもできますけれども、今後においてはその辺の問題については私の方からどうのこうのという形は申し上げられませんけれども、あくまでも今回の伸びというのは法人が土地を売却したことの利益による法人税の伸びということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 2点目参ります。ふるさと納税の部分です。同僚議員からもこれに関連して質問が出ておりましたけれども、2年度の総件数を教えていただきたいのと、それからいわゆるこちらから出ている流出分、いただいているのはここに出ていますけれども、流出分も分かれば教えていただきたいのですけれども、委員長、差し支えないですよね。ふるさと納税、こちらから出ている分、分かっているならば教えていただきたい。

○委員長（堤 信也君） 分からなければ分からぬでそれはやむを得ないですよね、流出の分。

からなければ……

○11番（根本謙一君） 流出分というのは、美里町民からどこかの自治体に寄附されているということを押さえていますかということを伺っているのです。費用としていくら使っているということではないです。

○委員長（堤 信也君） 分かる範囲で答弁で結構です。

政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、令和2年度のふるさと納税の総件数につきましては1,423件でございます。流出、いわゆる寄附控除をどれだけ受けているという話になってきますが、ちょっとその数字についてはつかんでございませんでした。大変申し訳ございません。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 実は過日の新聞報道でふるさと納税が全国的に伸びて過去最高額になっているという話が出てきました。当初のふるさと納税の趣旨の在り方が変質してきていると、結局返礼品競争になっていると。国でブレーキかけて30%内というふうになっているのは皆さんご存じかと思います。そういう中で、その話が出てから一旦減少しますけれども、それ以降また盛り上げてきて、昨年度は過去最高になった。本町のほうを見てみると、昨年は2,160万ほどになっております。昨年度、失礼しました。令和元年。昨年度はここにありますように3,121万ほど。これ伸びたのはどういうことなのかということを分析はしておられると思います。そもそもこのふるさと納税は、ふるさとを応援していただきたいと。恩返しという意味もありますし、あるいはまちづくりに応援したいというのがありますし、いろいろ関係人口を増やしていきたいといういろんな考え方がここに投影されてきていると思いますけれども、そこをどのように町は分析しているのかなというところを伺いたいのです。というのは、いわゆる行政報告の中で見ますと、金額はそう大きくはない額で結構いただいている実態があります。だから、確かにいろんな魅力ある産物を返礼品として用意していますけれども、本来のあるべき姿に私は町としてしっかり訴えていく、この局面に今立っているのではないかなというふうに思いますので、どのように分析しているかということを伺いたいのです。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） どのように分析しているのかということでございますが、まず3,100万円のうちと申しますか、出身者、いわゆる会津美里町ゆかりの方について調査をさせていただいたところ、そのうち1,300万、1,380万ですが、ということで、この方々、令和元年度1,000万でございましたので、令和2年度において約300万ほど増額されて、多くなっていると。件数も令和元年約300件くらいだったのですが、令和2年については400件ということで、コロナ禍におきまして、やはりそういううちからいろいろ申し込むというのが増えたのかなというふうには思っております。あと、大口の寄附者もいらっしゃいまして、そといった増減がございまして、このような1,000万程度増えたのかなというふうに、まず金額的には思ってございます。それから、ふるさと納税、私どものいただ

いております1,423件の内訳といたしますと、一番多いのが関東圏で930件でございます。東北、中部、近畿が約130件から140件程度です。沖縄も6件、北海道20件というふうになってございます。九州も多いです、30件とか。四国、中国が、四国のほうが6件、中国27件ということで、やっぱり日本全国から寄附はいただいておりますが、近県からの寄附というのが結構多いなというふうには思ってございます。ただ、近畿、そちらからの寄附もそれなりに大きくなっているということあります。

続きまして、例えばうちの係の中でちょっと調べましたところ、福島県全体といたしまして、県も入れて60といたしますと、美里町は金額でいくと3,100万で26番目ですかね。一番大きいのは福島市、すごいのが磐梯町がございます。2位が磐梯町です。会津で申し上げますと、17町村のうち9番です。やっぱり会津のトップは磐梯町で、あと返礼金の考え方でございますけれども、30%、それか手数料込みで5割でしたか、そういうふうになっておりますが、磐梯町さん、それぞれ強みがあると思います。強みを生かしていられる。いわゆるいろんなホテルとかございまして、そういうったものを返礼としてやっているという部分もございます。そのところはやっぱり猪苗代さんもありまして、非常にそういうのは人気が高いのかなというふうに思っているところです。ただ、湯川さんは当然米の定期便ということで、会津管内でありますと3番目ぐらいに大きいということあります。ただ、その返礼品をいかようにしていくか、やっぱり町のブランド力というか、そういうったのに結びつけていくためにも、やはりリゾートみたいな部分が醸し出してこれればそっちはやっぱりでかいな、大きいお金が動くのかなというふうには思ってございます。うちのほうについては、今特に人気が高いのは会津の馬刺し、これは昨年、今年とも一緒です。2位が有機野菜セットでございます。3位はシャルドネとか、そういうったものでございます。以上、そのような分析をしてございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 分かりました。詳しくありがとうございました。

私がおただししたいのは、本来の目的に立ち戻りませんかということです。ふるさと納税、額が増えればよかったですよかったですというだけではもうない時期に来ています。もう10年になろうとしている中でいろんな課題が出てきています。ですから、これは目的ではなくて手段にしようぜ、それから物から事へシフトしなければならないのではないかという大きな課題が今突きつけられていると思います。それがまさにふるさと創生の一つのインセンティブに使っていく必要あるのではないですかということだろうと思うのですけれども、そこをしっかりと押さえてやれば、このふるさと納税の仕組みがまちづくりにもしっかりと組み込まれていくというふうに想定されるのです。そこの観点だけ共有できればいいなというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 関係人口のお話もございました。ふるさと納税を通じていろんな方々においでいただき、もしくは関係を持っていただく、会津美里町のファンをつくっていくということだと思います。物から事へというお話でもございました。まさしく体験のようなメニューも準備し

ているところでございますが、そういう部分も踏まえまして、今後ともそういう物を送るだけではなくこっちに来ていただく、そういう部分のメニューも拡充してまいりたいというふうには考えてございます。

○委員長（堤 信也君） ほか質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） これをもって歳入の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため11時20分まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時06分)

再 開 (午前11時20分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

歳出の質疑を行います。

1款議会費、2款総務費の質疑を行います。

質疑者は挙手にてお願いします。

野中委員。

○1番（野中寿勝君） 2点お伺いします。1点目は決算書58ページ、2款総務費、1項総務管理費、8目交通安全対策費、18節の負担金補助及び交付金の助成金、備考のほうの交通事業者支援金218万円についてお伺いします。2点目は62ページ、2款総務費、1項総務管理費、10目地域交流推進事業費、12節委託料でふるさと便企画発送等業務委託料53万7,680円でお伺いをいたします。

それでは1点目、この交通事業者支援金については、新型コロナ対策として補正で対応された部分であるわけですけれども、この支援の実績と成果について、まずおただしいいたします。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 交通事業者支援金ということで、コロナ対策のためにということからバス、交通事業者に対しまして行ったところでございますが、この実績につきましては会津交通に対しまして18台分で54万、それから会津西交通に対しまして19台、152万、介護タクシー、マイルド介護タクシーというところに1台、3万、美里介護タクシー2台、6万、介護タクシーもということで1台、3万円ということでやってございます。

一応交通事業者、ご存じのとおりコロナ禍において非常に厳しい状況が続いたということから、車検代等々と申しますか、その費用について補助を申し上げたということでございますので、維持運営においては下支えできたのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 一定の成果があつただろうということですが、事業者の方の声として、昨年これやったこと、1回だけだったと思うのですが、どのように受け止めていらっしゃったのか、聞か

れていれば教えていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） その効果につきまして、どうだったかということでうちのほうからちょっと状況について伺っているところはないのですが、ただ去年やったこの分に関しましては、会津若松市、それから美里町という形で対応させていただきました。事業者、具体的なヒアリングだと行ってございませんけれども、維持管理費用あるだけでもありがたいというお声は聞いております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） やはりコロナ禍において支援するというスタンスで執行されたわけですから、やはりそれが事業者にとってどうだったのか、極端に言えば大変助かったということで終わるのか、それとも、いや、まだ違う形でこういうふうに困っているので、支援していただきたいという声も聞かなければ、事業の成果というか、結局1回きりで終わっていいものかどうか、継続するとか。令和3年度についてもあったかと、補正上げたかと思うのですけれども、やはり上げるにはそういう声をきちっと押さえた上で考えていかなければ、財源的に潤沢なわけではありませんから、限られた中ですから、本当にその維持的な部分の下支えでいいのかどうかということをやはり評価をしていただいて進むべきだろうと思うわけです。これについては、なお声をぜひ聞いていただいて、今年のが終わっているのかどうか分かりませんけれども、やはり今後につなげるためにもきちっとそこは成果として把握しておいていただきたいので、再度その点だけお願ひします。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 3年度の話ございましたとおり、今年度もやってございますが、その時点でいわゆる具体的なヒアリングというのは行ってございませんけれども、交通事業者さん等々との会議もございまして、そういった中では問題共有させていただいておりました。やはり維持費用だけではというところありますが、町としては一応維持費用だけ幾らかでもということで補助を差し上げているということでございます。今後とも詳しく状況等も踏まえて把握してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） それでは、2点目のほうに移ります。62ページのふるさと便企画発送等業務委託料ということで、昨日も補正とかでちょっと聞きましたけれども、この成果として町はどのように、昨年度の分ですね、どのように捉えているのか、まずお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ふるさと便の成果ということでございますが、まず1つの成果としては、先ほども歳入のほうでも申し上げましたが、ふるさと納税が若干増えたと、これも一つ

の成果かなと思っております。それとあと、昨年度このふるさと便を送って、その後いわゆるお礼のお手紙といいますか、いろいろ町に対する励ましの言葉であったり、直接なかなか来れない状況ですので、お手紙だったりおはがきを非常にたくさんの方から頂きました。その中でいろいろなご意見なり感想をいただきましたので、それを基に今後とも交流を深められればいいのかなということで、そういう点がこのふるさと便を、第1回目ではございますけれども、やった成果かなと考えております。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 先ほど歳入で聞きましたけれども、13件、12名の方がふるさと納税をされたという形のある寄附なわけですけれども、いろいろお手紙いただいたというのは、ざっくりですけれども、会員の方何人でどういったもの、ただそういうお手紙頂いてうれしかったというだけの成果では、実際具体的に町にどういうふうにご意見を寄せていたいたのか、それを基にしてこの効果を判断すべきだと思うので、そのところもう少しお願いします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） お手紙だったりはがきの内容でございますが、正確な数字は今持ち合わせておりませんが、約40名の方から頂いたということを記憶しております。その中には現在はなかなか美里町のほうには行けないけれども、今後コロナが明けましたらぜひ伺いたいとか、例えばいろいろ品物を送らせていただきましたので、ぜひそれをそちらで食べてみたいとか、そういった今後のいわゆる交流といいますか、そういう今後につながるような内容もございましたので、それを成果と考えております。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 分かりました。コロナ禍明けて、ぜひ町で実際に味わってみたいというのは大変うれしい言葉ですが、令和2年度を通してやった分として、それも一つの成果かもしれません、決算という結局形に結びつく、やはりお手紙もうれしいのですけれども、やはりそうであればもっと美里のものを味わってみたい、使ってみたいというふうにやはりふるさと納税につながっていったらもっと成果として捉えられるのではないかということ。また、その会員の方がほかの方々に美里のふるさと納税を勧めていただく、そういうアクションだとか、そういった具体的な取組と結果がついて初めて初めてこの事業の効果だと思うのです。ですから、人数に対しては何割というのも失礼な話ではあるのですけれども、やはりこの13件、12名の方は半分ぐらいはどちらかのふるさと納税、お手紙に添えてふるさと納税の申込みも送っていただければ大変ありがたいので、そういうような取組というのをしていただくように、昨年度を踏まえて今年やる分については少し工夫してやるべき、令和3年の話になってしまふのですけれども、きっと成果とか分析をしていただいて結果を押さえて、もう一度これからやる前にまず令和2年度の実績として、成果としてどうだったのか押さえて取り組むべきなので、そこだけお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 昨年度の成果をよく分析をして次の事業につなげると、もっともだと思います。それで、これまで美里会との交流につきましては毎年東京のほうにこちらからバス等を利用して伺いまして、そこで町の特産品だったり物産品を、会員の方の中にそういった販売なり紹介をしてまいりました。しかし、コロナ禍ということで実際そういった関東圏のほうにはなかなか行けない状況ですので、昨年度はこういった形のふるさと便ということで企画をいたしました。やはりこういった交流につきましては、一度やはり途絶えてしまうとなかなか新たにまた交流というのは、やはり継続的に行うことが必要だと思っております。それが1つでございます。そのためにふるさと便ということで、会津美里町をぜひ忘れないでほしいということも1つでございます。あともう一点は、やはりふるさと納税ということもございますので、そちらもまた昨年度に引き続き町の紹介の例えばパンフレットだったり、ふるさと納税の扱っている品目だったり、いろいろ町もそういったPRも含めてさらにふるさと便の中に一緒に同封いたしまして、これからもそういった成果を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○9番（横山義博君） 51、52ページの財産管理費の中の委託料の備考で土地境界立会業務委託料についてお伺いいたします。

これは、記憶ですと多分本郷共有地100人持ちに関する境界の立会ということで予算化されていたと思うのですけれども、この細かい数字、1,124万1,780円ということは、これ全て確定したということで解釈してよろしいですか。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、内容でございますが、まず対象の筆数でございます。対象の筆数は92筆でございます。そのうち土地の境界の確認等185点を行ったところでございます。全て終わったのかと申しますと、実際昨年度で完了できなかった方が4名の方、これ町外の方だったのですけれども、それについて4名の方がまだ完了していないという状況です。それ以外の方につきましては全て完了しております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○9番（横山義博君） 4名だけは残っているという説明です。当初予算化されている経緯はちょっと忘れましたけれども、その残予算でもってこの4名の方との立会、立会い業務は全て終わると解釈してよろしいですか。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 昨年度4名の方ができなかつたものですから、本年度それについては実

施をしたいと思っております。実施しております。予算の中で変更して対応しております。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○9番（横山義博君） なかなか他地区にいる方ということで連絡とか大変だと思いますから、4名というのはなかなか難しい状態かなとも思うのですけれども、当初予算、補正予算で上げた分でやりますということなので、確実に早急にやらないと、今度はこの後に町とのいわゆる交換登記等がかかるでしようから、時間のないように早めにやっていただきたいと思いますが、その点まで確認したいと思います。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまの件でございますが、やはり昨年度から引き続いての事業でございますので、本年度、全ての業務を完了するということを目標にしまして執行したいと考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 4件をお願いします。私は、事務事業の評価シートを使わせていただいて質問させていただきたいと思います。まず、1点目ですけれども、ページ60、防災情報システム事業について。失礼しました。まず1点目、ページ56です。地域公共交通活性化再生事業について、2点目が今申し上げました防災情報システム事業について、3点目がページ273、財政の管理事業について、4点目が284ページ、窓口業務委託事業について、以上お願いしたいと思います。

まず、1点目です。地域公共交通活性化再生事業についてですけれども、一般質問でもやり取りがございました。耐用年数が令和6年まで、それまでにいろいろ考えていかなければならないことがあるというような話がありました。私は、抜本的に考える必要があるのではないかなどというのは、毎年毎年修繕しながらも、調整しながらも、聞こえない、聞こえないといろんな方面から、町民の皆さんから苦情をいただくことが多いございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員、地域公共交通ですね。

○11番（根本謙一君） そうだ。失礼しました。今のはすみません。訂正してください。失礼しました。

○委員長（堤 信也君） 地域交通でいいのですね。

○11番（根本謙一君） はい。失礼しました。隣見てしゃべっていました。ごめんなさい。

昨年の10月から新しいシステムになって本格的に動き出しております。まだ2年度は半年ぐらいしかたっていない中でどのような状況を把握しておられるのか、あるいは一定程度の成果をどのように見られているのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 昨年10月からということで、役場庁舎を拠点にいたしまして再編をさせていただきました。確かにアンケート調査でもありますように、何で役場通すようにしたのかだ

とか、そういったところも何かアンケートの自由欄には記載してございました。そういった部分も踏まえまして、PRはしていかなければいけないというふうに思っておりますが、再編するに当たっては、いろいろ交通事業者も含めまして、様々アンケート調査をさせていただいた上で再編してございましたので、まだ半年の中でうまく回っているというふうに果たして言えるかどうかというのは疑問であります。ただその方向性でいくということでこの5か年間いきたいというふうに考えてございますので、当面うまく回していくことを思っております。ただ、事業シートを御覧いただきますと、路線バス利用者の数は減ってございまして、やっぱりこれはコロナ関係の影響かなというふうには考えてございますが、現状このコロナの状況がどうなるかというのもありますけれども、それも踏まえまして検証していくことが必要かと思ってございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 私もプライベートで何度か利用してみました。確かに今までの乗っていた、使っていたイメージからすると本当にさま変わりしまして、よく考えられたシステムだなというふうには思っております。相当利便性は増すのではないかという想像しつつも、まだ半年では今申されたようなことしか言えないのかなというふうに思います。この今後の改善方針の中で必要なシステム導入等について検討を進めると、また新たなことも考えていく必要がある認識かなというふうに思っております。どういうイメージなのか想像つかないのでけれども、現時点でこういうことを言わしめることはどういうことなのかなと。ですから、2年度の成果を踏まえてやっぱり必要性を考え始めたのかなというふうに分かっているわけですけれども、そのところだけお願いします。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ここでイメージしておりますシステムは2つございまして、1つには公共交通の中で今取り組もうとしているMaasというシステムであります。いわゆる料金から距離から全部一体化させるというシステムでございまして、一般質問の中でもございましたとおり、今実証ということでお津若松市さんのはうで行っておりますけれども、会津圏域でそういうものを共有化していく。それをやることで、それがベースになって今後の公共交通の在り方も変わっていくのかなというふうに考えております。

もう一つはデマンド交通でございます。デマンド交通のデマンドタクシーですか、デマンド交通の今の使っているシステム、今電話で聞いて受け答えして、あのシステムですが、来年の10月でのシステムのリース期間が終了いたします。相当昔導入したやつで今まで使ってきていて、いわゆるデジタル化に追いつかないというか、そういうシステムになっているので、これを機会にそちらの入替えを検討しているところでございます。公共交通の計画の中でもありましたが、若い世代の人たち、高校生なんかにもアンケートしたところ、今電話で予約するなんてことはしないそうです。話したくない、話したくないではないです。語弊があります。スマホで押せば予約できるような体制をぜひ構築したいというようなアンケートもございました。お年寄りは直接電話のはうがよろしいかと思い

ますけれども、そんな部分も含めまして、いろんな改善が必要だなということでここに記載させていただいたところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 今、デマンドをどういうふうにして説明されるのかなという、改善の在り方含めて。そのところは、住民の要望等はなかなか相入れない部分がありまして、ずっと議論されてきております。そこも踏まえて、うまくこのデジタル化の中で可能な利便性を高めるシステムを構築していっていただきたいなというふうに思いますので、そのところの考え方をお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） MaaSも含めまして、MaaSの中には当然デマンド交通も入ってくると思います。デジタル化の波というのは日々押し寄せてきておりまして、これに対応していくということも必要ですし、それに併せて町民の皆さんのが利便性を高めていくことが必要だと思いますので、今後ともそこは十分念頭に置きまして、システムの導入等々努めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） よろしくお願ひしたいと思います。

2点目に参ります。防災情報システム事業についてです。いわゆるこれに対する町民の声は大変いつもいつも、毎年毎年相も変わらず厳しいお声しかいただきません。本当に苦情等があった場合にそこのお宅まで行かれて対応している職員さんの話も聞いておりますので、丁寧に進めているのは間違いないと思いますけれども、それにしてもこのシステム自体の効能として、本当に町民の皆さんに応えられているのかなというのはやっぱり今でも解決に至っていないというふうに思っております。一つの問題点として、あの音声、いわゆる声ですね、行政のつくられた声というふうに聞いております。デジタル化されている声。生の人間の声ではないですよね。あれが1つネックになっているのかなというふうに私は聞いていていつも思っているのです。私でさえなかなか聞き取れないことがよくあるのです。ましてや聞こえないのだからといって、戸を開けることもしないで聞こえない、聞こえないという方の話も聞いております。6年度云々、6年度に耐用年数が来るので、その時点で、それまでにいろいろなメール等サービスなどを使って多様に対応していきたいという考え方ですけれども、いわゆる抜本的なことを考えていく必要、この時点でもうあるのではないかと。令和6年という年度まで出されて、考え方として出されているわけですので、そのところのちょっと詰めたお話を伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 防災システムの抜本的な見直しが必要ではないかということでございますが、このシステムにつきましては先ほど委員おただしのように、令和6年度を目途に今これをどのような形に今後変更なりシステムを見直すかということで検討してございます。それまでの間と申し

ますか、今もこういった苦情が出ているので、今すぐ全面的に見直すべきではないかというおただしさだと思います。しかし、やはりこのシステムを、例えばシステム全体を見直す場合についてはやはり相当な金額を要するということがまず1点ございます。先ほどご提案ありました声の問題、今機械の声、機械と申しますか、デジタルの女性の声で再生しております。その点につきましてはやはり課内、係内でもその話は検討いたしました。やはりあの声が聞き取りにくいのではないか、やはり職員自らが声を発したほうがより聞こえやすく、より伝わるのではないかという話も現在検討してございます。それで、6年度には見直すということで今動いておりますので、現在その抜本的な解決というのは難しいと思っております。それまでの間、先ほどご提案のあった声を変えて、あとはメールによって配信をしたりですね、そういういろいろな方法で周知をいたしまして、6年度に全面改正に向けてそこまで対応していきたいと考えてございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 6年度といいますと随分先の話ですので、この決算審査ではやっぱりちょっと打ち出し過ぎるかなというふうに思いますので、これ以上は申しませんけれども、やはりその抜本的なことも含めて検討する、いわゆる3億という巨額を使いましたけれども、でもこれだけ不評を買って、もう合併して17年ですよ。16年か。それでもまだこういうことを言われているというのは、せっかくこれだけの巨額投資したのにもかかわらずということありますから、複合化、しばらくは仕方がないかなと思いますけれども、そこはやはりしっかり考えておく必要があるというふうに思います。最後にもう一度そこのところお願ひします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 予定では6年度ということでございますが、現在今のシステム、ある程度改善できるところは改善してまいります。周知するところについては周知をいたしまして、より情報が町民一人一人に届くよう対応してまいりたいと考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 3点目参ります。273ページの財政管理事務です。ここではいわゆる成果として、上がっているねということは申し上げさせていただきます。これも努力の一つの成果だというふうに思っています。その中で、いわゆる活動実績の中でも言われている広報紙及びわかりやすい予算書においてという云々です。確かに全世帯に、町民の皆さんに情報を分かりやすく、大事な手段だというふうに思っております。広報紙は、相当勉強されてきているなというふうに紹介したいと思います。写真も小さいのではなくて大きくしてきて上手に活用されているなど、相当勉強されたなというのは分かります。ただし、分かりやすい予算書ですけれども、だんだん特に資料が専門的に理解していないとなかなか読み解けないという中身になってきているなというふうに思います。特に財政のところです。これを何とかしてもっと町民に、ああ、これはいいなというふうに思われるよう、それでなくても4年ぐらい前ですか、町民との意見交換会に行ったときに、何であんな立派なの作っ

て全世帯に配っているのだと、無駄だからそのお金を別に使えないのかって厳しいお言葉いただいて私がっくりしたのです。度々例で申し上げているのがニセコ町の「知りたいことしの仕事」といういう冊子です。これは、町民目線で作られているのです。ですから、小学生が読んで分かるよう作りたいという町長の考え方でこういうものをつくっているのです。私は、原点はそこだと思っています。この冊子を上げてもいいですから、参考にされたらいい。ぜひ、特に財政なんかは近隣町村と比べてこの町はこれだけ頑張っている、ここはまだ弱いけれども、今度ここに力入れていきますよとかという町民目線で分かりやすい疑問に答えるような内容にすれば、もっともっとこの作っている価値は上がると思いますけれども、その点についての感想伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） わかりやすい予算書に対しましても昨年は会津大学、会津短大が、ということで研究テーマとして少し取り扱っていただきまして、そちらからも辞書のような情報が盛りだくさんであると。教科書のような平易かつ簡潔なスタイルで伝える方向性が必要なのではないかとか、やっぱり少なくとも事業の様子を伝える写真等はカラーがいいのではないかだとか、いろいろご意見いただいてございました。今委員おっしゃるとおりのことかなと思います。今後そういったことで、少しだんだん硬くなり過ぎたなというくらいはありましたので、少し柔らかく、その辺見やすいような工夫が必要なのだなというふうに感じているところであります。そのような検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） ここでお諮りいたします。

根本委員の質疑終了までの延刻で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） ありがとうございます。

では、根本委員。

○11番（根本謙一君） 先ほど言いましたように小学生でも分かる予算書、分かりやすい予算書、ぜひ目指していただきたい。これ学校の教材になります。ぜひそういう活用も含めて取り上げられるような内容の改善を図っていただきたいと思いますけれども、くどいようですが、再度お願いたします。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ご意見踏まえさせていただきまして、今後の作成に生かしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 4点目、最後に参ります。284ページの窓口業務委託についてです。町で行

っているアンケート調査にもこの窓口業務のことについて載ってきております。それから、庁舎の入り口、玄関入ってすぐに意見箱、投書箱がございます。そこにも何通か入ってきてていると思いますけれども、どのような苦情等を把握しておられるのか、またどのような対応されたのか伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、窓口、今業務している中で苦情なりの対応ということでございますが、まず苦情に関しましては、先ほど委員おっしゃられたように庁舎前のそこに意見というようなことでいただきておる場合もございます。さらには封書で頂く場合もございます。さらには直接職員などにそういったお話をいただく場合があります。

次に、その対策なり対応でございますが、そういう事象をまず委託業者のほうと確認いたしまして、責任者がございますので、そこの中で適宜町、さらには委託業者の責任者おりますので、そこの中でこういった苦情なり対応の、町民からこういうようになったのがあったよというような話をいたしまして、そこの会議の中で対応策というのを検討しているという状況でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 対応はされているでしょうけれども、どういう苦情があつて、どういう対応されたのかという具体的なことまでぜひお願いしたいのと、それから見直しのことにもこの評価シートの中で言及されていますよね、今後のことになりますけれども、方針として。業務を増やすという考え方なのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 具体的な内容につきましては、町民の方が窓口にいらしたときに受け答えに対して、受け答えがよくなかつたと、そういう内容が主なものでございます。それについては、先ほど申し上げたようにその後打合せを行いまして対策を、対応しているというところでございます。

あと、もう一点の業務の見直しでございますけれども、現在、今窓口サービスを向上させるため、いわゆるＩＣＴ等を利活用するという方向で進んでおります。その1つが今年行っております指さしナビということを今導入しております。この指さしナビ、現在出生届のみを今サービス提供をしておるところですが、今後さらにサービスを拡充いたします。その際にその指さしナビの対応といいますか、町民に対する、町民の方へ聞いたり対応するのをちょっとこの窓口業務の委託業務の中で行えればなど今検討しているところでございます。

○11番（根本謙一君） 委員長、新たな業務の内容、何か片仮名を使っているのか何なのか、よく分からぬ、聞こえていないのです。再度お願いします。

○総務課長（國分利則君） 今、指さしナビというのを導入してございます。指さしナビは、タブレットを使いまして町民の方々にいろいろ聞きまして、どういった手続が今後必要になるのか、そういうのを目で見えるように対応できるように今しております。現在、出生届のみのサービスをその指さ

しナビで対応しております。今後、今、本年度、それをさらに業務を拡充しまして、例えば死亡届、いろんな届出がございますので、そういう業務の中でも指さしナビができるかというのを検討しております。指さしナビを操作する職員としてこの窓口業務の中でできないかというところを今検討しているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 以前にそういうこともこれから取り入れていくんだというような話は伺ったことを思い出しましたけれども、いずれにしましても要はこの窓口業務委託内の仕事に対してだけではなくて、最終的には人間対人間なのです、あそこに入ってきた方々。そこで、対面でどういう対応するかということですね。案内のスキルも当然いろいろ知ることで滞りなくご案内できる、説明できるということになってくるのですけれども、いきなりということにはなかなかならないでしょうけれども、最終的には人間対人間の対面の業務なのだということをやっぱり核に置いて、皆さんが指導をしっかりとしていっていただかないと、町民の中からはいつまでもいつまでも厳しいお声をいただくことになるのではないかというふうに思います。そのところの考え方、認識をお伺いして終わります。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問を答弁する前に、先ほど私指さしナビと申しましたが、正確にはゆびナビでございました。申し訳ございません。訂正させていただきます。

それで、確かに町民の方々への対応につきましては当然人ととの対応でございますので、そういうところをまず心がけて、さらに例えばそういうスキルの研修についても委託業者ほうにも求めております。やはりそういう真心の籠もった対応をできるように今後検討して、ぜひそういう対応ができるよう実施してまいりたいと考えております。

○委員長（堤 信也君） これで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 （午後 零時03分）

再開 （午後 1時00分）

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

山内委員。

○13番（山内須加美君） 2点お願ひいたします。まず、1点目は決算書の46ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、その中の委託料の中の窓口業務委託料2,282万6,760円について、この1点でございます。もう一点は、ページ数が決算書の52ページ、総務費、財産管理費、委託料、土地境界立会業務委託料1,124万1,780円のこの2点についてお願ひいたします。

1点目お願いします。午前中も質疑、同僚議員ございましたけれども、別の角度でお聞きしたいと

思います。この委託業務、かなり大きい金額です。課題というか、トラブルはなさそうな話を総務課長は話しされておりました。これ月1回なのか、年に何回かお互いに課題、問題点を協議するということなのでしょうけれども、実際は所管としてこれ窓口業務を一部お願いしている所管が町民税務課なのかなが分かりませんが、まず現場の声、今の委託先の現場の方たちの声を聞くことも大事だろうし、窓口の職員の方の話を聞いた上で本当に課題がないのかどうか、ここが同時だと思うのです。現にやっぱり町民の方たちが窓口に来ると、委託先も職員の方もないわけです。同じ町職員としての対応だと思いますので、その辺はまず大事ではないのかなと思うのですが、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、まず定期的な打合せは行っています。それは、最低月1回以上行っているというのが現状でございます。現場の声は聞くべきだろうという今ご意見でございますが、その打合せの中で当然現場の声を聞いた上でお互いに町と委託業者との間で検討しているということでございます。

○委員長（堤 信也君） 山内委員。

○13番（山内須加美君） 1つ、なぜこういう話をするかというと、本郷庁舎もそうです、新鶴庁舎もある。この本郷舎もあるということなのですが、委託先の方たちの働いている方たちの、確実ではないのですが、やはりお辞めになるというのですか、回転が早いとは言いませんが、その辺の事情も漏れ聞いているのです。それは、原因が本人の事情でお辞めになるのか、いろいろあると思うのです。要は職員との関係というのもこれ大事なことだと思うのです。どうしても第三者的に見れば委託という、いろいろ議論していても、委託、委託というとやっぱり職員の方も、全員ではないですけれども、やっぱり接し方についても私はかなり、かなりというか、問題あるのだろうと思います。というのは、私も現場、1階に行ってもやはり空気が違うのです。何となく職員の方の仕事の部分と窓口の業務のすみ分けがうまくいっていないと思うのです、私ははっきり申し上げて。片方は制服、職員の方は職員で、制服の方、委託先の方たちも立っているわけです。全く接遇対策としては私は課題があるのではないのかなと思うのですが、そういうのも含めてそういうあれは2年度にはなかったのですか。再度お伺いします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、委託の職員の方と我々一般職の中での話だと思いますが、確かに一部過去にそういった事情、例えば委託職員だからというのはありました。ただ、そこは一つ、委託業務でございますので、やはり業務の分離、直接指示はできない等の制約がございますので、そこの中でのそういった、そういうふうに見えるということでないかと思っております。

あと、対応につきましては、やはり我々職員も委託の職員もそこは当然町民に対して真摯に対応す

るというのが基本でございますので、そこについては徹底してまいりたいと思っております。

○委員長（堤 信也君） 山内委員。

○13番（山内須加美君） 全体で将来的には職員が減ることによって、ますます町の方針からすれば委託業務で補助するというか、そんな方向には行っているような感じがするのですが、私は基本はやっぱり職員の方が、金額、報酬がいろいろと、人件費がどうのってありますけれども、基本的にはやはり職員の方たちが工夫しながら、窓口対応というのはローテーションでもいいと思うのです、所管で。以前から言っているようにグループ方式でもいいし、いろいろやり方あるのですが、やはり町民の方と接する場合は職員の方がもう少し前面に出て、そこがやっぱり私は基本かなと思います。それが不可能であるならば、委託先もわざわざ高い東京とか、どういうつながりでこういう委託先にお願いしているかどうか分かりませんが、あまりいいことではないのですけれども、地元に振興公社もあるわけです、委託先。そして、地元の方、どんな形で採用されているか分かりませんが、今の委託の方たちが。もう少しやっぱり検討することってあるのではないかというふうに私はこの件については思うのですが、最後なので、その辺併せて答弁お願いします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、現在、今委託業者の職員の方に対応していただいている主な業務でございますが、基本的には受付業務がメインになっております。受付業務でございますので、まずは町民の方からいろんな申請なり届出をそこで受け付けていただきます。最終的に例えばそれが複雑な内容で相談なりは、それは職員が対応しておるところでございます。なので、職員が窓口で対応していないということではございません。なので、ですから大部分の方は例えば証明書の交付とか、やはり件数的にはそういうのが一番多いことになっております。職員についてはいろんな相談業務、例えばこういった申請手続の相談、それを職員のほうで丁寧に町民の方に対応するということがこの窓口業務の一つの狙いでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委託先でございますが、これは当初委託につきましてはプロポーザルで募集をいたしまして、結果、今の業者になったという経緯でございます。特に地元を排除しているわけではございませんので、今後委託先、委託につきまして、その方法につきましても検討したいと考えております。

○委員長（堤 信也君） 山内委員。

○13番（山内須加美君） 2点目に移ります。土地境界立会業務委託料、これは午前中、同僚議員がされましたので、ちょっと再確認というか、もう少しお伺いしたいと思います。午前中の説明の中で筆数が対象92、地点が185点ということなのですね。4名の方がまだ残っているということなのですが、もう少し最終的に地権者なのか筆数なのか、地点といつても185点の中で残った4名の方についてはどのような作業が、作業というか、どの部分が残っているのかもう少しはっきり教えていただきたいです。まずそこからお願ひします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君）　まず、去年の内容でございますが、まずは対象となる筆数でございますが、全部で92筆でございます。その中で昨年度完了しておりますのは84筆でございます。あと、残りの8筆でございますが、4名の方でございます。4名の方がまだ立会いが終了していないということは昨年度は終了しておりませんでした。あと、その調査の点数でございますが、まず民有地の立会いでございますが、そこにつきましては198点実施しております。公有地の、いわゆる町の立会いの点数でございますが、316点でございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君）　山内委員。

○13番（山内須加美君）　そうしますと、この4名の方の部分で支払いがお金のほうについては1,124万1,780円ですが、この完了した支払いというのは全部終わった想定なのか、今お話しした残っている筆数であれば8筆残っているとか点数が幾らまだ足りない分があるわけなのですが、その作業等々ありますよね。この件と、あと見込みとして今のところできないということではなくて、進めていかなくてはならないのだろうと思いますが、仮定の話はちょっと申し訳ないのですが、これは完成した時点、全部終わってから登記というふうに進めるのか、できていったところから当初の約束、交換の分がありますよね、昨年の9月の議会でここでやりましたけれども、その辺についてちょっともう少し明確に今の時点でお話ししていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君）　総務課長。

○総務課長（國分利則君）　では、まず最初の件でございますが、昨年度4名の方、8筆が完了しなかったということでございます。昨年度、この分を変更いたしまして、支払いについては変更後の契約金額で支払っております。まずそこが1点でございます。

今後の進め方でございますが、当然年度内には全ての登記が完了するということで今進めております。その順序につきましては、ちょっと業者の方といろいろ相談させていただいて、結果的には来年の3月末には、本年度内には完了するという計画であります。

○委員長（堤 信也君）　山内委員。

○13番（山内須加美君）　分かりました。あと、関連でなのですが、答えられなければ結構なのですが、この部分については今町のほうからの交換分ということで、対象が92筆ですよね。山城跡の交換分というのが最終的には交換することになっているわけですね、実質的には。片方の登記関係というのは所管がちょっと違うからどうかなと思うのですが、その辺をちょっと併せてもし状況的に分かればと思います。結構です。

○委員長（堤 信也君）　横山委員。

○14番（横山知世志君）　2点お願いします。1点目、2款1項8目……

○委員長（堤 信也君）　何ページですか。

○14番（横山知世志君）　ページ数は57から58になりますが、運転免許自主返納支援の件、それから

もう一点は65、66ページ、2款3項1目18節かな、個人番号について、個人番号交付金について伺います。

それでは、まず運転免許自主返納支援事業委託料、これは免許返納された方への、交通安全協会にあいあいタクシーの委託かなというふうに思うのですが、その辺の実績といいますか、令和2年度の実績、状況についてまずお聞かせください。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、運転免許の自主返納の事業でございますが、昨年度の実績につきましては113名の返納の実績がございました。事務の進め方につきましては、委員おっしゃったとおり、協会のほうに委託をいたしまして交付の事務をお願いしております。そういう状況でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） あいあいタクシーなのですが、ある程度こう街なかから距離が離れた方々には大変重宝して喜ばれておるところなのですが、街なかの高齢者の方々、タクシー使うまではないのだけれども、なかなかちょっと歩くのも遠いなという方々が結構いらっしゃるのです。私は、今電動スクーター、何というのですか、あれ。高齢者が使ってますね。あの補助もこの補助金の拡大活用しながら、そちらのほうも考えられたほうがいいのかなというふうに思うのですが、その考えについて見解を伺います。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かにあいあいタクシー、遠くの距離を、町内限定ではございますが、遠くのところに行く場合については確かに有効でございますが、歩いては遠い距離のことだと思います。今ご提案のあった、正確な名前、私もちょうど存じ上げないのですが、電動の4輪のスクーターのようなものだと思います。その助成制度ということでございますが、これについては確かに今街なかでもそういったものを使いまして移動されている高齢者の方は見受けることがよくあります。それに対しての助成につきましては、一つの確かにそういった交通の確保というのでは有効な手段だと思いますが、今の現段階ではちょっとそれをするしないではなくて、ちょっと調査させていただきたいというような状況でございます。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） あれ結構高額なものですから、せめて5万くらい補助していただければ、ただ交通事故等の心配というのも絡んでくるので、なかなか難しいと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

2点目の個人番号カードの関連、事務委任交付金、これはマイナンバーカードの交付事務かなと思うのですが、これらの進捗について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいまのご質問でございますが、個人番号カード等関連事務委任交付金でございますけれども、こちらにつきましては地方公共団体情報システム機構に対して事務委任をしておりますので、それに対する事務費交付金ということでございますが、今の進捗状況、マイナンバーカードの交付件数とのことでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○町民税務課長（児島隆昌君） 今現在で申し上げますと、交付率が大体25%でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 政府ではいろんなポイントつけたり、いろいろ特典をつけながら推奨しているわけですが、25%程度であればやっぱりなかなか浸透していないというふうに言わざるを得ないと思うのです。これが広がっていかない課題というか問題、どこにあるのかなというふうに思うのですが、担当所管ではどのように思っていますか。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） なかなか進まないということに対してどういうふうに考えているかということでございますが、今回補正予算のところで説明はなかったのですけれども、国の考え方によりまして、令和4年度末には全国民が取得するという目標で進んでいるわけでございますが、まず取得進まないという理由については、前にも以前ちょっと述べたことがあるのですけれども、まずマイナンバーカードを取得した場合に利用価値がどの辺まであるのかということに関して国民皆さん、町民の方もそうだと思いますが、あまりにもその利便性を感じないというか、どこに使っていいか分からぬということのまず不安があるというのと、もう一点はいろんな個人情報をそこに組み込みますので、こちらを使った場合にそういうセキュリティー関係、そういう個人情報の保護はしっかりできているのかというのが不安にあると、根底にあるということでなかなか進まないというのが現状かというふうに認識しております。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 私もそう思います。結局カードのメリット、あるいはリスクを伴うデメリット、これらがよく理解されていないのだろうと思うのです。町としても政府の指示でありますので、これについては推進していかなくてはならないのだろうというふうに思うのですが、その利便性を含めたメリット、デメリットをやっぱり町民の皆様方にもう少しPRしながら進めていくのが肝要のかなというふうに思うのですが、担当の考えを聞かせていただいて終わります。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） どういうふうに進めていくかということでございますけれども、推進を図るという意味ではまず利便性がなければ皆さん興味は持たないということになるかと思いますので、まずは国の広報活動もいろいろあるかとは思いますが、まず町の中でマイナンバーカードを利

用したサービスというのを利用ができなければ、町民の方もこれあつたらいいよねというような感じを抱かないということもございますので、町のサービスの中にマイナンバーカードを使用できる、もしくはポイント制、もしくはどうなるか、商品券とかいうような形で還元できるとかいうような形ができればそれなりの興味を抱いてもらえるのかなということはございます。ただ、まずは国の目標等がありますので、それに沿って、そしてまたデジタル庁が9月から発足しておりますので、そういう形の進み具合、もしくはその国の動向等もありますので、それらも見極めながら、町としてどういった形でその利用が図れるのかということも今後進めていかなくてはならないというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 石川栄子さん。

○15番（石川栄子君） 3件お伺いします。まず、事務評価シートのほうからお伺いします。1点目が258ページ、地域おこし協力隊です。それから、2点目、261ページ、大学連携です。それから、279ページ、職員の研修についてお伺いします。

まず、258ページの地域おこし協力隊からお伺いします。非常にこの地域おこし協力隊でいらっしゃっている方たち、大変意欲がうかがえます。定住とか起業、これにどのように関わってこられたのか。それから、次年度以降、町の計画に対してどのような予定を考えておられるのかお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 地域おこし協力隊の今までの取組ということでよろしかったでしょうか。取組とこれからのことについてお伺いします。

[「はい」と言う人あり]

○政策財政課長（鈴木國人君） 地域おこし協力隊ということで、記載のとおり今まで令和2年度は7名というふうに記載してございます。今までワイナリーのほうに2人、それから図書館に2人、それから焼物組合のほうには都合3人、1人は戻られたのですが、現在2人、それから昨年はまちやど関係で3名を採用というか、任務に就いていただいていると。ワイナリーにつきましては、2人の方のうち1人が今農業就業されまして、お一人はちょっと婚姻等があってこちらから離れました。図書館の人たちは、2人ともこちらに就業されております。今現在3名と、あと焼物組合にいらっしゃった、1人戻られた方は別ですが、2年に卒業されて、今若松市内にいらっしゃいますけれども、創業、焼き物のじやらんかけを使ったイヤリングだとか、そういうものを作つて創業を始めるということで、本郷地域で創業するということで今も関わりを持っていただいているということでございます。昨年採用した3人の方は、なかなかこのコロナ禍で思うような活動ができていないところですが、今いろいろホームページのほうの立ち上げでありますとか、例えば前一般質問でもありました「鬼滅の刃」の岩ではないかなんていう、ああいうものをちょっと上げたり、いろいろ町の情報を今外部に発信していただいているということでございます。

今後の話ということになりますが、なかなか決算の中で申し上げるのはあれなのですけれども、協

力隊の方々、今年度も2名確保するような形で、3年度は当初予算の中で2名確保するということで予算を取らせていただいております。この方々を今後最終的には10名くらいずつ任務に就いていただけないか、ざくっとですが、そういった組織を今年度つくりましょうということでいろいろ、これは3年度事業になってしまいますが、県の協力をいただきながら、組織化と申しますか、受皿づくりにつきまして検討しているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 内容は分かりました。ありがとうございます。

拡充の、これは成果の方向性で、業務環境の構築に努める、進めると載っておりますけれども、例えばT O R C Hさんが、地域おこし協力隊として来られて、その業務の延長線で起業されて、同じように町に大変貢献されておられます。ワイナリーにしてもそうですけれども、今いらっしゃる方たちもこのままできれば町にずっと定住されるのを期待するところですけれども、この業務環境を整える際に、どのように前向きに考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 業務環境を整えるということで、今年度に委託した方向性であります、いわゆる……

○委員長（堤 信也君） 課長、決算のやつで聞いていますので、今年度について簡単なあれでいいですからね。そんな詳しく要りませんので。

○政策財政課長（鈴木國人君） 組織化ということで、組織化という受皿づくりというところは申し上げたとおりでございます。その受皿づくりの中には、いろいろあるのかなと思いますが、町長答弁にもありました特定地域づくり事業協同組合という年間を通じて例えば夏は農業、冬は焼き物だとか、1年を通じていろいろ雇用できる環境整備ができれば、除隊というか、卒隊されてもそこに当面自分の職を求めることができるのかなということで、そんな組織づくりもあろうかと思いますし、あとはT O R C Hさんのように起業される。起業した場合に我々サポートとしてみれば、いわゆるローカルベンチャーでありますとか、いわゆるソーシャルベンチャーということで、そういった全国的には機関もございますので、そちらのほうの受け入れの方々といろいろ支援をしていただく。そんなことをいろいろ多方面からサポートしていくような形で今構築を進めているということでございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） それでは、2問目に行きます。261ページの大学連携事業です。こちらのほうにも成果として業務効率化に向けたエビデンスを整理することができたと、それからあとは地域活動のアイデアを得たと、そのようになっておりますけれども、具体的にどのように得られて、エビデンスもどのように整理されたのかお伺いしたいのですが。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ここの中で会津大学生の創造力実践プログラムということがござい

まして、昨年は町内をいろいろ歩いていただいたということもございます。この短期、今年度発表会が行われたというところもありますが、短大についてはいろいろなラインの情報発信手段についてご意見をいただきたり、ホームページ等々も関わってきますが、その構築でありますとか、いろんな部分でサポートいただいたと、提案をいただいているということでございます。それから、町内を歩いた人たちについては、公共交通のありようでありますとか、もう少し美里町をプラスアップできるような情報発信の手法でありますとか、そんなことを提案いただいて、我々もそれに基づいて非常に効率的に進められればいいなということで今取り組んでいるところでございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） ありがとうございます。内容だけお伺いできれば結構です。

最後に、279ページ、職員の研修についてお伺いいたします。成果のほうから、集合型での研修に加え、オンライン型の研修方法を導入したことで、より効果的かつ効率的な研修体制の構築及び職場研修の充実が図られたとなっております。この内容について、これからオンライン研修中心になっていくかと思います。この結果について、まず1つ受講場所、今オンラインですと家庭でもできるわけです。受講場所、それから職場であったのか、それとも家庭であったのか。

それからあと、2つ目は、無料の研修もございます。これが全て有料であったのか。

それから、受講です。実際に費用が出て、出張的な形で研修を受ければそれなりに発生しますけれども、また報告もあると思いますけれども、このオンライン研修に対しても受講報告があったのか、まずこの3点についてお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、1点でございますが、オンライン研修の場所でございますが、基本的にこれは職場、この本庁舎を含めた職場内でございます。

続きまして、無料化という話でございます。基本的には委託料なりを支払いをして実施しております。ただし、県の自治研修センターについては別途そこには費用かかるございませんので、全てが有料ということではございません。

続きまして、3点目については、ちょっとすみません、もう一度、申し訳ございません。3点目の内容が、復命の話でよろしかったでしょうか。報告ということなので、復命書ということでよろしかったですか。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○総務課長（國分利則君） いわゆるオンライン研修に際しての復命ということでございます。基本的には復命は出張に行って、その内容を復命という形で復命書ということでなっております。ただ、オンラインに関しましては、先ほど申し上げたとおり、この本庁舎なり各支所の中でやっております。出張という形態ではございません。ただし、やはり研修でございますので、その研修の内容を報告するというような形で復命書的なものは上げているというようなことでご理解いただきたいと思いま

す。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） いろいろ例えば職員の接遇にしてもそうですけれども、こういったような形は今後進んでいくのかなと思われます。実際に今国内の動きをとっても、やはりこのオンラインというものは重要視されていくべきものかと思いますので、今後の方向性の中にも載っておりますけれども、新たな研修制度、これを進めるという形ではやっぱりその成果というものが非常に大事なのではないかなと思います。それから、やはりその中から何らかの形で、接遇にしても、仕事の効率化にしても、そういう提案なり提言なり上げていただけるような、そんな制度に進めていっていただければいいのかなと、そんなことで期待しますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 石川委員おっしゃるとおりだと思います。実際我々も昨年度初めてオンラインを使った研修というのを取り組んでみました。最初の研修につきましては、どうもやはり不安はございました。本当に研修が受けられるのかというようなことで、実際やってみたところ、ほぼ問題なく受講できたのかなと思っております。やはり1つメリットは、例えばここから仮に東京なり福島なりいろんなところで今まで研修行っておりました。それに関する当然交通費、時間のロスもございますので、そういう時間的なメリット、その分通常の業務にできますので、そういう面では効率があると思います。ただし、1つ課題として見えてきたことは、どうしてもやはりオンラインでございますので、例えば教室型、例えば講師と我々が受講、それはできるのですけれども、例えばワークショップだったりグループワーク、そういった中で、話合いの中でのそういう研修については若干まだ課題はあるのかなということでは思っております。ただ、やはり今コロナ禍でございます。アフターコロナを見据えてということもございますが、やはりこの流れはICT化を含め、流れはオンラインの方向でいくと思われます。我々の総務課といたしましても昨年度から新たな研修方式ではございますので、どういった形が一番いいのかということでオンラインに対してさらに研鑽を深め、よりよい研修にしていきたいと考えております。

○委員長（堤 信也君） 佐治委員。

○10番（佐治長一君） 43ページの議員総務費、一般管理費の中の節1報酬についてお伺いしたいと思います。備考の欄に会計年度任用職員について一千四百何十万というようなことで載っているわけですが、これ2年度から新しい制度ということで臨時職員をこういう雇用でやるというようなことで法律が変わったというか、働き方改革で。2年度から始まったということですが、これだけの金額でフルタイマー、パートタイマーでどのくらいの人数を採用したのか、まずそこを数だけお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまご指摘のありました会計年度任用職員の報酬でございます。金額といたしまして1,482万6,804円の件でございますが、これにつきましてはパートタイムの会計年度

任用職員の報酬でございます。人数につきましては75名でございました。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 佐治委員。

○10番（佐治長一君） これパートだけか。フルタイマーは入っていない。この前、事前にお伺いしたときには六十何名フルタイマーで、パート云々というような話があったと思って、再確認のために質問しているのだけれども、これパートだけで75名の一千何百万のお金なのですか。フルタイマーは入っていない。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまこの44ページの決算につきましては、あくまでもパートタイム職員の給料といいますか、報酬でございます。フルタイムでございますが、フルタイムにつきましては決算書の46ページの一番上、御覧いただきたいと思います。一般職給料ということで1億6,802万1,630円という金額が計上されております。フルタイム職員につきましては、給料ということで支払っておりますので、ここの中で支出しております。人数につきましては50名でございます。

○委員長（堤 信也君） 佐治委員。

○10番（佐治長一君） フルタイマーが50名でパートが75名ということで今受けたのですが、これは1年、年度雇用で5年間継続できて採用できるという理解でいいんでしょう。最高5年。

○委員長（堤 信也君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまの委員ご指摘の件につきましては、多分再任用の職員の件だと思っております。会計年度任用職員につきましては、あくまでもこの字のごとく会計年度、いわゆる年度ですから、1年間の雇用期限として契約、雇用する制度でございます。

○委員長（堤 信也君） ほか質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） これをもって1款議会費、2款総務費の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため1時50分まで休憩いたします。

休憩 (午後 1時39分)

再開 (午後 1時50分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

次に、3款民生費、4款衛生費の質疑を行います。

質疑者は挙手にてお願いします。

1番、野中委員。

○1番（野中寿勝君） 1点だけお伺いします。決算書72ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7節報償費の温泉招待券993万8,760円で伺います。

この温泉券については、昨年新型コロナ禍における町民のリフレッシュのために実施されたものですが、その実績と成果をまず伺わせていただきます。

○委員長（堤 信也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） リフレッシュ事業、温泉券の配布の事業の実績と成果という点でございますが、まず実績につきましては6月から2月までの利用ということで1万9,113枚、配布枚数が4万18枚ということで約47.76%の使用ということでございました。実績につきましては、半数の方がご利用いただいたということなのですが、結局コロナ禍の中での利用ということで利用控えも若干あったものかというふうに考えているところです。後半、2月ですか一番最終、本郷温泉の売却の絡みもございまして、最終の利用月を2月に設定しております。最終の利用が一番多く、駆け込みという利用だと思いますが、最後が一番多かったというところでございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 数字的な状況はお聞かせいただきたいのですが、要は町民の方のリフレッシュのために使っていただきたいという趣旨でやったので、町民の方がこのコロナ禍で外出を控えるような状況の中で本当にリフレッシュされたのかなというところをどのように把握されているのかというのを成果としてお聞きしたかったので、その点お願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 申し訳ありません。リフレッシュについて、利用した方についてであります。直接ご意見をアンケート取ったということではございませんが、私も個人的に何人かの方からお話をいただいて、やはり若い方というのはどうしても今コロナが出ているということで利用の控えがあったということは聞いております。高齢の方とかについては、利用券のほうがよかつたということでご意見いただいておりますが、利用の実績からいければ、やはりコロナの心配もあって利用を控えられたという部分があったのかなと。町としては、こういうコロナ禍の中で気分転換を図つていただいて、心のゆとりをという考え方で行った形なので、半数の方にご理解いただけたかなというふうに判断しております。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 状況は分かりましたし、行かれた方は当然日頃も行かれているし、リフレッシュされたのかなと思います。それで、この事業そのもの、温泉券という部分だけではなくて、あくまでも私は町民の方にリフレッシュをしていただくという観点での取組だったと思うので、反省、評価として町民の方に、今現在もコロナ禍が続いているわけですが、そういうリフレッシュとしてほかの手段についても、反省というか、成果を踏まえて、そういう別な手法で町民の方にリフレッシュしていただく施策というのを考える材料になったのかどうか、そこだけお聞きして終わります。

○委員長（堤 信也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 町として有効に使える施設が温泉というものがございましたので、

今回、昨年度このような形でやらさせていただいたということでございます。今後、同じようにまた町民の方のこういう状況が続いて、リフレッシュという事業について実施するという場合であれば、再度どんな方法があるかということを検討した上で実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） 私は4点お願ひいたします。まず、評価シートのほうで4点お願ひしたいと思います。8ページになります。環境対策事業について。2点目が11ページ、資源物回収奨励金事業について。3点目、124ページ、子育て支援センター管理運営事業について。4点目、135ページ、子ども家庭総合支援拠点事業についてお願ひしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、環境対策事業、これ事務事業の概要を見ますと生活環境に悪影響を与える騒音及び悪臭調査を行うというふうになっております。活動実績見ても、それから成果のところ見ましても、いわゆる悪臭調査の部分が出ておりません。ところが、施策評価のほうでは出てきております。これはどういうことなのか、この中には含まれないということなのか、ちょっと不思議に思えたところなので、まずそれをお願いしたいなと思います。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 環境対策事業についてでございますが、騒音規制に関する調査、それから悪臭防止に関してでございますけれども、まず事務事業のほうでは騒音の調査を行っているけれども、施策のほうでは悪臭等が入っているが行われていない。その矛盾があるということのお話ですけれども、まず騒音に関しましては来年度騒音調査を実施しておるところでございます。あと、悪臭に関しましては、実際のところ、その調査自体は行っておりません。ただ、環境対策としましては騒音のことをメインとして行っておりまして、悪臭のほうについてはいろいろと本郷地域のほうでも問題が出てきているということから、3年度については、決算に関してはあれなのですけれども、3年度については悪臭の調査を行うということでやっております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） ちょっとはっきり聞こえなかったのですけれども、昨年はやっていなかったけれども、今年はやるということを言われたのでしょうか、本郷地域。これ2問目なので、次で終わってしまうのです。いわゆる本郷地域はよくその事案が町民のほうから出ておりました。昨年度、やっぱり気候によってというところもありました。その部分の対処が、所管としては随分努力されているということは承知しているつもりですけれども、でも今の対応の仕方が限界なのかなというところの問い合わせをいたしたい。それから、高田地域でもこの悪臭問題が私の耳に入っているのです。何の悪臭かというのは、言葉に出して言うのもちょっとはばかることで、所管としてはその点は把握しているのかどうなのかお願いしたい。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 先ほど聞こえづらかったということで、まず騒音規制については毎

年度行っていたところでございますが、悪臭に関しては県のほうでその調査を実施していたということがございまして、その調査の基準については特に問題がないという結果が出ているということがございます。そして、本年に関しましては、毎回本郷地域からの臭気の問題等も承っておりましたので、3年度については3点臭気法ということで実施をしていたところでございます。その結果については、今後出していきたいというふうに思っておりますが、それからあと高田地域に関して認識しているかということなのですが、高田地域に関しては特にうちのほうで把握はしてございませんでした。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 本郷地域は分かりました。これから調査するという。一応県のほうでは問題はないという話をいただいているということですけれども、3点調査を3年度にやるということです。高田地域ですけれども、いわゆる役場近くです。この庁舎近くが想定されるでしょうけれども、そういう話がちょっと聞こえてきましたので、これは町として対策を取るべきなのかどうなのかというのは私はちょっと判断つきかねるところですので、町としてそのことを把握しているならばどういうことを考えているのか、それを伺いたかった。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいまの高田地域の悪臭に関する情報に関しては、町のほうで全く把握はしてございません。あと、ある程度予測できるかということなのですけれども、全く情報がなかったものですから、具体的には全く把握をしておりませんでした。ただ、そういった問題がもし発生しているということであれば、うちのほうも内容を確認した上で調査等をして、もし同じように3点臭気法が必要だとかいうことであれば実施してまいりたいというふうに思っております。

本郷地域に関しては、県の指導の下、3点臭気法の調査を県の指導を受けながら8月に実施をしております。結果も一応出ていますが、その基準の臭気、それは超えていなかったという結果が出ております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 分かりました。了解しました。

それでは、2点目参ります。資源物回収奨励金、この評価シートを見ますと、活動実績として新鶴小学校PTA、高田中学校PTA、そして3回目の新鶴小学校PTAと、いわゆる2校しか載っておりません。2団体ということです。随分前の年度になりますけれども、やはりやっている学校が少なくなってきたという現実から、私の不勉強で、宮川小もやっていないと思ったらやっているという話のときもありました。実際2年度見ますと、この2団体しかなかったということは、やめている学校がこんなにあるのだなというところなのですけれども、大変有効な活動でありますし、教育上も大変効果のある、また成果の上がりやすい、それで恩恵も受ける、そういう事業であるにもかかわらず、学校側でなかなか対応し切れていないのか、PTAとして今の時代的な背景の中で事業化できていないのか、その辺はどうなっているのか教えていただきたい。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいまの資源物回収奨励金の事業に関して2校のみだったということなのですけれども、こちらに関しては感染症対策という問題がありまして、密になる部分が多いということで今までやっていた小学校のPTA関係、こちらのほうができなかつたという事情がありまして、今回は少なかつたということでございます。ただ、今年度については実施予定というふうにされておりますので、町としても資源物回収どんどん実施していただいて、そういう貢献していただくことによって、それに対する報償金ということで、奨励金ということでこの事業をやっていることなので、町としてはぜひやっていただきたいということなのですが、昨年からコロナの問題がありまして、どうしても1か所に人が集まりやすいということもございまして、学校のほうでも児童生徒の感染等の心配もありましたので、中止をしたというところがあつたということでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 想定の範囲内ではあったのですけれども、でも今年度はやるというような話今されたかなと。ただ、これ全校に呼びかけておられるのかどうなのか。それは、当然当事者団体が自主的に判断する部分かなと思いますけれども、今時代的にもこの問題はやっぱり注目されていますし、町としても取組一生懸命しているわけですので、その趣旨もしっかりとお伝えしながら、活動の成果がより多く上がるよう各学校にもご協力をいただける取組必要なのかなというふうに思っておりますけれども、考え方を伺います。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） まず、活動団体のみということではなくて、当然町としましても、この資源物回収に関しては町のごみ減量化に相当貢献するということの事業でございますので、当然実施団体等が日程を決めた段階で、ある程度事前の段階で町のほうとしても広報なり等で地区住民等にお知らせをして、その重要性というものを啓発していきたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） では、3点目に参ります。124ページの子育て支援センターの管理運営です。ここで指標の推移を見ますと、当然コロナ禍の時代ですので、利用者が半分以下になっているという現実があります。一方で、一時保育は利用者が増えていると、50%強増えていると。ですから、子育て支援センターのある意味は本当に大きいわけですよね。そういう中で施設の移転改築もあります。これは、今回問うつもりはありませんけれども、現状で施設の対応が2年度しっかり聞き入れてやってこれたのか、どんなことが課題としてあったのか、内容をお伺いしたい。

○委員長（堤 信也君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの子育て支援センター管理運営事業についてのご質問でございますが、特に支援センターから課題、要望ということについてはこちらのほうでは聞いてはいないところではございますが、やはりコロナ禍でありましたので、町外の方の利用制限であつたり、

いろいろと対応を講じている中で、支援センターで働く方々が不安にならないようにということでおいろいろと相談をしていたところでございます。

○委員長（堤 信也君） 聞こえました。聞こえづらかったですね。ここにいても聞こえないから。

○教育文化課長（松本由佳里君） すみません。子育て支援センターのほうからは、特にこちらのほうに課題や要望ということでは話としてはありませんでしたが、コロナ禍ですので、町外の方のご利用を制限するなど、コロナへの対応についてはいろいろと相談しながら、不安にならないようにというようなことで事業は進めておりました。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 最近はお邪魔できていないでいるのですけれども、一頃は大変ハード面も含めてお困りだった時期もありました。それにしっかり対応してきての現在かなというふうに推察いたします。いずれにしても、これからより一層、次に質問いたします総合支援の拠点とも抱き合わせになって、より重要性を増していくわけですので、ここは現場の声をしっかり聞いて、可能な限り対応していっていただきたい。答弁お願いします。

○委員長（堤 信也君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 子育て支援センターの中では様々な事業を展開しております、その中の一つでいろんな相談を受け付けております。また、ご家庭に伺うというような機会もございます。ホームスタート事業ですとか、そういったこともございますので、虐待等につながらないよう、子育てに対する不安についてよく傾聴するようなことでセンターの皆さんのが働いておりますので、子ども家庭総合支援拠点事業の一端でもありますので、連携をしながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

4点目に参ります。今ほど出ておりました子ども家庭総合支援拠点事業についてですけれども、3年4月から設置することができたというふうに成果として上がっております。本格的な活動は3年度に入ってからですから、新年度になります。前年度でしっかりその形は整えたということになろうかと思いますけれども、準備はしっかりできているという理解でよろしいですか。つまり人的なスキルも含めて大変幅広く、より深くの対応が必要な業務になるかと推察すれば、その点はしっかり確認させていただきたい。

○委員長（堤 信也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 子ども家庭総合支援拠点事業についてというご質問ですが、令和2年度におきましては、今ほど根本委員おっしゃられたように準備段階ということでいろんな先進地等視察に行ったり、アドバイザーの意見を聞いたりという形で事業を実施してまいりました。年度末におきましては、4月からの相談員の募集を実施させていただいて、4月1日から教育現場等で対応

されていた先生、そういう現場を経験していた方を採用でき、今現在対応しているところでございます。保健師のほうもその専門員と一緒に今現在やっているというところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 分かりました。よろしく頑張っていただきたいなと思っています。

成果指標を見ますと、Aのところで子ども家庭支援拠点の設置数というふうになっています。これは、何か所も設けるということに取れますけれども、これはどういうことの評価なのでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 設置箇所は、1か所のみでございます。2年度においては、ゼロという形なのですが、1と記載してしまったところでございます。申し訳ございません。

[「違うでしょう。ちょっともう一回」と言う人あり]

○健康ふくし課長（平山正孝君） 設置箇所については町内1か所で、現在健康ふくし課の中に設置しております。目標値としては1なのですが、実際設置したのが4月からという形なので、申し訳ございません、これ記載の誤りということになってしまいます。申し訳ございませんでした。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 誤りだということですね、この実績値が誤りだということで。この成果指標、ではこの項目を上げる必要はどこにあるのでしょうか。それと、今課の中に設置したことですけれども、今後の方針見ますと、子育て支援センター、包括支援センターと一緒にすることですね、併設。将来的には子育て支援センターが新しくできて内容も充実していくというのは想定できるわけですけれども、当然そこに入っていくのだろうというふうに想像していました。その辺の将来的な在り方も説明できればお願いしたい。

○委員長（堤 信也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、設置につきましては子育て支援センターではなくて子育て世代包括支援センターということで、もともと町に、保健師のところにあった相談部署でございます。そちらと子ども家庭総合支援拠点事業を一つにして実施すると。子育て支援センターについては、協力しながら実施していくと、取り組んでいくということになります。

○委員長（堤 信也君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） これをもって3款民生費、4款衛生費の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため2時35分まで休憩いたします。

休憩 (午後 2時18分)

再開 (午後 2時35分)

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

次に、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費の質疑を行います。

質疑者は挙手にてお願いします。

1番、野中さん。

○1番（野中寿勝君） 2点お伺いします。1点目、決算書96ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の助成金の中で中小企業等活動応援給付金190万、その下の認定農業者等活動応援給付金1,490万、この2つの項目をまとめてお伺いいたします。2点目は決算書108ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金の助成金の中で飲食店応援給付金の1,100万、それから1つ飛びまして中小企業等活動応援給付金5,480万、ここも2点併せて2問目といたします。

それでは、1点目の農業振興費の中の中小企業等活動応援給付金と認定農業者等活動応援給付金について、まずこの2つの応援給付金の実績、人数等になるわけですが、まずそれと、それぞれ成果としてどのようなことを捉えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてお答えさせていただきます。

まず、中小企業等活動応援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして減収となった認定農業者に対して給付をしたものでございます。これは、中小企業等とは申し上げていますが、認定農業者のいわゆる春収穫されました野菜等の出荷において減収になった分を支援するというふうな内容の給付金でございまして、実績といたしましては19人に対して1人当たり10万円の支援をさせていただきまして190万円となってございます。

続きまして、認定農業者等活動応援給付金でございますが、これにつきましても内容的には同じでございまして、認定農業者に対する、これは秋に収穫されましたお米等を対象に減収になった方に対して支援する給付金でございます。これにつきましては実績が149人、1人当たり10万円でございまして、1,490万円というふうな実績になってございます。この事業の成果といいますか、お声をいたしている内容といたしましては、やはりコロナによっていわゆる野菜、園芸作物全般でございますが、あとはお米等が売れない中、こういった給付金をいただいて非常に助かったというふうなご意見、お声をいただいているところでございます。今現在も厳しい中でありますので、こういった支援がまた必要になれば行ってまいりたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 語尾が、最後のほうが聞きづらかった。聞きづらかった。

○産業振興課長（金子吉弘君） すみません。今後はコロナの状況を見ながら、こういった支援が必要であれば支援してまいりたいというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 分かりました。これは、対象が認定農業者の方々をということなわけです。それで、素朴な質問になりますが、春の分で19人、秋の分で149人と人数に開きあるのですが、それぞれ農家の方でも取り扱っているというか、耕作している作物が違うのはあるのですが、この開きというのはかなりちょっと私としては、もっと認定農家さんは幅広くいろいろと取り組んでいるのかなと思ったので、私の認識のとおりなのか、手を挙げなかつたりとか、何かそういうことがあったのかどうか教えてください。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、春収穫の分に関しましては、いわゆる葉物野菜ですとか、そういったものの出荷が多うございました。これにつきましては、認定農業者としましては数的には少なくございます。秋につきましては、やはり稻作農家で認定を受けていらっしゃる方というのがかなり多いものですから、そういう意味でこの件数に開きが出ているというふうなことでございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 先ほどの質疑の中で今後も状況に応じては考えていきたいというふうな方向性をお持ちだということで、農家の方も大変ですので、その辺は十分視点というか、念頭に置きながらしていただければと思います。

2問目のほうに移ります。108ページの商工振興費のほうの負担金補助及び交付金ですが、これも1点目と同じように飲食店応援給付金の分と中小企業等活動支援応援給付金の実績とその成果ということでまずお尋ねいたします。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それではまず、飲食店応援給付金につきましての実績でございますが、これにつきましては合計で54件でございます。内訳で申し上げますと53件の方に20万円を支援してございます。あと、複数店舗お持ちの場合につきましては、倍額の40万円をお支払いしておりますので、40万円を支払ったケースについては1件で合計54件でございます。

中小企業等活動応援給付金でございますが、この実績につきましては合計455件でございます。内訳を申し上げますと、10万円を支出した件数、企業数でございますが、362件でございます。20万円支出した件数が、企業数が93件でございます。この金額の差異につきましては、20万円というのは県の対策に該当している企業につきましては倍額の20万円を支出しているものでございます。

実績については以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 数字分かりました。それで、飲食店の方、中小企業等、それもダブル部分はあるかと思うのですが、要するにそういった町内で商売されている方に対しての成果としてどう捉えているのかということと、またどのような声をいただいて、成果につながったのかということをお聞

かせいただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問でございますが、成果というふうな点でございます。まず、この事業の構築に当たりましては、関係機関であります商工会並びに町内の金融機関と事前によく協議をさせていただきまして、今事業所がどういう状況なのか、さらにはどういったことの支援を欲しているのかというふうなところを議論させていただきました。それで、飲食店応援給付金につきましては、去年の年末年始のコロナ禍におきまして自粛要請がなされたというのもございました、かなり収入として厳しい、忘新年会がないというふうなところでかなり厳しい局面を迎えておりましたので、そこでしっかりと応分の支援をしなければ事業所が立ち行かなくなってしまうというふうな前提でもって、まずこの飲食店応援給付金というのを構築させていただいたところでございます。実際のおいでになっていわゆる申請をしていただく際にやはりいただいたお声というのは、かなりやっぱりこういった本当に収入が途絶えている中で、幾らかでもこういった支援をしていただくことによって、幾らかでもちょっと生き残らえるといいますか、事業継続が可能になるというふうなところで大変感謝された記憶がございます。同じく中小企業等活動応援給付金につきましても、これにつきましても昨年2月から6月までの前年比で比較しまして減収になっている事業所様を救うために、その時点において各関係機関とよく協議をさせて事業の構築をしたものでございます。この給付金に関して、支援に関しましてもかなり直接助かったというふうなお声もいただきますし、また関係機関であります商工会並びに金融機関のほうからもこの事業の有効性といいますか、そういうことで大変よかったですというふうなお声かけをいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 成果としてかなり上がったということで把握させていただきたいと思います。事業所数もかなりありますので、中小ですから、実際苦しいのだけれども、申請に至らなかつた、結局対象者として町商工会とかで把握していた対象の事業所全部ではなくて、もし手を挙げられなかつた方、事業者があったのかどうか。あったとすれば何件ぐらいあって、その方たちはこういう支援を受けなくても問題なかつたのか。または、申請がなくてもやはり何か違う方法で手を差し伸べる手段は必要であったのか、そこを評価としてちょっと伺っておきます。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、まずこの給付金に関しましては、基本的に前年対比で一月でも減収になった事業所に対して支援をするというふうなことで、かなりそういうハードルといいますか、その条件を引き下げて実施しておるところでございます。そういうところで各事業所というのがほとんど該当するのではないかというふうに我々考えておりまして、これは関係機関である商工会並びに金融機関のほうからも関連する取引のあるいわゆる事業所、あと

は商工会であれば会員様である事業所のほうに何回となくお声かけをいただいておりますので、町としてはコロナの影響もあって申請が漏れているというふうな事業所はないというふうに認識しております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 数ちょっと多いのですけれども、時間かけないでお尋ねしていきたいと思います。6点お願ひいたします。まず、決算書のほうでページ119から120の1款土木費、4項都市計画費、2目公園費、12節の委託料、それから15節の原材料費についてお願ひいたします。2点目……

○委員長（堤 信也君） 根本委員、委託料のどこの委託料についてですか。

○11番（根本謙一君） 公園管理費です。

○委員長（堤 信也君） 公園管理委託料ですね。

○11番（根本謙一君） 原材料費は苗木等材料です。

2点目です評価シートのほうから行きたいと思います。30ページの下水道事業に伴う河川等の水質検査業務について。3点目が特定空家等対策推進事業について……

〔何事か言う人あり〕

○11番（根本謙一君） 失礼。34ページです。4点目が180ページの観光対策事業について。次が181ページの温泉施設管理事業について。

○委員長（堤 信也君） 確認します。まず、決算書の……

○11番（根本謙一君） もう2つ。7点になりますね。ごめんなさい、委員長、失礼します。7点になります。まだ言い切れていません。あと2点、すみません。

182ページの観光まちづくり推進事業について。最後に、184ページの温泉施設等利活用事業について、以上でお願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 8件ですね。

○11番（根本謙一君） 7つではないですか。

○委員長（堤 信也君） 決算書のほうが2件ですよね。

○11番（根本謙一君） それは一緒でいいです。

○委員長（堤 信也君） 委託料と原材料費と違うので。一緒に聞くということで。

○11番（根本謙一君） 一緒でいいのです。これ多分あやめ苑のことでお伺いしたいので。

○委員長（堤 信也君） これを1つと。決算書はこれ1点で、あと先ほどの6点と。

○11番（根本謙一君） はい。よろしくお願ひします。

まず、1点目ですけれども、これ所管に確認したいのですけれども、多分あやめ苑関連でいいと思って質問いたします。昨年民間業者に委託しまして、相当力が入った事業だったというふうに私も現場見ながら思っておりまして、現実、成果等をどのように評価したのか。間違いなく思ったようになつたのか、あるいは課題があつたのか、それをお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 昨年度、あやめ苑の再生事業ということで一般業者を入れまして、あやめ苑の再生を行ってまいりました。一応成果としまして、委託業者、そしてまた町の有識者の方にいろいろお手伝いをしていただきまして、そしてまた職員も一生懸命朝晩足を運びまして、あと公園管理の草むしりのN P Oの方についても株分け作業等も手伝っていただきまして、思ったような成果を上げることができました。その思ったような成果といいますのは、全てアヤメを一旦掘り起こしまして、そして株分け作業をしました。そして、そのアヤメにつきましては、悪い苗については除却しまして、新しい苗を購入して植えたところであります。若干その課題が残ったところは苗の購入時期、そしてまた植え込みの時期で成長の差が出てしまったというところでございます。今年の春先開花しまして見事な花を咲かせた部分はございましたが、ある一部分につきましてはやはり成長が遅かったというところもございました。そこにつきましては、有識者の方にもいろいろ相談をしましたが、来年度には同じく成長するというところで太鼓判をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 私もその点は確認させていただきましたけれども、いずれにしても今年度になってから開花しましたので、当然それによって成果のよしあしといいますか、結果が読み取れたと思うのです。少なからずいいところとそうでないところが明らかにあったなという私の印象です。ですから、今言わされた課題についてを次年度にきちんと生かせるようにしなければなりません。来年度はあやめサミットがあるわけですよね。そこで、まさにいいタイミングでお披露目する必要がありますから、そこのところの対応はどのように考えているのか。今年度の事業に入ってきますけれども、課題はしっかりと解決していくということでやらなければならないと思います。その考え方をお願いします。

○委員長（堤 信也君） 来年度のあやめサミットに対するということのご質問……

○11番（根本謙一君） いや、それがあるから、だから……

○委員長（堤 信也君） その準備ということで、そういった形でやってくれと。

○11番（根本謙一君） 課題、今おっしゃっているから、そこはちゃんとやってくださいねということで。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいま根本委員のおっしゃいますとおり、課題もございます。先ほど申し上げました課題等々ありますが、今年度についての事業ということは、今、昨年の決算ということありますので、ここではちょっと述べさせていただくことはできませんけれども、昨年度実施しまして、今年度春先の結果ということで課題があったということは先ほども申し上げました。そ

れを見ましていろいろと対策を取って、今年度においても引き続き一般業者を入れまして肥培管理をやっておるというところでございます。あとは、昨年度来言われておりますのは後継者問題ということもございますので、それについても引き続き検討しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） しっかり取り組んでいただきたい。皆さんの努力が報われるよう期待したいと思います。

次に参ります。下水道事業に伴う河川等の水質検査業務についてです。

〔何事か言う人あり〕

○11番（根本謙一君） そうですね。分かりました。見落としました。

では、次参ります。特定空家等対策推進事業についてです。成果を見ますと、改善措置数が実績として2件上がっております。指導回数、これが特段に増えております。まず、この状況をどのように評価されているのか、あるいは特異的な何か事案等あったのか、まず業務内容をお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 特定空家等対策事業ということでございますが、これについては町内の危険空き家で、そこで今度はその中で特定空家に認定をして、あとはその特定空家に認定されました空き家等につきましては、取壊しに係る費用の補助ができるというものでございます。それで、その中で特定空家ではなく危険空き家の中で25件の空き家について指導と助言等を行っております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 私は、この25があまりにも多いので、何度も何度も指導に入られたゆえの数字かなというふうに思いましたけれども、25件の指導、助言をしたということで、ダブっていないということで捉まえていいのか。それから、本郷地域内にも相当街なかに本当に危険だなという心配なお宅があります。そういうところを当然把握していると思いますけれども、じかにどういう交渉をされてきていたのか、2年度。お願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） この件数でございますけれども、これは実件数でございまして、ダブっておるということはございません。あと、どのようなことをしてきたかといいますと、危険空き家につきまして所有者を確認しまして、あと所有者等の存在等も確認しまして、そこから今度相続関係、そちらのほうを調べて、今度はその方に対して危険空き家の管理ということで通知を差し上げているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） そういうことを聞いているのではなく、当然手順をもって、手順に従って改修あるいは除却するようにお願いするわけですよね、要請しなければならないわけですよね。ですから、それを2年度はどこまでいったのですか。相当前からそれは交渉多分されていると思います。郵便局前です。

○委員長（堤 信也君） 暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時06分)

再開 (午後 3時07分)

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 大変失礼いたしました。対応の内容でございますけれども、シルバ一人材センターのほうに草刈り作業を委託したとか、それはこちらのほうであまりにもひどいということで近所の方から苦情があった、そういう件についてその所有者のほうと連絡が取れなかつたということで、そのような対処をしたというところもございますし、あとはその他法務局のほうに出向きました、いろいろその土地、家屋等の調査をしたというところもございます。あと、その他その物件についていろいろと調査をしたところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 質問している趣旨でないことを答弁されたので、また伺って、今答弁いただきました。だから、それを2問目として認めてもらえるのかどうなのか。そうでないと、もうここでやめるしかないから。つまりどこまで交渉して、もう限界ですよ、相手も分からないというのならうでそれをそう言ってもらえば、いや、困ったねというところで、あとは最終的には町の判断になりますから、そこを私は尋ねたかったです、3つ目で。

○委員長（堤 信也君） 暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時09分)

再開 (午後 3時13分)

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 度々すみませんでした。ただいまの根本委員のご質問でございますが、今ご質問い合わせいただいた箇所につきましては個人的なところがございますので、どこまでというような回答はここでは差し控えさせていただきますが、この評価シートの中ありますとおり、令和2年度におきましては2件の特定空家の認定を行つたと。そしてまた、それに対して空き家対策としまし

て所有者に対して25回の指導文書を送ったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 質問確認するわけにいかないですよね。その中に、その25件の中に入っているのか入っていないのかだけ言えませんか。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問でございますが、今ご質問にあった周辺に空き家等が何件かございますので、その物件について出したかどうかということは今の時点でお答えすることができません。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 分かりました。

次に参ります。180ページの観光対策事業ですけれども、お伺いしたいのは1点だけです。今後の改善方針としまして既存イベントのリニューアルなど云々と載っております。再構築したいと。この準備にはもう取り組んでいるという理解でよろしいですか。その1点だけです。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今後の改善方針の部分でございますが、今現在といいますか、コロナ禍以前にやっぱり実施しておりましたイベントといいますのは、どちらかといいますと町民に向いたイベントであったわけでございますが、これから観光まちづくりを考えるならばやはり他所からもおいでいただきて、町民とともに楽しめるような、そういうイベントが必要だというふうに町としても考えておるところでございます。ですので、観光協会と連携いたしまして、今リニューアルといいますか、イベントの見直しに着手しております。今年実現できればよかったです、なかなかこういったコロナ禍でありますので、今年の実現も難しくなってございますが、今鋭意リニューアルといいますか、見直しに向けて進めておるところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 大体分かりました。もう取りかかっているという理解の上で、もう一言申し述べるのならば、地元が盛り上がりで外から見に来てくださいというのになり得ませんので、そこを踏まえていただきながら、しっかりご努力いただきたいなというふうに思います。

2点目参ります。181ページ、温泉施設管理事業についてですけれども、成果として中ほどにあります本郷温泉湯陶里を民間へ売却した。今でも住民の方々から苦情といいますか、売ったことに対していろいろお話をいただくことがあります。一定程度の説明はさせていただいているけれども、そもそもその造られた経緯をご存じの方々にとってはなかなか納得し難いところがあると。これは、やつ

ぱり丁寧に説明していくしかないということだろうと思いますけれども、ここでお伺いしたいのは、売却したからあとは民間でご自由にやってください、町は一切口出しませんということではないという意味の仕組みをつくっていますよね。ちょっと確認させてください。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町民の声が届くような仕組みというふうなことでございますが、これにつきましては当然町のほうでも直接湯陶里に対するいろんなご意見お伺いする機会ございます。それに関しましてはしっかりと受け止めさせていただきまして、民間事業者の方にお伝えしているというふうな状況でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） そういう仕組み、いわゆる約束事がきっちりできていますよね。ただ、何かあったときにお伝えしますよ、していますよではなくて、そういう仕組みをしつくられているというふうに説明があったと記憶していますので、その確認をさせていただいた。と申しますのは、やはり売却したばかりですので、ただコロナ禍がありますので、厳しいコロナ対策上、住民から見たらこの対応は何だと何かいろいろあるやに聞かされています、現実。サービスが本当に低下してしまったなどか、何だあれはとか本当に聞かされているのです。それが本当に町を通じて届けるしか私はないと思うのです。わざわざ我々が出向いていって言う話ではない。だから、仕組みはちゃんとつくられているということですよねという確認をさせてもらったのですが、再度お願いします。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、町民の方々の声が届く仕組みというふうなところでございますが、これにつきましては契約上には当然そういった契約の条項には入っておりませんが、ただ町としても当然売却をしたまま何もそこに関与しない、干渉しないということであっては、やはり町民の声が伝わりづらくなっているというのはあると思いますので、そこは町民の声というのを真摯に受け止めて、改善余地があることであればこれは民間事業者様の方にお伝えさせていただきまして善処をお願いするというふうな、そういった仕組みといいますか、形にはなっているというふうなことでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） いわゆる民間経営ですので、行政が入るにはやっぱり限界あります。いつでも言いに行ってよいという話ではない。やっぱり折に触れてということにならざるを得ない。だからこそ、売却したばかりですし、定期的なといいますか、仕組みがあるから述べさせていただく。ぜひ改善をお願いしたい。そのやり取りの仕組みがちゃんとできているのと、言うことはできます、行政でも要望しますとか、ただ単に伝えるという話ではないというふうに売却前の執行部の説明では私は受け止めたので、では伝わるねというふうにして私ある程度安堵したことを覚えていましたので、そこを確認したかったのです。いずれにしても、しっかりしたそういう仕組みがないとするならば、

今課長が言われたのは結構重い答弁なので、伝えていくという。そこはしっかりとやっていただきたいなど。直近にそれは行動に移していただきたい。いかがですか。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおおただしまでございますが、当然町としてやっていかなければいけないというふうなことであるというふうに思っておりますので、事業者の方とは定期的に打合せ等々を持っているところでございますので、そういった機会並びにそういういろいろお話があつた時点において速やかにお伝えして善処いただけるような、そういう形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） ご苦労ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に参ります。182ページの観光まちづくり事業です。ここでお尋ねしたいのは、過去5年間で観光振興計画を策定するに至りました。これからまた、この事業を5年間続けるということになる意味が私にはちょっと理解できなかったので、もう実行動を起こすのみではなかつたかなというふうに思います。これだけの計画を策定されたわけですので、その辺の認識を伺いたいなと思います。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、観光振興計画につきましては、10年間の計画を定めてございます。その中で前期計画が令和2年度で終了したということで、令和3年度から後期の計画に移行することになります。前期の計画の検証を踏まえまして改善すべきところ等々をまとめたものが後期の計画になるわけでございます。この後期の計画に沿ってそれぞれの年度ごとのリーディングプロジェクトといいますか、重点プロジェクトになるわけでございますが、それに沿ってそれぞれの観光行政施策を実施していくというふうな流れになってございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 5年間で検証の仕方は学習されたはずではないかなというふうに私は思っております。会議録もつぶさに読ませていただいていますけれども、自分たちで分析して取り組めるところにもういなければならぬというふうに思いました。再度この協議会をつくって一定程度の費用をここに使って、また同じことの繰り返しになつては私はいけないと、本当に絵に描いた餅になつてしまうのではないかという危惧も持たざるを得ません。ですから、次のステップに行くにはやっぱり一皮も二皮もむけていかないと、この協議会続けていけばいい、検証して続ければいいというところはとうに過ぎているというふうに思っておりますので、再度の確認をさせていただきたい。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君）　再度のおたたしでございます。当然この後期振興計画にのっとって観光まちづくりを進めていく中で、やはりその関係機関といいますか、町民、会員の方々のご意見を聞く機会がおのの、それぞれのシーンで出てくるというふうに思っております。それにご意見、いろんなまちづくりに対するいい意見お持ちの方がいっぱいいらっしゃいますので、そういう方を巻き込んでといいますか、仲間に引き入れて、今までのそういう反省等も踏まえながら、新しい形に構築していくというふうなところでもう既に動き始めているところでございます。そういうことで単年度の事業の目標というのを定めておりますので、そういうものもしっかりとそういう町民の方々を巻き込んで、しっかりと検証して、それを実現必ずしていくんだというふうな思いの中でしっかりと進めてまいりたいというふうな考え方でございます。

○委員長（堤　信也君）　根本委員。

○11番（根本謙一君）　最後行きます。184ページ、温泉施設等利活用事業についてですけれども、成果を見ますと、住民説明会を開催しまして住民の皆さんのご理解をいただきながら民間譲渡にも向き合い、それがかなわないときには町経営にというのが新鶴温泉健康センター並びにほっとぴあの利活用というふうになるというふうに理解していますけれども、ここに至ってもいわゆる民間の譲渡がなかなか難しいということであるならば、私は早急に今までの反省を踏まえて、去年の取組を踏まえて、住民の声を生かして、次の、町でしっかりとつくっていくというところにもう入っていいのではないかというふうに思っております。昨年度の説明会の中で住民からどのような声が上がっていますでしょうか。

○委員長（堤　信也君）　産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君）　今のおたたしでございますが、昨年度実施しました温泉等の利活用処分の説明会の中では、残念ながら新鶴地区に関しましてはお一人の方しかいらっしゃいませんでした。その中のお話をございますが、ならばなのですが、温泉として直営で残していただきたいというふうな話もございました。さらには、ただいわゆる経費的な負担も考えますと、温泉の形で残れば民間に譲渡するのも仕方ないのかなというふうな話もいただいたところでございます。あと、民間譲渡が難しい場合の住民の声を聞くというのをもう既に始めたほうがいいのではないかというふうなご意見もいただいたところでございますが、これにつきましては今こういうコロナ禍の状況ではございますが、やはり26年に定めました温泉等利活用処分方針に基づきまして今不動産鑑定をさせていただいて、民間売却の道というのを今探つておる状況でございます。これから公募等もかける予定でありますので、まずはそこに注力をさせていただいて、その後なかなか売却が難しいというふうになれば、そういう委員おっしゃるように町民の声を聞きながら、活用の方法を考えいかなければいけないというふうに思っております。

○委員長（堤　信也君）　根本委員。

○11番（根本謙一君）　民間譲渡になろうと、それから町で独自に改築、運営していく、どっちにし

てもなくすという方向性はないというふうに理解しております。また、なくしてはならないのかなというふうにも思うところでですので、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上、終わります。

○委員長（堤 信也君） ほかに質疑ありませんか。

一時休憩いたします。

休憩 （午後 3時34分）

再開 （午後 3時35分）

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

3時45分まで休憩いたします。

休憩 （午後 3時35分）

再開 （午後 3時45分）

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

星委員。

○8番（星 次君） 土木費の1目……

○委員長（堤 信也君） ページ数お願いします。

○8番（星 次君） ページ数は113ページの1目の道路維持費で、114ページの節に参りますが、12節の委託料で除草作業委託料、これについて伺いたいと思います。それで、同じ委託料で除雪の委託料、この2点についてお伺いいたします。114ページの除草作業委託料が1点、それからその裏のページの116ページの除雪委託料、この2点についてお伺いいたします。

除草作業委託料ですが、これについて恐らく県道と町道の除草の委託だと思うのですが、これは民間委託で業者委託もあるうし、また道路愛護会とか、そういういろんな、あとは自治区とかあると思うのですが、もう少しその辺の路線何か所なのか、県道と町道に分かれて把握しているのか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ご質問のとおり県道と町道とがございまして、県道のほうで18団体に委託をしております。町道のほうでは23団体のほうに委託をしておるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 星委員。

○8番（星 次君） それで、成果指標では、事務事業シートで今後は……

○委員長（堤 信也君） 成果指標、何ページ。

○8番（星 次君） いや、ページは要らないのです。その中では、事務事業シートだと47ページになります。ここに高齢化が進むので、民間委託とか実施箇所の見直しというふうに書いてありますが、今後の見直しについて、新たな箇所数は考えてもよいのかどうかということをお聞きいたします。例えば町道管理、草刈りなんかやっているわけですが、うちのほうの自治区なんかは。そういう部分についても見直しの中に取り組んでいただけるのかどうかということをお願いします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問にお答えします。

新たな地区についても今後、例えば県道で新たに県のほうに要望しまして路線を追加していただく、イコール県からお金が来るということになりますが、そのような地区も毎年1か所程度あるところでございます。あと、町道につきましても、町管理につきましても、高齢化等によりその委託先ができるないとかというところがございます。そのような場合には新たな作業団体、愛護団体ができておりますので、そちらのほうに委託をするなど、いろいろ探りながら今後実施してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（堤 信也君） 星委員。

○8番（星 次君） それでは、次の116ページの除雪の委託料についてお伺いいたします。

毎回議会のたびに専決処分で損害賠償という部分が出てくるのですが、これについて県道の除雪は2人体制なのですよね。町道については、2人体制のところもありますが、いまだに1人のオペレーターでやっている箇所があって、その箇所について事故が発生する件数が多いというふうに聞き及んでおりますので、これについて町道除雪も2人体制で確保できないかということをお尋ねいたします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問でございますが、確かに星委員がおっしゃいますとおり、2人体制で作業ができればそのような事故も減るのかなというふうに思います。しかし、今オペレーターのほうを募集しまして、定員が38名というところで募集をしております。しかし、昨年度でありますと33名ということで、定員に満たない応募者ということでなっております。その上で作業を進めていくというところでございますので、なかなかその2人体制を取るというところは難しいということで、今現在除雪ローダーのほうにバックモニターを全て設置したところでございます。そしてまた、平成28年度以降の新規購入車についてはドライブレコーダー等も設置して対応しているというところでございます。あとは、今後オペレーターの募集に当たりましてもいろいろ補助制度を考えまして、例えば応募された方について、まだ免許がないという方が応募されても補助制度をこちらのほうで、まだ執行部に提案はしておりませんけれども、そういう免許の取得等についても今後助成制度とかというところを構築しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（堤 信也君） 星委員。

○8番（星 次君） 今、昨年33名、今年は38名を予定しているのだというふうな募集の人数です

が、募集しても集まらないというのは、町の広報紙見てみたのですが、あの賃金では集まらないのは当たり前です、本当。ほかの町村よりずっと安いのですから、みんな高いほうに行ってしまいます、本当。まして冬なので。だから、もう少し賃金を上げて待遇をよくしてあげるという部分があれば人は集まると思うのです。早朝出て、日曜日にもかかわらずやっても、その見返りは振替でやらせるなんていうことは今多々あるというふうにお聞きしているので、こういうことでは辞めてしまうし、集まらないのが現状だと思うのですが、その辺の認識について、課長お願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいま賃金という話が出ましたが、近隣の町村等を調べてはおりませんで、今後そのような調査もしてまいりたいというふうに思います。そしてまた、賃金といいますか、出勤体制、早出した場合にずっと1日いるのではなく、早出の場合は早く帰っていただくということで対応していると。そしてまた、土曜日、日曜日につきましては代休、振替休ということで対応していただくということで昨年度からお願いをしておりますが、土曜日、日曜日につきましてはそのように対応していただくしかないということでござりますけれども、出勤体制について早出した場合に、その見直しを今年度かけているところでございまして、今後一応労使交渉ということもございますので、その中でどのようにしたらよいかというところでオペレーターのほうの人数が決まりまして、確定した段階でその代表者と交渉してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 星委員。

○8番（星 次君） 今度募集終わって始まる前に今課長が言わされたことをオペレーターの人に話してみてください。どんな反応があるか。やはりオペレーターの声も聞いて、安全で安心して除雪作業ができる、操作できるという体制づくりは町はやっていかなくてはならないのではないかと思うのです。よろしくその辺はお願いして終わります。

○委員長（堤 信也君） 3番、小島委員。

○3番（小島裕子君） 2問についてお伺いいたします。事務事業シートのほうで23ページと49ページです。

23ページのほうからですけれども、これ公営住宅ということで、事業の概要の中の意図の中に、2番目に入居に適した良好な状態を維持するというふうに述べられていますけれども、ここに入っているいらっしゃる方の声を何人かお聞きしたのですけれども、やっぱり前からカビが発生して大変だという声を伺っているのです。やっぱり浴室とかは普通、本当に気をつけないとすぐにカビが生えるというのはあるのですけれども、押し入れの中にもカビが生えてくるので、布団とか、そういうものをしまうことができないという、部屋の真ん中に集めておくというような方とか、あとたんすを壁にくっつけてしまうとどうしてもカビが生えるので、たんすも壁から離して置いたりしているとか、そういうような声もちょっとといただいているのですけれども、それに対して町のほうではちょっとどうい

った形で対応しているのかお聞かせください。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまいろいろ入居している住宅の環境についてのご質問でございますけれども、入居されている方からそのような声が上がった場合には、職員が出向いて状況を確認するということはしていると思います。そしてまた、修理が必要な場合はそれに対して修理をするということで対策を取っているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 小島委員。

○3番（小島裕子君） 住宅のほうで管理人がいるということはちょっと伺っているのですけれども、そちらのほうからやっぱり町のほうに声を上げていただくようになるのでしょうか。それとも、町のほうで、結構件数がやっぱり多い、逆にカビがひどくてあそこには入居できないというような話も、部屋のつくられている方角とか何かにもよるとは思うのですけれども、そういう声もお聞きしているのですけれども、やっぱり一度町営住宅に入っていらっしゃる方、どういう状況なのだからというのを、声を上げたくても上げられなくて、やっぱり友達同士で話をして対策方法を練ったりとか、そういう形でしている方もいらっしゃいますので、現状どういった状況で使用されているのか、ちょっとアンケートなり、件数も多いので、本当に10軒そこそこのところにそういう状態はつかめると思うのですけれども、一度そういった形でちょっと対応していただければありがたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいま管理運営委員会とかいう話も出ましたが、そちらのほうで町のほうに、担当のほうにお知らせしていただいても結構ですし、個人のほうで、例えば特定の方しかそういうような状態ではないという場合もございますので、そのような場合は町のほうに個人から連絡をいただくということでも結構だと思います。そしてまた、そのような状況を、大勢の方入居されていますので、アンケート等を今後取りながら、そのような要望等の拾い上げというか、調査をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 小島委員。

○3番（小島裕子君） なかなか声を上げられないという方がやっぱりいらっしゃいますので、できましたら町のほうで一度アンケートなり取っていただいて対応していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、2問目に移ります。49ページなのですけれども、指標の推移のところでBになります。修繕実施箇所数なのですけれども、平成29年度は170件、30年からずっと若干減ってはいつつも、ある程度100件前後、目標に近い数の修繕をしていますけれども、2年度に関しては57件と、目標が130というちょっと上がったにもかかわらず、実績が57件というかなり少ない数字にとどまっているのですけ

れども、これに対してちょっと理由が分かれば教えていただきたいのですけれども。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問にお答えします。

令和2年度において57件と、前年度から比べまして50件ほど少ない件数となっております。その理由につきましては、これについては修繕ということでございまして、その年に修繕等が発生したものについての件数でございます。毎年毎年LEDのほうにも更新をしております。そういう更新をしていく中で、そのような故障も減ってきたというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 小島委員。

○3番（小島裕子君） LED新しくなってはきているところは少しずつ増えているなとは思うのですけれども、大体計画からすると、今LED化が進んでいるのはどのくらいの割合まで来ているのか、つかんでいれば教えてください。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今、割合というところでございますけれども、何%というところはつかんでおりません。後ほどあればその率についてもお答えできると思います。

○委員長（堤 信也君） 小島委員。

○3番（小島裕子君） では、後でよろしくお願ひします。ありがとうございました。

以上で終わります。

○委員長（堤 信也君） 12番、根本委員。

○12番（根本 剛君） ページ数は96ページですけれども、農業振興費の中の負担金補助及び交付金、農業生産力強化支援事業補助金の四百八十何万です。それで、事業評価シートのほうは165ページに書いてありますので、これに基づいてちょっとお尋ねします。

まず、事業成果の（3）の活動実績及び成果についてですけれども、その成果の中にドローンを導入することにより作業時間と作業能力の省力化が図られた。さらに、下段のドローンによる農薬散布技術習得を受けるなど技術向上が図られたと、この2点についてまずお伺いします。この1問目、のドローンを導入したことによって作業時間と作業労力の省力化が図られたとありますが、どこの地域でどこの組織団体なのでしょうか。まず、それをお尋ねします。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

まず、ドローンの購入につきましては1農業法人でございまして、薬剤散布に利用するというふうな目的で購入したところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○12番（根本 剛君） どこの地域って聞いているのですけれども、農業法人の組織ということで。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

しっかりと答えてください、質問に対して。

○産業振興課長（金子吉弘君） 大変失礼いたしました。米夢の郷でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○12番（根本 剛君） 分かりました。では、農薬散布も同時にこの団体と農業法人でやられたということで理解してよろしいのですか。

○委員長（堤 信也君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおおただしさでございますが、農薬散布をドローンにより実施するというふうなところで省力化を図って農業生産量を上げたいというのが目的でドローンを購入したものでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○12番（根本 剛君） 3問目ですが、こういった最先端の農業技術、あるいはＩＣＴを活用した農業政策を令和3年度においても、以降も引き続き頑張っていただくようお願い申し上げまして終わります。

○委員長（堤 信也君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） これをもって5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本日はこれにて延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会といたします。

延 会 (午後 4時08分)

決 算 特 別 委 員 会

(第 3 日)

令和3年会津美里町議会（決算特別委員会）

第3日

令和3年9月8日（水）午前10時00分開議

委員長 堤 信也 君 副委員長 村 松 尚 君

○出席委員（14名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
5番	堤		信	也	君	12番	根	本		剛	君
6番	鹿	野	敏	子	君	13番	山	内	須	加	美
7番	鈴	木	繁	明	君	14番	横	山	知	世	志
8番	星			次	君	15番	石	川	栄	子	君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総務課長	國 分 利 則 君
総務課長補佐	渡 部 充 君
総務課防災情報係長	齋 藤 優 君
政策財政課長	鈴 木 國 人 君
町民税務課長	児 島 隆 昌 君
町民税務課長補佐	阿 部 満 枝 君
健康ふくし課長	平 山 正 孝 君
会計管理者	原 克 彦 君
建設水道課長	鈴 木 明 利 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君

教育文化課長 松 本 由佳里 君
教育文化課主幹 福 田 富美代 君
教育文化課長補佐 渡 部 雄二 君
教育文化課長補佐 鵜 川 晃 君
学校給食センター所長 馬 場 雄一 君
代表監査委員 鈴 木 英昭 君

○事務局職員出席者

事務局長 高 木 朋子 君
総務係長 歌 川 和仁 君

開 議 (午前10時00分)

○委員長（堤 信也君） これから本日の会議を開きます。

決算特別委員会3日目を行います。

8款消防費、9款教育費の質疑を行います。

質疑者は挙手にてお願ひいたします。

1番、野中委員。

○1番（野中寿勝君） 3点質問いたします。1点目は決算書128ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料の感染症対策学生エール事業業務委託料163万134円について伺います。2点目は、事務事業のシートのほうでお伺ひいたします。事務事業シート202ページ、青少年育成対策事業。3点目は、同じく事務事業シートで203ページ、健康管理事業、以上3点をお伺ひいたします。

まず、1点目の事務局費の感染症学生エール事業業務委託料ですが、新型コロナ対策として実施したわけですが、この事業の実績と成果をお伺ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 感染症対策学生エール事業業務委託料の163万についてのご質問でございますが、この事業につきましては全体で123名の学生の方に2回お送りいたしました。内容といたしましては、1回目は町内の米や特産品ということで、米や麺やカレーなどをお送りしました。2回目につきましてもしみ餅などその季節に合ったようなものも含めまして、あと新米もお送りしたところでございます。町内のそういうたった産品について届けられたということで、学生たちにはアンケート等を実施しなかったため、実際に生の声をお聞きすることはできなかったのですが、会津美里町の特産品をお送りするとともに、メッセージ等も入れてお送りしましたので、感染症対策としては学生の皆さんに元気をお届けできたかなということで考えております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 成果としての部分できちっとどのように捉えているのか。送りつ放しだったのか、アンケートを実施していない、そこは百歩譲ってしようがないとしても、本当に会津美里町の気持ちが学生たちに伝わったのかというのはやはり成果として大きく捉えていく必要があるので、その点をもう一度お願いしたいのと、あと123名の学生さんにやられたわけですけれども、実際美里町から学生として町外、県外に出ていかれた学生が123名だけで十分に効果として、要するにほかに学生の方で苦慮しているけれども、その情報が十分伝わっていなかったりしてもらえなかつたというか、応援してもらえなかつた美里の子供たちもいるのではないかということもあるわけです。ですから、周知が実際十分にされたのか、それについて美里町の子供たちに対して漏れはなかつたのか、その点、今3つ申し上げましたので、そこお願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのエール事業についての成果ということでございますが、美里町から町外に出てる学生の数というのが実際には把握できないものでございますので、予算計上の際には県の進学率というところで、町内的人口に対してその進学率というところで当てはめて計算したものですから、予算計上はちょっと多くなってしまったところであります。実際に本当に出ている方の数というのが分からぬところでございますので、十分に行き渡ったのかという部分についてはこちらとしても大変分からぬところで、この事業、こういう形でよかったですのかなという反省の部分でもあります。

周知につきましては、ホームページや広報紙等で周知しましたので、町外に出てる学生さんからホームページを御覧になって申請していただいた方もありますし、町内にお住まいのご家族の方からの申請というのも結構ありましたので、広報紙等によりましてお話を、その事業のことを知り、また口コミで広まってということもあったかと思いますので、周知の方法として十分であったかという部分につきましても、ホームページや広報紙だけでなく、やれることがほかにあったのかどうかというところがこちらとしてももう少し検討する部分であったかとは思います。

成果につきましては、やはり学生全体数も分からぬところでの123名ということでありましたので、この事業全体の成果といたしましては、十分には成果としては、学生全体に行き渡ったわけではないという点では、成果としてはちょっと不十分であったかとは思っております。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 要するに対象が確定できないけれども、応援しようという町の姿勢がある程度123名の方に伝わったと思うのですが、やはりそこで、今課長自身説明したように、周知の方法について検討する必要があるとか、そういうことをきちっと反省をして、コロナ禍がこれからも続くかどうか、学生さんたちがこの状況で帰られる方も多いということですけれども、今後こういうことが必要になった場合の対策としてやはりきちんと評価をして、方法を検討してまとめ上げておかなければ、また次こういう状況が起きたときにどういう形で応援するのかをきちっと持つ必要があると思うのです。そういう意味で十分でなかったということだけでとどまらずに、次に向けての分析をやっぱり今、もう決算ですけれども、常ににおいて、ましてこれから成人式とかいろいろ町外にいる方との接触もあるわけですから、接触といつても関わりが出てくるわけですから、いろんな機会を捉えてやはりこの成果なり、今後必要な場合にはどう展開したらいいのかをきちっと把握する必要があると思うので、その点最後お伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの野中委員のご意見、ありがとうございます。やはり成人式等もそうですが、そういった機会を捉えまして若い方のご意見を伺ったり、あと実際には学生エール事業という形でしたので、就職しているのか進学しているのかという部分もちょっと

と分からぬとか、いろいろやはりこの事業を進めるに当たって対象者をどのように捉えるかというところが一番大きな問題かと思っておりますので、そういう部分をよく反省し、今後どのような形でできるかということを検討して、学生エール事業に限らず、今後こういった機会にはどのようなことができるかということを課としても考えていきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） それでは、2点目に行きます。事務事業シートの202ページ、青少年育成対策事業なのですが、シートの活動実績及び成果のところの活動実績の欄なのですけれども、1段目後段のところ、「感染症対策を実施し、を開催した」、これ何を開催したのかというのがちょっと実績として意味不明ですので、この点。

それから、次の2つ目、ベルマーク等とか書いてあるところの真ん中で「運動のチラシを学校及び町民等に周知し」、これチラシを周知してどうするのだという思いがあるのですけれども、これはどういうことなのか。運動を周知すべき、したのかな、していなくて、ただチラシ配ったからこれはもう終わったということなのかなという疑問が湧きました。

それからあと、最後に最終評価、成果の方向性の拡充、別に今後のことを聞くつもりはないのですが、その拡充とする内容が結局活動の実績や成果のところの記述ではなぜ拡充するのかというのが分からないので、お願ひしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの202ページの青少年育成対策事業についてのご質問でございますが、まず1点目の活動実績の1行目の部分でございます。こちらに記載漏れがありまして、申し訳ございませんでした。少年の主張会津美里町大会及び福島県大会については、コロナ禍の中でも中止を検討したが、感染症対策を実施し、この2つの大会、感染症対策を実施し、開催することができたということでございます。

あと、2点目のベルマーク運動、エコキヤップ運動のチラシを配布し、学校及び町民等に事業を周知し、その収集実績はベルマーク運動で3万2,784点、エコキヤップ運動で915キロとなったということで、文言が漏れておりまして申し訳ございませんでした。

あと、3点目の最終評価の部分の拡充ということでございましたが、今までベルマークとエコキヤップの収集の運動をしておりましたが、今後はプリンターの使用済みのプリンターのインク等につきましても収集を始めたいということで、活動を少し広げていきたいということで拡充という言葉とさせていただきました。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） そうなのかなと思っていました。活動実績としては大会に絡めた部分で何かもう少し別なアクションを……失礼いたしました。1つ目のところについては、大会等やったという

ことに関して、それを踏まえてさらに目に見える形ではなくても何か実施したのかなという期待を持って聞かせていただいたところなのですが、了解しました。

あと、チラシ等についてはチラシを配布して運動の周知を図ったということだと思うので、やはりここはしっかり精査をして表現していただかないとなかなか伝わらない。もうホームページにも出ておりますので、その辺はしっかり押させていただきたいと思います。

それから、拡充の部分ですけれども、インクについては今までやっているのですよね。新たに拡充するものの対象ではないかな。そういう説明ですので、あえてちょっと踏み込ませていただきますが、成果の方向性の拡充って書いてあるのに、これも少の主張なので、少年ではない、年が抜けていますよね、を含めた青少年健全育成事業を拡充する。インクも集めますよというのは事業の一つかもしませんが、もう少し子供たちとか地域の子供たちに対するアクションとして何か新しい事業に取り組むのかなという期待を持って読ませていただいたのですが、そういう何か新しい事業に取り組むという考え方を持たれていたのかどうかお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今ほどの件でございますが、少年の主張の部分で今現在中学校3校から3名ずつ出でていただきまして、町の少年の主張会津美里町大会というものを開いてございますが、この少年の主張の大会につきましても、町の大会のやり方の検討といいますか、例えば小学生であったり、あるいは町内の高校生であったりというところで少年の主張の大会の参加者につきましても検討しているところでございます。まだ決まっておりませんので、現段階ではこれから検討していくということでございますので、そういった意味で少年の主張を含めた青少年健全育成の拡充ということで考えております。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 私が期待する部分なので、お答えもいただきたいのですが、青少年健全育成事業を拡充すると、いろんなものも、主張も含めてでしょうけれども、それこそ教育委員会で今コミュニティースクールを起動させようと、本格的に地域協働本部を持ってやろうとしているときに、やはり側面的に一定の事業として大きな役割を果たす青少年教育事業だと思うので、そういう観点も含めてやはり拡充と掲げる以上、教育委員会で子供に関わる事業をトータル的にやった一部を担う事業として、やっぱり何か新しいアクションを起こすというのが私ここで読み取って期待を持っていたところなのですが、その点について再度答弁お願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの野中委員のおっしゃるとおりで、これから来年度からコミュニティースクールも導入してまいりますので、そういった部分も含めまして、教育委員会としても検討してまいりたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） では、3点目に移ります。シートの203ページの健康管理事業、これにつきましてはちょっと理解がなかなか進まない部分があったので、お伺いしたいのですが、やはり活動実績及び成果の成果のほうの欄で下の段、職員等の抱える悩みや問題についてということでは書いてあります。教職員の方の抱える悩みや問題というのはどういうものがあるのか。

それからあと、等とありますが、ここに書いてある児童生徒、保護者、教職員以外の方で相談、または支援が必要な方がいたのか、どういった方なのか教えていただきたいと思います。

それからあと、成果の一番最後のところですが、問題解決、不登校解消が図られたとなっております。ですけれども、点検・評価報告書等の指標によれば不登校の出現率が増加しているというのに解消が図られた。解消というのはほぼなくすことですよね。ですから、解消が図られたという成果を掲げられた理由は一体何なのかをお願いいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 203ページ、健康管理事業の成果の部分でございますが、教職員等の悩みや問題ということについてでございますが、様々な子供たちがおります。特別な支援を要する子供たちも大変多くございますし、また家庭的な問題を抱えている子供もおりますので、そういう子供への対応についてということも、教職員が子供たちへのそういう対応についてということも、特にスクールカウンセラー等については心理面での専門職でもありますので、そういうことでいろいろと教職員の抱える悩みという部分、子供への対応や保護者への対応などについてもいろいろとこういった相談業務に当たる方々に相談をしているところでございます。

児童生徒、保護者、教職員等の等は何かということでございますが、等というのは特に保護者の方だけではなくて、ご家族の方も含めてということで児童生徒、保護者、教職員等ということで記載させていただいております。

あと最後に、不登校解消が図られたということで言い切った形が適切ではなかったかと思います。不登校解消が図られたケースもあったということでございます。昨年度不登校児童生徒数が増えておりますので、全て解消が図られたわけではございませんので、解消が図られたケースがあった、あるいは不登校から不登校傾向ということで少しでも学校に、1日でも2日でも少しでも戻ってくるというか、つながっててくるような、改善傾向に向かうような形が図られたということでございます。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 教職員の抱える悩みや問題ということでは理解しましたが、私が深読みしたのかもしれないのですが、教職員、先生方の自身の心の悩みを相談されているケースがあったのかなとか、そういう先生方のメンタルの部分で何か相談を受けられているような状態はあったのかなというのをちょっと心配したので、そういう悩みがあるのかなということでお尋ねしたのです。そうではなくて、結局子供たちに接する場合の指導方法を助言いただいていると。ですから、相談支援という

ふうに入るのでしょうけれども、それについては了解しました。

それから、等の家族なのですが、家族も保護者だと思うのです。これを親とかって言い切るのであれば、等においては広く家族を含むのだということもあるのですが、そこは家族を幅広く捉えてのことだということで、これも了解しました。

それで、3点目の不登校の部分ですけれども、今答えられたように解消されたものもあったとするならば素直にあったと。その相談、不登校の兆しがあって相談する総件数何件のうち例えば何件については解消が図られたのですとかというのを成果として上げれば、教育委員会もいろいろ努力されているのだなというのをうかがうことができるので、そういう発信も必要ではないかな。でないと数字だけが出現率が急に増えていて一向に改善されないのでないかと、指導が行き届かないのではないかとかケアが十分ではないのだろうかとか、そういうことを町民の方も不安に思われる所以、そういった考え方で、評価ですので、きっちり押さえていただければと思います。最後その点お願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの不登校解消の件数を掲載すべきではというようなご意見をいただいた件ですが、そういった部分については検討してまいりたいとは思います、不登校解消といいましても、長い期間にわたって見ていかなければいけませんので、一度出てきたというか、学校に復帰できたからといって、その時点ですぐ解消というふうにはならないかとも思います。その後やはり長期間見ていかないと、また休みに入ったりとかいろいろ出てまいりますので、どの時点で完全な解消となるかという部分もございますので、その解消の件数ということの掲載のことについて、件数の掲載についてはこちらのほうで検討させていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 今の点検討して、私も具体的に何件かとかというところは結局目に見える形で成果を発信しないと、やはり数字が、相談したい町民の方もまだ内に秘めていたりするわけです。そうすると、ある程度努力されて成果があるとすれば、やっぱりちょっと一言だけでも相談してみようかなとかということにもつながるのです。数字が不登校の出現率上がっているにもかかわらず解消したという発信をしてしまったら、私たちのことは受け入れてもらえるのかどうかというのを心配されることがあるので、せめて年度の決算なので、その年度中に例えば新たに出現したものに対してどう手当したかとか、できれば数字で具体的にですけれども、そういう成果の発信というものもある程度は必要だと思うので、再度そこお願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの野中委員のご指摘を受け止めまして、今後こちらのほうで記載内容について検討してまいりたいと思います。

○委員長（堤 信也君） ほかに質疑ありませんか。

ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時28分)

再開 (午前10時34分)

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

少々時間かかりますので、10時50分まで休憩いたします。

休憩 (午前10時34分)

再開 (午前10時50分)

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 大変申し訳ありませんでした。それでは、202ページ、青少年育成対策事業の先ほどのところでございますが、活動実績の部分につきましての訂正をお願いしたいと思います。

1点目の少年の主張会津美里町大会及び福島県大会については、コロナ禍の中で中止も検討したが、感染症対策を実施し、開催したということで「を」を削除していただきたいと思います。

2点目のベルマーク運動、エコキヤップ運動のチラシを配布しということで、「配布し」を入れていただきたいと思います。学校及び町民等に周知しというふうにつながっていきます。

あと、一番最後の成果の部分で、公民館生涯学習センター図書館と連携を図るとともに、少年の主張ということで年が抜けておりましたので、年を入れていただきたいと思います。

202ページにつきましては、以上3点訂正をお願いしたいと思います。

203ページ、健康管理事業につきましては、この活動実績及び成果の成果の部分で2行目の後ろのほうでございますが、問題の解決や不登校の解消が図られたケースがあったと訂正をお願いしたいと思います。問題の解決や不登校の解消が図られたケースがあったということでお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。203ページについては以上のことでお願いしたいと思います。

すみませんでした。202ページの私のほうの説明が漏れておりました。3番の最終評価の今後の改善方針の2行目でございます。少年の主張の年が抜けておりますので、2行目の少の主張となつておりましたので、年を入れていただきたいと思います。

また、1行目の青少教育とありますので、青少年の教育ということでこちらも年が抜けておりました。申し訳ありませんでした。

あと、成果の方向性の理由の少年の主張を含めた青少年健全育成ですので、青少年の年も抜けておりました。

以上、202ページについては6か所の訂正がございます。大変申し訳ございませんでした。後ほど訂正の正誤表といいますか、訂正の表をお配りしたいと思いますので……

○委員長（堤 信也君） 休憩いたします。

休 憩 (午前10時54分)

再 開 (午前10時54分)

○委員長（堤 信也君） 再開いたします。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 申し訳ありませんでした。ただいまの202ページの6か所と203ページの1か所につきまして訂正のほうをお願いしたいと思います。口頭のみの説明で申し訳ありませんが、訂正のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（堤 信也君） よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） よろしくお願ひします。ありがとうございます。

3番、小島委員。

○3番（小島裕子君） 事務事業の評価シートの198ページと関連して200ページ、1つお願ひします。一番下の成果の方向性のところに、適切に維持管理することにより、安全な学習環境が維持されるとありますが、今回宮川小学校のほうで、先月末なのですけれども、アメシロの問題がちょっと発生しまして、学校のほうとかにもちょっとお願いしたという連絡をいただきました。アメシロに関しては、消毒のほうは学校側としてはどういった形で毎年対処しているのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの学校のアメシロ消毒の件でございますが、毎年通常6月、7月頃でございますが、アメシロが出てくる時期に各学校の用務員さんたちで組織しております用務員の会のほうで計画をいたしまして、それぞれの学校やこども園、あと子育て支援センター等併せまして学校関係、こども園関係についてアメシロの消毒を実施しているところでございます。必要に応じまして1回だけでなく2回やる場合もその年によって、状況によって異なりますが、用務員さんたちで協力してアメシロ消毒をしております。

○委員長（堤 信也君） 小島委員。

○3番（小島裕子君） 今回宮川小学校のこと私もちょうど連絡いただいたから見に行ったのですけれども、まだ巣の中にアメシロはいた状態で、ただ消毒をされているかどうか、ちょっと近所の方も分からなかつたということなのですけれども、その後1週間後にはすごくアメシロが拡散していまして、1週間の間に2回ほど消毒したという話はちょっと伺ったのですが、ただあまりにも今年かなりアメシロが学校のみならずあちこち本当にひどい状況で発生していまして、今までしたら本当1回、2回の消毒で、さっとする消毒で収まっていたのかもしれないのですけれども、今回何せ1週間後に行ったら桜の木がほとんど、アメシロがその木全体にもう広がってしまってどうしようもないとい

うような形で、枝を切り落としていった経緯もあるのですが、消毒をしていかないまんまに枝を置いていかれてしまったということで、かなり本当に家の周り中、近所にもわたってすごい状態だったということをちょっと私も見たのですが、その辺に対して対応のほうがどうだったのかなというところをちょっとまた伺いたいなど。年によって用務員会のほうでアメシロのほう確認はしているということなのですけれども、今年に関してはどうだったのか。そういったときもあったので、もう少しまめな確認をしていただきたいということなのですけれども。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） アメシロの消毒につきましては、先ほども申し上げましたが、学校現場をよく知る用務員さんたちが状況を見て、いつ頃やつたらいいかというようなことで話し合いをもちまして、用務員1人では無理ですので、その地区の、高田なら高田の用務員さんたちで集まり、本郷なら本郷の用務員さんたちで集まりという形で各校の用務員さんが協力しながら実施しております。実際現場を、現場といいますか、学校を毎日管理して見ておりますので、必要に応じてその辺は協力しながら、相談しながら進めてやっております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 小島委員。

○3番（小島裕子君） その年によって違う状況が発生するということなので、やっぱりますその年その年の状況に合わせて、また念を入れて、これは6月から9月くらいまでの間、本当に年2回くらい産卵するということなので、期間ちょっと落ち着くまでもう少し念入りな確認のほうなり対応の仕方を検討していただきたいと思うのですけれども、その辺よろしくお願ひします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご意見を基に用務員、そして学校のほうも指導しながら学校の管理についてきめ細かくやっていただくようにお話ししていきたいと思います。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 11番、根本委員。

○11番（根本謙一君） 4点お願ひいたします。決算書のほうでお願いいたします。1点目、135ページ、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、備考の欄で維持改修工事についてです。2点目、これは評価シートのほうでお願いをいたします。211ページ、ＩＣＴ教育環境整備事業について。3点目、227ページ、本のある暮らしの拠点プロジェクトについて。4点目、244ページ、向羽黒山城跡調査事業についてお願ひいたします。

1点目から参ります。この工事請負費は高田中学校の体育館、窓の改修事業だというふうに理解して質問いたします。大分経費もかかったなという印象ですけれども、現場も議会として見に行きました。私は、意外と窓が小さいので、大丈夫かなという心配しながら見させていただきました。その後の成果として、まさに困っている状態をすっかり解消したということの成果を確認されているのかど

うか伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 高田中学校体育館の窓改修につきましては、委員が御覧になつたとおりの工事でございましたが、窓の大きさにつきましては、設計士のほうとよく相談をして、空気が循環するような形での計画といたしました。それで、成果としまして、学校のほうで暑い時期、学校のほうで体育館内の気温、そういうのを毎日確認はしていただいておりまして、窓を開けるようになりますから、若干ですが、気温は下がったということは聞いております。暑い時期については、気温は下がったということは聞いております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 気温ではなくて室温が下がったということですね。

○教育文化課長（松本由佳里君） 申し訳ありません。気温ではなくて体育館の室温が下がったということは聞いております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 実際にやって体験されたのか、確認されたのか。それから、数字的にどのぐらい下がったのかも伺っているのか。議員の中の調査報告でもおおむね良好の旨のお話をいただいている方もいれば、私が直接体育館お使いになっている先生の話伺ったら首をかしげていました。よくなりましたからと言ったら、黙って首かしげていました。実際に体育館の中で動いている先生にです。ですから、私はあの窓を見て、今課長は空気を循環するようにしたのだと言いますけれども、私は循環ではないと思っています。あそこを吹き抜けるような風の通りをよくしないことにはそもそも循環には私はなっていかないというふうに思ったので、大変心配しました。そこは実際に所管として現場に行って確認したのか、それから校長先生はじめしっかり確認されて、よかったですといったところになったのか、そこを再度お願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 私も実際体育館には中に入って確認はしております。今具体的に何度下がったかという数字をちょっと持ち合わせていなかつたものですから、申し訳ありませんが、何度下がったかというようなことについては指導主事のほうが学校のほうに確認をして、報告はしていただいているところです。先生によってはといいますか、先ほど委員がお聞きになった先生についてはちょっと首をかしげているというようなお話ではございましたが、体育をやっていますと子供たちの動きとかに合わせてやはり室温は上昇してくるとは思いますので、暑さというのは、暑い状態ということはまだありますけれども、今までよりかは室温は下がったということで、今までより若干よくなつたというふうに考えております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 当然これだけの工事をしたのですから、今までよりは改善されたと、それはすごく当たり前のこととして、そういう捉え方が私は安直過ぎると思います。あとやめます。

では、2点目に参ります。ICT教育環境整備事業についてです。点検・評価報告書の中でもこの話が出ていました。大変関心深く見まして、よかったです、それから課題、それから有識者会議の意見も載っております。まさにこれを解決すべく次年度に向けて考えていかなければならないと思います。問題点は、この前の教育長からの答弁で一定程度理解はしていますけれども、次年度に向けてしっかりこのICT支援員の拡充も含めて各校の格差の懸念を解消するような取組に入っていけるのかどうなのか伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ICT教育環境整備事業についてのご質問でございますが、学校のほうで取り入れまして使い始めまして、いろいろとやはり課題が出てまいりましたので、先日の教育長答弁にもありましたとおり、2か月に1回、今現在ICTの担当の先生方での研究の会議を持って情報交換等をしておりまし、宮川小学校をモデル校としまして推進していただき、宮川小学校の情報をいろんな各学校にお知らせしたり、また各学校でやっているようなことの情報交換について行ったりしております。その中でICT支援員につきましては、やはり学校のほうで使えば使うほどこういうことができるのだろうか、こういうことどうなのだろうかということを聞くのにはやはりICT支援員の方を頼りにして、ICT支援員にいろいろと対応していただいている部分もございますので、これからもICT支援員がよりよく学校のほうで使えるような形にしていきたいと思っております。できれば本当にICT支援員を今の形だけではなく、少しずつでも学校にもっと多くの回数行っていただけるような形ができるのかということを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） はっきり言ってほしいのです。ポイントは支援員でしょう。支援員の人数ではないですか。リアルタイムで必要なときに即対応していただける支援員がそばにいるのと、二、三日待ってください、1人ではそこまでなかなか派遣できないとか、回数に問題があるからなかなか進まないというところがあるというふうに私は見ております。

それから、モデル校の問題ですけれども、私はモデル校1校だけ先進的にやっていって、ほかが後から水準を上げていく、私はちょっとそれもいかがなものかなと思っています。これだけ国が大号令をかけて一緒にやっていこうというときにどうなのだろうか。資料頂きました。どういうふうに活用されているかという資料も見ました、各校の。ばらばらですよね。温度差が相当あるというふうに私も見ました。先生方の能力差も、それは私はスキルは順に上がっていくと思っています。ですから、要は支援員だと思っています。だから、そこはしっかりと増やしていくように、検討していくではなくて要請していくと、やっていくという力強い教育委員会としての私は考え方、心意気が必要だと思う

のです。再度お願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） I C T支援員につきましては、今まで以上に学校に入っていただけるようにやってまいりたいと思います。そのやり方につきまして、どういった形が一番多く入っていただけるかということで方法を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 答弁がごちよごちよごちょっと分からないのです。人数を増やすように検討していくということ言っているのか、もっと回数、回転を、1人で回数を増やしていくことで考えているのか、全く意味が通じないです。もうちょっとはつきり言っていただけませんか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問といいますか、お答えしたいと思います。

根本委員おっしゃったように、I C T教育の推進につきましては教師のリテラシーを上げていくということは大変重要な視点であります。ただ一方で、校長たちに申し上げているのは、教員は完璧に自分が使いこなせないと教えられない、使えないというふうな感覚でいる者が非常に多い。そうではなくて、全国的な先進事例、好事例を見ますと、取りあえず危険な使い方はしない等の制約の下、教師の管理の下、子供たちが自由に使うことによって新たな使い方が発見されたり、いい事例ができたりするものもたくさんございます。ですから、両面で行かないと、教員はもっともっと学んでリテラシー高めないと教えられないというところを超えていけないというところがあります。ですから、委員おっしゃるように研修の機会を増やす、I C T支援員を拡充して教師たちのサポートをすると同時に、いつまでもそうではなくて、もっと一線を越えてまず使ってみてください。そして、子供たちといろいろ試行錯誤することによって生まれてくる好事例を生かしていきましょう。この両面から進めていきたいというふうに考えております。ですから、来年度の予算確保につきましても多少の拡充は考えていきたいと思いますが、それだけではなくて、使い方の問題を学校現場で自分たちで工夫していくという面も大事にしていきたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） それで了としたいと思います。まさにそうだと思います。私は、一方だけ増やせばいいという話しているつもりはありません。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次、3点目に参ります。本のある暮らしの拠点プロジェクトについてですけれども、2年度の成果を見ますと3万蔵書を目標にしていたのが早めにもう達成できたということで、皆さんのご努力に感謝したいと思いますし、評価したいと思います。そこで、大事な図書館の活用、あるいは存在意義を高める意味としてレファレンスサービスの在り方が鍵だというふうにどの関係本読んでも出てまいります。このことについて現場でもちよこっとお話しいましたら、やっぱり結構ご相談事とか探索に関

するような話しかけ、問い合わせがあるというふうに伺いました。これもすばらしいことだと思います。その点を2年度でどのくらいの成果として押さえておられるか伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの図書館のレファレンスについてでありますと、令和2年度の実績といたしまして、レファレンス件数合計で690件となっております。

〔「内容も併せてお願いしたいな。3回しか質問できないので、内容も併せてお願いできないかな。件数だけ言われても、どういうことが主にあったかとか、そこ丁寧にお願いしますよ」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 大変失礼いたしました。ここ2年度まで町の重点プロジェクトといたしまして本のある暮らしの拠点プロジェクトということで、図書館開館準備から合わせてここ3年間やってまいりました。その中でいろんな形で町の方に図書館の利用促進のために活用を図っていただくということで、イベントを通じて多くの親子、子育て世代の方、さらには高齢者の方ということで幅広くご利用していただいております。その中で、これまで令和元年度まではレファレンスの件数についてはちょっと実績としては把握していなかったということもありまして、2年度からはその辺の数も踏まえながら、レファレンス、読書相談ですね、そういった形で図書蔵書の検索等ということで、いろんな形でインターネットでの検索もできますが、やはり図書館にいらっしゃった方、じかにお話を聞きながら、相談を受けながらということで取り組んでまいりました。その中で図書館に対しての町民への理解が深まっていると感じております。今後いろんな形でご相談受けるかとは思っておりますが、丁寧に対応していきたいと思っております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 思いのほかあるので、ちょっとびっくりしていますけれども、図書館によってはこのサービスがあまり知られていないことがあるような話も聞いております。ですので、ここがこの図書館が大いに町民の集うところだ、あるいは利用されるところだということの肝はこれが充実しているかどうかということにかかっているということを言われる人もいるぐらいですので、しっかりと対応していただきたい。大いに知ってもらうためには、今おられる職員の方々から積極的に、アピールではないですけれども、声かけて案内すると。本の案内だけ、カウンターの中で案内するだけではなくて、積極的に一緒に歩いてこのレファレンスサービスの効用を体感していただこうと。ぜひそこに力を入れていっていただきたいなというふうに思いますけれども、最後にそこを確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほど根本委員のおただしといいますか、ご意見といいますか、

しっかりと心に受け止めまして、実際図書館の職員5人今おります。その中で図書館司書の資格を持っている者が4名いるところなのですが、やはりそれぞれ自己研鑽も踏まえながらということで、いろんな形で検証しながら適宜利用者さん、皆さんのご意見、ご相談に受けられるような資質向上も図ってまいりながら、真摯に対応してまいりたいと考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 自己研鑽の努力も実際に報告書を見て確認できましたので、すばらしいことだと思って評価しております。

次に参ります。244ページの向羽黒山城跡調査事業です。これも点検・評価報告書の中で内容を伺いましたので、この見直しの件はよろしいのですけれども、これをどう生かしていくかということの点でぜひこの事業をやる理由、いろいろここで書いてあります。多くの方々が親しみ、活用できる史跡として調査及び整備を実施していくと。まさにいろんな人に見てもらいたい。特に地元の人には理解を深めてもらいたい。まさに現場に行かないとその実態は分かりませんし、当時の姿も今どんどん見えてきておりますので、ここで特に教育長にお願いしたいのは、伺いたいのは、子供たちにぜひ見せてほしいのです。コミュニティースクールのことにも当然組み込まれていく事業になるというふうに想定していますけれども、やっぱり子供にあれを見せてもらいたい。小学生だけではなくて中学生にも。多分にそういうことですと、町の職員がついていろいろ説明現場でするかもしれません。私は、民間の歴史家にも口マンをあそこで語っていただいて、ぜひ町民の関心をかき立てる、そういう事業展開になることを望むわけですけれども、ぜひ今後の活用に期待する意味で教育長の現時点での感想、見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

現在も社会科の授業であったり、あるいは小学校低学年であれば生活科もありますけれども、それから総合的な学習の時間等々で地域の重要な教育資源として活用され、教育課程の中にも一部組み込まれているものと認識はしております。今後、委員おっしゃったとおり貴重な城址、文化遺産でありますので、地域学校協働活動事業の一つとしても地域の人材を活用しながら子供たちの教育に取り入れていくべきものというふうに思っております。そして、地元を深く認識して地元を愛する子供たちの育成につながればというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） よろしくお願ひしたいと思います。まさに地方創生にも資する大事な事業活動になっていくということは容易に想像できますから、努力をお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（堤 信也君） 13番、山内委員。

○13番（山内須加美君） 1点お願ひします。事業評価シートのほうで質問させてください。ページ

数が205ページの遠距離通学支援事業、スクールバスの件でお伺いしたいと思います。

この事業を見まして、20コースの中で運行したり、いろいろあります。お伺いしたいのは、この令和2年度について、最終的には検討するというような方向性もあるのですが、2年度において何らの事業変更、地区の方なのか、保護者の方なのか、そういう形で要望等があつたりなんかして事業を2年度の中で見直しをしたかどうか、その経過についてお伺いいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの遠距離通学支援事業についてのご質問ですが、2年度中に保護者の方等からスクールバスの運行についての要望等につきましては、1人下校の解消であつたり、熊の出没等についての要望等は協議書として学校から上がってきていただいております。そちらにつきましては対応をしております。コースの見直しについては、特にコースの見直しについてはしておりませんで、ただ熊が出たというときにだけちょっと回るような形になった部分もございます。

○委員長（堤 信也君） 山内委員。

○13番（山内須加美君） そんなのでは検討もなくというか、課題もなく、要望もなくというふうな形のような今担当課の話ですけれども、やはり地区が保護者の方からか、いろいろ要望等を待つよりも、基本的教育委員会がやっぱり主体的に今の町内の状況見ながら、例えば2キロとかいろいろ基準ありますが、これからここに書いてありますように登下校のやつを、子供さんも少なくなりましたし、地区によっては、これいつでもこの議会でも出ていますけれども、1人になったりしてなかなか、問題は下校のときだと思うのです。これが9月以降になると暗くなったりしたときのやはりその辺の親御さんの心配。送り迎えできるところはいいのですが、祖父母がいろんな事情でやっぱりできなくなる、いろんな諸条件がありますので、やはり私は学校主体の中で教育委員会が主体になって、もうちょっとアンテナを高くしながら要望等を把握していくかなければならないのではないかというふうに思っております。この最後の今後の改善方針の中で見直しについて検討するということは、これはこの部分がどういう、課題があるから当然見直しをするということに、検討するということになっているのですが、ここがちょっと分かりにくいものですから、再度答弁お願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） コースの見直しにつきましては、昨年度だけでなく、今までのご要望ですかご意見ですか、そういったものを踏まえまして、1人下校の解消や熊の出没の対応などは随時してきたところではありますが、委員がおっしゃったとおり、やはり子供が少なくなりまして、1人で帰るということも多くなってまいりましたので、そのためにスクールバスに乗せるということも多くなってまいりましたので、全体的にスクールバスの見直しについても必要なというふうには、コースの見直しについても必要なというふうには考えてございます。今後特に宮川小学校の学区につきましては、新しい橋ができますと永井野地区のバス運行についても変わって

くるのかなというふうに思っておりますので、それも含めまして町内全域につきまして再度スクールバスのコースについて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 山内委員。

○13番（山内須加美君） くどいようですけれども、結局要望を待つのではなくて、さつきも言いましたけれども、教育委員会が主体になってやはり全体の通学の子供さんたちの部分を把握しながら、考えながら積極的にやるべきだと思います。ここに当然柔軟に対応ということもございますので、距離の問題、2キロでなければならないとかという以前いろいろ問題ありましたけれども、その辺も柔軟に対応しながら、安全、安心ということをやっぱりいろんなことで、事故があつてからでは遅いというのはいつも、これ当たり前のことですので、ぜひひとつ、今課長がある程度答弁ありましたけれども、ちょっと教育長のひとつ考え方というのですか、スクールバスについての見解をお願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

皆さんご存じのとおり、全国的に登校時における残念な交通事故があつたりということで国も緊急の通学路の安全点検を指示したりということで対応はしておりますけれども、委員おっしゃったとおりやっぱり実情に応じた安全対策を講じていくべきものというふうに考えております。一方、私の持論といたしましては、できるだけ子供を歩かせたいというのは根底にございます。ですから、例えば朝は歩いて登校しても、夕闇迫る秋口からなんかはバスに乗せて下校するとか、そういう実情に合つたやっぱり柔軟な対応を考えていくべきだろうというふうに考えております。今後も教育委員会としても通学路、それから児童生徒の登下校の実態なども把握しながら柔軟な対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 14番、横山委員。

○14番（横山知世志君） 3点お願いしたいと思います。ページ数で124ページ……

○委員長（堤 信也君） どちらですか。決算書。

○14番（横山知世志君） ごめんなさい。決算書、ページで124ページの2款の10節かな、修繕料440万、それから同じく18節、消火栓設置工事830万と、126ページの一番下段になりますか、学校医嘱託医師報酬について伺います。

まず、その修繕料なのですが、440万6,000円ほど載っておりますが、これは評価シートではなくて成果説明書かな、成果表にも詳しく載っております。機械器具42台、それから施設37か所ということがあります、この内容についてもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、事務評価シートのほうに

数字的なものは記載させております。さらに詳しくということではございますので、かぶるかもしれませんが、ちょっとご了承いただきたいと思います。

まず、小型動力ポンプの更新を行いました。これは更新ですので、新しいものを更新したものがここに書いてありますが、今回ここに書いてありますのは修繕料でございますので、ここは省かせていきます。今回やりましたのは、消防自動車のここで車検の整備もここに入っています。さらには消火栓の修繕等も行っておるという内容でございます。その中で、それも含めまして消防施設の修繕につきましては全部で37か所の消火栓等の修繕も行っております。その中には防火水槽のフェンスの修繕とか、そういった部分も含んでおる内容でございます。消防車につきましては、これ車検整備の際に併せて修理もしておりますので、その実績が2台でございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 昨年からコロナ禍の中で活動機会も少なくなってきたのだろうと。出動機会も少なかったはずだと思うのです。機械器具の修繕がかなり、思ったほどあるなというふうな感じがするのですが、その修繕された内容、どのような傾向にあるのか教えていただけますか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 傾向ということでございますが、先ほど新しくポンプを交換したのが何台と申し上げましたが、やはり各班に配置しておりますポンプにつきましては老朽化しているものもございます。ですので、経年劣化等によります修繕というのがやはり大半でございます。団員の使用した上での例えば故障とか、そういった分はほとんどなかったと承知しております。ですから、経年劣化による修繕というのが主な内容でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） よく分かりました。老朽化が大きな要因だということですね。今後ともしっかりとやっぱり維持管理の指導はしていっていただきたいなと思います。

次の消火栓設置工事負担金の830万何がし、これ今ほどの消火栓の維持管理とはまた違うのですよね。中身について教えてください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） この内容でございますが、昨年度上水道工事が町内でございました。それに併せて、そこに付随します消火栓も併せて更新した内容でございます。ですので、水道会計のほうにお金を出しましたので、負担金というような形で支出をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 分かりました。消火栓については、数年前から老朽化、あるいは不具合のあった消火栓について年次計画でずっと維持補修していると思うのです。その辺の現状についてだけ、

ちょっと今現時点の現状について教えてください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 消火栓の現状でございますが、現在消火栓につきましては町内合計で717か所の消火栓がございます。これらにつきまして、先ほど言いました老朽化に伴いまして修繕等も行っています。あわせまして、先ほど申し上げましたが、水道の今管の工事も併せて行っております。これまでの消火栓は、主に従来型の地上型というのが一般的ではございましたが、最近地下のほうに埋設されているような、邪魔にならないようなタイプも増えております。それにつきましてはどこに設置するのかと、場所にもよりますので、その辺は検討しながら修繕を進めたいと考えております。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 分かりました。今ちょっと気になったのですが、地上型から地下埋設タイプに切替えしているということなのですが、それは地元の消防団等にはしっかり周知されているですか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 当然地元の消防団の方には、消火栓の場所なり形状が変わりますので、事前にお知らせするなり、そこは周知の徹底を図っております。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 次について伺います。学校医嘱託報酬ということになってございますが、これは予防接種だとか健康診査だとか歯科健診とかというふうにいろいろ含まれると思うのですが、2年度の児童生徒の健康実態はどうだったのか、課題とかはなかったのか、まずそこをお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 学校医についてのご質問でございますが、学校医につきましては予防接種は担当しておりませんで、学校における健康診断、そして健康教育についての指導といいますか、あと学校保健委員会や地域の、美里町ですと高田地域の中学校区ごとの各学校保健委員会というのがありますので、そういう場所での指導等が入ってございます。業務としてあります。また、インフルエンザ等の感染症の発生の際に、まず学校医のほうに相談するというようなこともござりますので、休校といった場合に、休校にするかどうかというような場合にもご意見をいただきたりするというような内容でお願いしているところです。

2年度の本町の児童生徒の健康の実態ということのご質問でございますが、今手元に資料を持ってきておりませんので、詳しくはお答えできないところではあるのですが、特に本町におきましてはやはり肥満傾向の児童生徒が多いというところが課題としては挙げられているところです。それにつきまして、学校保健委員会等でご意見なんかもいただきながら、学校のほうでは養護教諭が中心となりまして、いろいろと対策をするようなことで進めております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 教育委員会の点検・評価報告書の中にも本町にとって肥満児への対応が喫緊の課題というふうに記載されておりますので、その辺はしっかりと自覚を持ってやっているのだろうと思うのです。以前に中学校の部活が忙しくてというか、部活が目いっぱい入っていまして、いわゆる学校医から指摘を受けた治療が進まないという部分があつて部活を制限した経緯があります。ご存じかどうか分かりませんが、そういう経緯がありました。今その辺についてどのような考えを持っているか。部活によって、いわゆる健康指導を指摘された児童生徒がしっかりと治療を受けられる体制を取っているのかどうかです。お願ひします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいま横山委員よりお話がありました件につきましては、以前に健康診断の結果の治療勧告をしましても、部活動があるからということでなかなか受診できないという、特に歯の治療なんかにはなかなか行けないということが問題としてあった時期がございました。その件につきましては、学校のほうにもよくお話をしまして、また特に養護部会というのが町のほうにあるのですが、各学校の養護教諭の方々がいろいろと受診しやすいようなお手紙であつたり、そういう環境をつくるようなことで相談して進めておりましたので、今現在のところはそういったことは、そういった部活動のために治療が進まないというようなことはないと認識しております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 児童生徒、今伸び盛り、育ち盛りの大事な健康でありますので、しっかりとお願ひをして終わります。

○委員長（堤 信也君） 12番、根本委員。

○12番（根本 剛君） 私のほうからは1点ですけれども、決算書の130ページ、事務局費の中の130ページ、負担金補助及び交付金の中の下から5番目です。英語検定受験料補助金89万何がしの計上されています。これは、昨年から生徒さんたちの英語検定の受験料を応援するということで補助金の助成を大幅に緩和したところであって、400名が受験されたということで合格者は7割以上の生徒が英検を取得されたということなのですけれども、そこで英検は1級から3級か4級まであるのですけれども、その割合を事業評価、事後評価シートに掲載して分かりやすく我々に掲示していただきたいと思うのですけれども、その辺教えてください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 大変申し訳ありません。今級ごとの人数の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど配付させていただきたいと思います。資料提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい、結構です」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○12番（根本 剛君） この関連で、こういった英語検定とかいろいろ手厚く英語教育に本町は重きを置いた中で、英語教育を力入れているわけですけれども、こういった英検の受験の生徒数の合格者、280名ほどいるのですけれども、実態が分からぬのですけれども、他町村の中学校と比べてどのくらいの位置にあるのか。ちょっと英語検定の3級合格者、2級合格者といいますよね、恐らく。何名かいるのでしょうか。そういう中でどのくらいのレベルの中に位置しているのかなと思うのですけれども、その辺ちょっと知りたいのです、私。分かる範囲で結構ですから。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 英語検定についての市町村ごとの統計とか、そういうものはございません。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○12番（根本 剛君） 最後に、分からぬという答弁であったのですけれども、これだけ教育委員会としては英語教育、昨年、令和2年度から小学校低学年から導入しているわけです。2年目に入ったと思うのですけれども、美里町の小中学校の英語のレベルの実態はどの辺にいられるのかなと。両沼町村会とか南会津町村会の各小中、英語検定に限ってですよ、限定にして言えばどのくらいの位置にいるのか私は知りたいものですから聞いていますのですけれども、聞いたのですけれども、その辺も今後の教育委員会の検討課題というか、次年度に向けて方向性とか方針を示していただきたいと思いますので、最後に教育長、どんな、レベルとその辺の次年度の方向性おっしゃって、答弁求めます。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

大変難しい質問いただきましたけれども、実は英語検定につきましては町村においてかなり力の入れ方が違っております。磐梯町のように中学校卒業までに全員3級なんて目標を掲げてやっているところと、ほとんど支援もしていないような市町村もございますので、どれくらいの級をどれくらいの子供たちが受講して合格しているかという比較するような資料がなかなか手に入らないのが実態でございます。ただし、英語教育大事ですし、何らかの指標を持って私たちも検証していかなければならぬという思いがございますので、例えば現在町の学力の指標にしておりますNRTテスト、これ全国標準学力テストというものでございますけれども、それは中学校は受けておりますので、そういう中で全国との比較、全国の達成目標に対する基準ですね、どれくらい全国に比べていいか悪いかと、そういう中で検証していく必要はあるかなというふうに思っております。今後とも、せっかくたくさんの方におかけしていただいて英語教育を進めているわけでありますので、検証して、それから明らかにできる結果についてもお知らせしていく必要あるかなというふうに考えております。ありがと

うございました。

○委員長（堤 信也君） それで、先ほどの教育文化課長の答弁の中で英検の結果については後ほど資料で提出ということだったのですけれども、それだと記録に残らないので、口頭で報告していただきたいと思いますので、この委員会ですね、当然。そういったことで、先ほどの根本謙一委員の部分だけ、どなたの部分だけかな、資料でなんて後であった……

〔何事か言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） なかつたですか。そういうことなので、口頭のほうでの説明をお願いしたいと思います。

今ほどの根本委員からの英検の結果についてという、それとあと今の会津の町村だったりという何かそれも一緒に報告、町村内の。結果だけ、それだけ。

○12番（根本 剛君） 質問は、教育長が答弁なさったので、いろいろ他町村で英語に重点入れていないという地区もあるそなんて、理解できたんで、その点はいいです。

○委員長（堤 信也君） 結果だけ、ではよろしくお願ひします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） これをもって8款消防費、9款教育費の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時52分)

再 開 (午後 1時00分)

○委員長（堤 信也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議に入る前に発言を求められておりますので、まず建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 9月7日決算特別委員会で、3番、小島裕子委員の事務事業49ページ、道路照明・街路灯設置事業で町内街路灯の中でLED化は何%かとのご質問をお答えしたいと思います。

高田地域で41.5%、本郷地域で60.8%、新鶴地域で37.4%、全体で46.5%となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 次に、教育文化課からも求められておりますので許可いたします。

教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 午前中の根本剛委員よりご質問がありました英語検定受験料補助金についてでございますが、予算書130ページの英語検定受験料補助金についてのご質問の際に合格者数ということでご質問がありましたが、そのことについてご説明したいと思います。

合格者数の内訳でございますが、2級合格が1名、準2級が2名、3級が28名、4級が82名、5級

が169名で合計で282名の合格者でございました。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、資料の訂正をお願いしたいと思います。昨日、根本委員の質問で子ども家庭総合支援拠点事業の部分で誤りがございましたので、訂正のほうをお願いいたします。

資料のほうは事務事業評価の135ページ、事務事業名が子ども家庭総合支援拠点事業、中身が中段の2、事業の実績、(2)、指標の推移のA欄、2年度の下段の実績になります。数字が1と記載されておりますが、そちらをゼロという形で訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 次に、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費の質疑を行います。

質疑者は挙手にてお願ひいたします。

11番、根本委員。

○11番（根本謙一君） 1点だけお願ひいたします。決算書でお願いします。ページは153から154で、その前の151ページから始まります11款公債費の中で153ページの22節償還金利子及び割引料、備考欄の一時借入金償還利子についてお伺いしたいと思います。

今までこの部分でお尋ねしたことはなかったのですけれども、このたび少し気になりまして、額的にはそんなに大きくはないのですけれども、昨年度もありました。昨年度は3万1,164円でしたか。ちょっと遡ってみると平成28年には2万1,570円と、そんなに大きな額ではないのですけれども、財調をあれだけ持っている中で一時借入金を運用しなければならなかつた理由どういうことなのか、その経緯等教えていただきたい。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長、答弁。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、財政調整基金繰り入れる場合については、当然議会の同意が必要になるかと思います。一時借入れの場合は、当初予算におきまして一時借入金10億ですか、ということで皆様からご承認をいただいておるところでございます。結局何で必要かということになりますが、3月に大体事務事業、起債関係の入りがやはり4月、5月になってしまいます。というのは、事業の終了を待って起債が入ってくると。国、県補助金につきましても事業完了を待って国庫補助金だとかが入ってきます。そういうことで、出納のほうとこの資金繰りについて年明けてから2月、3月、状況をつぶさに確認しまして、令和2年度におきましては10億を借り入れましたが、なるべく早く返すということから3月24日から4月の上旬まで借りまして、10億借りたのですが、利子は記載のとおり1万3,150円でございました。ただ、元年につきましては5億をお借りしましたが、これ5月の末頃までちょっとお借りをしていましたということから、令和2年度よりかは利子が多くなっているということでございます。基本的には出納の閉鎖期間が多いもので、そこを見計らいながら

調整をしているというところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 内容は分かりました。そういう事情があったということで受け止めさせていただきます。こういう場合ですと、やむを得なかったという言葉を使っても問題はないと思うのですけれども、今の説明丁寧な説明だったので、ひとつ勉強になったということで収めさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（堤 信也君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） これをもって10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費の質疑を終了します。

お諮りします。本日はこれにて延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 (午後 1時08分)

決 算 特 別 委 員 会

(第 4 日)

令和3年会津美里町議会（決算特別委員会）

第4日

令和3年9月15日（水）午前10時00分開議

委員長 堤 信也 君 副委員長 村 松 尚 君

○出席委員（14名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
5番	堤		信	也	君	12番	根	本		剛	君
6番	鹿	野	敏	子	君	13番	山	内	須	加	美
7番	鈴	木	繁	明	君	14番	横	山	知	世	志
8番	星			次	君	15番	石	川	栄	子	君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総務課長	國 分 利 則 君
総務課課長補佐	渡 部 充 君
総務課防災情報係長	齋 藤 優 君
政策財政課長	鈴 木 國 人 君
政策財政課長補佐	猪 俣 利 幸 君
政策財政課長補佐	大 竹 淳 志 君
政策企画係長	鈴 木 聖 崇 君
町民税務課長	児 島 隆 昌 君

町民税務課 課長補佐	阿	部	満	枝	君
町民税務課 生活環境係長	栗	城	嘉	則	君
健康ふくし課長	平	山	正	孝	君
健康ふくし課 課長補佐	宮	下		寛	君
健康ふくし課 課長補佐	安	部	賢	辰	君
健康ふくし課 社会福祉係長	遠	藤		香	君
会計管理者	原		克	彦	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
産業振興課 課長補佐	小	林	隆	浩	君
産業振興課 課長補佐	佐	藤	文	彦	君
産業振興課 農政係長	横	山	美代子		君
産業振興課 商工観光係長	鈴	木	俊	幸	君
建設水道課長	鈴	木	明	利	君
建設水道課 課長補佐	加	藤	定	行	君
建設水道課 課長補佐	酒	井	新	一	君
教育長	歌	川	哲	由	君
教育文化課長	松	本	由佳里		君
教育文化課主幹	福	田	富美代		君
教育文化課 課長補佐	渡	部	雄	二	君
教育文化課 課長補佐	鵜	川		晃	君
教育文化課 総務係長	佐	藤	勝	利	君
教育文化課 こども教育係長	榎	森	正	典	君
農業務委員會 事務局次長	立	川		昇	君
代表監査委員	鈴	木	英	昭	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	高 木 朋 子	君
総 務 係 長	歌 川 和 仁	君

開 議 (午前10時00分)

○委員長（堤 信也君） これから本日の会議を開きます。

決算特別委員会4日目の質疑を行います。これより施策に対する質疑を行います。

質疑順については、お手元に配付いたしました施策評価質問書の順に質疑を進めたいと思います。

なお、1質問に対し答弁は3回までとし、質疑時間の制限はいたしません。質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。

これより政策名、自然に配慮した環境づくりの質疑を行います。

まず、施策ナンバー1—1、自然・生活環境の保全について、1番、野中寿勝委員。

○1番（野中寿勝君） それでは、施策名、自然・生活環境の保全についてお伺いいたします。

シートの3、指標の分析の指標①において、3か所で基準値が達成していない河川があったとしているが、この3か所についてどのような対策、対応を実施したのかお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） おはようございます。それでは、1番、野中委員のご質問にお答えしたいと思います。

環境基準が達成していない3か所についての対策、対応につきましては、水路の適切な管理のために広報紙によりポイ捨ての注意喚起を実施しております。また、公共下水道区域及び農業集落排水区域におきましては排水設備の接続促進を、合併処理浄化槽区域におきましては浄化槽の適正な維持管理とくみ取り便槽、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の啓発を広報等により行ってきたところでございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） ありがとうございます。私が危惧しているのは、結局3か所が基準値以下だったということに対して、何か町としてアクションを起こしてそれを改善するような、指導と言うと極端ですけれども、地域住民の方にやはり環境保全のためにご理解と、実際の対応を求めていくというもう少し踏み込んだアクションが必要なのかなというふうに思ったものですから、広報だけではなくて、その流域の方々に対してもう少し限定的にというか、こういう状況ですので、皆さん生活排水等についても、企業会計になりますけれども、公共下水とかの接続とか、または日頃の生活において注意をしていただきたいというもう少し踏み込んだアクションが必要ではなかったのかなというふうに思っています。

あともう一つは、調査によって3か所あったわけですが、そのあった原因を究明しながら再度調査して、それが改善されている場合もあるかもしれないのですが、そういった再調査というのは取り組んだのかどうかお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 指導なり実際にどのような活動をしたのかということ全般について

私のほうから申し上げたいと思います。

広報紙、紙面だけでの啓発ということですと十分足りないのでないのかということでございます。町民税務課としましては、実際の広報啓発だけではなかなか浸透していかないということもございまして、今取組として広報紙のほうに実際にそのモニターといいますか、実際にそういう現場でそういうふうに携わっている方、ごみの関係もそうでございますが、実際にこういうことをやってきたときにこんな苦労があったとか、慣れてくればできるよというような、そういう体験談みたいなものを広報のほうに載せていくことによって、身近なもの、身近な問題だということで捉えていただくためにも、そういう取組を広報の中にも入れていきたいということで、今徐々にではありますが、そういうことの取組をしているところでございます。

後半の問題につきましては、担当課の建設水道課のほうからお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（堤 信也君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 3か所の原因ということでございますが、この原因についてはなかなか特定をすることができないというところでございます。その理由の一つに、町内19か所で検査を実施しております。その中で水質がよいであろうと思われる宮川の上流、落合地区なのですが、そこでも比較的悪いような数字が出ております。その原因について調査機関に問合せをいたしましたが、なかなかその原因の特定には至っていないというところでございます。しかし、3か所基準値をオーバーしているところがございまして、そこについては毎年基準値をオーバーするような高い数字が出ているという地区でございます。そこにつきまして、年に1回の今調査を実施しておりますが、今後については回数を増やすような形で小まめにチェックをしていって、原因の究明に当たっていきたいというふうに思っております。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） いろいろご努力されたということですけれども、やはり今建設水道課長が答弁したように、説明したように、やはり原因をできるだけ明らかにしながら改善する方策というのはそこから見えてくると思うので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私から以上です。

○委員長（堤 信也君） これで野中寿勝委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー1－1、自然・生活環境の保全について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） 同じ課の自然・生活環境の保全についてお伺いします。

指標の分析②で、近年増加傾向にあった環境に気を遣った生活をしている町民の割合が目標値を下回ったのは、SDGs関連の情報に戸惑う方が増加したのではとあります。どのような場面、数値でそのように捉えられたのかお伺いします。

また、如実に表れた形跡があるとすれば、逆に意識の浸透が広がったのではないかと考えられるのではないかでしょうか。お伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 15番、石川委員のご質問にお答えしたいと思います。

どのような場面、数値でそのように捉えたのかにつきましては、平成29年度から平成31年度間につきましては実績値が上がる傾向にありましたけれども、令和2年度のみ下がっております。令和2年度10月から実施している選別収集により、適正なごみ出しに対する意識の醸成が進んできたというような感じの中で、町民アンケートの数値が減少であったため、一つの背景要因としまして環境問題の取組として代表されますSDGsについて、マスメディア媒体から発信される情報が近年多くなってきたということで戸惑う方が増えたのではないかというふうに分析をしたところでございます。

次の如実に表れた形跡につきましては、特段そのような形跡は全くございません。一つの背景要因として分析をしたところでございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 今ごみ収集の件、1件について例えなどとすることで例示がありました。重点的に今後取り組む課題としては、環境保全への意識醸成、啓発とあります。これは、決してごみだけではありません。特にこの要因とされるSDGsの関連の新たな情報ということでありますけれども、例えば以前に一般質問で申し上げましたようにエシカルの消費ですとか、そういったものが決してごみだけではなく、全ての分野にわたってこれが活用されているわけです。そういう情報を、もう既にメディアとか情報誌などであふれています。こういったものを意識浸透さらに進めて環境をよくしていくことであれば、やはりこの啓発だけでは決して住民がそれを情報処理できるとは限りません。もっと事例的なものですとか研修ですとか、そういったようなものをぜひ次年度以降、ある程度予定を立てて住民にさらに浸透を図るということも必要ではないかと思いますけれども、お考えを伺います。

○委員長（堤 信也君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいまの再質問でございますけれども、先ほどの野中委員のときにも少し若干触れましたけれども、広報のみ啓発ということだけでは十分な取組につながっていかないのではないかということでございます。実際には私自身もごみ出し分別に関しては最初は戸惑うところがいっぱいありました。時間もかかる、手間もかかるという実態がありました。ただ、1週間、2週間それを続けることによって当たり前のようになっていくということを私自身も実感しております。先ほど申しましたように、まずはその実体験というものをまず広報のほうから、モニター等抽出させていただきまして、そういう実体験を広報のほうに紹介をさせていただいて、こういうことでやっていけばできるのだよというようなことを示しながら、自分の身近なもの、問題ということで捉えていただくような形を取って周知をしていくというような形を今取組を進めているということをございます。広報等だけでは駄目だということも当然ございますので、当然会議等々と問題点等もいろいろ出されておりますので、そういうことも含めましていろんなご意見、このアンケートに

関していろんな意見が出されておりますので、そういった貴重なご意見を参考にしながら取組を進めたいきたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 進めていただければと思いますけれども、ではこのような場でもよく同僚議員からもありますけれども、まず数字をしっかりと提示していただきて、この年の10月に変えたことによって何がどのように変わったか、町がどのようにこれから住民サービスを潤った形で進めていくのか、そういう数字をきっちりと示していただきて、そこに結果が如実に表れているということを、ぜひ広報この後やられるとすれば、きちっとその辺を明示していただければと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 明確な数字、細かい数字になってきますと、なかなか逆に分かりづらいという問題もございますので、町民の皆様に簡単に分かりやすく、そしてそのごみの処分に関する経費もこのぐらいかかるしていくのだよというのを分かりやすいような感じでご説明をしていきたいというふうに思っております。また、細かい月ごとの収集関係の数字等についてもホームページなり、機会があれば広報のほうにも載せるような形で周知をしていきたいというふうに考えております。実際にホームページ等には月ごとの状況については逐一情報発信をしておりますので、それに加えて今回11月にまた特集を組みまして、そういう関係の広報を出したいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） これで石川栄子委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策ナンバー1—3、交通体系の充実について、1番、野中寿勝委員。

○1番（野中寿勝君） それでは、交通体系の充実についてお伺いいたします。

4、課題に対する取組において、また新型コロナウイルス感染症対策として出勤体制の見直しを行ったとしているが、誰の出勤体制なのか、また内容と成果は何なのかお伺いいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 1番、野中委員のご質問にお答えします。

出勤体制の見直しを行ったとしているが、誰の出勤体制かにつきましては、除雪オペレーターの出勤体制の見直しでございます。

次に、内容と成果につきましては、サブセンター内での密状態の回避を目的としまして、各サブセンターにおいて複数の班をつくり、班ごとにサブセンター勤務と自宅勤務をローテーションする体制とし、その結果、新型コロナウイルス感染を最小限に抑え、除雪業務を支障なく行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 取組の内容、読んで分かるようにその辺もうちょっと具体的に書いていただければよかったですかなと思います。

除雪オペレーターの出勤体制なのですが、私このシート、評価読ませてもらったときには、オペレーターの方々だけではなくて除雪に関わる建設水道の職員もある程度の体制をきちっと連携できるような形で取ったのかなということをちょっと想像したものですから、職員の部分の除雪に対する体制というのはどのようにされたかお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 職員の体制でございますが、職員についてはコロナ対応ということで土日出勤ということもありまして、分散出勤をその時期も実施しておったところでございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 除雪については、自然の相手をする部分ですから、なかなか難しいところあると思うのですけれども、あと今後の考え方として、成果として十分除雪も対応できたということなのですが、センターに待機する除雪オペレーターの方というの3地域それぞれだと思うのですけれども、その辺同じような、本当に指令というか、伝達というか、対応について、きちんと体系づけて対応されているとは思うのですけれども、再度その辺だけお伺いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 地域ごとということでございますが、地域によりましてオペレーターの人数が多いところ、少ないところがございます。そこにおきまして、高田地域は多くて18人で3班体制で行っておりまして、少ないところで本郷地域は6人で2班体制としております。そこで若干出勤、在宅、そしてまたサブセンター勤務の出勤体制がローテーションが違うということがございますが、3地域それぞれそういう予防対策ということで検討した結果でございまして、あとはそれによってその業務の内容等が偏るということがないように今後も検討しながら実施してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（堤 信也君） これで野中寿勝委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー1－3、交通体系の充実について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） 同じく交通体系の充実についてお伺いします。

まず、次年度の方向性の考えでは、公共交通網の一体的な検討に入るとあります。特にデマンド交通においては、高齢化率が高くなる傾向の中で、買物等の商店街より医療機関への移動が増えてくると容易に予想されます。目的に沿った持続可能な一体性のある再編成が必要ではと考えます。デジタル化の加速も踏まえ、必要なシステム導入をとはどのような検討の内容なのでしょうか。お伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 15番、石川委員の質問にお答えしたいと思います。

目的に沿った一体性のある再編成につきましては、路線バスの路線を再編し、待合環境や案内表示

が整備された拠点施設でデマンド交通と接続することにより、利用者の利便性の向上を図ったところです。

また、システム導入の検討につきましては2点ございまして、1点目は全ての交通機関を効率よく使用するため、一括して検索、予約、決済ができるMaaSの導入であります。現在、会津圏域公共交通活性化協議会で実証実験を行っており、会津エリアにおける観光をメインとした運用に取り組んでおります。

2点目は、デマンド交通の配車システムをAIを活用したシステムとするものです。具体的には、利用者が専用アプリから予約を行うことで配車時間、到着時間、ルートなどがリアルタイムで検索が可能で、決済まで完了できるシステムを検討しております。なお、アプリの操作に不安のある方の対応として、現在の利用形態も継続する考えであります。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 検討されたかどうかお伺いしたいのですけれども、以前にもそういった質問があったときに、今商工会が主体となって、特に街なか、商店街への誘導ということでやられておりますけれども、今実際に利用者の需要というような希望というのは町外へも連れていっていただいて、指定した医療機関だけでもいいからそのようなところへ動かしていただけないかと、そういったような声も大変多くあります。このデマンド交通に関しては、そういった再編成というのが、今お伺いしたところですと交通機関の一体性というか、そういったようなところになっておりましたけれども、デマンド交通そのものの今後の利用体系、要は交通一体も含めてバスと、それからここは鉄道もあります。そういったようなところに一体的に住民を運んでいただける、そういったような、結局それを利用するということはやはり医療機関がメインになって、特に高齢化が進んでいくとそういったようなことがメインになっていくと思うのですけれども、今の編成を考え直すおつもりはないと伺つたのですけれども、今後もそうですと、例えば10月にデジタル化の入替えということで予定されているというような、違うところで答弁がありましたけれども、そういったようなことを契機に例えばそういうことも考え方直すということはないでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、医療機関の利用でございますが、アンケート等々調査いたしますと、やはりデマンド交通についても、バスについても、医療機関に行くという目的が非常に多うございます。それは間違いないことかなと。バスですと、あと通勤というのもございますけれども。それで、その編成につきましては昨年、町としては令和2年3月に網形成計画というものを策定させていただきました。それから、昨年の10月に会津圏域の計画もつくるさせていただきまして現在に至ってございます。その中で今申し上げたようなニーズ調査等々行いまして再編をしたところでございますので、その再編についてはもうしばらく様子を見てという考え方でございます。ただ、今システム

の導入に関しましては、申し上げたとおり、決済から何から全部一体的にできるというMaaSというのを開発と申しますか、実装に向けて今実証実験を行ってございます。その経過、それからデマンド交通についてもこれは令和4年にリースが切れるということなのです。なので、それに向けて今どういったものがシステムとして適当かといいますか、検討を行っているところでございます。そういうものがだんだん決まってきたら、また再編計画というか、編成計画の中では1つの一体的なものに今なってございます。その中の利用形態として今後変わっていく可能性はありますので、それについては十分検討させていただいて、一体的な運用を当然念頭に置いてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○委員長（堤 信也君） これで石川栄子委員の質問は終わりました。

以上で政策名、自然に配慮した環境づくりに関する質問は終了いたしました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） 以上で自然に配慮した環境づくりに関する質問は終了します。

ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため10時30分まで休憩いたします。

休憩 （午前10時24分）

再開 （午前10時30分）

○委員長（堤 信也君） 再開します。

これより政策名、安心で安全な暮らしづくりの質疑を行います。

まず、施策ナンバー2-1、防災・消防体制の充実について、1番、野中寿勝委員。

○1番（野中寿勝君） すみません、質問に入る前に、総務課長、脱字の訂正しなくていいですか。私たちもらっているシートでは脱字があるのですよね。でないと、ちょっと質問書読むのに合わないのですけれども。

○委員長（堤 信也君） 休憩します。

休憩 （午前10時30分）

再開 （午前10時31分）

○委員長（堤 信也君） 再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、施策評価シートの一部修正をお願いしたいと思います。

施策名、防災・消防体制の充実でございます。指標の分析③でございますが、その最後の部分でございますが、読み上げます。「一方令和2年度は本町で自然災害が起きていないため、目標値を達成できなかったものと考えらる」になってますが、考えられが抜けておりましたので、追加のほど

お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） それでは、防災・消防体制の充実について質問をいたします。

3の指標の分析の指標③において、一方令和2年度は本町で自然災害が起きていないため、目標値を達成できなかったものと考えられるとしているが、この分析の根拠は何か。

また、4、課題に対する取組において、避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関との共有を図ったとしているが、名簿の整備状況、関係機関との共有内容及びその効果を伺います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

目標値を達成できなかった分析の根拠につきましては、令和元年度と令和2年度の実績値の比較から分析をしてございます。令和元年度におきましては、台風19号に伴いまして全町に避難指示を発令したこともあり、災害がより身近なものとして捉えたものと考えられ、実績値が高かったものと思われます。一方、令和2年度におきましては、町全域が関係する避難情報の発令もなかつたため、前年度と比較いたしましたと実績値が下がったものと考えてございます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町民向けの防災出前講座につきましても、令和元年度から比較いたしますと令和2年度の開催の回数は少なくなっている現状でございました。

次の避難行動要支援者名簿の整備状況、関係機関との共有内容及びその効果についてでございますが、令和2年度の名簿につきましては令和2年4月に作成をまずしてございます。その後、関係機関との共有内容につきましては、まず4月に民生児童委員へ、さらに7月には自治区長へ名簿の提出を行ったところでございます。その効果でございますが、昨年、令和2年7月31日に高田及び新鶴地区の一部に避難準備・高齢者等避難開始を発令した際にこの名簿を活用いたしまして、民生児童委員や自治区長による避難の声かけを行ったという事例を確認しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） その目標値の捉え方なのですが、災害がなかったから意識的に低かったということなのですが、数値が上がらなかつたと。裏を返せば、この分析は災害がなければ数値は上がらないのかと。要は幾らコロナ禍であっても、平時の活動において町民の方の意識は高めておく必要もある。その努力をコロナのせいにして、努力されたのかどうかすごく疑問なのです。ですから、指標の分析が、ただ災害のせいだではなくて、もう少し掘り下げて分析をして、意識を高める努力をされるべきだったのではないかなというのが私の指摘するところなので、そこを再度お願いしたいと思います。

それからあと、要支援者の関係ですが、全体像は分かりました。名簿は、該当する方整備されている、当然されているのでしょうかけれども、同意をもらって民生委員さんや区長さんとかほかの関係機

関に共有すると。その同意をもらった割合は、どのぐらいまで達しているのかお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、1点目でございますが、確かに分析につきましては、今我々が考えた一番大きな理由の一つを申し上げました。当然災害がなかったからということだけではなかったと思っております。やはり町といたしましても、この災害の体制の大切さなり重要性は町としても周知なり、もう少し効果を上げる取組はするべきだと思っております。

続きまして、名簿の割合でございます。現在、まず名簿に掲載されている人数でございますが、1,678名の方を今名簿作成しております。そのうち、失礼しました。対象者が1,678名のうち同意をいただいているのが947名でございまして、率といたしましては全体の56.4%という数字でございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） まず、分析の関係なのですが、昨年というか、コロナ禍だからこそ結局避難所開設についても全国でそういうところについてはかなり行政として配慮しながら対策を練って実施されているということなので、コロナ禍でもあったし、本町の部分についてはそれほど災害がなかったからではなくて、そういう機会だからこそ、日頃感染症対策も日常生活で必要だし、万が一避難所なりそういうふうになったときにはやはり個人の避難の方法でもだし、携行品もそうだし、備蓄もそうだし、そういうことにこういうときだからこそしっかり対策を取ってやってくださいというのを住民の方に理解してもらって意識を高めるということ、それが私はこの分析結果の文言からすれば、されていなかったのかなというのがすごく気がかりです。結果として令和2年度終わっていますので、これから、今大きな台風も来ておりまし、しっかりその辺はやはり周知というか、意識啓発というのは常にいろんな機会を捉えて、我が町だけではなくて日本全国いろんなところであるところ捉えてやはり注意喚起するなり、それは必要だなと思うので、その認識を新たに持つてもらいたいので、そこを答弁お願いしたいと思います。

それからあと、名簿の同意については56.4%、半分超えたわけですけれども、やはり災害が起きたときに避難に支援が必要な方々、残り44%ぐらいいるわけです。ですから、そういう方々がいざというときにきっと事前に避難される、自宅というのもあるでしょうけれども、対応できるということも必要なので、この同意される率をさらに上げて関係機関と連携を強めていただきたい。その辺の今後の率を上げていく目標値を言ってくださいというと難しいとは思うのですが、その辺再度答弁お願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、1点目でございますが、確かにそういった周知活動は必要だと思っております。昨年度につきましては、町職員としても初めてとなるコロナ禍で対応するための避難所の設営訓練も実施しております。その際に広報なり、あとマスコミ等にも周知をいただきまして、

町でもそういった対策をしているのだということを周知したところでございます。当然そういった周知につきましては各会議、さらには広報、さらにはホームページ等も活用しながら積極的に情報の発信をしたいと考えてございます。

2点目の率を上げるという話でございますが、目標としては当然100%ということではございますが、現在担当課、いわゆる健康ふくし課のサイドと連携をいたしまして、そういった名簿の掲載における同意の促進も図っているところでございますが、今後も引き続きそういった活動を行って率を上げたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） これで野中寿勝委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー2－1、防災・消防体制の充実について、2番、村松尚委員。

○2番（村松 尚君） それでは、質問させていただきます。

成果指標①の消防団員数の確保の指標分析では、人口減少や高齢化による減少とありますが、今後町においては少子高齢化は進んでいくものと考察するが、次年度の方向性における自主防災組織の設立支援以外に消防団員数の確保につなげる具体的な方策があるのかを伺わせてください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、消防団員の確保につなげる具体的な方策につきましては、団員の担い手となります若者が入団しやすい環境を整えること、さらに機能別消防団員の取組の拡大という2つを現在考えているところでございます。

まず1つ目でございますが、まずこれまでいろいろな消防の行事等がございました。2週連続で行ってきた例えば検閲などの消防団の行事を1回にまとめ、団員の負担を減らすことや、安全に消防団活動ができますよう例えば耐切創手袋、いわゆるけがをしないような手袋の配備など装備の整備を図っているところでございます。

2つ目につきましては、現在就業形態の多様化によりまして、一般団員の確保が難しくなっているという現状でございます。そのため、地域内において日中でも活動が可能であり、さらに活動における技能も備えております消防団OBなどによります機能別消防団員の確保に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 村松委員。

○2番（村松 尚君） 消防団員のやはり機能別消防団員というのも非常に大切なのですけれども、一般的消防団員の数が減ってくるということは、やはりなかなか入りにくい。しかしながら、町では消防団の報酬についても県内でもかなり大きい金額のほうに分類する報酬をお支払いしています。やはり消防団員に入っての魅力というのですか、その地域の方々との触れ合いったり、消防団員としての使命、そういうものをやはりもっと広報紙等で広くPRしていただく。また、機能別消防団も

これも先を見れば、やはり〇Bというところに来れば、年齢が上がっていけば当然やっぱり高齢化というのも避けられない状況になってきます。最終的には人口が減ってくれれば当然消防団員数というのも減ってきます。しかしながら、世帯数というのは恐らくそんなに減らないと思うのです。それを考えると、早い段階での対策が必要と思われるのですが、今後の消防団員の入団に対してどういったアピールをしていくのか、その辺だけ伺わせてください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、まず消防団員としての魅力だったりにつきましては、やはり消防団に入って地域のためにそういった活動をしていただくと、そういう必要性だったり、消防団自体のやはり魅力が必要だと思っております。やはりそういった観点からのPRも必要だと思っております。これまでそういった関係でPRを行ったことというのはあまりないということでございますので、今後はそういった魅力に対してもPRを行っていかなければなと考えてございます。

あともう一点、現在消防団員の、いわゆる国のはうからも、本年度でございますが、指示がありました。いわゆる体制の見直しも含めてでございますが、やはり報酬等の見直しというようなことでも今動いてございますので、その辺も含めて対応していきたいと考えてございます。

あと、機能別消防団でございますが、やはり当然高齢化ということでございますので、これも限界があるだろうというご意見だと思いますが、やはり今全体的な人口減少によりまして減ってございますので、今後もやはりこの機能別の消防団員というのも必要なのかなとは思っております。ただし、それと併せまして若い世代の消防団の加入促進も、消防団の団員と、幹部も含めまして勧誘に努めていきたいと考えてございます。

○委員長（堤 信也君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー2－1、防災・消防体制の充実について、14番、横山知世志委員。

○14番（横山知世志君） 先ほどの同僚議員と同じような内容かと思うのですが、④番で消防技能が向上した団員の割合で進捗率が91.9%、それから成果指標では目標値を僅かに下回る数値ということでございますが、2年度、今年度もそうなのですが、訓練もほとんどできなかつたと思うのですが、こここの指標に示す根拠はどこから持つてこられたのか、その信憑性を疑っているのですが。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、指標に示す根拠でございますが、幹部訓練や新入団員訓練等の各種訓練に参加することによりまして消防技能の向上を図っていることから、対象者のうち実際にその訓練に参加した団員の割合から算出しているものでございます。なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして消防団員が訓練を実施したのは新入団員の訓練のみでございます。ただし、各班における訓練等はこれまでどおり実施しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） 理解はするのですが、班の実績が実際に見たのかどうだか分かりませんが、その辺はちょっと不思議でならない。それで、要は目標が68%に対してほぼ目標値に近い90%を超えているわけですよね、実績が。ということは、2年度それだけしか、それだけというのは失礼ですが、そこしかやっていないのに90%の目標だということは、その辺の捉え方として非常に心もとない。その辺の実績で90%だと、今後どうなのだろうというふうに心配するのですが、ちょっと将来性について教えてください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、当然消防団員の日頃から訓練というの非常に大事だと思っております。その訓練の内容につきましてもいろいろな訓練が必要と思っております。今回の指標に示しました目標は68%、その実績が62.5で、結果的にそれが割合から示しますと91.9%といった内容でございますので、これは指標の一つの数字でございますので、やはり大事なのは消防団員の一人一人のそういう技術向上が図られ、町の防災、さらには火災等も対応ができるというのが目標でございますので、そういう訓練の充実を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○14番（横山知世志君） この辺はこんな68%なんていう数字ではなくて、やはり80%以上を目指すような取組が必要なのだろうと思います。先ほどお話をあったのですが、この地域はそんな大きな災害がないものですから、なかなかその訓練、実際の現場も出てこないのだろうと思うのですが、土のう一つ作るにしても、あるいはそれを積み上げるにしても、河川なり水の流れの状況によってそれぞれ違うわけですから、やっぱりもっと密な訓練をしておくべきだろうというふうに思います。最後に。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいま委員の、もっともだと思っております。先ほどいろいろな今後訓練というようなことでございますが、やはりそういった実務的な訓練、例えば今例挙げました土のうの作り方、さらには積み方、実は先月そういった水防の関係の訓練も実施したところでございます。その中で土のうの作り方、さらにはいろいろな土のうの積み方なども今研修したところでございますが、やはりそういった訓練も必要でございますので、今後そういった必要な訓練も含めまして、訓練の充実を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） これで、横山知世志委員の質問は終わりました。

以上で政策名、安心で安全な暮らしづくりに関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 以上で安心で安全な暮らしづくりに関する質問は終了します。

ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため11時5分まで休憩いたします。

休 憩 (午前10時51分)

再 開 (午前11時04分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

これより政策名、健やかで人にやさしいまちづくりの質疑を行います。

まず、施策ナンバー3－3、子育て支援の充実について、1番、野中寿勝委員。

○1番（野中寿勝君） 子育て支援の充実についてお伺いします。

4、課題に対する取組において、児童クラブ登録申請者が大変多かったため、新たに利用できる教室等を確保したが、人材が確保できず待機児童解消には至らなかつたとしているが、その後の対応をどのように行ったのかお伺いいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、野中委員のご質問にお答えします。

委託先におきまして、放課後児童支援員の増員分を募集いたしましたが、応募がなかつたため、令和2年度は54名の待機児童となつたものであります。登録申請者も前年度の355人から394人に増加しており、待機児童が発生しましたが、同居及び近隣の親族等での保育が可能な方からも登録申請があつたため、ご家庭等での保育をお願いしたところであります。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 数字的に54名の方がもう受け入れられなかつたというのはかなり驚きです。親族とか何か、また重複という形での部分、それを除くと実際に受け入れできなかつた人数は実質何人なのか。その方々に対して十分な説明、ご理解を得ていただいたと思うのですけれども、その方々は要するに、人それぞれなのですが、年度中の早い時期からずっと駄目だったのか、それとも本当に年度後半、三、四ヶ月我慢していただいて、例えば令和3年度に入ってしまうとちょっとおかしいかもしれないのですが、現在はその方々に対して解消されたのか、その点をお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、54名のうち実質何名が家庭等での保育で何名が実質の待機かというようなご質問でございますが、実際その内訳というのは分からぬところではありますが、その54名の方につきましては児童クラブでは受け入れることができず、ご家庭での保育をお願いしたというところでございます。今年度につきましては、全体で申請者が344名であります、今年度につきましては申請者全て登録できているというような状況でございま

す。

昨年度の54名につきましては、年度当初からの待機者でありまして、支援員が見つからなかつたため、通年で1年間そのままお預かりすることができなかつたものであります。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 休憩します。

休憩 (午前11時08分)

再開 (午前11時08分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今年度は待機児童ゼロでございますので、解消しているものと思っております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 委託して、教育委員、町として1年間54名の方を受け入れることができなかつたということを、ただできなかつたで済まされる話ではないし、支援員の方募集した結果どうしてもという現実それがあったのでしょうかけれども、1年間その状態が続いたら何のためのこういう制度だし、行政サービスなのだから。それこそ子育てに優しい町であるのであれば、そこは委託している町としてもう少し努力すべきだったのではないかなと思うのです。その点、今現在は解消されたということですが、実際に申請された方には、もう町には期待できないって諦めてしまった方も中にはいるのではないかと思うのです。そういうことも分析しないで、今は申請全員登録されたから解消されたものですという判断ではなくて、それによって子育てしにくい町だから、もう美里町から転出しますということもあり得るわけです。そういうふうにいろんなことに波及していくことに対して、委託しているからいいではなくて、町としてそのご家族なりにやはりきちんとご理解いただきくなり手当てるという姿勢を見せなければ、本当魅力のない町になってしまいます。一番大事なところだと思います。その辺は、決算ですから、もう終わってしまったと言えばそれまでなのですが、ただすごく驚きなのは実質どれだけの方が待機されたのか、重複とか、親族にお願いできたけれども、実質54名の方で何人が本当に対応できなかつたのかを把握もしないでこの施策をこれからも続けていきます、今申請者全員登録されたからオーケーですという話ではないので、そこは人数をきちんと把握しなければ何も進めませんので、そこはしっかりと把握して答弁いただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 54名の方につきましては、お一人ずつ確認といいますか、一応家庭の状況でありますように、同居の親族の方でありますようにの確認はしたところであります、待機と

して54名になった方につきましては、申請の段階で同居の親族がいる方についても、ふだんはご家庭で見られる方についても申請が上がったものでありましたので、そういう方については待機をお願いしたというところでございますので、申請の段階で多くの方から実際はご家庭で見られるような状況の方からも申請をいただいていた部分もありますし、その方々について待機児童となってしまいまして、実際にはご家庭で見られる方々だということで考えております。

申請の内容を各家庭で分析といいますか、確認しまして、その結果で同居の方でありますと、お近くに親族の方がいらっしゃるような方について待機をお願いしましたので、その54名の分析としましては、そういう保護者、ご両親については就労していらっしゃるかもしれません、おじいちゃん、おばあちゃんであったり、近くにいらっしゃる方に預かっていただけるような方ということで、そういうことで分析したところです。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） すみません、ちょっと理解できません。54名の方が……

○委員長（堤 信也君） 失礼しました。終わつたみたい。4回目になってしまった。

○1番（野中寿勝君） すみません。先ほど54名のうち、そういう親族とか何かに預けた以外にいると言ったのだから、そのいる人数をちゃんと教えてください。今の説明だと、この取組で解消されなかつたと、54名の方はご理解いただいて解消されたわけですよね。全然、書いてあるとおりやつた結果に対して何か54名はちゃんと理解されたみたいな話ですけれども、そうするとされなかつた人数が何人なのかというのが分からないです。まだ答弁きちっともらっていないので、その辺をお願いします。

○委員長（堤 信也君） 休憩します。

休憩 (午前11時15分)

再開 (午前11時19分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 54名の内訳につきましては、正式に1件1件調査したわけではありませんので、今数字としてはお答えできませんが、今後はきっとそのような内容についても把握していきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 休憩します。

休憩 (午前11時20分)

再開 (午前11時32分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

ここで1時まで休憩いたします。

休憩 (午前1時32分)

再開 (午後1時01分)

○委員長（堤信也君） 再開します。

ここで1時15分まで休憩いたします。

休憩 (午後1時01分)

再開 (午後1時12分)

○委員長（堤信也君） 再開します。

先ほど野中委員の質問に対して教育文化課のほうからの訂正がございますので、教育文化課長、答弁。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほど野中委員のご質問に待機児童54名について内容を把握しておりませんと申し上げましたが、その件について訂正させていただきたいと思います。内容を渡部補佐からご説明申し上げます。

○教育文化課課長補佐（渡部雄二君） 課長補佐の渡部です。よろしくお願ひいたします。

先ほど54名の方については調査をしていないということでご答弁差し上げましたが、54名につきましては全ての方にお電話を差し上げまして状況を確認して、面倒が見れる家庭であるということを確認しましたので、ご家庭で見ていただいております。今後につきましては、ご家庭で面倒が見れる方につきましては待機児童としては扱わないようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（堤信也君） 野中委員、よろしいですか。

○1番（野中寿勝君） ちょっと捉え方で、やっぱり認識的な物のずれがあるのですが、それは今後一般質問等でさせていただきますので、現時点では了といたします。

○委員長（堤信也君） これで野中寿勝委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー3-3、子育て支援の充実について、3番、小島裕子委員。

○3番（小島裕子君） それでは、課題に対する取組の中で児童クラブ登録申請者が多かったため、新たに利用できる教室等を確保したが、人材が確保できず待機児童解消には至らなかったとあります
が、申請者数と確保に至らなかった状況の考え方を伺います。

次に、次年度の方向性の中で子供の虐待の発生の防止に努めるとありますが、発生しているのか、防止策も併せて伺います。

○委員長（堤信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、小島委員のご質問にお答えいたします。

児童クラブ登録申請者は394名あり、待機児童数は54名であります。確保に至らなかつた理由につきましては、委託先において放課後児童支援員の増員分を募集いたしましたが、応募がなかつたものであります。勤務時間が変則的であつたり、様々な子供たちに接することが必要とされる業務負担などから応募者がおらず、支援員の確保に至らなかつたものと考えております。

子供の虐待につきましては、児童相談所や警察署はもとより、町や学校、こども園などにも相談や情報が寄せられますが、昨年度本町でも数件あり、その都度要保護児童対策地域協議会やケース会議等で今後の支援について協議し、関係機関と連携し、対応しております。防止策につきましては、学校やこども園では日頃から子供の様子を観察し、変化を把握するとともに、教育相談等により早期発見、早期対応に努めております。また、乳幼児については乳幼児健診、健康相談及び子育て支援教室、家庭訪問等において状況把握を図り、育児不安のある保護者へのきめ細やかな支援を行うなど、継続的な支援を行つてゐるところであります。

○委員長（堤 信也君） 小島委員。

○3番（小島裕子君） 人材の確保に至らなかつたというところで勤務時間等々述べられていますけれども、それに対して先ほどの野中委員の答弁の中で今年は確保できたということではありました。失礼しました。申請者に対して何名の方が不足だったのでしょうか。待機児童が54人出たわけですね。

それで、虐待のほうでは今家庭訪問等々で早期に発見するような形で町のほうでは動いていいるとありましたけれども、それに対して電話相談とか、そういったものも受け付けているのか、また今SNS等でも相談を受け入れているというところも出てきてはいるのですけれども、その辺に対して町の対応はその辺も考えられているのか伺います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの児童クラブの待機児童54名に対しての必要な支援員ということでございますが、高田児童クラブと本郷児童クラブで待機児童が出ましたので、2か所ですので、1か所増やすには最低2名は必要ですので、4名程度は必要かと考えております。

○委員長（堤 信也君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 虐待の相談受付の方法についてございますが、現在行つているのが各種事業の際、あとは乳児等であれば家庭訪問を行つた際に随時受付を行つております。あと、SNS等につきましては、現在町のほうとしては考えておりませんが、電話での相談については随時現在も対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 小島委員。

○3番（小島裕子君） 虐待のことに関しては了解しました。

支援員の方に関して、やっぱり1か所に対して2名の方必要ということで、1年間継続してずっと

募集はされていたと思うのですけれども、一名の募集もなかつたということなのでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 募集は、委託先のほうで募集しておりましたので、こちらで全て把握しておるものではございませんが、応募者はなかつたということで聞いております。

○委員長（堤 信也君） これで小島裕子委員の質問は終わります。

次に、同じく施策ナンバー3－3、子育て支援の充実について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） では、私の質問申し上げます。

①の指標分析は、町民アンケートからもうかがうことができます。課題に対する取組実績をどう評価したのか。次年度方向性において今までとどのように違い、その課題解決に向けた事業展開なのか、認識を伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 根本委員のご質問にお答えいたします。

令和2年度は各施設、各事業において感染症対策を最優先し、一時的に利用制限や事業中止などの措置を取りました。子育て支援センターでは、感染症対策をしながら子育て中の親子が自由に安全に遊べる場所を提供し、例年より少ない数ではありますが、約1,700組の親子が利用したところであります。また、一時預かりの実施やファミリーサポート事業及びホームスタート事業を通して子育てに関する悩みを共有し、不安を解消することで、子育てしやすい環境のまちだと思う人の割合につながっていると評価しております。

今までとの違いと課題解決に向けた事業展開につきましては、現在の子育て世代包括支援センターは、特に妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象とし、相談中心の事業を行っていましたが、子ども家庭総合支援拠点事業を新たに実施することにより対象が乳幼児から子供、保護者から家庭に拡大されます。そして、新たに子ども家庭支援員を配置することにより保健分野の支援に福祉分野の支援が強化され、今まで以上に子育ての相談体制の充実を図り、育児不安の軽減や子供への虐待の発生防止を図っていくものであります。また、子育て支援センターの移転先を検討するとともに、新鶴こども園改築工事を行うことにより、保護者が安心して預けられる施設整備に努めてまいります。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 私が質問した項目は丸1年です。子育てしやすい環境（育児や保育など）のまちだと思う人の割合ということで、この推移を見ますと70%前後です。30年度は76.5と伸びています。その後どんと落ちています。2年度はそんなに伸びてもいない。それを7割程度ですから、一定の評価された数字だというふうに言えなくもありません。ただし、30年度は結構高い数字をいただいているのです。そこで落ちているというふうに見るのは、いや、7割程度なので、一応評価はずつとされていると。今の課長の説明ですと施設内の対応充実、その部分だけなのです。私は、それは評価

いたしております。私が質問の中で言いましたように、町民アンケート見ましたかということです。町民アンケートでは何を望んでいるのですかということです。何を望まれているのですかとここを見ないと。1の指標の分析ではこのように書いています、自分たちは。皆さんは、こういうふうに書いています。具体的に何かといつたら外で自由闊達に遊べるところがあつてほしいということなのです。施設を新しくしてほしいとか対応をもっと十分にやってくれなんてことどこにも出てきていません。私は、その部分は評価しています、町のやり方は。このアンケート見ないでこの分析を書いたとしたらそれはおかしな話ですから、そこをどのように考えているのですかということ、捉えているのですかということで伺つたつもりなのです。いかがでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 町民アンケートの結果につきましては、一番多かったのが子供が遊ぶ公園等公共施設が少ないという部分が多かったと思います。これは、昨年度もそうだったと思います。多かったほうに上がっていると思います。町民アンケートのほうにありますように公園等ということが書いてございますが、教育文化課といたしましては今現在ある子育て支援センターであつたり、あと認定こども園の中での地域に開放する子育て支援事業であつたり、そういう場で遊ぶ場を提供するというところに努めています。ということで今回このような答弁とさせていただいたところではあります。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 3回で終わりですから、これでやめざるを得ないですけれども、認定こども園、子育て支援センターのところで今自由に遊べる。あそこ自由に入って遊べますか、親子で。それか、いろんな子供がランダムに入って遊べるところですか。だから、視点がちょっと違うのではないかという私は疑問を持っています。親御さんたちがこの町は子育て支援が充実しているという一つの側面としてそういうところがないですよねという、欲しいですねというそこをしっかりと受け止めて理解していないと、今のような一定程度規制あるところでも遊べるんですよ、遊べるところ提供していますよなんていう答弁になってしまいます。私はそう思います。ちょっとそれるかもしれませんけれども、私が考える究極の子育て支援は給食費の無償だと思っていますけれども、それはそれと別にして、これはアンケートに基づいて所管がどういうふうに考え、課題として受け止め、そして方向性としてどういうふうに考えるかというところがここに載ってこないとおかしくないですか。私はそこを問うているのです。ですから、公園をいっぱい造れということではないですね。どう捉えるかです。具体的なことも要望いろいろ上がります。全てかなえるなんてことはできません。でも、その言わんとするところはしっかり所管として押さえてこの評価シートに落としてこなければ、我々になるほどと言わしめられないではないですか。私はそこを問うているのです。再度お願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 町民アンケートにあります遊び場として公園ということがございますが、公園につきましては担当課もあちこち分かれるところもありますので、外での遊び場の確保ということで公園を今後どのようにしていくかということもあるかと思いますので、それについては今後検討していきたいと思いますが、まずは今ある施設の中でできるだけ遊び場を提供できるようにということで考えております。認定こども園の子育て支援事業は確かにいつでも誰でもというわけにはいきません。日にちも決まっておりますが、その中でできるだけ多くの方が遊んだり、交流したりということができるような事業を展開していただくように各園にもお願ひしていきたいと思っております。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策ナンバー3－5、支えあい尊重される社会の実現について、1番、野中寿勝委員。

○1番（野中寿勝君） 支えあい尊重される社会の実現でお伺いいたします。

4、課題に対する取組において、虐待事案に対し迅速に対応するため、虐待防止ネットワーク会議等を中心に関係機関と情報共有や解決に向けた協議を行ったとしているが、その内容と成果は何かお伺いいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 野中委員のご質問にお答えさせていただきます。

事案の解決に向けた協議の内容につきましては、虐待が疑われ、早期に対応を要する案件について、虐待防止ネットワーク会議の各部会において関係機関とのケース検討会を開催し、情報の共有、虐待の有無の判断等、今後の対応について協議を行いました。

成果といたしましては、令和2年度10件の案件に対しまして関係機関と情報を共有し、連携の上、迅速に対応を行ったことにより、虐待を受けている方の安全確保と権利の擁護を図るとともに、継続して支援を実施していたところでございます。また、ケースによりましては、虐待を行っていた側が抱える問題について対応したことにより、虐待案件の早期解決につながったというケースもございました。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） 今の説明の中で最初の発見相談件数というのですか、その入り口の部分で、成果の部分では10件ほどというお話あったのですが、年間でどのくらいの通報というか、相談というか、総数としてどのくらいあったのかと、あとその関係機関の中で、私もちょっとよく分からぬので、教えていただきたいのですが、地域見守りネットワークを活用してという次年度の方向性の中にも書いてあるのですが、地域見守りネットワークというはどういうネットワークなのか、組織団体なのか、どういうふうに活動していらっしゃるのか、その2点お願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、相談件数等につきましては、高齢者、児童、障がい者等いろいろございます。児童の場合だといろいろ相談、虐待ばかりではなくて、こちらのほうに、健康ふくし課のほうに連絡があったのが30件程度。高齢者につきましては虐待事案で15件ご相談、一応虐待と思われるという形で15件ほどございました。あと、その他生活相談とかいろいろございます。あと、障がい者については、町のほうで直接ちょっと相談業務を請け負っていないので、業務を委託しております。生活支援からいろいろ含めて1,500件程度、延べで1,500、対象人数でいくと98人ぐらいのご相談を受けて、その中で虐待という形で通報があったものに対して対応したということでございます。

あともう一点が地域見守りネットワークについてでございますが、こちらにつきましては町内にある事業所さん、郵便局とか農協さん、あと宅配業者さんが通常町内を、郵便配達これぐるぐる回っています。そういう中で例えばポストに郵便物がいっぱいまっているといった場合に、これは何があるのではないかということで情報提供いただくという形の連携を取らせていただいて、協力をしていただいているということでございます。今現在26社協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 野中委員。

○1番（野中寿勝君） いろいろ取り組まれていることについて理解を深めたところです。

それであと、その相談の子供、高齢者、いろいろあるのですが、所管として美里町というか、社会情勢もあるのですが、どういった相談とかの傾向が顕著にあるかというような捉え方をしているものがあれば、今相談の傾向はこういうものが多くなっていますとか、ここでは虐待事案ということであるのですが、どういったケースの相談とかが多いのか、最後それお願いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、子供さんにつきましては子育て相談がやはり多いところでございます。高齢者につきましては、今最近ネグレクトとか年金に関する年金の搾取、年金を家族、子供さんが使ってしまうとかといった部分です。あと、障がい者に関してはやはり家族の方からの子供の支援、あと今後のことという形が非常に多くございます。

○委員長（堤 信也君） これで野中寿勝委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー3—5、支えあい尊重される社会の実現について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） それでは、同じく支えあい尊重される社会の実現についてお伺いします。

まず、成果指標ではほぼ問題ないように映ります。しかし、指標の分析②には名誉、信用の棄損、陰口が人権侵害の46%を占めているとあります。現在コロナ禍で生み出された差別、人権侵害は新たな課題であると捉えます。国では災害と位置づけていることからも、今後助け合い、支え合いの意識醸成は必要だと思います。終息に行き着くまで適切な支援をどのように考えておられるか伺います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 石川委員のご質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍で生み出された差別、人権侵害に関する適切な支援につきましては、町では毎月10日に特設人権相談所を開設し、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務大臣より委嘱された人権擁護委員が人権侵害などの相談に応じています。また、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、国や県による周知、啓発に加え、町においても広報紙やホームページ、ノバメール等により随時啓発を行っているところであります。なお、幸いにしてこれまで人権相談や町への相談等において、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についての相談はございませんでした。

今後とも新型コロナウイルス感染症に伴う差別等も含め、町民が人権侵害を受けることなく、お互いの人権を尊重し合える社会に向けて、継続的な啓発活動と併せ、人権の重要性や人権を理解してもらうための教育の推進に努めてまいります。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） この人権侵害につきましては、コロナ問題もそうですけれども、例えば最近SNSにおける人権侵害、こういったものも生み出されております。今後の施策の重点事業として人権普及啓発事業というのが載っておりますけれども、今後どのような形で、もちろん毎月10日の相談会は私も存じ上げておりますけれども、一般の方にどのような窓口で、また10日に行われている相談会にしてもそうですけれども、町民の皆さんに広く知っていただくための方策についてお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいまの石川委員の再質問についてお答えしたいと思います。

人権擁護委員につきましては、憲法に保障されている基本的人権に基づきまして、国が人権擁護委員を委嘱するというような形の流れになっております。そもそも人権擁護委員に関しましては、ピラミッド型といいますか、各町村ごとに地区部会、それから会津地域に連絡協議会、そして県の段階では連合会というような形でピラミッド式にその団体が構成されております。その活動方針につきましては、先ほど言ったように人権に対する養護、それを広く国民に理解をしていただくと、そういう啓発活動を行っておりますので、今後においてもただいま申し上げました人権の相談月1回、こちらのほうと、それから子供のほうの教育についても人権教室ということで毎年行われております。そういったものをまた事業の中に組み込んで活動されるということになるかと思いますけれども、今回のよろこび感染に関しては、そういった事例が出てきたときに国がまた改めて啓発を行うというような形になっていくかと思いますが、いずれにしましても人権擁護委員さんの活動に関しましては、ピラミッド式の団体ごとにテーマを決めて行われるものというふうに認識しております。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 人権擁護委員の活動については理解しました。

最後に、町長にぜひご検討いただきたいと思いますけれども、今コロナウイルスワクチンに関しては2回接種を終えた方も大分町でも進んでおります。ただ、どうしても体の関係で打てなかつたりとか、あとどうしても心情とか、そういったようなことで、国でもこれ問題になっておりますけれども、そういった方たちが差別を生まないような、もしくはコロナにかかってしまって、それから復調して戻ってこられた、そういったご家庭の差別化もあるかと思います。ある首長、これ複数あったようですがけれども、首長のほうからそういったようなことがないようにといったような、町民、市民に向けて言葉を発せられている方がおられました。もし、今のところはまだ問題ないと伺いましたけれども、そういったようなことが顕著に出てくることであれば、やはり町長のほうからホームページなりを通してきちんとそういったことで、逆に皆さんで見守りましょうといったような形での発信というのも私はあっていいのかなと思うのですけれども、お考えをお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

このコロナ感染症、発症当時は様々な誹謗中傷もあったりしたようですけれども、今落ち着いてきて、ほとんどなくなっているような状況だと聞いております。幸い、先ほど答弁したように我が町ではありませんけれども、そういった状況が見受けられたときには私のほうからそういう発信も適時させていただきたいというふうに思います。

○委員長（堤 信也君） これで石川栄子委員の質問は終わりました。

以上で政策名、健やかで人にやさしいまちづくりに関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） 以上で健やかで人にやさしいまちづくりに関する質問は終了します。

ここで次の政策に移りますので、1時50分まで休憩いたします。

休 憩 (午後 1時43分)

再 開 (午後 1時49分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

これより政策名、元気と賑わいのある産業づくりの質疑を行います。

まず、施策ナンバー4-1、農業の振興について、2番、村松尚委員。

○2番（村松 尚君） それでは、質問させていただきます。

成果指標①の認定農業者数が大きく減少しており、指標分析では高齢の認定農業者が経営移譲等により再認定を断念したことが要因とされていますが、今後高齢化で移譲等がスムーズに行えないと減少に歯止めがかからないと考えますが、町としてはどのような支援を考えているのかを伺います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 村松委員の質問にお答えさせていただきます。

認定農業者数につきましては、再認定を機に後継者への移譲や、高齢になったことを理由に再認定しないケースというのが増えてきております。本町の年齢別の農家人口を見ますと、2015年農林業センサスの調査結果で65歳以上の人口が全体の66%を占めておりまして、今後ますます経営移譲が進んでいくものというふうに考えてございます。そのため、町では国の事業を活用するとともに、町独自の支援を行いまして後継者の確保を図っているところでございます。今後も新規就農者の積極的な確保を図るととともに、経営の規模拡大、意欲のある農家の掘り起こしを行いまして集積を進め、さらには農業生産法人の設立等に対し支援を強化していくことで担い手を確保してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 村松委員。

○2番（村松 尚君） それでは、質問させていただきます。

実際指標でいきますと認定農業者数、平成23年度から本来であれば目標値とすれば右肩で上がっていいくわけですが、実数は右肩で下がっていっている状況であります。これなかなか農家さんの自然を相手にした商売と言ったらちょっと難しいことかもしれません、やはりやる気がなかなか、生産物に対しての価値、売上げというものが伸びてこないと、なかなかやはり農業の振興に結びついていかないのかなと思っておりますが、先ほど答弁いただきました経営の規模拡大の意欲のある農家の掘り起こしという部分では、どういった部分での掘り起こしを行うのか、具体的なところを1点お聞かせください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 農家の掘り起こしの具体的な手法でございますが、これにつきましては農業委員会と共同で、やはり今の認定農業者に対しまして規模の拡大意欲を伺う機会が必要だろうというふうに考えてございます。これによりまして、ある程度それだけではなくて法人化への意欲ですとか、そういうものをお伺いすることによって、今後どのくらいまで規模を拡大すればいいかというところをしっかりと行政として把握する必要があるのかなというふうに考えてございます。これによりまして、後継者がいない、今元気でやっていらっしゃる農家さんが元気なうちは頑張ってやっていただけるような状況がつくれるのかな。それで、どうしてもリタイアしなければならないというふうなときにも農地を地域の後継者のほうにスムーズに円滑に渡せるというふうな、そういう基盤をつくっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 村松委員。

○2番（村松 尚君） 非常に厳しい道のりだと思いますが、しっかりと所管として、町としてぜひ農家さんを支えるようにお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（堤 信也君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー4—1、農業振興について、8番、星次君。

○8番（星 次君） それでは、農業の振興について、課題として六次産業化の支援となっていますが、町の取組としては農業所得の向上を図る方策の一つとして、農産物に付加価値をつけ、加工販売する六次産業化に取り組む農業者を支援しますとあります。令和2年度は、設備機械の補助金とマルシェによるPR活動を実施したようございますが、主要施策の成果説明書に記載されていましたが、今後の成果の方向性は拡充するとあります。どこをどんな事業で拡充するのか、また目標をはつきりすべきと考えますが、見解を伺います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、星委員の質問にお答えさせていただきます。

令和2年度につきましては、六次産業化支援補助金を活用いたしまして加工機器を導入した農業者の方が4名、また首都圏の催事に参加しまして販路拡大の取組を行った農業者の方が1名いらっしゃいました。六次産業化につきましては、平成23年度の六次産業化法の施行以来、本町においても加工販売にチャレンジされる農業者を支援してきたところでございます。本町の六次化製品は、品質並びに食味など高い評価を得る一方で、相手方の求める販売数量が確保できなかつたことや輸送コストがかかり過ぎることなどが課題として挙げられてございます。これまで町では加工機器の購入や加工施設の整備に補助金を力を入れて交付してまいりましたが、今後は加工から販売までの支援に力を入れまして、農業者の取組を支援しまして農業所得の向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 星委員。

○8番（星 次君） 六次化産業、この言葉ができてもう二十数年になるのです。それにもかかわらず、町では億ぐらい近い金額を投資しているわけです。それにもかかわらず、いまだに美里町がこれだというふうな加工品、それから販売促進まで至っていないのです。だから、もっと拡充するという町は意識があるのだったら、もっともっと予算をつけて、この要綱を見ると令和8年度で一応見直すというふうになっているようですので、そこまでには美里町が自慢して、町内外に自慢するような特産品というか、加工品作るのだというふうな意欲があつてしかるべきだと思うのですが、次年度の取組、課長から加工から販売までというふうなことで今答弁もらったのですが、この令和2年度で4つの団体が機械加工や補助で今操業しているということですが、今までにやつた補助金とか委託やつた部分の成果品というのはあると思うのです。その成果品を生かしながら、もっともっと拡充できなかつといふうなことも私は考えるのです。

あと、5年か6年前になりますが、地域商社を使って……

○委員長（堤 信也君） 星委員、決算で今質疑されているのはそこまで入っていませんので、今農業についてでございますので。

○8番（星 次君） それで、農家の所得向上を目指すのがこの六次産業化だと思うので、この資料を見ると約96.6%が所得向上になったというふうなことであります、やっぱり100%に近いような力を入れるべきだと思うのですが、その辺はどうですか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ご質問にお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、この数値というのはやはり100に近づける必要があるというふうに思っております。町のいわゆる農産物、特産品等々なかなか実績が見えてこないというのは確かにございます。裏を返せば、この農地の農産物に関しましてはいろんなものができる土地柄でして、全てのものが品質がよくておいしいものであるというふうなところが一つの町の魅力でもございますので、その辺を踏まえていろんな可能性を探るためにいろんな取組を実施していただける、そういう農業者に六次産業化の発展を託していろんな支援をしてきたところでございます。当然農作物をそのまま売るということではやはり付加価値がどうしてもつきませんので、加工をしていただいて、より付加価値を高めていただいて、高値でやっぱり売ることによって農家収入が増えてくるというふうには私ども思っておりますので、そこはしっかりと捉まして、いろんな可能性を探る事業、今課題となっているそういう輸送コストの問題ですか、そういったところにやはり力を入れて事業を拡充してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 星委員。

○8番（星 次君） 課長が今答弁したとおり、我が町は本当にいろんなものができるのです。それで、一次品でJA通すのが大半ですが、それでやっぱりこの六次産業に力を入れて、加工品は長期保存もできるわけです。だから、もっと加工に力を入れて、そして農家所得を上げるという初期の目的達成のためにやっぱり考えてほしいなと思います。もっとPRも必要でないかなと思うのです、これせっかく要綱つくって補助金制度あるわけですから、どんどん農家の方に利用してもらえるような補助金の在り方というのをやっぱりすべきだと思うのです。最後ですので。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 最後のおただしでございます。当然町としてしっかりそういった六次化に力を入れていかなくてはいけないというふうに思っております。さらに、PRも必要であるというふうなところの認識もあります。やはり地域商社というふうなものもございますので、そこをやっぱり十分に活用する、そういった考え方で進めていく必要があるというふうに思います。地域商社は、やっぱりそういう販売のある意味プロでございますので、そういったところを十分に活用させていただいて、少しでも農家の収入に寄与することができるようPRにも力を入れまして、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） これで星次委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー4-1、農業の振興について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） では、私も同じく農業の振興についてお伺いします。

認定農業者数が目標値と反比例して大きく減少しております。数字にこそ表れませんが、小作農家は顕著で、後継者がいないか、農機具の更新時期に合わせて離農を考えている農家は少なくありません。さらに、有害鳥獣被害が拍車をかけております。JAとの連携を図り、指導や相談会の実施など、基幹産業として農家に寄り添った展開を拡充するべきではと考えます。今後の方策について考えがあればお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 石川委員の質問にお答えいたします。

後継者のいない高齢者農家の離農は進んでおりまして、平成27年度に国の制度改正によりまして認定を取得する方が急増いたしましたが、5年を経過した昨年、更新期を迎えまして、後継者等の問題により経営移譲がうまくできず、再認定を断念された方が多くいらっしゃいました。そのため、町では国の事業を活用するとともに、関係機関と連携をいたしまして町独自の支援も行い、後継者の確保を図っているところでございます。今後も新規就農者の積極的な確保を図るとともに、経営の規模拡大意欲のある農家の掘り起こしを行いまして集積を進め、さらには農業生産法人の設立等に対し支援を強化していくことで担い手を確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 先ほど同僚議員が同様の質問をされた中でも、やはり新規就農者や担い手に対する支援ということをお答えなさっていましたけれども、この新規就農者、本当に小さい面積でも入っていっていただく、そしてお互いに相談し合いながら、助け合いながら、これがまた農業の本当にいいところだと思います。ただ、新規の就農というのは、いきなり来てそこに定住するものではありません。やはりせめてその時期に例えば1週間、1か月の間ぐらいにそこにちょっと居着いていただいて、そして例えば田んぼでしたらば田植の体験、それからこれからのお収穫の体験、そういうものができると思います。そこで初めて農業の喜びですとか、そういうものを感じてこの土地にとどまっていただける、そういうようなことがあろうかと思います。ただ、やはりその方たちをどうやって受け入れるか。所によってはホームステイのような形で農家さんが受け入れているところもありますけれども、やはり町として例えば今空き家になっている大きな農家さん、そういうところにシェアハウス的に入っていただいて、そこでちょっと共同生活をしていただく、こういった事例も私ども委員会で調査させていただいたときに実際に見させていただきました。そういう事例なんかもぜひ取り入れられて、まず受け入れ態勢、どこにどうやって住むか、そして農業の体験を展開していくか、そういうことが必要ではないかなと思うのですけれども、お考えを伺います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

新規就農者の受入れに関しましては、最近の実態といたしましては親元就農のほうがかなり多くなっておりますが、全く新規の方も当然いらっしゃいます、そういう方につきましてはやはり目標とする農業の習得のためにお知り合いのところにお世話になるというふうな、そういうパターンが多うございます。全く何もつてがなくて、当町のそういう支援制度を見て来られる方も中にはいらっしゃいます。そういう方に関しましては、農地つき空き家バンクというふうな制度がございまして、当然住まいとなる部分、あとはそこに耕作の基盤となります農地がついているというふうな、そういう制度もございまして、そちらのほうに誘導をしているところでございます。ただ、今後はいろんなニーズの方が増えていくのかなというふうに思いますので、委員おただしのそういった調査をして、そういうシェアハウス的なものとか、今後必要になるかどうかも含めてその辺については調査をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） おっしゃったように移住、定住のほうともしっかりと連携を取られて、やはりそういったところを活用していただくというのが理想かと思います。ただ、これからの方たちは、というのはＩＴを駆使していろいろ研究をされながら、そしてどこでも、それこそ世界中とつながっていく。実際にあるところではタイ辺りに直接行って売り込みをしたりとか、そのようなところもございます。若い方が来られることによって、認定農家さんでさえひょっとしたらもっと元気を出されるかもしれません。そういったようなところでしっかりと進めていただければと思いますが、あと今いらっしゃる、これから新たに担い手となられるような方たちとやはり膝を交えて座談会のような、そういうことでそういったニーズをしっかりとつかまれるというのも一つの手ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

ＩＣＴ等の活用に関しましては、これは販売ルートの確立のほかにやっぱり生産性向上のためのそういう取組、側面もあるかというふうに思っております。これは、町のほうでも今現在すごく力を入れて取り組んでいる部分でもありますので、これにつきましては継続、さらには拡充をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。あとは、今現在の新規農業者の方々とは定期的にお会いをしてお話をさせていただいているところでございますが、今ちょっとコロナ禍でもありますし、なかなかそういう全員がそろったような形でお話を伺う機会というふうなものがちょっとできませんので、今回アンケート、簡単なものなのですが、そういうものをちょっと取らさせていただいて、町への要望なり、あとは今後のそういう規模拡大の意欲ですとか、そういうものをちょっと伺うように今のところ考えているところでございます。

○委員長（堤 信也君） ここで石川栄子委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策ナンバー4—3、観光の振興について、1番、野中寿勝委員。

○1番（野中寿勝君）　観光の振興でお伺いいたします。

4、課題に対する取組において、集客を目的とする観光の限界が見えたとはどのようなことか。また、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えてどのような取組を行ったのかお伺いいたします。

○委員長（堤　信也君）　答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君）　それでは、野中委員の質問にお答えさせていただきます。

集客を目的とする観光の限界につきましては、新型コロナウイルス感染症対策につきましては3密回避が基本でありまして、イベントを開催して人を集めること自体ができなくなりました。ほとんどの観光イベント、伝統行事さえも中止や規模縮小を余儀なくされたところでございます。従来のイベント集客型が計画の中心でありました我が町の観光でございますが、ほぼ休止状態となったところでございます。そのような状態であったことから観光の限界が見えたと表現をさせていただいたところでございます。

次に、アフターコロナ、ウィズコロナの取組につきましては、取組の一つの例といたしまして、会津本郷焼物事業協同組合主催のせと市WEEKが挙げられます。せと市につきましては、本来1日限りのイベントでございましたが、コロナ対策として人流を抑制するために従来の形から変更させてまし、2週間継続させるせと市WEEKを開催したところでございます。通りに人があふれるにぎわいは失われたところでございますが、人流を抑制しまして分散すること、平日に訪れる人やリピーターの獲得に貢献したところでございます。また、GOTO MISATOの観光応援事業を実施いたしまして、窯元を巡るスタンプラリーの実施、また町内の物産、飲食の割引クーポンを配布したことにより、観光客がコロナ対策を取りながら町内の町並みを歩くという経済効果、相乗効果を生み出したところでございます。

令和3年度のせと市WEEKは、昨年の2倍の集客を記録してございます。ここにイベント集客に頼らない一つのヒントがあるのかなというふうに考えているところでございます。今後もウィズコロナの新たなイベント様式を模索しながら事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（堤　信也君）　野中委員。

○1番（野中寿勝君）　中身的には理解しました。ただ、集客を目的とする観光は町内においては限界だということに対して、ただ今後の方向性のほうにも広域的なというふうなことを言っていますけれども、やはり町内のそういう今まであった集客型のイベント、祭り的なものですね、そういうのは要するに限界が見えたということは、あとやらないのかという極論になってしまいますが、やはり広域的でも美里町にはこういういいイベントがありますよというのも観光資源として使うので、何か限界が見えたと、もうやらないのかというちょっと私のマイナスな受け止め方をしてしまったのですが、そうではないと思うので、もう少し今も例を挙げてやられたすけれども、限界が見えたというのがすごくショックというか、ショッキングなちょっと表現だったので、課長の説明ですと分かるの

ですが、実際どういう場で、誰がどういうところで限界だよねというふうに判断されたのかというのも大変気になるところです。悪く捉えればなのですが、実際もうこれで本当に限界なのだというところまでそういういろんな事業の企画、実施に取り組んだのかという、もっと模索してやれる方法はなかったのかということもあるのですが、従来型のイベントはもう本当にこれからは行わないで形を変えていかなければならぬと、そういうふうな認識に令和2年度を受けてそう思われたのか教えていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしにお答えさせていただきます。

従来型のイベントに関しましては、長年続けてきた大事なイベントでもありますので、それは当然継続してやるというふうな考え方でありますし、こういうコロナ対策のイベントにつきましては、なかなか今後終息が見えない今状況でもありますので、それを補完するような意味合いで構築してまいりたいというふうな考え方でございます。今まで、限界が見えたと書かせてはいただきましたが、全てやることをやってこういうことの結果になったのかというふうなことではなくて、まだまだ努力が必要だろうというふうに思っております。今までは、やっぱり観光資源を生かし切れていたいというふうな部分が多くございます。やはり寺社仏閣に訪れて、そこでもう帰ってしまうという点の観光が多かったのかなというふうに認識しておりますし、それをしっかりと観光資源をつなぎ合わせて、線でつなぎ合わせることによって面的な整備ができるというふうに、可能性はまだまだあるというふうに捉まえておりますので、そういったつなぎ方をしっかりさせていただいて少しでも誘客につなげてまいりたいと、そういう考え方でございます。

○委員長（堤 信也君） これで野中寿勝委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー4-3、観光の振興について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） では、質問を申し上げます。

観光の振興について、コロナ禍にあって成果指標3点の激減はやむを得ないと思います。課題に対する取組で、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた取組につなげるとは具体的に内容を伺いたいと思います。

次年度の方向性の中で、2行目中ほどからの段階的に、また組織体制を模索していくと記述しております。分かりやすく説明を求めたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、根本委員の質問に対してお答えをさせていただきます。

アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた取組につなげるにつきましては、様々な分野にテレワークやリモートワークなどを普及させましたICTの技術を有効に活用してまいりたいというふうに考えております。具体的にはオンライン技術を活用いたしました動画配信等から誘客につなげていく取組を実施したいというふうに考えてございます。

次に、段階的、組織的な観光振興につきましては、新体制となりました一般社団法人会津美里町観光協会を中心にまずは各種産業に携わる人材を集めまして、実働チームを観光協会の下に組織いたしまして推進体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、既存の寺社仏閣、歴史文化財、伝統行事のほかに新たに町の魅力を再発見した体験をアクティビティーとして開発するとともに、これまでの陶芸体験、農業体験はもちろんですが、ワイナリーなどのブドウ収穫醸造体験や温泉、飲食店などをつなげて美里町でしか体験できないものを魅力として発信しまして商品化を目指してまいりたいというふうに考えております。

最後に、それらを効果的に町内外に宣伝するために、SNS等を活用させていただきまして情報発信のほうにも注力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 同僚議員に加えて今の説明で理解が大分進みました。ありがとうございます。

それで、いわゆるこういう時期にデスクワークとか、今言われていたテレワーク、リモートワーク等で研修等も重ねて、それから今までの検証も踏まえて次に備えるということは当然必然なことすれども、そういうところが少し見えにくいところかなというふうに思いますので、もう少し詳しく取組あつたら教えていただきたい。

それから、次年度の方向性の中で組織体制を模索していくという言い方ですから、今の説明はもう既定路線に乗っていた時期でありますから、それはちょっと模索していくという表現はどういうことなのかなということで伺った次第です。度々これに関連して申し上げてきました、本当に専門的知識を持ったキーマン、プロデューサー的キーマン、この確保が必要不可欠なのではないですかということを申し上げてきました。中からの人材育成の話も過去にありましたけれども、現在の、今までの組織体制からその延長線上の発展形を展望するにはやはり限界があると思っています。私少し会津若松市のこと、議会の議論をちょっと見まして、のぞきましてびっくりしたのは、昨年12月議会での進んでいる観光組織体制の中に新しい人材を入れろという議論やっていました、若松市でさえ新しい人材を入れないと駄目ですよということを言っています。あれだけやってきたところであっても。ましてや美里町としてやはり覚悟が、本当にここに力を入れますよというこの部分において、新しい統括的人材を入れないと、私はその先大きく回転させられないのではないかと、展望。だから、この組織体制を模索していくというところにそういうことをちょっと感じ取ったのです。そしたら、説明はそうでなかつたので、そこのところの確認をさせていただけたらというふうに思います。その2点でお願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、組織体制を模索していくというふうに書いてありますが、これにつきましてはもう既に観光

協会をはじめ、我々も動いているところでございまして、様々な町内の観光ですとか、あとは交通事業者さん、観光事業者、交通事業者、さらには宿泊、飲食業並びに地域づくりに携わる方それぞれにご協力をいただきまして、そういう協力チームを今組織するために動いているところでございます。この表示の仕方としては、ちょっと模索しているというふうになっておりますが、そこからは進んで、今進捗しているというふうなところでございます。

専門的知識を持った人材の確保の件につきましては、これにつきましては観光振興計画の後期計画が今年度からスタートしたところでございます。今組織体制もさま変わりをいたしまして、今走り始めたところでございます。ある程度その動きをしっかりと見極めながら、そういった外部から専門的知識を持った人材を招聘したほうがいいのか、もしくは町内にそういう方がいれば、そういう方をキーマンとして事業を立案、展開していくたほうがいいのかというふうな判断をちょっとさせていただきたいと思うのですが、今ようやく変わり始めた過渡期でありますので、もう少し時間をいただきまして、その判断をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 後期の振興計画、5年間のをつくりました。そこでも同じようなことを言っています。過去5年間その協議をしてまいっています。私は、デスクワークの時期はもうとうに過ぎていると思っています。どうしてもっと大きく一歩を進み込めないのかなということで、その辺はちょっと考え方を異にするのですけれども、いわゆる指揮官は誰なのだということです。確かに観光協会、一般財団にしましたけれども、これから本当に期待したいと思います。そこで会長なり副会長なりしっかりとした人がおられますけれども、皆さんそれぞれ職業を持って関わっていらっしゃるのです。やっぱり専門的に事務方の中で指揮官がしっかりとして据え付けておかないと、その先はなかなか進めないというのを再度申し上げて、そこのところの考え方だけ伺っております。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしいございますが、当然行政としてしっかりとこの観光産業を盛り上げていかなければいけないというふうな認識は十分持っております。当然協会のほうに任せっきりというふうな考えは一切持っておりませんので、しっかりと協会と行政とタイアップして、協会がしっかりと町民の代表組織の核となっていただくことが一番望ましいというふうに思っておりますので、しっかりとその辺は連携して取組を進めまして、少しでも観光まちづくりができるようにしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー4—3、観光の振興について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） 同じく観光の振興についてお伺いします。

次年度の方向性として、令和7年度までの後期観光振興計画に基づき観光資源ネットワーク化を図

ることにより広域的に集客を図り、観光利益として関係者へ継続的に還元される組織体系を模索していくことは大事と考えます。要はコロナ終息を見据え、町にいかにお金を落してくれるかという早期の取組が必要であると考えます。いかがでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 石川委員の質問にお答えさせていただきます。

コロナ終息後の早期な観光対策につきましては、早急な取組が町としましても必要であるというふうに認識しております。これまでの町の観光につきましては、主に事業者の単独の努力で成り立っていたと分析をしておるところでございます。目的が、その観光が終わってしまえば帰ってしまうなど、その場限りの観光となっていることが多いというふうに感じているところでございます。今後は、点在する寺社仏閣、歴史文化財の観光スポットを陶芸体験ですとか農業体験等々と結びつけさせていただきまして、アクティビティー化を図ってまいりたいというふうに考えております。さらに、飲食店、交通事業者、温泉、宿泊施設もつないでネットワーク化しまして、面的に整備をしてまいりたいというふうに考えてございます。まずは小さな成功事例を積み上げまして、徐々に観光経済圏として成り立つことを目標として進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） この観光の振興の考え方なのですけれども、やはりこの後に商工業も出てまいりますけれども、やはり地元がそれを、その資源、もともと恵まれている資源に基づいて地元が潤わなければ、やはり観光の振興もあり得ないと思います。今出てまいっておりますのは観光資源ネットワーク、こういったいわゆる人、それから事業者の輪、こういったものをうまくつなげることによって、これは成り立っていくのかなと思うのですけれども、やはり幾ら行政のほうでこういうふうなものをつくりました、こうしました、ああしました、ここを掘り起こしましたと言っても、やはりそこで携わる方たち、もしくはその辺にいらっしゃる方たちが一緒になって盛り上げようという機運がなければ、やはりこういったそこに立ち止まってお金を落してくれるという、そういったところまではなかなか行かないのかなと思います。今般同僚議員が「鬼滅の刃」の石の話をされましたけれども、ああ、いいねと見ていくだけでは何にもならないわけです。だったらば本郷かいわいを歩いてみて、ここは焼き物のまちだと、そういったようなところで認識しながら何か1つ手に持ってもらう。そういうたような流れをつくるには、やはり地元にいらっしゃる方たちがいかに観光客を、なじみになっていくというか、リピーターをまたつくっていくと、そういったようなものは大事だと思います。それで、観光資源ネットワーク、これらの強化が町で仕掛けるとすればやっぱり大事なのかなと、そのように思われるのですけれども、この事業そのものに対する今後の進め方お伺いしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしにお答えさせていただきます。

観光ネットワーク化を進めるには、委員おただしのとおり、やはり携わる方、関係者の方の盛り上がり、そういう機運が非常に大事だというふうに私も考えております。当然これは振興計画をつくる際にかなり大きな問題になったところでもございますので、観光協会は核とはするのですが、やはりそれは観光協会だけではなし得ないという部分が大きいですから、必ずそこに携わる関係者、いわゆる観光事業者、交通事業者、さらには宿泊、飲食を経営されている方、それぞれがそういう自分の責任といいますか、しっかりおもてなしの気持ちを持っていただいて、そのネットワーク化に協力していただくということが非常に大事であるというふうに思っておりますので、まさにそういった取組を今現在進めておるところでございますので、その辺については行政のほうで音頭を取ってしっかりと整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（堤 信也君） これで石川栄子委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策ナンバー4—4、商工業の振興について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） 商工業の振興について質問いたします。

指標分析において、商業店舗数の減少はコロナ禍にあって一段と顕著さを増すと思われます。課題取組の効果を生かして、さらには事態に沿った施策拡充を図っていくことが求められていると思います。次年度に向けての具体的な考えがあれば伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、根本委員の質問にお答えさせていただきます。

商業店舗数の減少と次年度に向けた具体策につきましては、商業店舗数の減少の原因是高齢化や後継者不在、さらには景気後退からくる経営不振など様々な要因が挙げられますが、ここに来て新型コロナウイルスが追い打ちをかけているというふうな状況でございます。

次年度への具体策といたしましては、これまで同様に金融機関、商工会と情報を共有いたしまして事業者の経営状況の把握を継続していくとともに、これまでも続けてきました中小企業金融制度の活用、さらには経営指導、経営相談などを継続してまいりたいと考えております。さらに、補助制度の活用によりまして、新たな創業者の確保というものを図ってまいりたいというふうに考えております。また、他分野である農業や観光などとの連携を後押しする制度も構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 次年度の方向性、具体的な考えがあればということを伺いました。この評価シートにもある程度書いてあります。これは、こういうコロナ禍でなくても、時代の推移の中でこれはしっかりとやっていかなければならないことですよね。コロナ禍の影響が顕著に出ているところに何か施策を講じるようなことは具体的に考えているのですかということを聞いたつもりですけれども、すみません、再度お願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 大変失礼をいたしました。コロナ禍においての収入の減少に伴うことに対する支援につきましては、昨年度中小企業等活動応援給付金等の給付を行ったところでございます。さらにはコロナの影響が大きかった製造業ですとか飲食業の方々へもその給付金の支援をしてきたところでございます。今の状況ですとコロナの終息がなかなか見えないというふうなこともございますので、状況をしっかりと直視をさせていただきながら、必要な支援制度というものを今後も構築していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 分かりました。もうちょっと突っ込んだことを言っていただけるのかなと思いましたけれども、確かに創業支援とか事業継承のことも大きな課題として我々は背負っています、創業者は。このコロナ禍で影響を受けている部分に町の手だてとしてということで今具体的には給付金のお話もされました。ここ最近は県のほうの施策も私どもに案内が参っております。そういう年度内であっても、あるいは当初想定なかつたことでも、今大変な時期ですので、適時的に確な施策をしっかりタイムリーに独自財源でもやって守っていきますよというような町の姿勢が私はあってしかるべきだというふうに思ったので、その辺を考えているのかなと思って伺った次第です。くどいようすけれども、もう少しお願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたたじでございますが、コロナ関係につきましてはやっぱり終息が見えないというふうなことがございますので、しっかりと適宜に、今の町内事業所様のそういった実態を関係機関と連動してしっかりと把握をさせていただいて、適宜に的確な支援ができるように常にアンテナを張り巡らせてといいますか、情報収集に努めながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー4—4、商工業の振興について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） 同じく商工業の振興についてお伺いします。

商業店舗数において、指標の分析③では新規創業を上回るスピードで廃業者が増えており、現状値を維持できず減少したとあります。そして、要因が続きます。しかし、成果指標の実数値では相反しております。平成31年度の実数値のまづ信憑性を疑いますが、間違いないでしょうか。起業が要因ならば期待したいところですが、取り組む課題からは読み取れません。お伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、石川委員の質問にお答えさせていただきます。

実数値の信憑性につきましては、指標の分析③は前年度からの比較ですと実数値は増えておりますが、目標数値で見ますと減少しているところでございます。令和2年度につきましては、第3次総合

計画前期基本計画の最終年でもあったために5年間全体の分析、考察を行いました、結果目標値であります219店舗に満たなかったため、減少というふうに記載したところでございますので、実数値に間違いはございません。なお、令和2年度に新たに7件の創業があったものですから、31年と比較しまして7店舗増えているというふうな状況になってございます。

事業所の減少につきましては、景気の後退、人口減少、さらには後継者の問題等様々な要因があることから、ある程度の減少は避け難いというふうに町のほうでも考えております。新規創業の支援や事業承継の支援を強化いたしまして、町にとって必要な店舗が少しでも減っていかないような対策を今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 内容的には分かりました。商業店舗数ですので、実数ですので、こういった数字に出てくるのはどうなのかなと思いましたので。ちなみに、お伺いしますけれども、新規店舗7店舗、ちなみに空き家になった店舗のところに入られたのか、それとも新しく小さな店舗を構えて、それで新規に開店されたのか、そこだけもしお分かりになれば。

○委員長（堤 信也君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのいわゆる空き店舗と新たな店舗の区分けといいますか、区分なのですが、今手元に正確なちょっと数字を持っておりませんが、空き店舗を利用されている起業者の方もいらっしゃいます。さらには新しくお店を建てて、造って創業されたという方も両方いらっしゃるということは間違ひございませんので、ご報告させていただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） これは、希望的な考えですけれども、今うちの町は大変いろいろなところに、広範囲なところで点在した地域であります。若い方がひょっとしたらそれのところに戻られて、小さな店舗でもいいから開けられて、そして地元の方が活用していただけるような、そんなことが進めばいいなとも思いますし、また中心街が空洞化するというのも大変寂しいことですので、ぜひその辺りも協力していただいて、引っ張っていただければいいなと、そのように希望します。

終わります。

○委員長（堤 信也君） これで石川栄子委員の質問は終わりました。

以上で政策名、元気と賑わいのある産業づくりに関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） 以上で元気と賑わいのある産業づくりに関する質問は終了します。

ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため3時まで休憩いたします。

休憩 （午後 2時46分）

再開 (午後 2時58分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

これより政策名、学びあい未来を拓く人づくりの質疑を行います。

まず、施策ナンバー5－1、子ども教育の充実について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） それでは、子ども教育の充実についてお伺いします。

重点的に取り組んだ課題にGIGAスクール構想に合わせ1人1台のタブレット端末機、ICT機器を導入するとともにICT支援員を配置し、コロナ禍での学習について検討を深めたとあります。教育DX、デジタルトランスフォーメーションが授業風景を変えるとされる中、重点的に取り組む課題とする②、教職員のタブレット等ICT機器の活用力及び指導力育成の考え方をお示しください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 教職員のタブレット等ICT機器の活用力及び指導力育成の考え方につきましては、ICT機器を活用した分かりやすい授業の展開、児童生徒の情報活用能力や思考力、判断力、表現力などを育成するため、ICT支援員による授業支援や操作研修、またデジタル教科書等のソフトウェアを充実させることや、町内でICT機器を活用した中で発生する好事例を各学校で共有するなど、教員間の情報交換を実施しながら、活用力、指導力の育成に努めてまいります。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） ここで本当に大事なこと、活用力及び指導力、こちらの育成ということですけれども、実際に今タブレットを駆使できる先生というのがなかなか格差が大きいということで、通常同僚議員のほうからいろいろ指摘されております。意図にはそれこそ知、徳、体、バランスの取れた人間性と社会性を身につける、こういったような大きな意図のあるこの事業の中、施策の中で、やはり学校の中でもある程度先生方もそれなりに知識を心得てバランスよく子供たちに教えられる、そういう体制を取るべきかとは思いますけれども、先生方のこの機器の指導力、これどのようにこれから埋めていかれるおつもりなのか。なかなか指導員と、ICT支援員ですね、支援員さんですけれども、それぞれの学校でも必要なときにお一人ぐらいしかおられませんので、やはり先生方が主体になっていかれるかと思いますので、今後の指導力に対して格差のないような取り組み方をお聞かせください。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 教職員の方の指導力といいますか、ICT機器の使用についての格差についてでございますが、やはり各学校、また先生の間でも格差はございますので、先ほども申し上げましたとおり、研修であったり、あと教職員間の情報交換、あるいは前にも申し上げましたが、町内での先生方の集まりの中で他校の好事例等の紹介などによりましてそれぞれ研修をしていただきながら、格差を埋めていくということで指導力を伸ばしていきたいと思っております。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） これ子供たちのほうが実際には習得力って早いのです。例えば2歳の子がタブレットを預けると一気に画面を開こうとする、それだけもう身についてしまっているものです。教職員の先生方が早く、もちろんそういった技術を身につけられるのは当然のことですけれども、先生方との情報交換ですか研修会ですか、そういったことではなかなか埋め切れるものではないと思うのです。やっぱり実体験の中で子供たちと一緒にになってご自分も伸びていくという、そういったような、要は意欲的な取り組み方というのが大変重要になるかと思います。私ちょっと宮川小学校の公開授業を見させていただきましたけれども、大変意欲的な先生方が多くて、非常に生徒さんたちともその活用についてしっかりと向き合っておられました。その中でDX、その活用がこの先どんなふうに行われていくかという、先生方にとっては今与えられているものだけではなかなか範囲が限ります。それだったらば、塾にも負けないようなそういったICTの教育を施すためにはやはりもっと実際にはお金をかけて、ソフトももっと幅広く、実際にそういったものを活用したいと、そういったような希望も持っておられました。そういったようなことでもっとそれが各学校、町内の学校が皆さん同じようなレベルに早く到達するために、そういったどのような活用方法、私もこれがいいのではないかというのはちょっとと思い浮かばないですけれども、やはり実体験に基づいてどんどん積極的に先生方が一緒にになって使っていくということなのですけれども、実際先生方は子供たちとどのくらいの体験ですか、共同の時間を持たれているのか、またその理想に基づいて指導されているのか、そこだけお伺いして終わります。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 実際の子供たちと先生が一緒にどのように、どのくらい使っているかというようなご質問でございましたが、具体的にどれくらいという数字で表せるものではないのですが、それぞれできる限り活用しながら、そして前に教育長も申し上げておりましたが、まず子供たちに使わせてみる。子供たちがどんどん使っていくということでそこから先生方も一緒に学んでいくといいますか、築いていくということで使う場面をどんどん増やしていくようにしていきたいということで活動しております。また、最近もありましたが、先生方で集まりまして、新しい例ええばデジタル教材ですか、デジタル教科書だけではなく、例えばドリルのようなものですとか、そういうデジタル教材がどういうものがあるかというようなこともデモンストレーション的なことでいろいろと先生方で情報交換したり、こちらの会議室を使ってそういう研究といいますか、デモンストレーションを一緒に聞くというようなこともやっておりますので、よりよいもの、そしてより使いやすいもの、子供たちも使えるものというようなことを先生方が集まって相談したり、いろいろ研究、協議を重ねているところでございますので、今後そういったものの導入等も必要になってくるかと思いますので、予算等々もございますので、そういうことも含めながら、これからよりよいものを入れていけるように検討してまいりたいと思います。

○委員長（堤 信也君） これで石川栄子委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策ナンバー5－3、生涯スポーツの充実について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） では、生涯スポーツの充実について質問いたします。

課題に対する取組のところにおいて施設の長寿命化計画、個別施設計画を策定し、体育施設の方針を定めることができたというふうに述べております。次年度の方向性では体育施設の在り方を検討し云々、社会体育施設整備計画を策定すると述べております。説明会等もありましたけれども、町民の声を十分に反映できるのかを伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 根本委員のご質問にお答えしたいと思います。

会津美里町公共施設長寿命化計画の策定におきましては、令和3年2月13日及び14日、町内3地域において町民説明会を開催しており、またパブリックコメントを1月15日から2月19日まで実施しております。この町民説明会等において多くのご意見をいただきましたが、社会体育施設の施設数縮減の方向性については一定のご理解をいただいたと感じており、令和3年度に策定予定である社会体育施設整備計画に反映していきたいと考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 私も説明会に2か所出させていただきました。説明においても、質問に対する答弁においても私は不十分だったと思います。あれで一定程度の声をいただいた、理解をいただいたという、そういう例にたがわない常套句は、私は今はるべきではないと思っております。どうしてもっともっと町民の声を聞こうとする、あるいはやり取りどうしてできないのかというところです。それをどうして一定程度の理解は得たという、その根拠が私には理解できません。私は、メモ書きいろいろ持っていますから。お願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員のご質問を受けてなのですけれども、実際町民の方々から、やはり本郷地域の方からは、本郷体育館を解体するというところの方針をご説明させていただいたときには、やはり地域にこれまで根差していた社会体育施設なので、大きく反発があることに関してのお声については重く受け止めております。さらに、今回令和2年度につきましては長寿命化計画、施設の個別計画ということで策定させていただきまして、令和3年度におきまして実際施設を利用されている団体の皆様のご説明会を2度ほど、6月、8月と実施させていただきました。その中で、やはり町全体の建物ないしまた合併当時そのままになっている運動場、グラウンドとかテニスコート、本当に数多くございます。それを本当に縮減していくなければならない、整理していくかなければならないという思いについてはご理解していただいていると感じております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 私も出席して、皆さんのがわゆる説明内容、回答あります。教育長にもご答弁いただきたいのですけれども、あれが本当に望ましい、町民に説明する重要な機会であるにかかわ

らず、ああいうやり取りで、1時間足らずで終わった場合もありました。それで十分町民の声をいただいたというふうになるのか。確かにこれからパブコメもまた別の面でいただくという、そういう条例的な、規則的な手続はありますけれども、それとて生の声をいただく場合と全く私は異質だと思っています。生の声こそ一番大事なのだ、身近なものをどういうふうに地域住民が見ているか、あるいは感じているか、町の考え方をどこまで理解されているかというのは生の声が一番だと思うのです。それを1つの質問に対してお返ししたらそれで説明終わり。それは私はあるべき姿ではないと思っています。できればもっともっと話し合いして理解を得て、やってよかったねというところにやっぱり到達点を求めるのが私はそちらのトップとしての姿ではないのかなというふうに思っております。最後に、その点だけ教育長に伺って終わります。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問でございますが、私も整理計画の利用団体向けの説明会には出席させていただきまして、利用団体の方々からの真摯な思いは受け止めたつもりでございます。今委員おっしゃいましたように、もっともっと聞くべきではないかというご意見でございますけれども、これにつきましてもあの場で私どもで打ち切ったわけではございませんでしたので、終わった後も残られて個々にご意見をいただく方もいらっしゃいましたので、本当に思いのたけはその後、特定の方ではございましたけれども、受け止めたつもりでございます。一般質問でもお答えさせていただきましたが、そういう思いに少しでも報いるように何らかの施策を打ついかなければならないという思いは今もございますので、そういう意味で何らかの対応をしていくということを申し上げて答弁に代えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策ナンバー5—4、地域文化の振興について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） 地域文化の振興について質問いたします。

施策の意図が十分に図られていく必要があります。課題の取組内容は評価したいと思います。特に郷土資料館、仮称ですけれども、その整備で郷土の貴重な歴史的文化遺産が一堂に網羅、展示、保管されることは誰しもが望むことでありました。これは、もう博物館と称してもよいと考えております。そこで、コロナ禍の中スケジュールどおり進めたのか、進捗状況と次年度事業で具体的な考え方があれば伺います。いわゆる郷土資料館の実施設計をつくったとか、そういうことではなくて、中身の具体的なことを伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 会津美里町郷土資料館（仮称）整備事業につきましては、新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受けましたが、整備検討委員会を4回開催し、整備計画を令和2年10月に策定したことから、おおむね当初計画のとおり進めることができたと考えております。令和3

年度におきましては、令和5年度の開館に向け、改修工事の着手、資料の引っ越しの準備をはじめ、展示計画や開館後の運営計画等の検討を行う予定となっております。

以上です。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） ここで2つのことをお聞きしたいと思っております。いわゆるここで私申し上げました、もう博物館と言っていいぐらいの内容になるのではないかというところです。ただ、資料館というのと博物館では全く異なると思っているのですけれども、でも英語で言うとミュージアムと一くくりになります。この点はこの点として、これだけの内容が入るわけですので、そこは順序どおり進めたということで了としたいと思いますけれども、いわゆる文学資料、文学資料のほうも順調に検討協議会の中でしっかりと整理されていったというふうな理解でいいのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 文学資料につきましては、郷土資料館の2階に文学資料の展示場所、そして閲覧、展示ではないですね、すみません。図書室と収蔵する場所、そして皆様に見ていただけるような閲覧室等を造るように検討しております。その内容につきましてもペンクラブの方々のご意見もいただいて検討したところではあります。ただ、収蔵する内容につきましては、なおこれからもまたどういったものということをきちっと協議して進めてまいりたいと考えております。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） ここで教育長に伺いたいのです。とにかく大変な重要な資料館の整備になると思っています。そこで、先ほど言いましたように、博物館と言っていいぐらいの中身になるというふうに考えると、将来的にはそういう視野も私は当然持ちながら、国、県の支援をいただいて充実させるというやり方も一つ方法考えていくべきだと思っています。そうすることによって、外に対するアピール度も全く変わってきます。その点の受け止め方を伺っておきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えを申し上げます。

博物館並みというようなことでございますけれども、私も1度だけ整備検討委員会のほう出させていただきましたけれども、内容を審議していただく中で私の思いとしては、やはり子供たちも含めて貴重なこの郷土資料館の資料を教育に活用していく、これは大事な視点でありますので、もう一度小中学校の教育課程等見直しながら、どうやつたら各地の小中学校の児童生徒が訪れてこの施設を活用するような方向に行けるのか、再度検討するように一応お願ひはしております。ぜひそんな姿を実現していきたいなというふうに考えております。

博物館の件につきましては、私も郷土資料館との明確な学術上の区別を存じているわけではございませんので、明快なお答えはできませんけれども、そういうふうな博物館への思いというのには十分に

私も受け止めますし、そういうふうな資料もたくさん多分収蔵できるのではないかというふうに思つております。ただ、実際は学芸員の配置であったりとか山ほどの課題があると思いますので、ぜひそういう博物館級の価値を持った施設というふうに捉えて、様々なところからもご支援いただけるよう今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

以上で政策名、学びあい未来を拓く人づくりに関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） 以上で学びあい未来を拓く人づくりに関する質問は終了します。

お諮りします。本日はこれにて延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 (午後 3時23分)

決 算 特 別 委 員 会

(第 5 日)

令和3年会津美里町議会（決算特別委員会）

第5日

令和3年9月17日（金）午前10時00分開議

委員長 堤 信也 君 副委員長 村 松 尚 君

○出席委員（14名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
5番	堤		信	也	君	12番	根	本		剛	君
6番	鹿	野	敏	子	君	13番	山	内	須	加	美
7番	鈴	木	繁	明	君	14番	横	山	知	世	志
8番	星			次	君	15番	石	川	栄	子	君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総務課長	國 分 利 則 君
総務課長補佐	渡 部 朋 宏 君
総務係長	高 橋 力 也 君
政策財政課長	鈴 木 國 人 君
政策財政課長補佐	猪 俣 利 幸 君
政策財政課長補佐	大 竹 淳 志 君
政策企画係長	鈴 木 聖 崇 君
政策財政課長 人口減少対策係長	國 分 政 和 君

町民税務課長	児	島	隆	昌	君
健康ふくし課長	平	山	正	孝	君
会計管理者	原		克	彦	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
産業振興課 長補佐	小	林	隆	浩	君
建設水道課長	鈴	木	明	利	君
教育長	歌	川	哲	由	君
教育文化課長	松	本	由佳	里	君
教育文化課主幹	福	田	富美	代	君
代表監査委員	鈴	木	英	昭	君

○事務局職員出席者

事務局長	高	木	朋	子	君
総務係長	歌	川	和	仁	君

開 議 (午前10時00分)

○委員長（堤 信也君） これから本日の会議を開きます。

決算特別委員会5日目を行います。

一昨日に続き、政策名、魅力と個性のある地域づくりの質疑を行います。

まず、施策ナンバー6—1、地域活動の推進について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） 質問申し上げます。地域活動の推進についてであります。

過疎化が進む中で大事な地域活動の維持さえも困難な地域、地区がある現実課題に取り組む集落支援員の業務は、中間支援組織的で多岐にわたっておりまます。そして、次年度方向性で人材の発掘、育成と地域おこし協力隊の毎年度採用環境整備を進めると述べております。地域おこし協力隊の採用、活用も期待できますけれども、その展望をどのように考えているのか、まずお伺いいたします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 初めに、人材の発掘、育成でございますが、コロナ禍により地区的総会や集会、行事等が縮小、中止を余儀なくされ、地域活動への参加の意欲も薄まり、地域活力の衰退が懸念されているところでございます。集落支援員もこの状況を強く意識しながら集落を巡回し、話合いや活動提案を行ってまいりましたが、多くの方が集落の将来に危機感を持ち、地域活動の必要性を認識しながらも、高齢化が進み、担い手となる方が見つからず、具体的な取組に進展しないという実情でございます。このような担い手不足は多くの集落に共通する課題でございまして、集落に若者が残れる、若者を呼び込む対策により、過疎地域の人材不足の解消を図る必要がございます。

国も地域の担い手不足を問題視してございまして、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できるとして様々な施策を準備してございます。その1つに若者の移住に向けた地域雇用の受皿として、U I Jターン者を通年雇用し、地域内の事業者に派遣をする特定地域づくり事業協同組合の制度がございますので、1つにはその設立についても検討したいと考えているところでございます。これは、1年間を通して地域内の様々な職種に従事し、技術を磨き上げるとともに、地域の担い手を確保しようとするものでございますが、国の他の制度、いろいろございます。そちらも活用しつつ、地域での事業活動や起業に向けた活動を通して、地域住民との交流による化学反応と申しますか、イノベーションや新たな価値の創出につなげ、地域で活躍する人材が育てられるような仕組みを目指したいと考えてございます。

次に、地域おこし協力隊の採用環境の整備についてであります。国においても協力隊の拡充に向け、受け入れに対する支援を強化し、地方への人の流れを後押しする考えでございます。昨年度は感染症拡大の影響で半年以上遅れましたが、3名の協力隊を任用することができました。今後も継続的に協力隊の受け入れを行っていきたいと考えております。協力隊が任期中に得た人脈やノウハウが引き継がれていくような仕組みづくり、活動しやすい環境づくりと、任期終了後の仕事を含め、定住できる環境づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

令和3年度は、ふくしま連携復興センターと連携をし、専門家を招聘しての勉強会やワークショップを通して、行政はじめ地域や関係団体が協力隊制度に関する理解を深めるとともに、どのような受け入れ態勢が望ましいのかを検討してまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 丁寧な説明ありがとうございました。すごく壮大なことを考えていらっしゃるということは分かりました。でも、それが限りなく理想像に近い。地に足のついた施策展開に本当になっていくのかというのが今聞いていてなお心配するところです。理想とするところは全くそれで私もいいと思います。でも、現実問題として、特に集落の担い手不足を若者定住を核にして化学反応ということもおっしゃいましたけれども、本当にそこに住んでいただいて、地域活動の担い手として本当にそこについてもらえるのかどうなのかというところ、この捉え方は個々それぞれだとは思いますけれども、本当にそういうことを可能だと思って構想されるのでしょうか。そういうつもりの覚悟ですというならそれはそれで尊重して応援もしていかなければならないと思いますけれども、そこが私はあまりにも無限大に理想を望み過ぎているのではないかというふうにちょっと心配するところあるのですけれども、いかがでしょうか。

それから、地域おこし協力隊、これは国の制度ですから、しっかり活用して少しでも地域の活性化、あるいは課題解決に向けていく、これは有用な政策だと思うので、十分に活用していただきたいと思います。問題は集落をどうするかの部分で、再度お願ひしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいま申し上げました関係人口云々の部分に関しましては、今現在総務省のほうでも掲げてございまして、地域創造力グループの施策であります。都市から地方への移住、交流を推進するというスタンスでいろんなメニューをつくってございます。今おっしゃられました地域活動を行っていくためには、やはりそういった関係人口を呼び込んでいくことが必要だろうということと、地元の方々やっぱり掘り起こして、その方々とほかから来た人たちがムーブメントを起こしていただけるような環境ということで考えておりますが、それは理想ではないですかということでありましたが、実際協力隊を何年も継続していくことで、協力隊の方々は都市部にいるとも限りません。地域の中に入っていくことになるかもしれません。まさしくそういう人が増えていく、定着していく方が増えていた中で地域との関わりを持っていただく、そんなことを構想しつつ、地域の担い手のほうにもつながっていくのではないかという考え方で申し上げたところでございます。目指すところは大きいかもしれません、一つ一つ、協力隊の継続的な任用ですか、それから始めて、地域との関わりを持たせていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

協力隊について、今の地域活動の中にも投入していくということでお答えさせていただきました。それ以外にということであれば、地域おこし協力隊、継続的に採用させていただきて、今いらっしゃ

る方々が独立するのか、もしくはどうなさるのか、3年後の協力隊卒隊と申しますか、後も視野に入れながら、冒頭申し上げました特定地域づくり事業協同組合をもう設置している自治体もございますし、そういったこともあります。また、近隣町村では協力隊の受皿の組織を整備して、そこでいろいろ悩み事を聞いたり、いろんなノウハウをそこで勉強していくというようなステージづくりもしているところもございます。美里町でできないことはないと考えてございまして、こういった取組を継続して行うことで、また独立する際には、要はローカルベンチャーになりますか、ソーシャルベンチャーになりますか、そういった事業を起こしたいという部分に関しましても商工観光サイドの創業支援事業でありますとか中小企業だとかいろいろ関係省庁もございますが、そちらのサポート等もありますので、そういった十分活用しながら地域に根差したような活動を今後ともできるような、そういった組織づくりを目指しているということでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 突っ込んだ説明いただきありがとうございます。その部分は強力に進めてもらっていいと思うのです。やっぱり組織化は必要ではないかなというふうにも思います。この成果表を見ますと、私は目標値がそもそも低めに見られているというふうに前々から思っていました、これをそれだけの構想を描くのであるならばもっと高めに設定して取り組むと。いわゆる中間支援組織、私はここの充実を図って、その集落間あるいは地域間の連携強化、わざわざそこに、その地域、現場に住むことがなくても心配はないですよ、地域課題にはしっかりサポートできる組織を持っていますよといいういわゆる中間支援組織の充実を図ることのほうが私は急務だと思っています。いわゆる集落支援員の皆さん、本当に活動が多岐にわたっているなというふうに内容を見ますと見えます。これがまさに、我々議会でも勉強しに行きましたけれども、しっかりそういうことも理解できている支援組織が充実することによって、その部分は大きく取り組める内容になるのではないかというふうに思っています。そこに地域おこし協力隊も入っていくことも可能でしょうし、そういうふうにしてどこに住んでいても困ることはありませんよ、この美里町においてはというメッセージが出せる組織の充実が私は今必要なではないかなというふうに思ったもので、再度の見解をいただきたい。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 中間支援組織の部分でございますが、現在集落支援員の中で中間支援的なことを行わせていただいているのも事実でございます。そういった組織を拡充する、そういうものなのか、もしくはいろんな各地区の地域課題、なかなか担い手がない、そういったものを包括的にただ事務処理をするでありますとか、そんな事業体も必要なのか、様々検討をしていく必要があろうと思っております。中間支援組織、そういった部分も含めますといろんな可能性があると思います。今集落支援員の方に中間支援的なこともやっていただいているところでありますが、組織化についても十分検討していく必要があろうと思いますし、協力隊の方々が入ってきた中で、現状中間支援組織を立ち上げるために投入するということは考えてございませんけれども、十分地域に根差しても

らった協力隊の方々が卒隊されたときにそういった支援組織を立ち上げていく、もしくはそういった支援組織を立ち上げるための今準備運動をしていくということは全然可能でありますので、そんな形で今の対応、協力隊の皆さんともいろいろ話し合いながら進めていきたいなというふうには考えてございます。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策ナンバー6－2、多様な交流と連携の推進について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） では、多様な交流と連携の推進について質問いたします。

指標の分析でコロナ禍の影響を受けていることは理解しております。しかし、課題取組の1点目はこれまでの取り組み方の延長線的事業で限界もあるように見えます。次年度の方向性で述べているグリーンクラフトツーリズムやまちやど創出に期待できますけれども、進捗度はいかがなことになっているのか伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまのご質問でございますが、まずグリーンクラフトツーリズムでございます。このグリーンクラフトツーリズムにつきましては、地域の人と触れ合い、町の魅力を感じてもらう体験コンテンツを充実させ、リピーターとなるファンを増やし、経済効果を上げていく取組であり、地域おこし協力隊が主体となって事業を進めているところでございます。また、まちやどでございますが、町を1つの宿と見立て、宿泊施設と地域の日常をネットワークさせ、町ぐるみで宿泊客をもてなすことで地域価値を向上させる取組でございまして、この事業については民間プレーヤーが主体となって進めてございまして、地域おこし協力隊はサポート役として事業に取り組んでいるところでございます。

令和2年度の進捗でございますが、コロナ禍でございまして、人流の抑制等の影響により計画どおりとはいかない状況でございました。グリーンクラフトツーリズムに取り組む地域おこし協力隊員3名を任用いたしまして事業に着手したところでございます。まちやど創出でありますが、事業を推進する民間プレーヤーが合同会社を立ち上げました。県のサポート事業の採択を受けまして、空き店舗の改修準備等に取りかかったというところでございます。今年度は、その改修等々を行っていくという予定でございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 質問の中で初めに申し上げました、いわゆる成果指標の中で限界性を私は見てとれているわけです。そこの認識をちょっと伺えなかつたので、それが1点と、つまり今話の中でも出ていました関係人口も含めて、私は一步も二歩もやっぱりステップアップといいますか、外に出るとかではなくて、もっと根本的に関係人口増を図る施策にシフトすべきだというふうに前々から言

ってきております。それは、このグリーンクラフトツーリズムもそうです。まちやど創出、具体的にもう民間プレーヤーの方々が進んでいるということも今初めて分かりましたので、期待したいですけれども、いわゆる財源づくりとか情報発信、この点で優れているのがクラウドファンディングです。町が何を求めているのか、何に力を入れているのかという部分においてはこれがすごく有力な方法だと思っています。ふるさと納税も使って財源は求められないことないのですけれども、何に使っているか分からぬという現実があります。具体的なことを挙げればそれだけ関心を呼びますし、この町で考えていることが明らかに外に出ていくわけです。それによって関係人口がぐぐっと増えることを想定しての交流が私は始められるというふうに前々から思って提案しているつもりですけれども、やっぱりあれもこれもってどうしても取り組んでいるように見えてしまうのです。いわゆる姉妹都市だけの交流でやっていることだけではないわけですね。この事務事業を見ますとこれだけの項目があるわけです。有効に活用して、私は発想転換というか、そういうことも考える局面ではないかなというふうにも思うのですけれども、見解を伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 多様な交流の連携ということで、いわゆる都市交流でありますとか姉妹都市につきましては、やはりコロナ禍ということでなかなか今事業が難しいのかなということを考えてございます。こういった交流は、今後とも継続していくことで、それこそ関係人口のほうにもつながっていくのだろうというふうに考えてございます。今ほどのさらにふるさと納税ですか、ふるさと納税等を通じたクラウドファンディングのお話もありました。クラウドファンディングについては内部で、以前にもご質問いただきまして、協議をして、中でいろいろもんでいるところでございますが、一方で企業版のふるさと納税という部分もございます。そういったものについても、町といたしましては今取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。そういった部分も十分活用しながら関係人口を創出していくということは、おっしゃるとおり必要かなと思ってございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） ぜひそこはもう一度立ち止まって考えていただきたい。課題に対する取組のところでアフターコロナに向けた競技を継続したというふうになっています。どういうことかなと、どういうことを協議されたかなというのは想像できるのですけれども、期待を持つようなことには読み取れない。いわゆる本当に関係人口というのは多様です。とにかくここに来てもらって、ここを知ってもらって、お金を落としてもらう仕組みをつくる。魅力をそこに増加していく。この取組が、私はいろんなものをやり過ぎていて、なかなか外にきちんと発信できていないというふうにも思います。この関係人口つくり、もうちょっとしっかりと取り組んでいただきたいなと。今の事業展開も取りかかっていますので、大事ですけれども、そこはしっかり考えていただきたいなというふうに思っておりますけれども、くどいようですが、再度お願いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 様々な局面で関係人口という、重要だというふうに国のほうでも呼ばれつつ、各自治体、そういった取組を進めているところでございます。おっしゃられるとおり様々な部分で、納税もございます。都市交流もございます。そういった部分で何でもかんでもやっているように見えるということですが、一つ一つやっぱり成果を上げていくことこそが必要かというふうに考えてございます。今いただきたいわゆるふるさと納税、また私どもこれから取り組みます企業版のふるさと納税、これらも十分成果を上げられるような、また目的もございますので、そういった目的、SDGsに合ったような目的を掲げながら、まちづくり、またそういった関係人口の創出につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

以上で政策名、魅力と個性のある地域づくりに関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 以上で魅力と個性のある地域づくりに関する質問は終了します。

ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 （午前10時24分）

再開 （午前10時26分）

○委員長（堤 信也君） 再開します。

これより政策名、町民に信頼される行政の推進の質疑を行います。

まず、施策ナンバー7-2、効率的な行政運営について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） では、効率的な行政運営について質問いたします。

成果指標①、②ともに数値が減少著しいことについて分析をしております。逆に町民のそうは思わない、考えない理由を具体的にどのように考えているのか伺いたいと思います。

また、次年度の方向性はこのとおり進めるべきだと思いますけれども、中でも重点的取組課題で述べている職員研修の再構築の理由と内容を伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、町民のそう思わない、考えない理由を具体的にどのように考えているのかにつきましては、本成果指標につきましては令和3年度の町民アンケート結果を目標値として設定しているところでございます。自由意見から考察いたしますと、職員の窓口対応や高田、本郷、新鶴における地域格差、さらには住民ニーズに応じた行政サービスの提供がされていないなど行政運営に対する大変厳しいご意見と不満の声に加えまして、前町長によります官製談合防止法違反に係る新聞報道や新型コロナウイルス感染症防止対策に対する不

満などの声などがそう思わないと回答した割合が増えたものと分析をしているところでございます。

次に、職員研修の再構築の理由でございますが、まちづくりは人づくりと自由意見の中でもございました。町民の立場に立った対応、無駄のない行政サービスを提供するのはまさに我々職員でございます。その職員の人材育成や能力開発を行うことは、本町発展のための課題の一つとして認識しておりますので、町民の満足度向上につなげられるよう職員一人一人のスキルアップ向上、特に若手職員に対する政策能力の向上に向けた職員の研修、さらなる充実強化を図ってまいりたいと考えてございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 職員の再構築について今述べられました。今ので答弁になるのですか。委員長、どうでしょう。再構築というから。

○委員長（堤 信也君） 後段の部分でその説明は、答弁はありましたけれども。

根本委員。

○11番（根本謙一君） 前段ですけれども、いろいろそは思わない、考えない理由を今具体的に見るおっしゃいました。では、それに向けてどのように2年度対応できて、できていなかつた部分と、それから当然今後そこに、解決に向けて取り組んでいくのでしょうかけれども、その点についても伺っておきたいと思います。

後段ですけれども、職員研修の再構築ですから、今までのやってきた再確認、その中で言われたスキルアップの向上とか特に若手に向けて。私は、若手よりも幹部、中堅研修のほうが何より大事だと思っています。若手は、日々勉強しているわけですから、問題は私は幹部と中堅の皆さん、その方が時代をちゃんと捉えて、あるいは地域の皆さんと向き合って対話して、きちんと向き合っていただけているかなというところがとても懸念を持っているものです。わざわざ町民の立場に立ってと課長おっしゃいました。全くそのとおりです。そうお願いしたいです。そのためにはやっぱり外に出でいかないと、中では限界性があります、それは。机上で勉強ばかりしていても駄目です。やっぱり外に行ってショックを受けて帰ってこないと、やっぱりやる気、改革心、私は起きないと思っています。これは、自分の体験もありますけれども、これは個人的な感想ではないと思います。そこをどのように認識されるか伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、1点目でございますが、これまでの対応できていないというようなことでございます。これにつきましては、やはり職員の人材育成が肝要かなと思っております。そこに対しまして、町といたしましても様々な研修を行ってございます。ご意見の中にもございました、接遇なりそういう対応がよくないというような意見に対しましては接遇の研修、さらには官製談合の件もございました。それに対しましてはコンプライアンスの研修などもやってきたところでございます。なかなかアンケートの成果にはまだ出ておりませんが、やはり今後とも職員一人一人が真摯に

対応して、町民に向き合った対応をしていくことが肝要だと思ってございます。

2点目の研修の再構築でございます。確かに委員おっしゃられたとおり、幹部のいわゆる中堅の研修も必要だろう、当然そうは思っております。現在なかなか外に向けた研修というのができない状況にはなってございます。しかし、やはりそういった現場、そういった外の声を聞くというのは何よりも大事なことと思っております。さらに、今回先ほど答弁、お答えしましたが、若手職員に対してのというようなことでお答えさせていただきました。これまで若手職員につきましては基本的な対応、例えば窓口の接遇、そして例えば公務員の倫理と、そういった面をある程度中心的に行ってございました。やはりこれからは当然中堅、幹部クラスもそうでございますが、若手の中堅クラスの若手職員の中にそういった今後の会津美里町に今後どういうことが必要なのか、職員自らがその課題を見つけて、それをどう解決していくのだと、そういった方策なりをできる研修ということを考えてございますので、そういった考え方で職員一人一人のスキルアップを図っていきたいと考えてございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 言葉遊びをするつもりはありませんけれども、今課長がおっしゃった町民と向き合ってという言葉ですけれども、今は町民に寄り添わなければいけない時代だと思っております。ここは言葉の使い方ではなくて、やはり心の持ち方だと思いますので、そこは再度感想、見解をいただきたい。

それから、職員研修ですけれども、若者は、若手は、特に本当に入ってきたばかりの方々、広報を見てもお分かりのように本当に真摯な志を持って入ってこられています。何をやればいいのか、どう課題に向き合つたらいいのかという姿勢は現場で習得していくと思います。その姿を見せるのは幹部の皆さん、それから中堅の皆さんではないですか。私は、そういう意味合いで言わせていただきました。失礼な部分はあるかもしれませんけれども、そういうことを意識していたら後輩にはどんどん伝わっていくと思います。私は、そこをぜひ心得ていただきたいなと。そのためには象徴的なところに、あるいは先進モデル的なところに派遣する、勉強してきてもらう、研修費を私はもっと使っていいと思っています。1,000万単位で使っているところもありますから、町で。ぜひ力を入れていただきたいなと思います。再度の見解をいただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それではまず、1点目でございます。町民に対する向き合い方ということでございます。当然一人一人にそういった町民の方へ寄り添った対応というのが肝要だと思っております。それに向けては、さらなる今年ということもございます。これは日々、毎日、我々が一日一日取り組んでいくことが肝要と思っておりますので、そういった気持ちを持ちながら対応してまいりたいと思っております。

研修でございますが、確かに若手職員に模範を見せるのは中堅なり幹部職員と、これはもっともだと思っております。当然日頃の業務の中で係長、さらには課長と上司がそういった姿勢を見せること

によって若手職員が育成になるということは当然でございます。先ほど私申し上げましたが、やはり現在なかなか若手職員がある程度集まりまして、若手同士のいわゆる各課横断でございます。いわゆる同じ課の中ではやはり限られてしましますので、いろんな課の職員が集まりまして、そこの中で新たな政策なり課題を見つけて、その中でチームとしてどういったことに取り組んでいこうと。それに対して今度研修なりをするということでございますので、そういったの課内における研修、そしてそういった若手職員が一堂に集まりましてそういった新たな課題を見つける研修、両方大事でございますので、そういう面をより充実させるよう工夫しながら研修に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー7－2、効率的な行政運営について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） 同様に効率的な行政運営についてお伺いします。

指標の分析①、町民への信頼回復に向けた取組が不十分であったと考えられるとはどのような事案に対して不十分であったのか、まずお伺いします。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございます。指標分析①ではどのような事案に対して不十分であったのかにつきましては、令和3年度の町民アンケート調査の実施期間が本年4月1日から4月30日までの期間であったことから、この期間は前町長の官製談合防止法違反に係る新聞報道等が多く取り上げていたこともあり、時期的に結果に影響したものではないかと考えているところでございます。これまでの過去3年間の実績値におきましては上昇傾向にございましたが、うち直近2か年につきましては目標値をクリアしておりましたが、結果として数値が減少したことになりましたので、このような分析としたところでございます。いずれにいたしましても、町民に信頼される行政の推進につきましては、職員一人一人が自覚を持ちながら、町民の信頼回復に向けて取り組んでいくことが重要であると認識しておりますので、そういった信念の下に行政運営をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） この場合、特にこの官製談合につきましては、本当に昨年の年度末でいきなり出てきたものですけれども、やはりこの町民に信頼される行政サービスというのは、これをはるかに超えるような町民の皆さんができるを感じる、感じ取る、そういったものがこの数字に本来なら出てこなければならないのではないかなど、そのように思っております。まず、取り組む課題、これからもそうなのですけれども、課題がきっちり見えていれば的確な研修計画ですか、そういったものの構築が図られると思うのです。例えば職員にとって何が大事かというのを町民目線から見た場合、そ

れこそアンケートの自由意見、この後もちよと発言させていただきますけれども、こういった自由意見の中に本当にそういうものが幾つも入っております。例えば接遇ですか、それからコンプライアンス、公務員として何を守っていかなければいけないのか、そういったものですとか、もしくは防災における対応、住民の皆さんのが避難してきたときにどう安心してそこにいれるか。それからまた、私もよく相談受けますけれども、福祉に関する支援体制です。何でもやれとは言いません。ただ、そういうものを町へ行けば案内してくれる、町へ行けば自分たちがどう道を探っていくか、それが見えてくる、そういうような案内ができる、そういうものをきちっとそれぞれの所管の下において取り組んでいかなければ、やはりこれは本当に安心した、皆さんのが通える、そういう了庁舎になるのかなと、そのように思われるのですけれども、こういった的確な研修計画としては課題をしっかりと抽出するということを私は提案したいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かに今年度の町民アンケート、これは自由意見でございますが、合計129件、129名の方からご意見をいただいたところでございます。まさにその意見の中には様々なご意見をいただいております。先ほど委員おっしゃったとおり、福祉分野から我々の窓口の対応まで全ての役場、多分行政の全般にわたってご意見をいただいているところでございます。先ほど研修の話でございますが、やはりこういった129件もの貴重なご意見を、これを参考にしながら研修に取り入れるというのは非常に有効な手段だと思っております。現にこのアンケート結果を例えば先ほど若手研修だけではなくて研修の中に取り入れまして、こういった意見のある中からそういう課題なりを見つけて、ではまず優先的にどれをするのだと、そういう取組も必要なのかなと思っております。ただ、やはり根本的には我々職員1人の窓口の対応ですとかコンプライアンス、基本的な研修は重要なのかなと思っております。それに加えまして先ほどそういった政策を横断的に検討しながら進めていく、それが肝要なのかなと思ってございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） この研修に対してなのですけれども、ただいま同僚議員おっしゃっていました。いろんなところに出向いて、そしてお互いの意見交換というのも、私も議員をやって、そして県外に出ていったときに本当にこれは痛切に感じております。それが今できなくなつて非常に残念なのですけれども、ただこれから先のことを見据えた場合、やはりこのコロナ禍の中でこの後5波、6波とかって、そういう話が出ておりますけれども、やはりなかなか外に出るのは難しいかと私は思います。そうであれば、今いろいろなオンラインでこういったセミナーの案内が出ております。そういうものを的確に捉えてオンラインセミナーをしっかりと皆さんで受けて、そしてもし可能ならある程度講師の方をお招きして、庁内の職員の方たちでディスカッションをすると。そういう形でお互いにその意識を共有する、それも大事なのではないかなと思われます。今後の施策として、また取り入れていただければと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 研修でございますが、確かにオンラインは現在も、昨年度末あたりから積極的にオンラインによります研修は取り入れるところでございます。確かにこれまで昨年度から取り入れてきました。やはりオンラインでできること、オンラインでは難しいところが見えてきたところでございます。やはり本来であればその現地に行って、視察研修につきましてはやはりその実情を実際目で見て、そういう生の意見を聞くということも必要かなと思っております。しかし、現在のコロナ禍の中におきましては、そういうこともなかなか難しいと思っております。ですから、オンラインの研修がやはりこれからは主流にはなってくると思います。しかしながら、やはり現場でなければできない研修もございます。そういうことについては、やはり感染症対策をしっかりといたしまして、当然研修先の相手方もその辺のご理解をいただきながら現地に行く実際の研修、さらにはオンラインによる研修をうまくそういうミックスしながら、よりよい研修制度に向かって人材育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（堤 信也君） これで石川栄子委員の質問は終わりました。

次の施策に移ります。施策ナンバー7—3、町民参加の推進について、11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） 町民参加の推進について質問いたします。

成果表4点の数値が軒並みに減少しております。課題の取組はしております、それぞれに分析をしております。そこで、次年度の方向性で述べていることもあります、改善向上策をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、改善向上策についてでございます。まず、情報の発信といたしましては、令和2年度に整備いたしましたラインの配信内容の充実と登録者の拡大を図っていきたいと考えてございます。3月に整備いたしましたA Iチャットボットの登録者数が3月末で410名だったものが直近、9月10日では847名と倍の登録となってございます。また、この登録者の41%が50歳以上の方でございます。なので、若い世代の登録の拡大を図りたいというふうに考えているところでございます。

みんなの声をまちづくりにいかす条例についてであります、分析にもございますとおり、各世代とも認知度は低いという状況でございます。昨年度の参加条例に基づくパブリックコメントは例年より多く実施しているところではありますが、認知度が下がっているということでございます。町民参加条例とパブリックコメント等の関係が結びついていないなど、各世代にわたって十分に内容が伝わっていないのかなというふうに受け止めているところでございます。このため、周知方法を工夫しなければなりません。かねてより課題でありました部分でございますので、令和2年度は大学との連携事業で効果的、効率的な情報発信について、大学から提言をいただいたところでございます。この提

言を踏まえまして、令和3年度に向けましては、広報紙やラインで気になる情報がある場合に町ホームページにつなぐことでより詳細な情報が取得できるよう整理、再構築の検討を進めているところでございます。また、広報紙では紙面構成や特集記事の掲載方法、広報紙とお知らせ版の一元化などいろいろ提案いただいてございます。この検討を進めながら、より分かりやすい情報の提供を行い、改善向上につなげてまいりたいと考えてございます。

なお、まちづくりに意見を言う機会の指標、それから町民ニーズの反映についての指標の向上につきましては、やはり感染症の終息があるかと思います。ですが、昨年、令和2年度導入させていただいたライン等々もございますので、そのようなツールを十分に活用させていただいて、PR等々工夫して指標の向上につなげたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） 詳しい分析そこまでやられているということで理解しました。ぜひこれはこれで十分に取り組んでいく必要があると改めて思いました。それで、そもそも大事なところをちょっとお伺いしたいと思います。今話題でも出ましたみんなの声をまちづくりにいかす条例、これ町民参加の下に苦労されてつくられた。若手職員の方々が、先進事例を現地まで行って勉強してこられたもの、資料を読ませていただいて感動する部分もありました。そこで、この条例の中身にそもそも大事なことが書いてあるのです。この用語の意味で行政活動とはとか町民参加とはとか、それから基本原則の部分、そして町の機関の責務、ここ十分意識されてやっていただけていますかというところを再度問いたいと思います。ややもすると時間に追われて、あるいは期限切られてということでおろそかにはしていませんか。人が集まらなかったけれども、懇談会、説明会を開いて一定程度いただきましたね、それを基にパブリックコメントをやって、これでよかったですよかったですというようなことにしては私はいけないと思っています。私も度々話していますように、そういう場に参加させてもらいまして、聞きっ放し、言いつ放しになっているという印象を否めませんでした。ですから、対話が私は希望を生むと思っています、やり取りが。私その感覚を行政の皆さんには失ってほしくないです。ぜひここをこの条例再度読み解いて、皆さんで共有していただきたい、町民に寄り添った対話を進めていただきたいなというふうに思いますけれども、今るる言われた改善策はこれから時代に向けてどうしてもやらなければならないことですから、ぜひ進めていただきたい。この前段の条例についての見解をいただきたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 条例の中身であります。今いろいろご意見いただきました。内部における検討と申しますか、職員一人一人がやはりきちっとこれを理解する、それを今後ともできますように内部的にも努力をさせていただきたいと思います。さらに、町民の皆様についても中身を十分分かりやすくご説明する、いろんなツールを用いてそこはPRしながら、内容についてもそのような周知を図っていくということで、そういったことを続けながら、お互いの、いわゆる今ほどあります

たとおり寄り添うような形、もしくは議論等々がきっちりできていくのかなというふうに思ってございます。今後とも内容を深めるためにいろいろ勉強させていただきたい、周知啓発に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（堤 信也君） 根本委員。

○11番（根本謙一君） くどくは申しません。丁寧な説明とよく言われるではないですか。それは、結果を説明するのではなくて、結果はお知らせです。説明というのはプロセスです、どうしてこういう結論に至ったかという。そのプロセスを説明しないからなかなか理解できない。それで、今説明しました、1回で行ったり来たりがない。これをやつたら成果指標の数値は絶対上がります。町が変わってきたなという、そういうメッセージにもなると思います。ここをぜひ押さえていただきたいなと思いますけれども、見解をいただきたい。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 昨年、まさしく町民懇談会は非常にコロナの影響でなかなかできていなかったところでもございました。そういった機会を捉えましてきっちりお話をさせていただく、中身についても本当に真摯に、今まで真摯でないという意味ではございませんが、より真摯に受け止めながらお話をさせていただく、そういった心構えで今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（堤 信也君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、同じく施策ナンバー7－3、町民参加の推進について、15番、石川栄子委員。

○15番（石川栄子君） 同じく町民参加の推進についてお伺いします。

①にあります必要な情報が提供されているかとの問い合わせには高い数値が出ておりますが、②、③では低い目標値にもかかわらずさらに低くあります。この結果は、町民アンケートの自由意見を見ると理解できます。出しつ放しの情報発信では受け取り手は認知できずにいるのではと推測されます。そこで、この自由意見についても指標の分析に生かしているのか伺います。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまの自由意見についてでございます。会津美里町第3次総合計画に掲げる将来像の実現に向けた町の取組や行政サービス等について自由意見欄を設けまして、ご意見やご要望等を把握するために行ってございます。指標の分析上では成果指標の目標値と実績値を比較して達成状況、それから理由、要因について把握をして今後の方向性や重点事業の検討をしているところでございます。自由意見につきましては、必要に応じまして参考とさせていただいているところでございます。なお、情報発信についてでありますが、広報紙につきましては多くの町民の方が見たいと思う紙面構成や掲載内容を検討しているところでございます。また、町ホームページ、広報紙、ラインを連携して情報発信をすることによって、必要な情報を取得しやすい環境整備を進めているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 広報紙も盛りだくさんですし、あと今ホームページも大分見やすくなっています検索もしやすくなってきてはおります。今回ちょっと取り上げさせていただく、アンケートの取り扱い方なのです。私これ毎年ちょっと注視しているわけなのですけれども、例えばこの中に不妊治療への助成等サービスを検討してほしい、それから独り暮らしのご老人が日常生活、健康状態を毎日把握し、適切な支援ができるシステムが欲しいと。それからあと、もっとこれは思ったのですけれども、町の将来像、まるごといいね！会津美里、この実現ということで唱えられていますが、具体的にはどのようなことなのでしょうかと、そういったような内容も出ております。私例えば不妊の治療助成ですか、これはうちの町はよその自治体より早く取り上げられていたかと思います。お独り暮らしの方について今まで行われてきた敬老会ですとかそんなときにアイネットの紹介ですとか、実際にこのアイネットを取り入れられている方が倒れているときにご近所の方が見つけてくれたと、そういったような実例もあります。そういうものが実際には届いていないということが問題だと思うのです。せっかく年に1回こういったアンケートを取られているのですから、これに答えてあげるべきだと私は思うのです。1回出したから、さあ皆さんにこれで分かってもらえたでしょうではないのです。ですから、2年、3年と同じような、例えばどうしてこんな庁舎を造ったのだなんていうような問い合わせの中にはあります。それにはしっかりと考え方があって、そしてこの庁舎が建ったといったようなことをこれに基づいて特集記事とか、そういったような形で広報紙に年に1回これを取られたら、年に1回またこれに対してお答えすると。実際に町はここまでやっていますよと、そういったようなことをお答えする。先ほど申し上げましたように、職員に対する意見も本当に以前から比べるとどんどんいいものが出てきています。大変その職員が親切で助かりましたという感謝するような言葉も出ております。こういったようなことも職員の方たちにもやはり、もちろん御覧になっていると思いますけれども、やはりそれを言葉で周知される、それだけでも随分意識が変わると思うのですけれども、年に1回で結構ですから、こういった問い合わせですか、あと認識がまだそこまで町民の方に行き渡っていないのだなと思われるような方たちのために特集記事を提案するのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 特集記事の提案ということでございましたが、自由意見につきましてはおっしゃるとおり、508人回答者いらっしゃいまして、今年、この4月、129件ほど自由意見ございました。結構多くの方がアンケートに印をつけながら自由意見を書いていらっしゃるということからすると、道路の状況の意見なんかもございました。いろいろ見ていきますと、少しちょと不満と申しますか、そういったところが今回ちょっとかいま見れたというところもございまして、これは先ほどの指標の低下につながっているのかなというふうにも考えております。例年多いのが防災放送について、これはただ前年は16件あったものが今回のアンケートでは11件に減ってございました。広報情報に関しては、令和2年度13件あったものが今回は6件。さきの質問にもありました、町長

の事件等々がございまして、今回それが13件ほど上がったということがあります。今までの議論の中でもありました、防災放送につきましてはそれぞれ改善なりいろいろやっていくということと、情報発信、ホームページ等々については、いわゆるインスタだとかラインを活用したらどうなのという意見もございました、令和2年。令和元年度のアンケートなので、令和2年に行ったアンケートです。そういう意見もございましてAIチャットボットの導入にもつながってございます。そういった方、多分今回はチャットボット、ライン云々というご意見はちょっとなかったのかなというふうに思っておりますが、また広報紙やチラシ媒体が多くてなかなかもったいないねというようなこともございましたり、それぞれ改善をさせていただいておりました。それは、自由意見に特化した改善ではございませんで、町側で全体的な分析をした中で改善をしてございました。それがそのようにつながっていくものに関して、おっしゃるとおり特集記事でありますとか、もう少し事業を周知、町ではこんなことやっていますということをもう少し目につくような周知方法をやっぱり検討しなければいけないなというふうに思ってございますので、特集記事も含めまして、いろいろ工夫はさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（堤 信也君） 石川委員。

○15番（石川栄子君） 補助事業にしてもそうですけれども、厳しい財政の中から町民のためにせっかく政策として動かされていますので、ぜひ町民の皆さんに、できるだけ多くの方に知っていただけるよう、そんな今工夫されるとおっしゃいましたけれども、さらに前向きに検討していただきたいと思います。

終わります。

○委員長（堤 信也君） これで石川栄子委員の質問は終わりました。

以上で政策名、町民に信頼される行政の推進に関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 以上で町民に信頼される行政の推進に関する質問は終了します。

以上で通告された質問は全部終了いたしました。

ここで施策に対する質疑を終了いたします。

ここで説明員入替えのため11時20分まで休憩いたします。

休憩 （午前11時03分）

再開 （午前11時19分）

○委員長（堤 信也君） 再開します。

続きまして、総括質疑に入ります。質疑者は挙手にてお願いします。

9番、横山義博委員。

○9番（横山義博君） 3か所についてお尋ねいたします。不用額のことです。

まず、74ページ、老人福祉費の中の委託料、不用額が765万4,027円となっている。これがほかからの流用として……

○委員長（堤 信也君） 横山委員、ちょっと。

暫時休憩します。

休憩 (午前11時20分)

再開 (午前11時20分)

○委員長（堤 信也君） 再開します。

横山委員。

○9番（横山義博君） 不用額についてお尋ねいたします。3か所ありますので。

74ページ、この委託料の不用額765万4,027円、次ページに行きまして、ほかからの流用で67万7,000円、これの意味合いです。要は不用額が大きいのに、ほかから流用して、そういう決算の方法、理由をお尋ねいたします。

次が同じような、これは128ページ、節ですと需用費、これは不用額236万8,823円。最後に26万円と27万3,000円、それから20万円ちょうど、これが3本流用ということです。ごめんなさい。失礼しました2万6,000円ですね、最初。その3点があります。ですから、最終的には残った不用額に対してのなぜ流用、入れてくるのか。

3点目、140ページ、生涯学習センターの中の需要費、不用額で186万1,342円。ここに予備費からの充当ということで52万1,000円。おののの理由というか、直前なりなんなり、急を要したとかつてあるのでしょうかけれども、それらを教えてください。

○委員長（堤 信也君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、流用、それから予備費充当等でございますが、考え方といたしましては年度当初予算が配分されまして、まだその事業が執行されていない場合に状況の変化等々によりまして経費が必要になったという場合については、昨年であればコロナ関係が当初ございまして、予算執行していく中でコロナについてはちょっと予備費を使わせていただきたいというふうに一応お話をさせていただいてございました。ということで予備費から充当したという経過もございますし、事業確定した後に今おっしゃったような不用額が出ていくということもございます。当初想定していなかった部分に関しまして、まだ事業が確定していない、そんな中で予算がどうしても足りないという場合につきましては予備費から持ってきてたり、幾らか流用して。最終的には事業確定の中で不用額が生ずると、そのようなことで起こっている状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（堤 信也君） 横山委員。

○9番（横山義博君） 今の課長のお話しそるは多分従来と同じだと思うのですけれども、今言わされたコロナでというのは、これ最終というか、生涯学習センターのところはこれは予備費からという形で多分そちらのほうだと思うのですけれども、いわゆる事業の未着手のときにもうスタートしていたということがこの2点なのですか。

○委員長（堤 信也君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、当初予算がございまして、可決いただきました。それから、事業起こすには4月からということになりますが、例えば昨年のコロナなんかでありますと、もう既に対策がいろいろどういうふうになるかということで分からぬ状況でございまして、予算は組みましたが、全額コロナ対策として当初予算では組んでおりませんで、後から補正予算組んだり、いろいろさせていただきました。ですが、当初から必要な部分が、昨年であればコロナ関係ですと飛沫防止板の購入だとか、これ多分予備費充当しましたか、議会で多分。そういう経費がありましたり、最終的にはその中で間に合ったり、ただ今おっしゃっているのはそれでも不用額生じているでしょうということだと思いますが、事業確定した中で、事業する際にはやっぱり設計が必要であります。どのくらいかかるのかということでやったところ、不測の事態と申しますか、そういったことでこの事業に関しては予算が足りない。ほかの事業について、その時点で流用できないという部分もございますので、確定したものから流用することがあるかもしれません。事業ごとに今のそういった流用、それから予備費充当ということで行わせていただいておりますので、当初で予算が確保できないものについては、繰り返しになりますが、流用させていただいたり、予備費から充当させていただいたりしながら、まずその事業を契約なりなんなりしまして、確定した後、国県補助なんかは精算確定させていただいておりますけれども、基本的に一般財源では執行率に伴って専決処分させていただいたりしていますので、そのまま不用額として計上させていただいたようなものもありますということでございます。

○委員長（堤 信也君） ほか質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） ほかにないようでございますので、以上で認定第1号 令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定の質疑は終了いたします。

お諮りします。本日はこれにて延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 (午前11時27分)

決 算 特 別 委 員 会

(第 6 日)

令和3年会津美里町議会（決算特別委員会）

第6日

令和3年9月21日（火）午後2時00分開議

委員長 堤 信也 君 副委員長 村 松 尚 君

○出席委員（14名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
5番	堤		信	也	君	12番	根	本		剛	君
6番	鹿	野	敏	子	君	13番	山	内	須	加	美
7番	鈴	木	繁	明	君	14番	横	山	知	世	志
8番	星			次	君	15番	石	川	栄	子	君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総務課長	國 分 利 則 君
政策財政課長	鈴 木 國 人 君
町民税務課長	児 島 隆 昌 君
健康ふくし課長	平 山 正 孝 君
会計管理者	原 克 彦 君
産業振興課長	金 子 吉 弘 君
建設水道課長	鈴 木 明 利 君
教育長	歌 川 哲 由 君
教育文化課長	松 本 由 佳 里 君
教育文化課主幹	福 田 富 美 代 君
代表監査委員	鈴 木 英 昭 君

○事務局職員出席者

事務局長 高木朋子君
総務係長 歌川和仁君

開 議 (午後 2時00分)

○委員長（堤 信也君） これから本日の会議を開きます。

決算特別委員会6日目を行います。

決算特別委員会5日目終了後、皆様にお願いいたしました提案において、お二人の方からいただきました。ありがとうございました。

それでは、令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定に係る提言書（案）についてお諮りいたします。

お手元に配付しました提言書（案）について、委員間討議により共通認識を図りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） 異議なしと認めます。

それでは、配付してございます提言書（案）について何かご意見ございませんか。

11番、根本謙一委員。

○11番（根本謙一君） おおむね了したいと思います。いろいろ具体的な事例も含めて、事案も含めて議論されたということであろうというふうに踏まえて了したいと思いますけれども、その中で1点お伺いしたいと思います。

2番の子育て環境の整備についてのところで、後半に待機児童の解消を図ることとなっています。町の説明によりますと、いわゆる待機児童というのは町の基準から外れなくても入れなかつた場合、待機児童というふうに言うことだと思います。ところが、先日の町の答弁では、うちに見る、じいちゃん家族含め、じいちゃん、ばあちゃん含め、家族がおられることで、いろいろ調べていくと結果的には全ていわゆるあそこで俎上に上がった待機児童的な子供はいないことでゼロになったというふうに私は理解しました。そもそも基準に入っているにもかかわらず入れないのが待機児童と呼ぶべきものなのに、ここはどういうふうな議論、あるいは認識の中で待機児童の解消を図ることというふうになつたのか、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（堤 信也君） 我々もまずそういった部分で理事会のほうでも討議いたしました。決算委員会の町側の、執行側の答弁の中にも待機児童という文言は確かに出てきまして、それで我々の共通的な話合いの中では、申込みをしていたのにもかかわらず入れなかつたという点をやはり重く受け取って、それは後から各家庭のほうにはこういった形で受け入れることができんというふうな説明があったということですけれども、その辺が我々の認識としてはそれは待機児童だろうというふうに判断させていただきまして、こういった形で表現させていただいたところです。

根本委員。

○11番（根本謙一君） それは、町の基準からすると待機児童には本来ならないのを議会で勝手にそれを待機児童と呼ぶというふうにしてしまうのは、私はちょっと違うような気がするのです。そこを

求めるならば、待機児童の基準の見直しとか、私はそこまで踏み込んだ提言になるなら理解できますけれども、だって調査した結果、それはおうちで見られるということでゼロになったということで、待機児童という言葉を使ったがために混乱したのですよね。そこは、議会で勝手にそれは待機児童と呼ぶという言い方は私はすべきでないと思いますけれども、いかがでしょうか。ほかの方々にも伺つていただいたほうがいいかなと。私が勝手な思いで言っているというふうになってはいけないと思いますので。

○委員長（堤 信也君） 我々の、その辺についての待機児童という形でどういったものかというあれもありましたけれども、実際に申込みはされているわけなのですけれども、町のほうの受け入れ態勢ができなかつたと、支援員もいなく、できなかつたというところはやはり重きを置いたほうがいいのではと。結局おうちの方に見てもらう、おじいちゃん、おばあちゃんに見ていただくということプラス、親戚の方に見ていただくとか、それも後からの表現であるという判断の中でそういう形で見させていただいたということなのですが、そのほかに皆様のほうでご意見等何かございましたらお願ひしたいと思います。

鹿野委員。

○6番（鹿野敏子君） この文言なのですから、待機児童発生の抑制に努めるとか、そういうふうに待機児童がいたとかいないとかということではなくて、待機児童というものが発生しないように整えるというような形に直したらいいのではないかと思います。

○委員長（堤 信也君） という案も出ました。ほかに何か皆様のほうからございましたら。

14番、横山委員。

○14番（横山知世志君） この件については、理事会でさんざん協議検討を重ねてまいりました。施策のほうにも待機児童というような文言が載っていたということで、細かくいろいろやつていれば、それはいいのだろうと思うのですが、長くなり、切りがないというようなおそれもあったもので、それでもそれぞれ修正を重ねて作成された提言であって、私はこれまでいいのかなというふうに思っています。

○委員長（堤 信也君） 9番、横山委員。

○9番（横山義博君） 今委員長が説明したそういう意味合いということなので、待機児童という言葉そのものはあるのですけれども、そういう意味合いで私取っていますので、こういう表現でやらざるを得ないのかなというふうに思います。

○委員長（堤 信也君） 15番、石川委員。

○15番（石川栄子君） 私は、逆にこの待機児童の解消を求める、図ることという文言そのものは要らないと思います。というのは、待機児童が発生してしまったというのは、結局見ていただける方が募集に足りなかつたということですので、ですから家庭の事情とか、そういったようなことではなくて、それでなくても児童クラブというのは今広く受け入れ態勢を整えていきたいと、かつてもそのよう

な話をされていたにもかかわらず、結局支援員がいないためにこういった事情が発生してしまったということですので、逆にこの待機児童の前のところまでの文言でよろしいのではないかなど、そのように思います。

○委員長（堤 信也君） 9番、横山委員。

○9番（横山義博君） 今石川委員が言われたのは、若干私は違うと思います。なぜかというと、結局今言った支援員云々という説明を我々聞いています。それによって待機児童という形ができてしまつたと、結局募集したけれども、応募がなかった。ですから、そういう人的な手配あるいは扱う場所、入れる場所の手配云々も含めて考えて待機児童を解消してはどうですかという、私はそういう意味合いなので、そういう説明は受けているので、私はこれで何ら問題はないと思うのですけれども。それは私の意見です。

○委員長（堤 信也君） 根本委員いかがですか。

根本委員。

○11番（根本謙一君） 再度言うようですが、結局申込みをされるほうは基準を一定程度知っているはずなのにもかかわらず、結果的に基準から外れているにもかかわらず申し込んでいるという実態がまた明らかになったわけですよね。だから、そこをどうするかというのをここで言わないと、私はいけないと思うのです。だから、受入れ態勢と施設の整備の中にそういうことも含意されているのだ、含まれているのだということも言えなくはないのですけれども、待機児童という言葉を使ってしまつたがために混乱したことを考えますと、この待機児童の解消を図ることというのは、私は議会側からは使うべきではないのかなということに至ったわけです。そこは理解していただきたいなとうふうに思います。

○委員長（堤 信也君） ほか、ございましたら。今3案出しているわけです。このままの状態と、あと根本委員からの待機児童の文言の件と、6番の鹿野委員による待機児童の解消の部分の文言、その辺を図ることということなのですけれども、その中で我々理事会としては今皆様のお手元に出しているような形で午前中討議等をやらさせていただきましたけれども、これについて先ほど15番の石川委員からもありましたけれども、それについてお二方文言等についてご意見いただきました。これについて、また皆様のご意見等お伺いしながら行きたいと思うのですけれども、何かご意見ございましたら。

1番、野中委員。

○1番（野中寿勝君） 決算の議論の中でも結局受け入れるための施設、部屋を整えたりしてやつたと。最終的に待機児童についての解釈はちょっと違つてしまつたと思うのですけれども、町はそういう受入れ態勢の部屋も支援員の募集もしたということは、待機児童がいるということを認識して対応しなければならないというのを令和2年度行動取つたわけです。ですから、待機児童は実質的に町の認識としてもされなかつたのは事実だと思うのです。ですから、私もこの提言書にあるように解

消を図ることというのは当然の表現かなというふうに思って、この原案のとおりでいいというふうに判断いたします。

○委員長（堤 信也君） 7番、鈴木委員。

○7番（鈴木繁明君） やはりそういったもろもろの事情があって、令和2年にはそういう事情があったということで、その結果やはり今後はそういった待機児童を出さないという意味で、この文言で私はいいと思います。

○委員長（堤 信也君） その他ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） ないようですので、以上で委員間討議を終了します。

ここで執行部入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 （午後 2時13分）

再開 （午後 2時15分）

○委員長（堤 信也君） 再開します。

失礼しました。進行的なミスがございました。

委員間討議の中でその他ございませんということなので、提言書（案）をこの原案どおりに議長宛てに出したいと思いますので、皆様ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） なしということでございますので、以上で委員間討議を終了いたします。

ここで執行部入室のため、2時20分まで休憩いたします。

休憩 （午後 2時15分）

再開 （午後 2時18分）

○委員長（堤 信也君） 再開します。

令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定に係る提言書（案）についてお諮りいたします。

お手元に配付しました提言書（案）を議長に報告したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 異議なしと認めます。

それでは、提言書にあります「(案)」を消したものを議長へ報告することに決しました。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（堤 信也君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第1号を電子採決によって採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各委員投票〕

○委員長（堤 信也君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（堤 信也君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これで本委員会に付託されました議案の審議が終了しました。

○副委員長（村松 尚君） それでは、これにて令和3年会津美里町議会定例会9月会議決算特別委員会を閉会いたします。

閉会 （午後 2時20分）

定例会 9月会議

(第 5 号)

令和3年会津美里町議会定例会9月会議

議事日程 第5号

令和3年9月22日（水）午前10時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 決算特別委員会委員長の報告
- 第 3 認定第 1 号 令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 2 号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 3 号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 4 号 令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 5 号 令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 6 号 令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 7 号 令和2年度会津美里町水道事業会計決算認定について
- 第 10 認定第 8 号 令和2年度会津美里町下水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 9 号 令和2年度永井野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第 54 号 会津美里町立学校林設定に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 55 号 会津美里町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 58 号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）
- 第 15 議案第 59 号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 16 議案第 60 号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 17 議案第 61 号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 18 議案第 62 号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 19 議案第 63 号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 20 議案第 64 号 令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 21 陳情第 4 号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

第21まで同じ

追加日程第1 発議第3号 森林環境譲与税の按分率の基準を見直すよう求める意見書

追加日程第2 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める

意見書

追加日程第3 発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

追加日程第4 発議第6号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書

○出席議員（16名）

1番	野	中	寿	勝	君	9番	横	山	義	博	君
2番	村	松		尚	君	10番	佐	治	長	一	君
3番	小	島	裕	子	君	11番	根	本	謙	一	君
4番	渋	井	清	隆	君	12番	根	本		剛	君
5番	堤		信	也	君	13番	山	内	須	加	美
6番	鹿	野	敏	子	君	14番	横	山	知	世	志
7番	鈴	木	繁	明	君	15番	石	川	栄	子	君
8番	星			次	君	16番	谷	澤	久	孝	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉	山	純	一	君
副町長	佐々木		吉	一	君
総務課長	國	分	利	則	君
政策財政課長	鈴	木	國	人	君
会計管理者	原		克	彦	君
町民税務課長	児島		隆	昌	君
健康ふくし課長	平山		正	孝	君
産業振興課長	金子		吉	弘	君
建設水道課長	鈴木		明	利	君
教育長	歌川		哲	由	君
教育文化課長	松本		由佳里		君
教育文化課主幹	福田		富美代		君
代表監査委員	鈴木		英昭		君

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○常任委員会委員長の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、横山知世志君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（横山知世志君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（横山知世志君） おはようございます。総務厚生常任委員会報告を申し上げます。本委員会は、9月1日に論点抽出を行いましたが、論点はなく、また9月6日の総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとして質疑を行いました。

令和3年9月13日午前10時より本庁舎議場において委員全員、所管課及び議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託されたのは認定5件、議案5件及び陳情1件の合計11件でありました。審議審査の結果はお手元に配付されておりますので、件名を省略し、議案番号で報告をいたします。

認定第2号では、委員から、保険給付費支出額の予算額に対し4,293万5,000円の支出減となっている。コロナ禍における受診控えが要因との説明があったが、終息後、次年度以降にその方々が受診を再開した場合、国保会計が予算不足にならないかと問われ、当局からは、受診控えからの受診状況を考慮して予算化をしている。受診控えによって体調が悪化するケースもあるかもしれないが、その点も十分踏まえ、実績等を加味しながら予算確保に努めたい。また、基金等も運用しながら対応すると答弁がありました。さらに、委員から、傷病手当金の支出がなかったが、支給要件の説明と事業所等への周知はどうだったのかと問われ、当局から、支給対象者がなかったため、支出はありませんでした。制度は、給与所得者で国保加入が条件であり、広報紙等で周知はしております。昨年のコロナ感染者のクラスターによる本町での感染者は少なかったが、本年度は増加も考えられるため増額し、現在は4件ほど相談が上がっているとの答弁がありました。さらに、コロナ禍で受診者が少なかったことは理解できるが、過去に受診歴があり、近年の未受診者に対してははがきで受診の勧奨をしたようであるが、電話等での踏み込んだ勧奨があつてもよかったですのではないかと問われ、当局から、元年度から取り組んできた受診勧奨であります。コロナ禍であり訪問を控え、はがきで実施したと答弁がありました。ほかにも若干の質疑はありましたが、反対討論はなく、全員賛成で認定しました。

認定第3号では、地域リハビリテーション活動支援事業で30回の中止となっているが、利用者や対象者の方々に影響はなかったのか、それらの把握と分析はされているのかと問われ、当局からは、介護予防事業全体の98回、約半分が中止となり、地域リハビリテーション活動支援事業はこのうち30回

を占めている。ちょうど緊急事態宣言等が発令されている時期に一番多かった。昨年は、感染のおそれがある場合は安全策を取って事業を中止せざるを得なかつたためこの数字となった。その結果、身体的に弱くなっているという話は聞いておりますが、フレイル対策が重要であると考え、昨年度作成したDVDを活用しながら事業を展開していると答弁があり、ほかにも何点か質問はありましたが、反対討論はなく、賛成全員で認定しました。

認定第4号では、何点か質問がありましたが、反対討論なく、賛成全員で認定しました。

認定第6号では、委員のほうから、販売促進事業や環境美化に尽力されていると思うが、地域とのコミュニケーションが大事である。地区の声はどうなのか、また子育て世帯への情報発信とは何かと問われ、当局から、昨年度産業振興課が実施する森林再生事業の説明会を利用して一緒に開催をする予定があったが、コロナ禍で実現できなかつた。しかし、区長との懇談会は毎年実施をしており、来場された方の声は、よかつたという意見をいただいた。今年度は、さきの説明会と併せて情報収集をしてまいりたい。吹上台の高齢化は15.8%であり、若い方も定住しており、状況はよいものと認識していると答弁がありました。反対討論はなく、賛成全員で認定しました。

認定第9号は質疑討論なく、賛成全員で認定しました。

次に、議案第55号及び第59号では質疑討論なく、賛成全員で可決しました。

議案第60号では、地域ケア会議推進事業の研修委託料の内容を問われ、当局からは、本事業は包括支援センターに業務委託の予定で回数は6回を予定している。参加人数はそのときの状況によって変わると問われた。業務内容は、ケアプラン作成のための研修であり、各事業所のケアマネ全員が対象となりますと答弁された。委員からは、町内ではケアマネが何人いるのかと問われ、さらになぜこの時期の補正かと問われ、当局からは、町内事業所所属のケアマネだけですと約30人ですが、病院等のほかの職種を含めると50人程度と認識している。また、本事業は当初から示されてはおらず、県の補助事業であるため、県が示してからの応募となるためこの時期の補正となつたと答弁があり、反対討論はなく、賛成全員で可決しました。

議案第61号及び第63号は質疑討論なく、賛成全員で可決しました。

次の陳情第4号では、委員多数がおおむね賛同の意向を示され、採決に入り、反対討論はなく、賛成全員で採択となりました。

以上で本委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、山内須加美君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（山内須加美君）登壇〕

○産業教育常任委員長（山内須加美君） それでは、産業教育常任委員会のご報告を申し上げます。

去る9月13日午前10時より常任委員会室において、委員全員と所管課課長、課長補佐、係長出席の下、開催をいたしました。本委員会に付託された案件は認定3件、議案3件の計6件です。なお、9月1日に論点抽出を行いましたが、論点はありませんでした。さらに、9月6日の総括質疑の質疑終了後にも論点整理表は提出されませんでしたので、よって今回の付託案件では論点はないことをご報告申し上げます。

それでは、件名を省略して、認定、議案番号で報告をいたします。まず、認定第5号、委員より、高田工業団地の当初の土地売却価格は幾らかとの問い合わせに、所管課より、1平方メートル当たり約1万5,000円であったとの答弁があり、また委員より、財産に関する調書の普通財産の内容について質問があり、所管課より、高田工業団地については未売却の土地である。また、新鶴工業団地は未売却の分譲地ではなく、のり面などの傾斜地の土地であるとの答弁がありました。また、委員より、高田工業団地販売管理事業の開発許認可申請等業務委託料についてもう少し詳細な説明を求め、所管課より、開発許認可申請等業務委託は、高田工業団地に道路を新設するため、開発許認可に係る書類作成業務及び道路建設に係る測量設計業務である。また、委託期間は令和2年4月14日から令和2年8月31日までであり、受託者は会津若松市の日栄地質調査測量建設株式会社であるとの答弁がありました。また、委員より、共同処理施設負担金の未収金はあるのかとの問い合わせに、所管課より、これは土地売却時に納入が必要となるので、共同処理施設負担金の未収金はないとの答弁がありました。また、委員より、新鶴工業団地ののり面の土地については、これは普通財産ではなく行政財産とするべきではないのかとの問い合わせに、所管課より、この財産については普通財産として管理するほうがよいと考えているとの答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は認定となりました。

次に、認定第7号は、委員より、前年度比較で年度末給水人口が270人の減に対して給水戸数は1戸減となっているが、どのような理由かとの問い合わせに、所管課より、人口減少に伴う自然減と考えているとの答弁がありました。また、委員より、老朽管更新事業及び全地域の漏水調査等、施設、設備の計画的かつ効率的な修繕により有収率が増加したことだが、漏水が発生した際の連絡等はどうになっているのかとの問い合わせに、また老朽管更新事業は有収率に影響しているのかとの問い合わせに、所管課より、一般家庭からの通報や漏水調査により漏水を確認して修繕対応をしている。また、老朽管更新工事についても有収率の増加に影響していると考えているという答弁がありました。また、委員より、経年劣化等による修繕件数は何件あったのか、また夜間等に緊急漏水の修繕を行う際は大きな音も出るために出られなかつた人がいると聞くが、近隣住民への声かけ等は必要ではないのかとの問い合わせに、所管課より、修繕件数については給水管、配水管、施設の修繕で本郷地域が33か所、高田地域が71か所、新鶴地域が7か所、関山地区が2か所の合計113か所であるとの答弁がありました。また、夜間等の緊急漏水の修繕については、全て業者に任せのではなく、職員も出ているので、近隣住民への声かけ等対応していくとの答弁がありました。その後質疑なく、賛成全員で本案は認定となりました。

次に、認定第8号、委員より、下水道への接続は年間何件くらいあるのか、また高齢者等が家にいなくなった場合の手続の方法とその周知はどうしているのかとの質問に、所管課より、接続件数は高田処理区の高田地域で35件、特定環境保全公共下水道の境野地区で2件、本郷処理区が14件、農業集落排水事業は新鶴処理区で9件、寺入地区と閑山地区についてはゼロでしたという答弁がありました。また、下水道の使用人数が変更になった場合、変更届を提出していただくことになり、また下水道を使用しなくなった場合は休止届により料金を精算し、その後下水道料金はかからなくなる。なお、下水道を使用再開する場合は再開届を提出していただくことになり、また住民への周知方法については、町広報紙で使用人数の変更の際の手続について周知しているとの答弁がありました。委員より、宅内を全て下水道に接続するとなると費用もかかることになるが、接続促進についてはどのように進めているのかとの問い合わせに、所管課より、毎年少しづつではあるが、接続数は増加をしている。接続促進については、下水道事業運営委員会や町広報紙等で接続助成等について周知を行っている。また、委員より、新鶴浄化センター汚泥引抜業務委託について、契約金が今年度も同額になっているが、どうしてこのようになるのかとの問い合わせに、所管課より、入札であるので、応札された業者によるものであり、町としては予定価格内に入っていれば落札になるとの答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は認定となりました。

次に、議案第54号、所管課より、これは条例第4条の学校林の植林、下刈り等の撫育作業については、森林愛護の精神を養成するための会津美里町立小中学校の児童及び生徒の実習による、さらに会津美里町居平部分林管理規則によるの内容について、この件については所管のほうから実際に昭和50年度を最後に児童生徒の実習は行われていないとの説明を受け、それに対して委員より、そうであるならばその児童生徒の実習部分の記載についてはもっと早い段階で条例を改正すべきではなかったのかとの指摘に対しまして、所管課より、もっと早い段階で条例を改正すべきであったという答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決となりました。

次に、議案第62号、委員より、道路改良工事は指名競争入札になるのか、その場合の指名業者は何社になるのかとの問い合わせに、所管課より、契約の方法は指名競争入札を予定しており、業者数は7社の予定であるとの答弁があり、また委員より、指名業者の選考には今後十分に注意するように要請を行い、また委員より、昨年度からの道路工事を行っているが、これとは別に新たな道路工事を実施すると理解しているとの質問に、所管課より、現在行っている工事とは別に昨年度売却した消防署の東側の土地への進入路を新設する工事であるとの答弁があり、委員より、提出案件資料の21ページの企業誘致促進支援事業と提出案件資料31ページの高田工業団地販売管理事業に高田工業団地への進入路を新設するためと同じ記載があるのはなぜかという問い合わせに、所管課より、企業誘致促進支援事業については一般会計から特別会計への繰出金の説明であり、高田工業団地販売管理事業は一般会計から特別会計への繰入金の説明であると答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決となりました。

次に、議案第64号は、委員より、総係費、報償費など受益者負担金一括報奨金が2万円減額されて

いるが、何件分なのかとの質問に、所管課より、1件分であるとの答弁があり、また委員より、資本的収入の受益者負担金が16万減額となっているが、どのような内容かとの問い合わせに、所管課より、当初一括納入を32件で積算していたが、31件となったため20万円の減額。また、分割納入が当初4件で積算していたのが5件となり、4万円の増額となった。差引き16万円が今回減額となっていると答弁があり、その後質疑なく、賛成全員で本案は可決となりました。

以上で本委員会の報告を終わります。

○議長（谷澤久孝君） これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○決算特別委員会委員長の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、決算特別委員会委員長の報告を議題といたします。

本件についての委員長報告は、別紙報告書のとおりであります。

お諮りいたします。委員長の報告は、会議則第41条第3項の規定により省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員長の報告は省略することに決しました。

○認定第1号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、認定第1号 令和2年度会津美里町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第2号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、認定第2号 令和2年度会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

○認定第3号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、認定第3号 令和2年度会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第4号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、認定第4号 令和2年度会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第5号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、認定第5号 令和2年度会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第6号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、認定第6号 令和2年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第7号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君）　日程第9、認定第7号　令和2年度会津美里町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第8号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君）　日程第10、認定第8号　令和2年度会津美里町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。
これをもって採決を確定いたします。
賛成全員。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

○認定第9号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第11、認定第9号 令和2年度永井野財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。
これより認定第9号を電子採決システムにより採決いたします。
本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。
これをもって採決を確定いたします。
賛成全員。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議案第54号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第12、議案第54号 会津美里町立学校林設定に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第55号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第13、議案第55号 会津美里町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第58号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第14、議案第58号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）

を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 私は、議案第58号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）に反対いたします。

私が反対する理由は、条例に反した予算計上があるという点であります。本議案の学校教育施設整備基金積立金の計上額について、会津美里町学校林設定に関する条例第3条の学校林の分収による収益は全て会津美里町立小中学校の学校施設、校舎等の新築、増築、改築等のために使用するものとするという規定に基づけば、専決処分した承認第10号の学校林立木公売による売却価格1,297万1,200円を計上すべきである。しかし、売却価格より減額した金額が計上されているという点であります。町の説明では、収益とは収入の中から必要な経費、必要な金額について除いたものを本当の収益と考えると述べているが、そのことは一般論である。また、町はこの補正予算では地元に支払われる金額を除いて収益として考えると述べているが、条例第3条にそのような条文規定は存在しない。

そこで、私が論点と捉えているのは、条例に規定している学校林の分収による収益の判断である。町が規則で定める特別保護料等を地元に支払うこと自体を反対するものではないが、条例第3条は単なる収益ではなく、学校林の分収による収益についてその使途を規定しているだけであり、ただし書等による地元に支払う金額を除くことなど分収による収益を限定する規定は存在しない。あわせて、会津美里町居平部分林管理規則第4条においては、地元へ部分林収益分収の際に部分林の保護及び手入れの任を負う地元地区民に対し特別保護料を支給することを規定しているが、支給額の算出根拠を含め、分収による収益から支出することなど一切規定されていない。また、ただし書においては造林に要する諸経費は毎年度予算に定める部分林分収金から所要経費を控除した額の100分の1とすると規定しているが、諸経費の算出方法を規定しているだけで特別保護料に含むのか、別に支給するのかも明確に規定されていない。しかも、毎年度予算に定めるとしているが、現状において実態がない。特別保護料を部分林収益分収の際とし、造林に要する経費を毎年度予算に定めるとしていること自体規定に矛盾がある。つまり規則を根拠として地元に支払われる金額を分収による収益から除くことができるとする説明には合理的な理由がない。したがって、条例の分収による収益が収入金額から必要な諸経費を除いたものであるとする説明には明確な根拠がなく、本議案において分収による収益から減額計上する理由は存在しない。また、分収造林制度における分収については、分収に係る必要な費用、経費をあらかじめ控除した収益について、契約に定める割合をもって収益を分けるものであり、分収の完了をもって契約が終了するものである。したがって、分収による収益からさらに経費を支出することはあり得ない。さらに、林野庁のホームページでは、分収造林制度の説明の中で分収木を販売し、その収益（販売代金）をあらかじめ契約した一定の割合で分収する制度ですとあり、収益（販

売代金）と明確に記載されていることからも、分収による収益とは販売代金であると理解するのが当然のことである。したがって、条例に分収による収益は全てと規定されているとおり、本議案に係る学校教育施設整備基金積立金に計上すべき金額は、分収による収益である分収木売却価格と同額にすべきであり、減額計上には明確な根拠はなく、条例に反するものであり、容認できないものと考える。

以上、反対の討論を述べましたが、条例は地方自治の規範であり、遵守すべきであります。一方、予算の修正は必要に応じて補正可能であることも踏まえ、議員各位のご賛同をお願いして終わります。

○議長（谷澤久孝君） 賛成の討論ありませんか。

横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 私は、議案第58号に対し、賛意を申し上げます。

今般の事案で問題となっているのは、町立学校林設定に関する条例第3条の学校林の分収による収益の解釈であり、契約書と併せて会津美里町居平部分林管理規則を調査させていただいたが、分収金から契約に基づき地区に支払う造林分収交付金を控除した額を収益とし、学校教育施設整備基金に積み立てるものとした町の説明は十分に理解できるものであります。

また、今般の補正予算においては、当該事案以外にもため池診断調査業務、あるいはインフルエンザワクチン接種など、町民生活に多大な影響を及ぼす項目が盛り込まれております。早急にこの補正予算案を可決していかないと、町民の影響もあるというふうに考えます。ここでこの予算を止めるわけにはいきません。よって、本案に賛意を表します。

○議長（谷澤久孝君） 反対討論はありませんか。

渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それでは、議案第58号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第8号）の一部でありますものに反対を申し上げます。

私は、1番議員と基本的には同様の理由であり、本案について反対の理由に補足をして反対意見を開陳いたします。会津美里町学校林設定に関する条例及び会津美里町居平部分林管理規則によれば、部分林の契約は会津美里町と営林局による双務契約である。学校教育施設整備基金積立金は、分収による分収収益であり、条例に遵守して全額積立てしなければならないとあります。そのようなことからすれば、法令の解釈と判断に誤りがある。よって、本案に反対するものです。

以上。

○議長（谷澤久孝君） 賛成の討論はありませんか。

星次君。

○8番（星 次君） 議案第58号の一般会計補正予算に賛成の意を述べるものでございます。

なお、この一般会計予算についても議案第54号の学校林の設定に関する条例の一部改正にも関連するわけでございますが、やはりこの予算計上について収益というふうな考え方でございますが、町の説明にあったとおり、収益については私は間違ってはいないのではないかというふうに判断し、また

今回網羅されている一般会計予算は町民生活に密着したいろいろな、インフルエンザ等、それからマイナンバー等、それから除雪機械の修理等いろいろ計上されておりますので、いち早くこの一般会計補正予算を可決し、町民に安心していただけるようなことで実施しなければならないという考え方から賛成の意見を述べたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第59号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第15、議案第59号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第60号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第16、議案第60号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第61号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第17、議案第61号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第62号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第18、議案第62号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第63号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第19、議案第63号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第64号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第20、議案第64号 令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○陳情第4号の議題、討論、採決

○議長（谷澤久孝君）　日程第21、陳情第4号　国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第4号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第4号は原案のとおり採択されました。

ただいま15番、石川栄子さん、14番、横山知世志君より追加議案提出の申出がありました。ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩　　（午前10時50分）

再 開　　（午前11時20分）

○議長（谷澤久孝君）　再開いたします。

○日程の追加

○議長（谷澤久孝君）　ただいま追加送達された事件は、15番、石川栄子さんより発議第3号、発議第4号、発議第5号、14番、横山知世志君より発議第6号の計4議案です。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○発議第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第1、発議第3号 森林環境譲与税の按分率の基準を見直すよう求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、石川栄子さん。

〔15番（石川栄子君）登壇〕

○15番（石川栄子君） 発議第3号 森林環境譲与税の按分率の基準を見直すよう求める意見書について、地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

それでは、提案の趣旨説明を申し上げます。森林環境譲与税は、令和元年度から市町村及び都道府県へ配分され、間伐などの森林整備、人材育成や担い手確保等の費用に充てなければならないとされております。配分される森林環境譲与税の案分率は、大都市と地方の間で著しく差が生じる結果となり、私有林、人工林面積が大きく、森林整備が必要な自治体により多く配分されるよう、案分率の基準を見直すよう求めるものです。どうぞ趣旨ご理解の上、ご賛同くださるようお願ひいたします。

なお、提出先は御覧のとおりです。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり決しました。

○発議第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第2、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、石川栄子さん。

〔15番（石川栄子君）登壇〕

○15番（石川栄子君） 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

それでは、提案の趣旨説明を申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、生活への不安が続いている。このような中、地方財政は巨額の財源不足が避けられない状況に直面していますが、地方自治体はさらなる財政需要が見込まれる社会保障等への対応に迫られ、地方税財源の充実が不可欠であります。よって、来年度の地方財政対策及び地方税改正に向け、次の5つを国に要望します。

1つ目です。令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、他の地方歳出にしわ寄せがないよう十分な総額を確保すること。

2つ、固定資産税は制度の根幹を揺るがす見直しはせず、現在の特例措置は今回限りの措置とすること。

3つ目、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとすること。

4つ目、令和3年度税制改革により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5つ目、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上であります。どうぞ趣旨ご理解の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

なお、提出先は御覧のとおりです。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は提案のとおり決しました。

○発議第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第3、発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、石川栄子さん。

〔15番（石川栄子君）登壇〕

○15番（石川栄子君） 発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について、地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

それでは、提案の趣旨説明を申し上げます。豪雪地帯対策については、これまで特別措置法や豪雪法に基づく特例措置法等により、冬期間の生活環境は大幅に改善されてきました。しかし、令和2年度の豪雪では、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど多くの課題が明らかになりました。このように気候変動の影響や豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で住民の安全、安心を確保していくため、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要です。国会並びに政府においては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第

14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、総合的な対策を実施するよう要望するものです。どうぞ趣旨ご理解の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

なお、提出先は御覧のとおりです。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり決しました。

○発議第6号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 追加日程第4、発議第6号 「刑事訴訟法の再審決定（再審法）」の改正を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

14番、横山知世志君。

〔14番（横山知世志君）登壇〕

○14番（横山知世志君） それでは、発議についてご説明をいたします。

本発議は、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める発議であります。再審制度は、無実の人が有罪判決を受け、冤罪となつた人を救済する最後のとりでであります。日本国憲法の下で無実の人が処罰されるようなことはあってはならないことであります。これまでの冤罪事件では、再審決定が認められ

ても、警察、検察が証拠を開示しないことが大きな壁となっていました。証拠の開示か否かは裁判官の判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下の平等原則さえも踏みにじられています。また、再審開始決定に対する検察の不服申立ても許されていることも大きな課題であります。本発議は、再審における証拠開示制度の確立と警察官の上訴の制限を設けることが無実の人を救済する喫緊の課題であると判断し、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書であります。詳細はお手元に配付のとおりであります。

議員各位のご理解とご賛同をお願いして説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり決しました。

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして本定例会9月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和3年会津美里町議会定例会9月会議を散会いたします。

散会 (午前11時35分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議長 谷澤久孝

議員 山内須加美

議員 横山知世志